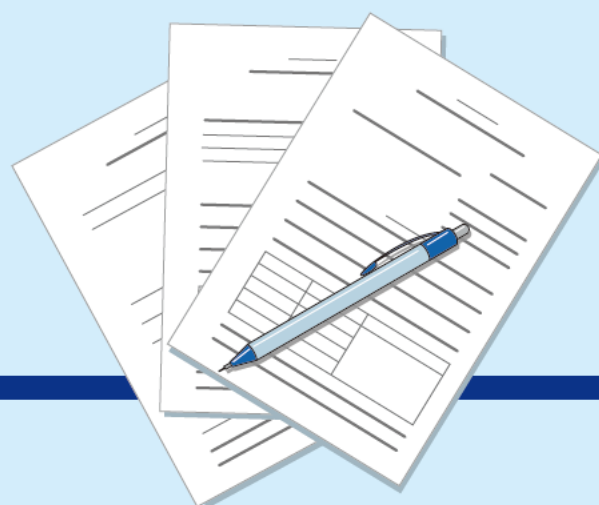


建築物省エネ法に基づく 規制措置・誘導措置等に係る 手続きマニュアル

令和2年7月時点版



一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

建築物省エネ法に基づく 規制措置・誘導措置等に係る 手続きマニュアル

令和2年7月時点版

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

目次

第1章 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要	1
1. 建築物省エネ法の構成	1
2. 建築物省エネ法に係る用語の解説	3
3. 建築物省エネ法と他法令の関係	4
第2章 建築物省エネ法の改正	5
1. 改正の背景	5
2. 改正建築物省エネ法に盛り込まれた措置の内容とその概要	7
3. 改正建築物省エネ法の施行に向けたスケジュール	10
4. その他	11
第3章 建築物省エネ法に係る規制措置	13
1. 規制措置に係る適用対象	13
2. 適合義務等	23
3. 届出義務	29
4. 説明義務	37
5. 住宅トップランナー制度	38
第4章 建築物省エネ法に基づく誘導措置	39
1. 性能向上計画認定	39
2. 認定表示	45
第5章 エネルギー消費性能等の計算方法	49
1. 非住宅に係る計算方法等の概要	49
2. 住宅に係る計算方法等の概要	60
3. 各計算法の適用について	68
4. 既存住宅・建築物の増改築時における 省エネ性能の算定の考え方等について	70
5. 認定等を受けた住宅・建築物の取扱いについて	71

第 6 章 規制措置、誘導措置に係る手続き	75
1. 規制措置に係る手続き	75
2. 誘導措置に係る手続き	105
第 7 章 所管行政庁又は登録省エネ判定機関による審査の手順	111
1. 規制措置に係る審査の手順	111
2. 誘導措置に係る審査の手順	139
3. 基準毎のチェックシート	186
第 8 章 建築確認・完了検査に係る審査手順について	195
1. 建築確認に係る審査手順	195
2. 完了検査に係る審査手順	201
3. 工事監理者による省エネ基準工事監理	206
第 9 章 申請書等記入例	207
1. 様式記入例（規制措置関係）	208
2. 様式記入例（誘導措置関係）	318
3. 設計図書等記載例（適合義務・適合性判定関係）	362

本マニュアルで用いた略語等（2021.4月施行予定に基づく）

（略語）	（法令名等）
建築物省エネ法、法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号）
改正建築物省エネ法、改正法	改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （令和元年 5 月 17 日法律第 4 号）
令	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 （令和元年 11 月 7 日政令第 150 号）
施行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 （令和元年 11 月 7 日国土交通省令第 43 号）
基準省令	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 （令和元年 11 月 7 日経済産業省令・国土交通省令第 3 号）
算出告示	平成 28 年国土交通省告示第 265 号（最終改正令和元年 11 月 15 日国交省告示第 783 号）
住宅仕様基準	平成 28 年国土交通省告示第 266 号（最終改正令和元年国土交通省告示第 784 号）
適合義務	法第 11 条で定める特定建築物の建築主の基準適合義務
届出義務	法第 19 条第 1 項で定める建築物の建築に関する届出等
説明義務	法第 27 条第 1 項で定める小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明
住宅トップランナー制度	令第 11 条に定める分譲型一戸建て規格住宅及び令第 13 条に定める請負型規格住宅に係る報告等
性能向上計画認定	法第 34 条で定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
誘導基準	法第 35 条第 1 項第 1 号で定める建築物エネルギー消費性能誘導基準
認定表示	法第 41 条で定める建築物のエネルギー消費性能に係る認定
省エネ性能	法第 2 条第 2 号で定めるエネルギー消費性能
省エネ基準	法第 2 条第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準
省エネ計画	法第 12 条第 1 項で定める建築物エネルギー消費性能確保計画
省エネ適判	法第 12 条第 1 項で定める建築物エネルギー消費性能適合性判定
省エネ適判通知書	法第 12 条第 3 項で定める建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書
登録省エネ判定機関	法第 39 条から第 42 条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者

住宅	法第 2 条第 1 号で定める建築物のうち住宅部分のみで構成されるもの
非住宅建築物	法第 2 条第 1 号で定める建築物のうち住宅部分以外のみで構成されるもの
住宅部分	施行令第 3 条で定める住宅部分
非住宅部分	住宅部分に該当しない建築物の部分
所管行政庁	法第 2 条第 5 号で定める所管行政庁
床面積	国土交通省告示第 1377 号に定める「高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積」

第1章

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要

1. 建築物省エネ法の構成

建築物省エネ法は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため、図 1-1-1 に示すとおり、省エネ基準への適合義務等の規制措置と、誘導基準に適合した建築物の容積率特例等の誘導措置を一体的に講じた構成となっている。

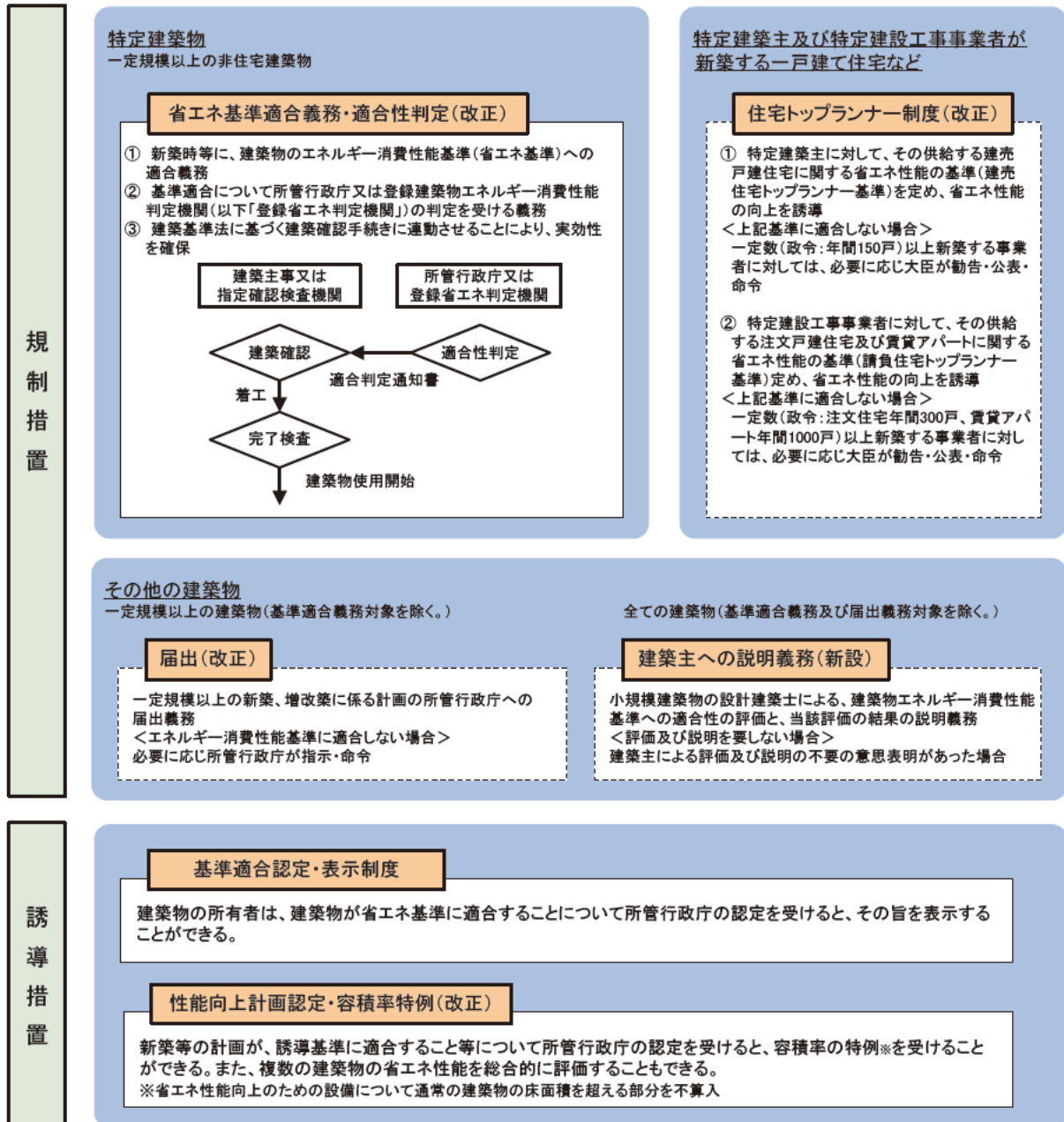


図 1-1-1 建築物省エネ法の構成

なお、図 1-1-1 において「改正」と記載された箇所は今般改正が行われた部分であり、「新設」と記載された箇所は改正により新たに新設された部分を示している。その内容については第 2 章で解説する。

2. 建築物省エネ法に係る用語の解説

本マニュアルで使用する建築物省エネ法に係る用語は、巻末に一覧を示している。以下では、本マニュアル内でキーワードとなる用語を示す。

「特定建築物」

非住宅部分の床面積^{*}が 300m² 以上（2021 年 3 月（予定）までは 2,000m²）である建築物をいう。

※壁を有しないことその他の高い開放性を有する部分（以下本マニュアルにおいて「高い開放性を有する部分」という。）を除いた部分の床面積

「特定建築行為」

特定建築物の新築若しくは増築若しくは改築（増築又は改築する部分のうち非住宅部分の床面積^{*}が 300m² 以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（増築する部分のうち非住宅部分の床面積^{*}が 300m² 以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。（詳細は第 3 章 1 参照。）

※高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

「特定増改築」

特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が 1 / 2 以内であるものをいう。（詳細は第 3 章 1 参照。）

「高い開放性を有する部分」

壁を有しないこと、もしくは、内部に間仕切り壁又は戸（ふすま、障子等除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が 1 / 20 以上である部分をいう。（詳細は第 3 章 1 参照。）

3. 建築物省エネ法と他法令の関係

法第 12 条に基づく省エネ適合性判定は、同条第 2 項に基づき建築基準関係規定と位置付けられているほか、建築物省エネ法で定める計算方法等を準用する住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示制度など、様々な法律等と深く関係している。

他法令との関係については、以降の章で適宜言及する。

第 2 章 建築物省エネ法の改正

1. 改正の背景

我が国のエネルギー源は、その中心である化石燃料の大半を輸入に頼るという根本的な脆弱性を抱えており、エネルギーの安定的確保が常に大きな課題とされている。特に 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、エネルギー需給構造の安定化が不可欠となり、エネルギーの安定的供給とともに省エネルギー対策の徹底が求められている。こうした中、2015 年 7 月、2030 年度におけるエネルギー需給構造のあるべき姿を示した長期エネルギー需給見通し（経済産業省）が策定され、さらに、2018 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画の中で、その実現を目指すこととされた。長期エネルギー需給見通しにおいては、省エネルギー対策の見通しとして、2030 年度のエネルギー消費量を省エネルギー対策前と比較して約 13%削減することが掲げられている。

また、2015 年 12 月に、温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組みである「パリ協定」が採択（2016 年 11 月発効）され、同協定を踏まえ、地球温暖化対策計画（2016 年 5 月閣議決定）において、長期エネルギー需給見通しと整合的なものとして、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度と比較して 26.0%削減する中期目標が掲げられている（表 2-1-1）。

このように、エネルギーの需給構造の安定化と地球温暖化対策の両面から、省エネルギー対策の推進が不可欠とされる中、地球温暖化対策計画等に基づく住宅・建築物分野における 2030 年度の中期目標等の達成に向け、住宅・建築物分野においては、2030 年度のエネルギー消費量を 2013 年度と比較して約 2 割削減することが求められており（表 2-1-2）、住宅・建築物の省エネルギー性能（以下「省エネ性能」という。）の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

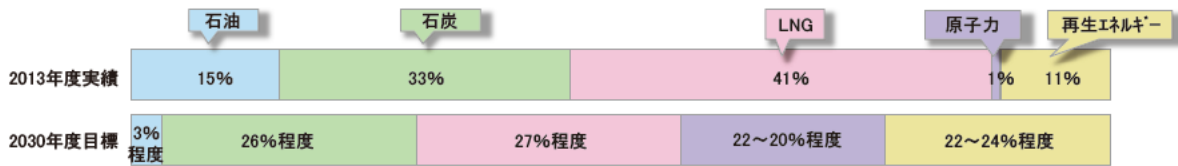
表 2-1-1 エネルギー起源 CO₂ の各部門の排出量の目安

	CO ₂ 排出量 (百万 t-CO ₂)		
	2013 年度 実績	2030 年度 の目安	削減率
全体	1235	927	▲25%
産業部門	429	401	▲7%
住宅・建築物分野	480	290	▲40%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

表 2-1-2 最終エネルギー消費量の各部門の削減量の目安

	最終エネルギー消費量（百万 kl）		
	2013 年度 実績	2030 年度 の目安	削減率
全体	361	326	▲10%
産業部門	160	170	6%
住宅・建築物分野	117	94	▲20%
業務その他部門	65	56	▲14%
家庭部門	52	38	▲27%
運輸部門	84	62	▲26%

<参考> 2030 年エネルギーミックスにおける電源構成



2. 改正建築物省エネ法に盛り込まれた措置の内容とその概要

これらを背景として、改正建築物省エネ法が2019年5月17日に公布された。改正建築物省エネ法は公布から6か月以内と2年以内の2段階で施行されることとなっている。

また、建築物省エネ法の改正に合わせて、表2-2-1に示す省エネ基準の改正等が行われている。

表 2-2-1 措置内容と施行日等

施行日等	法改正事項	関連する基準改正等事項
6か月以内施行関連 (2019年11月16日施行)	①届出義務制度の審査手続きの合理化	○共同住宅の省エネ性能の評価方法の簡素化 ○届出義務制度に係る指示・命令のガイドラインの策定
	②住宅トップランナー制度の対象拡大	○トップランナー基準の設定
	③性能向上計画認定制度の対象拡大	○他の建築物から供給される熱や電力に係る評価方法の合理化
2年以内施行関連 (2021年4月施行予定)	④適合義務制度の対象拡大	—
	⑤説明義務制度の創設	○戸建て住宅・小規模建築物の簡易な省エネ性能評価方法の追加 ○沖縄県(8地域)における住宅の外皮基準の合理化 ○省エネ基準が合理化される気候風土適応住宅の仕様の例示
	⑥地方公共団体による省エネ基準強化	—
法改正事項全般に関わるもの		○地域の区分の見直し

表2-2-1に記載する各改正事項のうち、2019年11月16日に施行された措置の概要は、以下のとおりとなっている。

①届出義務制度の審査手続きの合理化

現行制度において、中規模の非住宅建築物と中大規模の住宅を新築する場合は、着工の21日前までに省エネ計画を所管行政庁に提出することが義務付けられている。所管行政庁は、提出された計画が省エネ基準に適合せず、必要と認める場合に、計画変更等の指示・命令ができることとなっている。

しかしながら、省エネ基準への適合審査に係る業務負担が大きいことを理由に、こうした

指示等ができていない所管行政庁がある。このため、所管行政庁の審査に係る業務負担を軽減することを目的とし、届出に関する手続きが合理化された。具体的には、省エネ基準に適合していることを証する第三者機関による評価書（住宅性能評価書や BELS 評価書等）を取得している場合には、省エネ計算に係る図書の提出を不要とするとともに、21 日前までの届出期限が3 日前までに短縮された。

また、現行の共同住宅の評価方法は、全住戸及び共用部を個別に計算する必要があるなど煩雑であるため、申請者等の業務負担を軽減させることを目的とし、評価方法が簡素化された。具体的には、外皮性能について全住戸の平均により評価ができるようにすることや、共用部の一次エネルギー消費量の評価を任意とすることなどの見直しが行われた。

②住宅トップランナー制度の対象拡大

住宅トップランナー制度は、一定の仕様に基づき、年間で一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対して、目標年度までに省エネ基準を上回る水準を達成するよう努力義務を課すことを通じて、これらの住宅の省エネ性能の向上を図るものである。

今回の改正では、従来の制度の対象であった建売戸建住宅のほかに、新たに注文戸建住宅・賃貸アパートが制度の対象に追加された。また、それぞれの住宅の省エネ性能の現状を踏まえた目標水準が設定された。

③性能向上計画認定制度の対象拡大

省エネ基準を上回る誘導基準に適合していること等について所管行政庁による認定を受けた住宅・建築物については、省エネ性能向上に資する設備の設置スペースを容積率に不算入とする特例が設けられている。現行制度においては、1 棟の建築物において省エネ性能の向上に資する取組が認定の対象とされており、複数の建築物が連携して、大型で高効率の省エネ設備を設置して省エネ性能の向上に取り組む場合は認定の対象とされていなかった。

このため、今回の法改正において、複数の建築物が連携して省エネ性能の向上に取り組む場合も認定の対象に追加された。

また、2 年施行となる措置の概要は以下のとおりとなっており、2021 年 4 月に施行予定となっている。

④適合義務制度の対象拡大

現在、大規模（2,000m² 以上）の非住宅を対象としている適合義務について、中規模（300 m² 以上）の非住宅まで拡大するものである。

⑤説明義務制度の創設

現行制度においては、小規模な住宅・建築物は適合義務や届出義務の対象とはなっておら

ず、省エネ性能の向上の努力義務が課せられている。

今回の改正では、建築主に対する努力義務として求める水準について、「省エネ性能の向上」から「省エネ基準への適合」に強化するとともに、設計の際に、建築士から、省エネ基準への適否、適合しない場合は省エネ性能確保のための措置について、建築主に対する説明を義務づけることとした。これに伴い、小規模な住宅や建築物において省エネ性能に関する計算が必要となるため、省エネ計算に慣れていない建築士や中小工務店の方が省エネ計算できるよう、新たに簡易な計算方法を定めることとした。

また、沖縄県（8地域）における外皮性能の基準について実態を踏まえたものに見直しが実施された。具体的には、8地域では冷房期の平均日射取得係数のみが基準となっているが、改正前の基準値は外付けブラインドを付ける仕様で設定されているなど、8地域における実態に合わない仕様を想定した基準値となっていたため、8地域における実態を踏まえた見直しが行われた。

さらに、今回の改正において説明義務制度が導入されることを踏まえて、小規模の住宅についても伝統木造構法などの地域の気候風土に応じた住宅に対して省エネ基準の合理化措置が導入されることとなった。現行の届出制度においては、所管行政庁が気候風土適応住宅と認めたものについては、外皮基準は適用除外とし、一次エネ基準については標準的な設備を導入すれば適合できるような基準に合理化されているが、今後は小規模の住宅を含めて、所管行政庁による認定ではなく、建築士が気候風土適応住宅に該当するか否かを判断することとなった。

⑥地方公共団体による省エネ基準の強化

地方公共団体が、自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準を条例により強化できるようになった。これにより、例えば、同一市町村内で平野部と山間部が存在している場合など、同一市町村内での気象条件にばらつきがある市町村において、市町村内の一部のエリアで基準を強化できるようになるなど、きめ細かな基準設定ができることとなった。

3. 改正建築物省エネ法の施行に向けたスケジュール

改正建築物省エネ法における6ヶ月施行に係る部分（表2-2-1①から③）は、2019年11月16日に施行された。2年施行に関するものについては、2021年4月に施行予定となっている。

図2-3-1に、今後の施行に向けたスケジュールを記載する。

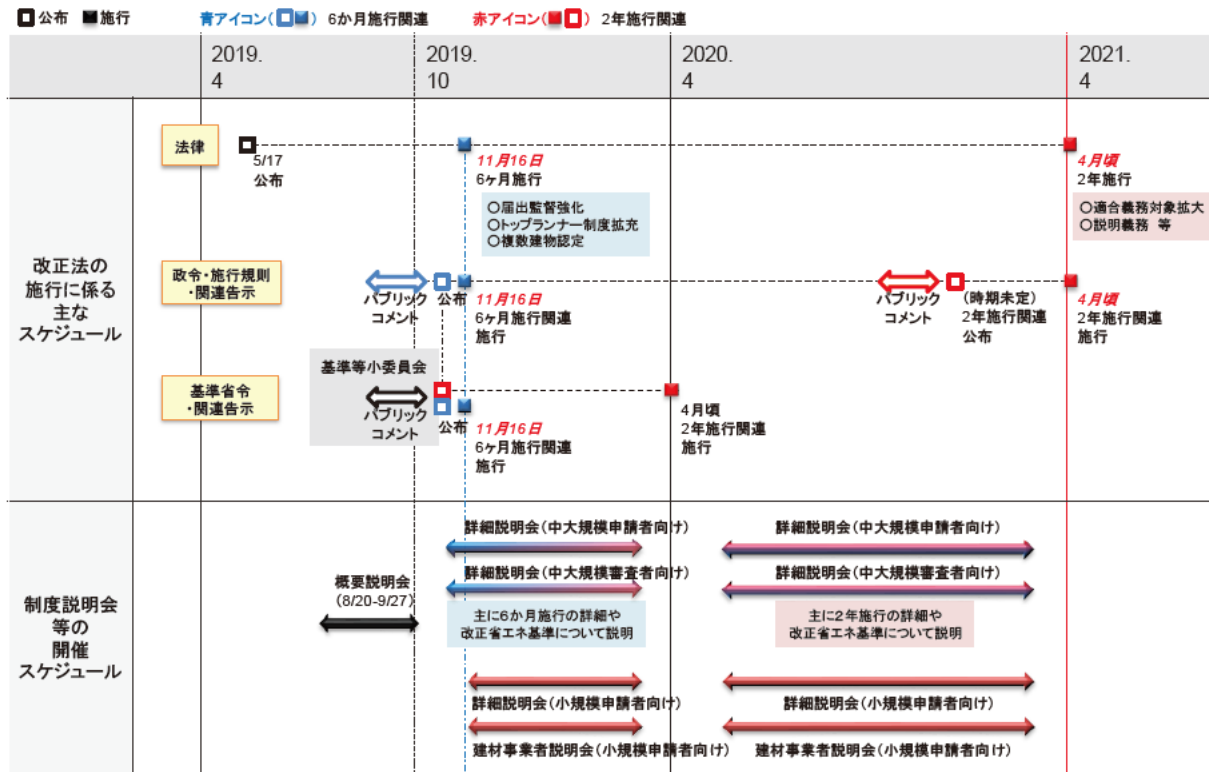


図2-3-1 施行に向けたスケジュール（案）

4. その他

「第1章 3. 建築物省エネ法と他法令の関係」のとおり、建築物省エネ法は他法令と関係していることから、今回改正された内容が他法令にも反映されることとなる。ただし、建築物省エネ法で改正された内容のうち、他法令に反映されるものと、反映されないものがあるため注意が必要となる。

具体的には、改正建築物省エネ法では、届出監督体制の強化を目的とし、共同住宅のフロア入力法などの新しい簡易計算方法が定められたが、住戸の性能を表示することを目的とする住宅品質確保法に基づく住宅性能表示制度では当該計算法を用いることができないことなどが挙げられる。具体的な各計算法の適用の可否等については、「第5章 3. 各計算法の適用について」を参照のこと。

第3章

建築物省エネ法に係る規制措置

1. 規制措置に係る適用対象

(1) 適合義務、届出義務及び説明義務の適用対象

適合義務、届出義務及び説明義務の対象となる建築物の規模等は表 3-1-1 のとおりとなっている。

なお、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、法第2条第2項に基づく条例で、省エネ基準に必要な事項を付加することができることとされており、地方公共団体によっては各制度の適用基準が強化されている場合もあるため、省エネ性能の評価にあたっては留意されたい。

表 3-1-1 規制措置の対象の概要

根拠条文等	対象用途	適用基準	審査対象
適合義務（適合性判定） 【11・12条】	非住宅	一次エネルギー消費量基準	特定建築行為 (特定増改築を除く)
届出義務 【19条等】	住宅及び非住宅	外皮（住宅部分のみ）及び一次エネルギー消費量基準	適合義務の対象に該当しない、床面積※が 300m ² 以上の新築、増改築
説明義務 【27条】	住宅及び非住宅	外皮（住宅部分のみ）及び一次エネルギー消費量基準	適合義務及び届出義務の対象に該当しない、床面積※が 10m ² を超える新築、増改築

※ 高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

表 3-1-1 にある特定建築行為とは、以下の建築行為が該当する。

- ① 特定建築物（非住宅部分の床面積が 300m²以上）の新築
- ② 特定建築物の増改築（増改築する部分のうち非住宅部分の床面積が 300m²以上のものに限る。）
- ③ 増築後に特定建築物となる増築（増築する部分のうち非住宅部分の床面積が 300m²以上のものに限る。）

ただし、2017年4月時点で現に存する建築物については、「非住宅に係る増改築部分の床面積（国土交通省告示第1377号に定める高い開放性を有する部分（以下「高い開放性を有する部分」という。）の床面積を含む。）の合計」が「増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る）に

係る延べ面積」の一定割合（1/2）以下の場合（特定増改築）は、適合義務ではなく、届出義務の対象となる。

また、適合義務、届出義務及び説明義務の適用除外となる建築物や、適合義務、届出義務及び説明義務の対象となるかを判断する際の規模の算定方法に関する考え方は同一となっている。

（⇒第3章 1. 規制措置に係る適用対象の「（3）適合義務、届出義務及び説明義務の適用除外」及び「（4）規模の算定方法」を参照）

（2）増改築に係る規制措置

建築物の増改築を行う際に適用される規制措置は、増改築を行う建築物の非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分の床面積を除く。）の規模等により異なる。具体の判定フローを図で示したものを図3-1-1、表で示したものを表3-1-2 もしくは表3-1-3 に記載する。

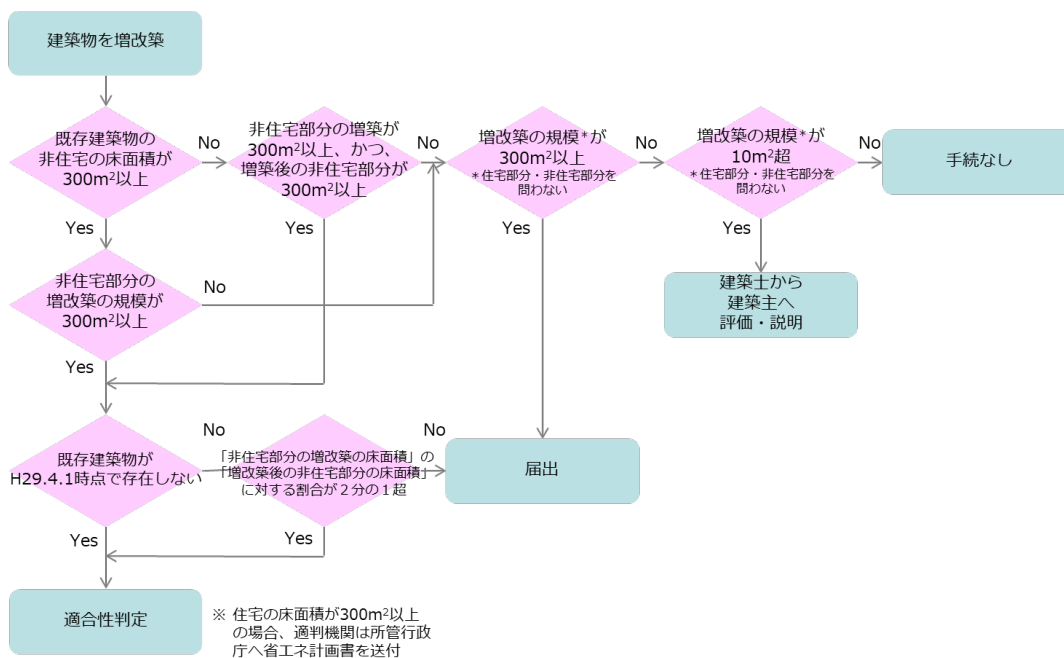


図3-1-1 増改築を行う際の適合義務・届出義務・説明義務の判定フロー

表 3-1-2 既存建築物の非住宅部分の床面積が 300m² 未満の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積、又は増改築後の非住宅部分の床面積	増改築を行う床面積	2017年4月以後に新築された建築物の増改築	2017年4月時点で現に存する建築物の増改築	
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超(特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)
300m ² 未満	10m ² 以下	手続きなし		
	10m ² 超	説明義務(本則27条)		
	300m ² 以上	届出義務(本則19条)		
300m ² 以上		適合義務(本則12条)	適合義務(本則12条)	届出義務(附則3条)

表 3-1-3 既存建築物の非住宅部分床面積が 300m² 以上の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積	増改築を行う床面積	2017年4月以後に新築された建築物の増改築	2017年4月時点で現に存する建築物の増改築	
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超(特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)
300m ² 未満	10m ² 以下	手続きなし		
	10m ² 超	説明義務(本則27条)		
	300m ² 以上	届出義務(本則19条)		
300m ² 以上		適合義務(本則12条)	適合義務(本則12条)	届出義務(附則3条)

表 3-1-2 において、2017 年 4 月時点で現に存する建築物の増改築うち、適合義務の対象となる場合の基本的な考え方は下図のとおりとなる。

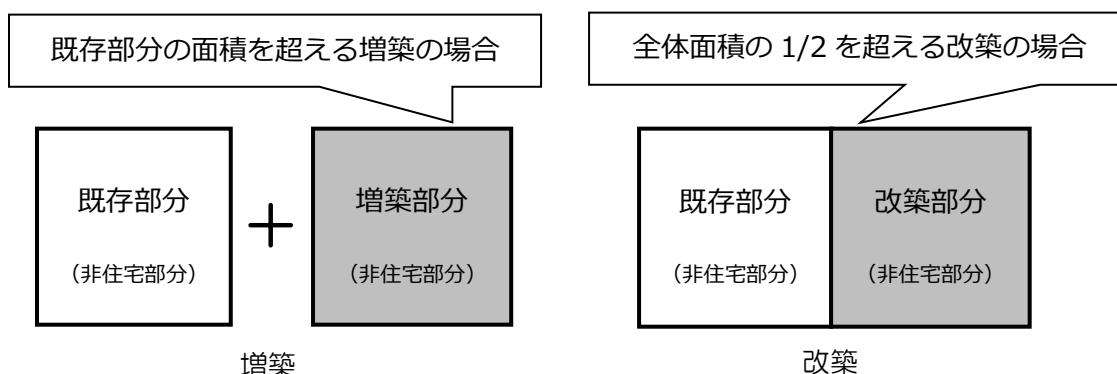


図 3-1-2 適合義務の対象となる増改築の考え方

なお、300m²未満の既存の住宅・非住宅建築物について 10m²を超える増改築（適合義務又は届出義務の対象となる増改築を除く。）を行う場合は、省エネ基準への適合性等について説明義務の対象となるが、例えば図 3-1-3 の場合、既存部分も含めた建築物全体について説明義務の対象として評価・説明を行う必要があるため、注意する必要がある。

既存部分 (非住宅部分) 250m ²	改築部分 (非住宅部分) 15m ²
--	---

図 3-1-3 説明義務の対象となる増改築の考え方

ここで「床面積」の算出方法は、壁心で床面積を算出するなど、基本的な考え方は建築基準法と同様となるが、適合義務や届出義務の対象となる規模かどうかを判断する場合の 300m²は、「第 3 章 1. 規制措置に係る適用対象（4）規模の算定方法」で記載する「高い開放性を有する部分の床面積を除いた部分の床面積」に基づき判断することとなる。

（3）適合義務、届出義務及び説明義務の適用除外

一定の要件を満たす場合に、適合義務、届出義務及び説明義務の適用除外となる旨が、法第 18 条（同条を準用する第 22 条及び第 27 条も含む。）において、以下のとおり定められている。適用除外に該当する場合、具体の設備機器の設置の有無に関わらず、適用除外建築物として取り扱われる。

(適用除外)

第18条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

上記において、第一号の「居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物」は、建築物全体*として以下の用途に該当する場合である。

※ 建築物の用途（確認申請書第四面に記載する用途）の全てが適用除外用途であれば建築物全体として適用除外となる。例えば、部分的に管理人室等を有する自動車車庫の場合、当該建築物の用途が「自動車車庫」のみとなっていれば全体として適用除外となる。一方で、建築物の用途が「自動車車庫」及び「事務所」の複合用途となるような建築物については、適用除外の対象とならない。

① 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途

イ 物品（機械等も含む。）を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの

〈該当する用途の例〉

- ・自動車車庫、自転車駐車場
- ・堆肥舎
- ・常温倉庫、危険物の貯蔵場（常温）
- ・変電所
- ・上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション
- ・道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設

ロ 動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの

〈該当する用途の例〉

- ・畜舎

- ・水産物の養殖場又は増殖場（常温）
- ハ 人が継続的に使用することのない、移動のためのもの
 〈該当する用途の例〉
 - ・公共用歩廊

なお、冷凍冷蔵倉庫・定温倉庫、無人工場・植物工場、データセンター等の用途の建築物は、適用除外に該当しないため規制対象となるが、当面の間は計算の対象からは除外される。ここで計算対象からの除外とは、省エネ計算対象から除外するという意味であり、法第 18 条で定める適用除外と異なり、適合義務や届出義務に係る手続きは必要となるため、注意する必要がある。

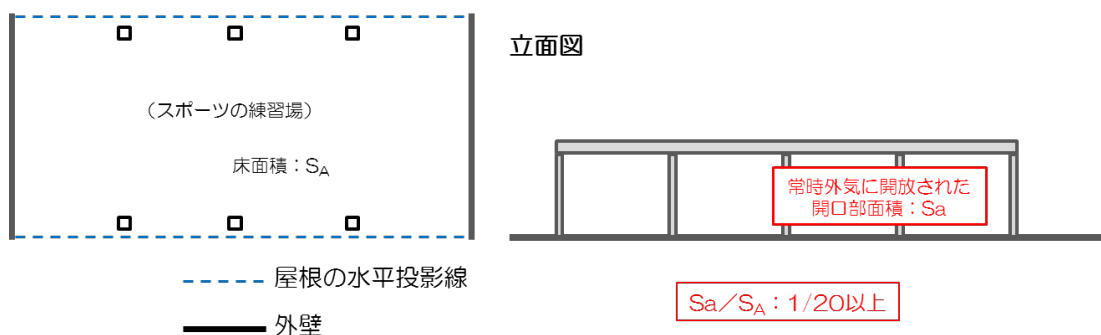
- ② 高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途
- イ 観覧場その他これらに類するもの
 - ロ スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの
 - ハ 神社、寺院その他これらに類するもの

ただし、上記②に該当する用途の建築物の全てが高い開放性を有しているとは限らないため、「壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途（平成 28 年国交告第 1377 号）」に規定された用途のみ適用除外となる。

同告示では、国土交通大臣が定める用途として、建築物の構造が次のいずれかの条件を満たす用途である旨が定められている。

- ・壁を有しないこと
- ・開放部分（内部に間仕切壁等を有しない建築物の階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が $1/20$ 以上であるもの）のみで構成される建築物であること（図 3-1-4 参照。）

図 3-1-4 開放部分のみで構成される建築物のイメージ



なお、開放部分とそれ以外の部分を有する建築物（ガソリンスタンド等）については、適用

除外の対象とはならず、開放部分を除いた床面積により規制対象となるかどうかを判断することとなる。

また、上記①もしくは②に該当する用途と住宅用途（適合義務対象ではない。）の複合建築物は、建築物省エネ法第 18 条で定める適用除外の対象とはならないため注意する必要がある。

上記以外の同条第二号及び第三号に定める適用除外となる建築物（文化財等及び仮設建築物）は、表 3-1-3 のとおりとなっている。

表 3-1-3 建築物省エネ法第 18 条第二号及び第三号に定める適用除外対象

文化財等	① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
	② 文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群を構成している建築物
	③ 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
	④ 文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
	⑤ ①、③及び④に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
	⑥ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
仮設建築物	① 建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後 3 月以内であるもの又は同条第 3 項の許可を受けたもの
	② 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
	③ 建築基準法第 85 条第 5 項の許可を受けた建築物

(4) 規模の算定方法

1) 高い開放性を有する部分を含む建築物

適合義務、届出義務及び説明義務の要否を判断するための 10m^2 や 300m^2 といった床面積は、建築基準法上の面積算入する部分を対象とし、以下の条件を満たす高い開放性を有する部分の床面積を除いた床面積とする。

- ・空調設備が設置されうる最小限の部分であること (= 内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であること)
- ・常時外気に対し一定以上の開放性を有していること (その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が $1/20$ 以上であること)

高い開放性を有する部分が階全体となる場合の例を図 3-1-5 に、高い開放性を有する部分が階の一部となる場合の例を図 3-1-6 に示す。

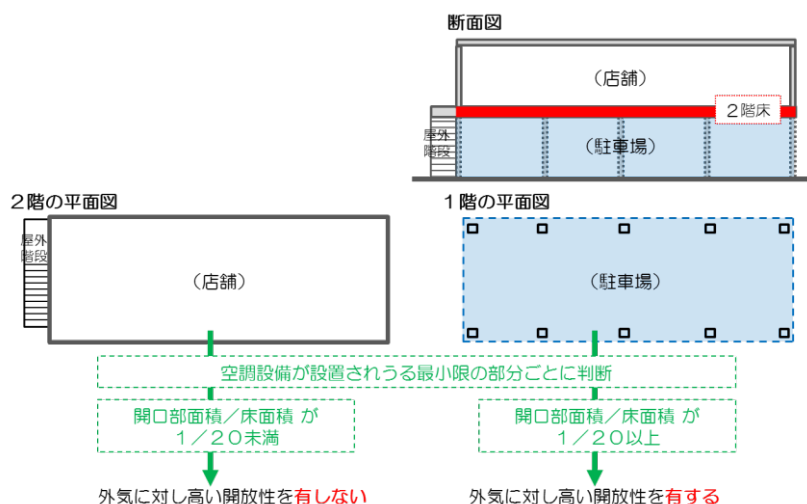


図 3-1-5 高い開放性を有する部分が階全体となる建築物の例

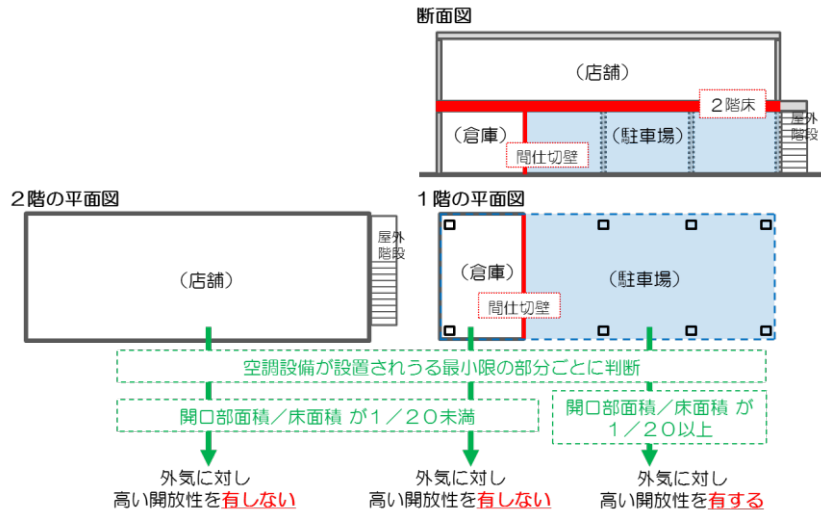


図 3-1-6 高い開放性を有する部分が階の一部となる建築物の例

なお、特定増改築に該当するかどうかを判断するための割合 (1/2) を算出する際の床面積については、建築基準法と同様の通常の床面積を用いる (高い開放性を有する部分の床面積は除かない。) ことに注意する必要がある。ただし、高い開放性を有する部分を除いた床面積が一定以上で、適合義務や届出義務の対象となった建築物については、高い開放性を有する部分を含む建築物全体が規制措置の対象となる。すなわち、高い開放性を有する部分は適合義務等の要否の判断にのみ考慮されるものであり、高い開放性を有する部分の一次エネルギー消費量計算を行わなくて良いというわけではないことに注意する必要がある。

例えば、図 3-1-7 に示す建築物では、まず、高い開放性を有する部分の床面積を除く床面積の規模により適合義務等の要否判断を行う。この床面積の規模が一定以上であり、適合義務等が必要となった場合は、高い開放性を有する部分に設けられた照明設備などの計算対象設備についても、一次エネルギー消費量計算の対象とする必要がある。

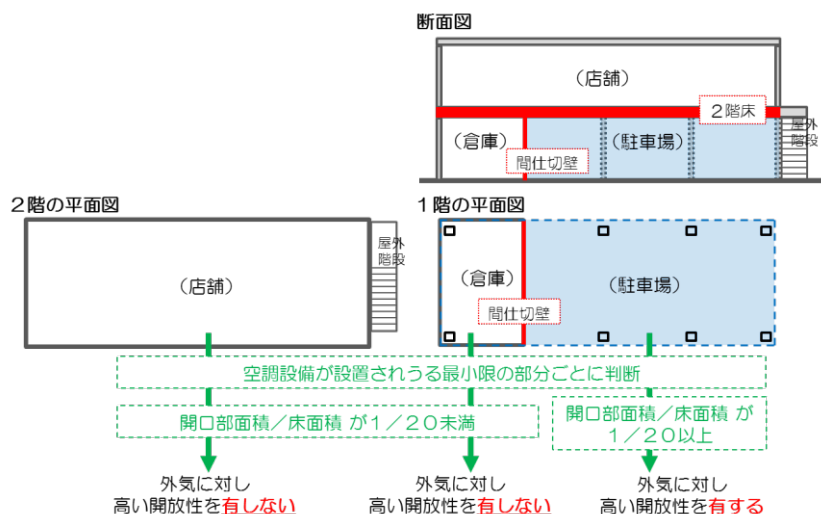


図 3-1-7 高い開放性を有する部分を含む建築物の例

2) 住宅部分・非住宅部分を有する複合建築物

住宅部分・非住宅部分を有する複合建築物の適合義務（適合性判定）の要否の判断は、非住宅部分の床面積の規模により行われる。具体的には、建築基準法上の用途が以下の用途の部分住宅部分として、これら以外の用途の部分は非住宅部分として、それぞれの部分の床面積の規模を算定する。

- ① 一戸建ての住宅
- ② 長屋
- ③ 共同住宅
- ④ 寄宿舍
- ⑤ 下宿

なお、住宅部分と非住宅部分の共用部分については、平成 28 年国交告第 1376 号に定めるとおり、以下の要件を満たす部分は原則として非住宅部分として判断を行うこととなるが、建築物の計画から想定される当該部分の利用状況に照らしてこれにより難しい事情がある場合、当該状況に応じて判断することも可能となっている。

- ・居住者以外の者が当該部分を利用すること。
- ・当該部分の存する建築物における、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きいこと。

2. 適合義務等

(1) 省エネ適合性判定

建築主は、特定建築行為をしようとするときは、当該特定建築物を省エネ基準に適合させなければならないことが、法第11条において定められている。また、本規定を建築基準関係規定とみなす（同条第2項）ことにより、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となり、基準に適合しなければ、建築物の工事着工や建築物の使用開始ができない。当該特定建築物が省エネ基準に適合していることを担保するため、建築主は所管行政庁又は登録省エネ判定機関に省エネ計画を提出し、省エネ適判を受け、省エネ適判通知書の交付を受けることが必要となる。建築確認においては、省エネ適判通知書又はその写しがなければ、確認済証の交付を受けることができない。ここで、特定建築物の省エネ計画については、建築確認と省エネ適判を同一機関（指定確認検査機関かつ登録省エネ判定機関）に申請することも可能となっている。

なお、法第23条に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定（以下「大臣認定」という。）、同法第34条に基づく性能向上計画認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第53条に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素認定」という。）を取得している場合、省エネ適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

1) 適合義務の対象となる基準について

適合義務において適用される基準は、非住宅部分に係る一次エネルギー消費量基準のみであり、外皮基準（PAL*）は対象外となっている。

なお、適用される具体的な基準は、基準省令及び算出告示に定める内容による。

2) 省エネ適判と建築確認の関係

省エネ適判及び建築確認に係る手続き等は、大きく以下の流れにより行われる。

①建築確認申請（建築主→建築主事又は指定確認検査機関）

建築主は、建築主事又は指定確認検査機関に対して建築確認の申請を行う。なお、確認申請の受付時点では、省エネ適判通知書又はその写しの提出は不要。

②省エネ計画書提出（建築主→所管行政庁又は登録省エネ判定機関）

建築主は、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して省エネ計画書の提出を行う。

③省エネ適判通知書の交付（所管行政庁又は登録省エネ判定機関→建築主）

上記②に係る提出を受けた所管行政庁又は登録省エネ判定機関は、建築物の計画が適合義務の対象となる特定建築行為に係るものであるときは、当該建築物が省エネ基準に適合しているかを確認し、適合していると判定した場合、省エネ適判通知書を建築主に交付する。

④省エネ適判通知書又はその写しの提出（建築主→建築主事又は指定確認検査機関）

建築主は、上記③に係る省エネ適判通知書の交付を受けた場合、建築確認申請を行った建築主事又は指定確認検査機関に、当該省エネ適判通知書又はその写しを提出する。

⑤確認済証の交付（建築主事又は指定確認検査機関→建築主）

建築主事又は指定確認検査機関は、④に係る書類の提出を受けたのち、確認済証を交付する。

図 3-2-1 に、確認申請も踏まえた着工までの基本的な手続きの流れを示す。完了検査の際、省エネ適合性判定を受けた内容に従い工事を行っていることを確認される。

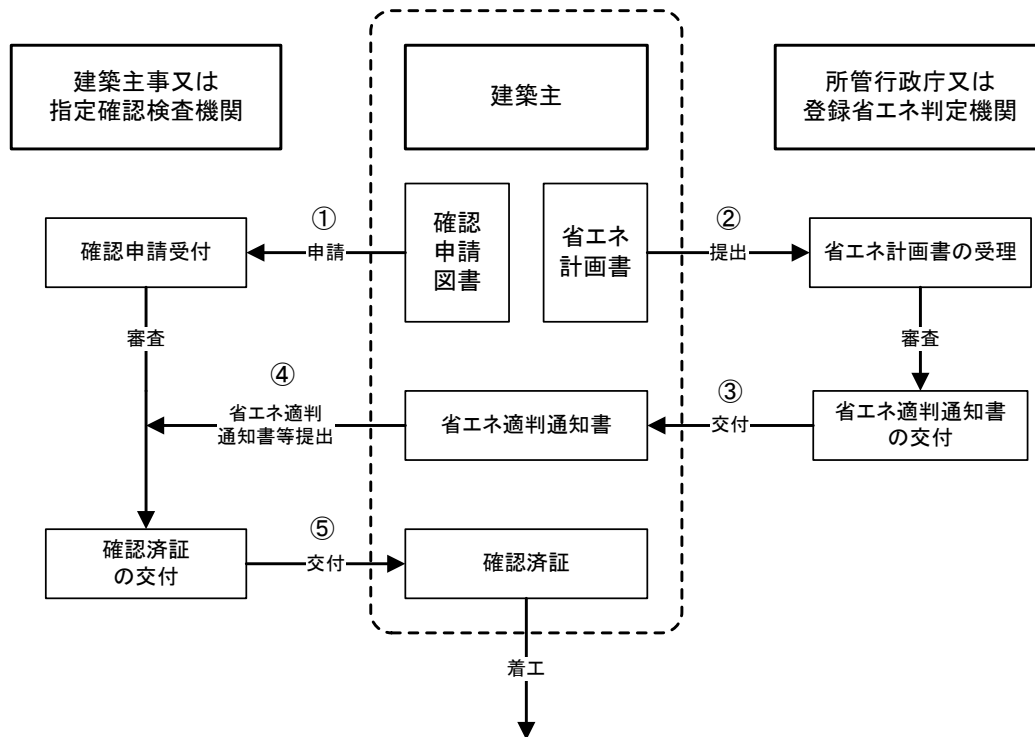


図 3-2-1 建築確認申請との関係

3) 省エネ適判に必要な書類

省エネ適判に必要な書類は、計画書の様式とその根拠を示す図書（正副 2 部を提出。ただし、4）で記載する 300m² 以上の住宅部分を有する建築物の省エネ計画を登録省エネ判定機関に提出する場合、正副 2 部と正本の写し 1 部の合計 3 部を提出。）となっている。具体的な図書の種類については、第 6 章 1(1)の表 6-1-1 に記載する。

4) 特定建築物に係る基準適合命令等

所管行政庁は、建築物省エネ法第 11 条第 1 項（特定建築物の建築主の適合義務）に違反している事実があると認めるときは、同法第 14 条第 1 項に定めるところにより、必要な措置をとる旨を命令することができることとされている。

表 3-2-1 適合義務に係る罰則等

基準適合命令に違反した場合	300 万円以下の罰金
---------------	-------------

5) 住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の取扱い

住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合、それぞれの用途及び規模に応じ適合義務又は届出義務の対象かどうか、住宅部分について所管行政庁による指示等の対象となるかどうかを判断することが必要となる。

例えば、非住宅部分の床面積※が 300m² 以上である場合は省エネ適合性判定の対象となり、所管行政庁又は登録省エネ判定機関への省エネ計画の提出が必要となる。また、非住宅部分を除いた残りの住宅部分の床面積※が 300m² 以上の場合、住宅部分が所管行政庁による指示等の対象となり、特に省エネ計画の提出先が登録省エネ判定機関である場合は、登録省エネ判定機関は、速やかに、当該省エネ計画の写し等を所管行政庁に送付する必要がある。

なお、所管行政庁が行う住宅部分の審査の円滑化の観点から、申請者は事前に所管行政庁に相談を行うことが望ましいとともに、登録省エネ判定機関は、省エネ計画の写しを所管行政庁に送付する際に、住宅部分の添付図書の正本及び副本についても送付する（住宅部分の添付図書は、登録省エネ判定機関が保存しなければならない書類には該当しない）。また、非住宅部分を除いた残りの住宅部分の床面積※が 300m² 未満の場合、住宅部分の省エネ性能の記載等は不要である。

一方、非住宅部分の床面積※が 300m² 未満の場合は、省エネ適合性判定の対象とならず、非住宅部分と住宅部分の合計の床面積※が 300m² 以上であれば、届出義務の対象となり、300m² 未満であれば説明義務の対象となる。

なお、省エネ適判を要する複合建築物であって住宅部分の床面積※が 300m² 以上となり指示等の対象である場合であっても、省エネ計画の提出を受けた登録省エネ判定機関が住宅部分を含めた省エネ計画の写しを所管行政庁に送付することとされているため、別途届出を行う必要はない。

上記に係る判断のフローは図 3-2-2 のとおりとなる（フロー図に示されている床面積は、高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積の合計を指す）。

※ 高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積。

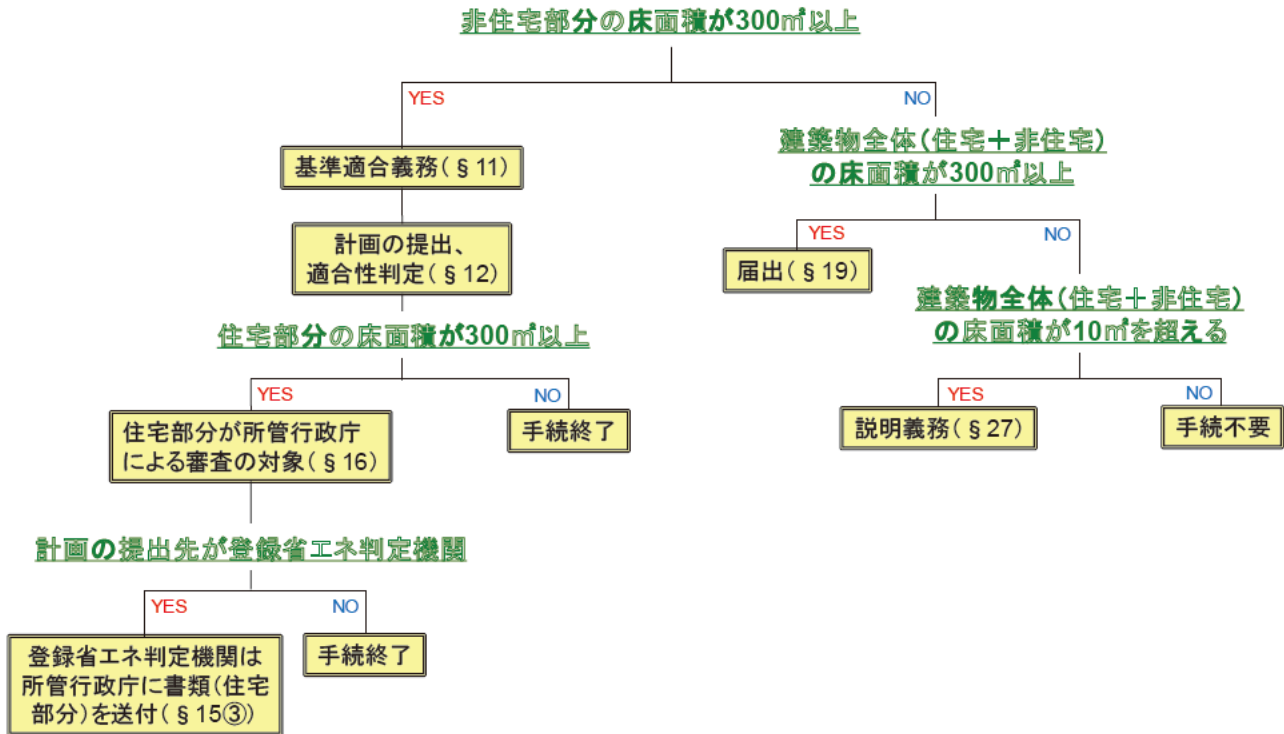


図 3-2-2 適合義務（省エネ適判）・届出義務の手続きフロー（新築の場合）

例えば、非住宅部分 400m²と住宅部分 300m²を有する、図 3-2-3 のような複合建築物の新築の場合、非住宅部分が 300m²以上であるため省エネ適判が必要となり、住宅部分が 300 m²以上であるため、住宅部分は所管行政庁による指示等の対象となる。

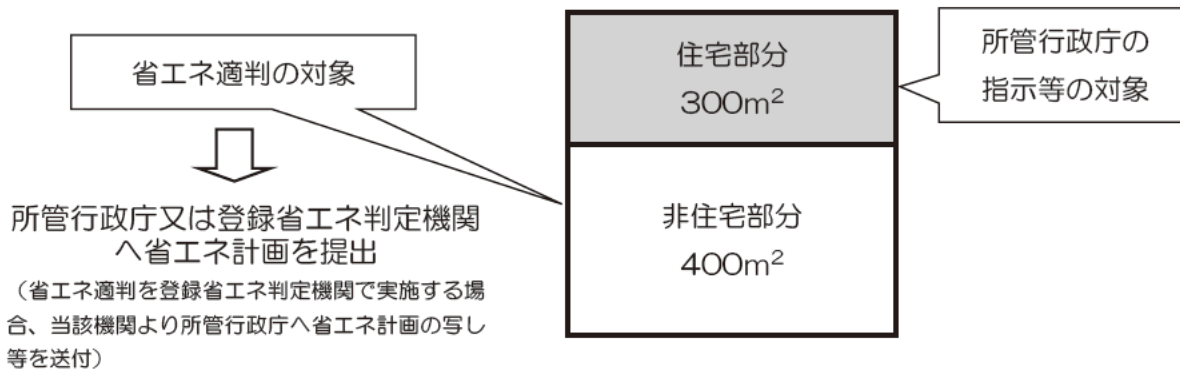


図 3-2-3 複合建築物の例 1

また、非住宅部分 100m²と住宅部分 250m²を有する、図 3-2-4 のような複合建築物の新築の場合、非住宅部分が 300m²未満であるため適合義務の対象とはならないが、床面積の合計が 300m²以上であるため、届出義務の対象となる。

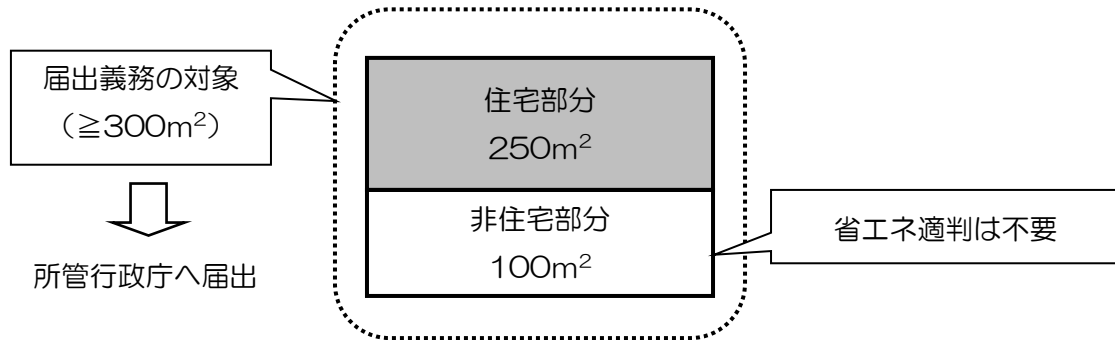


図 3-2-4 複合建築物の例 2

住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物である場合や、(2) で記載した適用除外の場合など、判断に迷うケースはあらかじめ建築主事又は指定確認検査機関もしくは所管行政庁又は登録省エネ判定機関に確認を行うことが重要である。

次に、図 3-2-5 のような複合建築物の新築の場合、建築士に対して建築主へ省エネ性能の説明義務が課されることとなる。ここで 10m² を超えることの判断においては、高い開放性を有する部分を除いて考えることが必要となる。

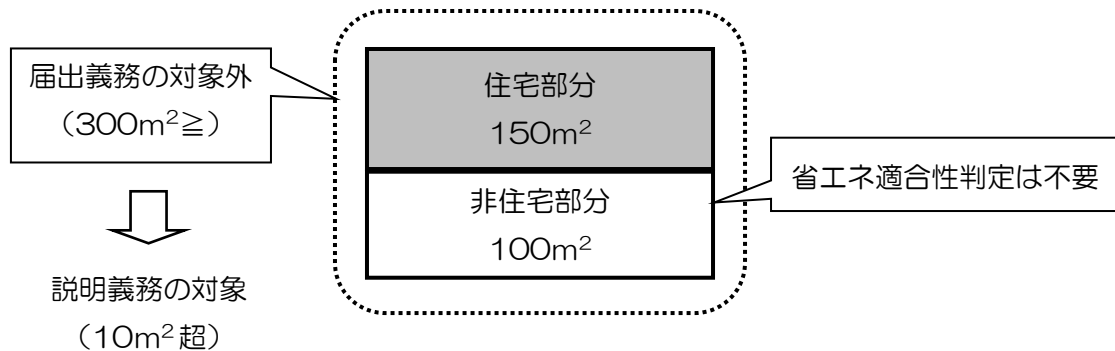


図 3-2-5 複合建築物の例 3

ただし、図 3-2-6 のような複合建築物の新築において、建築物全体として特定建築物に該当する場合、当該住宅部分についての説明義務は課されない。

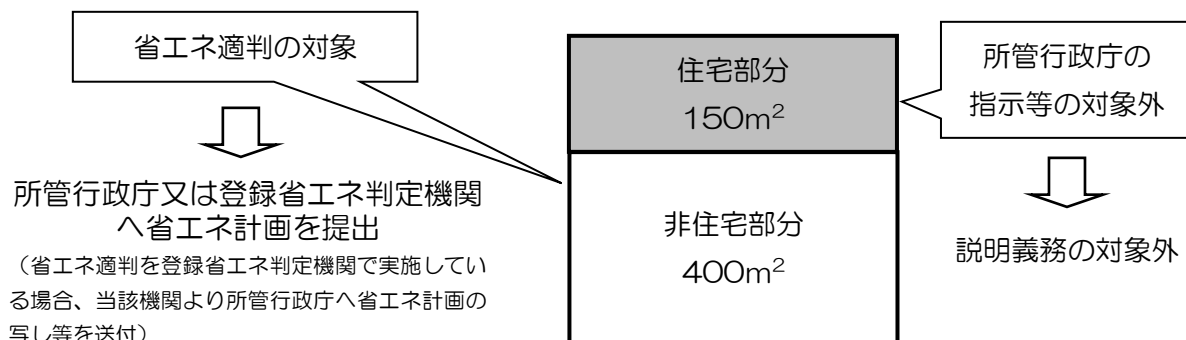


図 3-2-6 複合建築物の例 4

(2) 建築確認、完了検査の位置付け

建築物省エネ法第 11 条第 1 項に定める適合義務は、同条第 2 項に基づき建築基準関係規定とみなすこととされている。

このため、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の際に、対象となる建築物が省エネ基準に適合していることについて確認が行われる。

1) 建築確認について

建築基準法に基づく建築確認においては、建築主事又は指定確認検査機関により①～③の確認が行われる。

- ①省エネ適判の対象となる建築物であることの確認
- ②省エネ適判通知書又はその写し（大臣認定等を取得した場合は認定書等）が添付されていることの確認
- ③省エネ適判を受けた建築物の計画と、確認申請に係る建築物の計画が同一であることの確認

2) 完了検査について

1) の建築確認のほか、建築基準法に基づく完了検査においても、建築主事又は指定確認検査機関により①、②の確認が行われる。

- ①（省エネ基準に係る計画変更が行われている場合）省エネ基準に係る計画変更の内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する「軽微な変更」であることを確認
- ②省エネ適判等に要した図書通りに施工されていることを書類検査・現場検査により確認
このように、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査のそれぞれの段階で、省エネ基準に適合していることの確認が行われ、適合していない場合は確認済証や検査済証の交付が受けられないこととなるため注意する必要がある。

3. 届出義務

建築主は、法第 19 条第 1 項に基づき、適合義務の対象に該当するものを除く床面積が 300m²以上の建築物の新築、増改築をしようとするときは、省エネ計画を着工の 21 日前までに所管行政庁に届出なければならない。その際、所管行政庁は、当該届出に係る省エネ計画が省エネ基準に適合しない場合には、必要に応じて指示・命令をすることができる（同条第 2 項及び第 3 項）。なお、法附則第 3 条第 2 項に基づく特定増改築に係る届出も同様である。

1) 届出義務の対象となる基準について

届出義務は、適合義務と異なり、住宅部分も対象となり、それぞれの用途あるいは部分に応じ、適用される基準は下表のとおりとなっている。

表 3-3-1 届出義務で適用される基準

工事種別	用途等		適用される基準	
			外皮	一次エネルギー消費量
新築	住宅部分	単位住戸	○	○
		共用部分	×	△
	非住宅部分		×	○
増築・改築	住宅部分	単位住戸	○※（既存部分含む。）	○（既存部分含む。）
		共用部分	×	△（既存部分含む。）
	非住宅部分		×	○（既存部分含む。）

※ 2016 年 4 月時点で現に存する住宅の増改築については、一次エネルギー消費量の基準（仕様基準を除く）に適合する場合に限り、外皮基準適合は求めない。

※ 住宅の一次エネルギー消費量基準については、全住戸もしくは住棟全体（全住戸＋共用部）の合計が基準値以下になること。

※ 表中「△」は、対象とすることができる部分を示す。

なお、適用される具体的な基準は、適合義務と同様に基準省令及び関連告示（算出告示及び住宅仕様基準）に定める内容による。

2) 届出期限の特例について

届出義務の対象となる場合、建築主は工事着手の 21 日前までに、建設地の所管行政庁に届出を行う必要がある。ただし、届出に併せて、適合性判定に準ずる書面として省令で定める書類を提出する場合、届出の期限が、工事着手の 3 日前までに短縮される。ここで、工事着手とは、建築基準法における工事着手の定義と同一とし、仮設工事等を除く本体工事の着手

時とする。ただし、増築や改築の場合など様々な工事内容が想定されるため、所管行政庁において前記と異なる判断をする場合はこの限りでない。

上記において適合性適判に準ずる書面とは、以下のような書類を提出する場合は対象となる。それぞれの書類（評価書）の概要及び活用上の留意事項を以下に記載する。


① 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく第三者機関である登録住宅性能評価機関により交付される評価書であり、構造、劣化、省エネ等の最大10分野33事項にわたる住宅に係る性能について、等級などにより評価、表示を行うものである。

設計住宅性能評価書は住戸単位で交付され、省エネに関しては5-1断熱等性能等級及び5-2一次エネルギー消費量等級の2つの性能表示事項について表示が行われる。ただし、住宅性能表示制度においては、5-1もしくは5-2のいずれかを選択もしくは両方とも選択し表示を行うことも可能となっているが、届出に設計住宅性能評価書を活用する場合、5-1及び5-2の両方が評価され、その性能の表示が行われていることが必要となる。

設計住宅性能評価書のイメージ
(共同住宅等の場合)

登録住宅性能評価機関
が交付した場合のみ付
されるマーク



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(共同住宅等)

(申請者の住所)

(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和元年6月28日国土交通省告示第222号))に基づき評価を行った結果について、次の通り掲げないことを証します。

〔なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、
時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称(住戸の番号を含む)
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価員氏名			

図 3-3-1 設計住宅性能評価書の表紙例

図 3-3-1 に設計住宅性能評価書の表紙例を記載するが、住宅の品質確保の促進等に関する法律では記載すべき事項のみを規定し様式等は特に定めていないため、必ずしもこの様式の設計住宅性能評価書が提出されるとは限らない。ただし、登録住宅性能評価機関が交付した場合、専用のマークを付することが可能となっているため、当該マークを確認することで登録住宅性能評価機関が評価した設計住宅性能評価書であることの確認が可能となっている。

設計住宅性能評価書を届出に活用する場合、届出対象となる住宅の設計住宅性能評価書であることを確認した上で、当該マークを確認し、さらに設計住宅性能評価書に表 3-3-2 に示す性能（等級）を取得していることの確認を行うこととなる。

表 3-3-2 届出期限の短縮が可能となる設計住宅性能評価書の記載内容

評価事項	表示内容	備考
5-1 断熱等性能等級	等級 4	U _A 値及び η _{AC} 値の表示の有無は問わない
5-2 一次エネルギー消費量等級	等級 4 又は等級 5	床面積当たりの一次エネルギー消費量の値の表示の有無は問わない

なお、設計住宅性能評価書は住戸単位で交付されるため、共同住宅の届出において設計住宅性能評価書を活用する場合は、届出対象となる共同住宅の全住戸分の評価書の写しを添付する必要があることに注意する必要がある。

② 建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）評価書

法第 7 条及び建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づき、第三者機関である BELS 評価機関により交付される、建築物に係る省エネルギー消費性能を評価・表示する評価書である。住宅及び非住宅建築物のいずれの用途も評価の対象としていることに加え、建築物全体、用途ごとあるいは住戸単位など、様々な対象に応じ建築物の省エネ性能の評価を行い、それを BEI や星の数などで表示するものである。

図 3-3-2 に BELS 評価書の例を記載する。対象範囲や用途などに関わらず様式は統一されているため、この様式の BELS 評価書が届出に併せて提出されることとなる。

BELS 評価書は、先に記載したとおり様々な対象範囲に応じて評価を行うことが可能となっているため、記載された建築物の名称により、評価対象とした範囲が届出対象と一致していることを確認した上、表示された BEI 値もしくは星の数（星の数は用途に応じ表 3-

3-3 により付されるが、星の数が 2 以上の場合は省エネ基準に適合している。) の確認を行うこととなる。

BELS 評価書

申請者の連絡先

東京都新宿区神楽坂***

申請者の氏名又は名称 ※複数申請者の場合は、別紙に記載されます。

〇〇〇株式会社

下記の建築物に関して、BELS 評価業務方法書に従って評価を行った結果について証します。
 なお、評価結果については、提出を受けた図書にて評価したものであり、それ以降の計画の変更や時間経過などによる変化がないことを保証するものではありません。

建築物の所在地	地域区分 6	評価結果
東京都千代田区〇〇		
名称		
A ビル		
建築物に関する基本的事項		
階数	地上 26 階 地下 2 階	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
延べ面積	120,000 m ²	
新築竣工時期 (計画中の場合は予定時期)	20〇〇年〇月〇日	
申請対象部分に関する基本的事項		
用途	事務所、飲食店、百貨店	
改修の竣工時期 (※1)		

(※1) 申請対象部分を改修する場合のみ記載されます。

■一次エネルギー消費量基準			
評価手法 (※2)	非住宅部分	通常の計算法 (平成 28 年基準)	住戸部分 (共用除く)
BEI の値 (削減率) (※3)	新築 (改修後等)	0.63 (37%削減)	改修前
単位面積当たりの一次エネルギー消費量 (MJ/m ² ・年)	設計値 (その他除く)	965	設計値 (その他含む) 1,322
	基準値 (その他除く)	1,552	基準値 (その他含む) 1,906
■外皮性能基準			
外皮性能	非住宅部分	適合	住戸部分

(※2) 平成 28 年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号) に基づく基準をいいます。
 (※3) 削減率とは、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) の基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量除く) からの削減率をいいます。

特記事項	
■「ZEB マーク」又は「ZEH マーク」、「ゼロエネ相当」、「ZEH-M マーク」に関する事項	
再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率 (※4)	

(※4) 設計・基準一次エネルギー消費量は、「その他エネルギー消費量」を除きます。また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含まれます。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギーをいいます。

評価書交付年月日	2000年〇月〇日
評価書交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
評価機関名	××××××××××××××××××
	評価員氏名 △△△ △△

図 3-3-2 BELS 評価書の例

表 3-3-3 BELS 評価書に記載される省エネ性能に応じた星の数

表示星数 (注)	住宅用途	非住宅用途	
		事務所、学校、工場等	ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等
★★★★★	$0.8 \geq \text{BEI}$	$0.6 \geq \text{BEI}$	$0.7 \geq \text{BEI}$
★★★★	$0.85 \geq \text{BEI} > 0.8$	$0.7 \geq \text{BEI} > 0.6$	$0.75 \geq \text{BEI} > 0.7$
★★★	$0.9 \geq \text{BEI} > 0.85$	$0.8 \geq \text{BEI} > 0.7$	$0.8 \geq \text{BEI} > 0.75$
★★	$1.0 \geq \text{BEI} > 0.9$	$1.0 \geq \text{BEI} > 0.8$	$1.0 \geq \text{BEI} > 0.8$
★	$1.1 \geq \text{BEI} > 1.0$	$1.1 \geq \text{BEI} > 1.0$	$1.1 \geq \text{BEI} > 1.0$
注 新築の建築物では、「★」の表示を行うことは出来ない。			
注 全ての用途で「★★」以上の表示がされている場合、省エネ基準に適合していることとなる。			

なお BELS 評価書では、申請者が希望する場合、外皮性能に関する情報も表示できるとなっている。省エネ基準に定める外皮基準に適合している場合、外皮基準の欄に「適合」と記載されるため、住宅用途の場合は併せて外皮基準が省エネ基準に適合していることの表示が必要となる。

③ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果（仮称）」

共同住宅の全住戸で設計住宅性能評価を受けている場合に、全ての住戸が省エネ基準に適合することを証する図 3-3-3 に示す書面を登録住宅性能評価機関等が発行する場合には、届出の際に全ての住戸の設計住宅性能評価書を提出することに代えて、当該書面を添付することができる。

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果

第 号
年 月 日

建築主 様

登録住宅性能評価機関名 or 登録省エネ判定機関名 印

下記1の評価書交付番号に基づき、下記2及び3に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明します。

記

1. 評価書交付番号
設計住宅性能評価書 BELS評価書 その他

2. 建築物の名称

3. 地名地番

図 3-3-3 様式

3) 届出に必要な書類

届出に必要な書類は、省令において届出書の様式とその根拠を示す図書(正副2部を提出)として規定されている。

上記2)で記載する適合性判定に準ずる書面を提出する場合、当該評価書等及び届出対象に該当していることが判断できる添付図書のみを提出し、省エネ計算に係る図書や設備図等の詳細な図面の提出は必要ない。具体的な図書の種類は、非住宅用途については第6章1(1)の表6-1-1、住宅用途については第6章1(2)の表6-1-3に記載する。

4) 届出義務に係る「変更の指示等」

所管行政庁は届出された内容を確認することとなるが、届出義務に係る省エネ計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能の確保のために必要があると認めるときは、法第19条第2項及び第3項に定めるところにより届出後21日以内に限り、当該届出に係る省エネ計画の変更等の指示、命令を行うことができることとされている。

届出(変更の届出含む)を行わずに、又は虚偽の届出を行い、工事に着手した場合は、法に基づき罰金等を科されることとなる。

表 3-3-5 届出義務に係る罰則等

届出を怠った場合又は、虚偽の届出をした場合で 工事に着手したとき	50万円以下の罰金
基準に不適合かつ所管行政庁が必要と認めるとき	指示（届出受理後21日以内※に限る。）
正当な理由がなくてその指示に従わない場合	命令（相当の期間を定め。）
正当な理由がなくてその命令に違反した場合	100万円以下の罰金
※ 適合判定に準ずる書面を提出する場合、3日以内。	

図 3-3-4 に、適合義務対象とならない場合の、届出に係る基本的な判断の流れを示す。

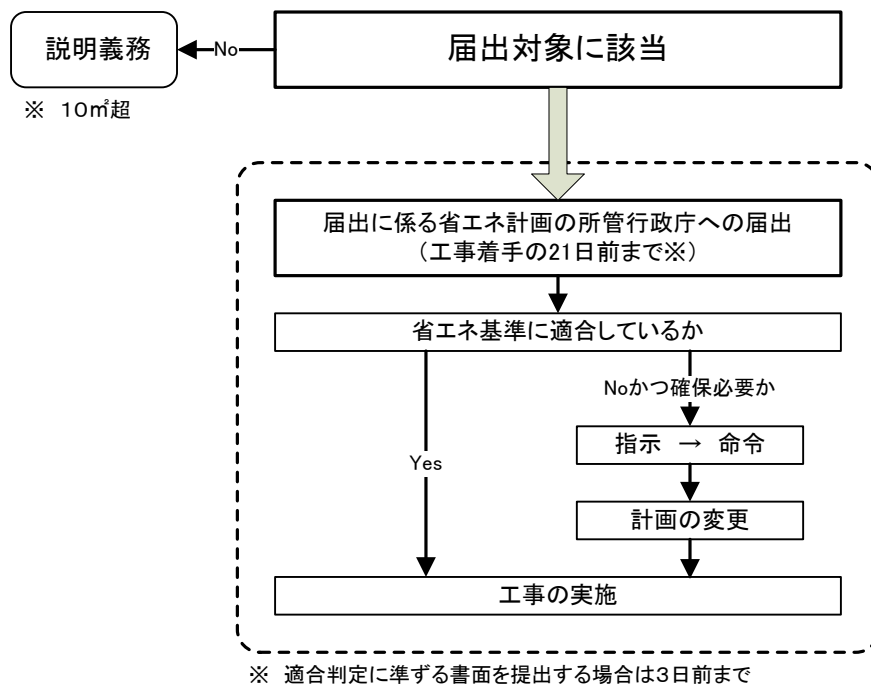


図 3-3-4 届出に係る工事実施までの流れ

なお、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する指示等を促進するため、改正建築物省エネ法による届出義務制度の審査手続の合理化と併せて、指示等の対象とする住宅や指示等の内容の考え方に関するガイドラインが策定された。

5) 届出した内容に変更が生じた場合

届出の対象となる新築又は増改築の工事中に、届出に係る省エネ計画の内容に変更が生じた場合、第6章 1(1)2) ⑤で記載する軽微な変更を除き、当該変更内容について所管行政庁に変更の届出を行う必要がある。その際は、省令で定める変更届出書と当該変更に係る図面及び計算書等を正・副2部提出する。

なお、適合性判定に準ずる書類による届出を行った建築物について変更が生じた場合、省令で定める変更届出書と併せ、変更後の内容に基づく適合性判定に準ずる書類の提出を行う、あるいは、当該変更後の計画が省エネ基準に適合していることの確認が行える図面及び計算書等の提出の、いずれかの書類を提出することとなる。

4. 説明義務

法第 27 条において、300m²未満（高い開放性を有する部分除く。）の小規模建築物の新築等に係る設計を行う際、建築士が省エネ基準への適合性について評価を行うとともに、建築主に対し、以下に掲げる事項等を記載した書面を用い、省エネに係るその評価の結果等を説明することが義務付けられている（建築主より当該説明等が不要である旨の書面による意思表示があった場合を除く。）。

1) 省エネ基準への適否

2) 省エネ基準に適合しない場合は、省エネ性能確保のための措置

上記 1) については、省エネ基準への適否を示すのみである。

次に、上記 2) では、省エネ基準に不適合である場合に、省エネ性能を確保するためのどのような措置が必要となるかを示すこととなる。

また、説明義務は、10m²を超える建築物の新築等が対象となっているが、建築基準法上必ずしも建築士が設計することを要しない建築物（100m²以下の木造建築物など）を建築士以外が設計した場合は説明義務の対象とはなっていないほか、以下の建築物は説明義務の対象から除外されている。

①適合義務、届出義務の対象となる建築物

②建築物省エネ法第 18 条で定める適用除外建築物

③10m²以下の新築及び増改築

なお、説明に用いた書面は、建築士法において建築士事務所の保存図書として位置付けられているため、都道府県等は建築士法に基づき建築士事務所に対する報告徴収や立入検査を行う際に確認の対象となる。

5. 住宅トップランナー制度

建築物省エネ法では、一定数の住宅を供給する事業者等が供給する住宅に関する基準（住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導する制度を定めている。

法第26条の2及び第27条では、特定建築主（新築する分譲型一戸建て規格住宅を供給する戸数が政令で定める数（年間150戸）以上の住宅供給事業者）に対して、その供給する分譲型一戸建て規格住宅に関する住宅トップランナー基準を定め、当該基準に適合するよう努めることを定めるとともに、基準に適合しない場合は必要に応じて国土交通大臣が勧告・公表・命令を行えることとなっている（法第28条）。

同様に、法第28条の2及び第28条の3において、特定建設工事業者（新たに建設する請負型規格住宅を供給する戸数が、それぞれ年間300戸、1000戸以上の住宅供給事業者）についても住宅トップランナー基準を定め、当該基準に適合するよう努めることを定めるとともに、基準に適合しない場合は必要に応じて国土交通大臣が勧告・公表・命令を行えることとなった（法第28条の4）。

表 3-5-1 利用関係別トップランナー基準

住宅の区分	外皮基準	一次エネ基準※1
分譲戸建て住宅	各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合	各年度に供給する全ての住宅の平均で ▲15%
注文戸建て住宅		各年度に供給する全ての住宅の平均で ▲25%（▲20%）※2
賃貸アパート		各年度に供給する全ての住宅の平均で ▲10%
※1 省エネ基準は、省エネ基準で定める値（その他一次エネルギー消費量除く。）からの削減率を記載 ※2 当面の一次エネ基準としては、各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準に比べて20%削減とする		

第4章

建築物省エネ法に基づく誘導措置

建築物省エネ法に基づく誘導措置には、法第34条に基づく性能向上計画認定及び法第41条に基づく認定表示の2つの認定制度がある。

1. 性能向上計画認定

法第34条では、省エネ性能の向上に資する建築物の新築又は増築、改築若しくは修繕等*（以下「新築等」という。）に係る計画について、誘導基準に適合している等、当該計画が認定基準に適合していると判断できる場合、所管行政庁は当該計画の認定を行うことができることとなっている。

※ 「修繕等」とは、以下に示す工事をいう。

「修繕」：既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事

「模様替え」：おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事

「空調和設備等の設置・改修」

：これまでなかった空調和設備等を備え付けることを「設置」といい、これまであった空調和設備等を取り替えることを「改修」という。

今回の法改正により、申請建築物に、申請建築物及び他の建築物に熱等を供給するための熱源機器（以下「自他供給型熱源機器等」（下記囲み参照。）という。）を設置することにより複数の建築物が連携して省エネに取り組む場合に、当該熱源機器等から熱等の供給を受ける他の建築物も含めた複数の建築物として認定を受けることができるようになった（以下「複数建築物認定」という。）。

● 自他供給型熱源機器等（規則第24条の2第1項）

自他供給型熱源機器等とは、申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための、以下に該当する熱源機器等であって、空調和設備等を構成するものをいう。

- ・ 熱源機器
- ・ 発電機
- ・ 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器

これらの認定を取得した場合、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、性能向上計画認定に係る基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えること

となる場合における令第14条で定める床面積（省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分（建築物の延べ面積の10%を上限。）は算入しないことができる（以下「容積率特例」という。））。ただし、複数建築物認定の場合、容積率特例を受けられるのは自他供給型熱源機器等が設置された申請対象建築物に限定される。

ここで、省エネ性能向上のための設備とは、①太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの、②燃料電池設備、③コージェネレーション設備、④地域熱供給設備、⑤蓄熱設備、⑥蓄電池（床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）が対象となる。

なお、本認定の取得は任意であり、認定の取得を希望する建築主等は建設地の所管行政庁に申請を行う必要がある。

（1）性能向上計画認定の対象

新築等に係る性能向上計画認定は、住宅及び非住宅のいずれの用途においても受けることができるが、認定を取得できるのは、性能向上計画認定の対象となる建築物の新築等に係る工事を行う場合に限定されるとともに、当該計画がエネルギー消費性能の向上に資する計画・工事であることが必要となる。また、容積率特例を受けるための複数建築物あるいは一の建築物全体としての認定の他に、融資や補助制度等の活用に資するため、共同住宅における特定住戸の部分認定や、非住宅部分のみの認定なども行うことが可能となっている。

なお、複数建築物認定は、申請対象建築物から熱等の供給を受ける他の建築物に、熱源機器等が設置されていない（設置予定含む。）ことが原則であるが、エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等（下記囲み参照。）は設置することができる。

● エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等（規則第24条の2第2項）

- ・ 熱源機器等のうち、一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
- ・ 熱源機器等のうち、申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

例えば、図4-1-1は、建築物Cに他の熱源が設置されておらず、かつ、建築物Bには自他供給型熱源機から建築物Bに供給される熱等を超えない範囲内の熱等を発生させ、供給する熱源機器しか設置されておらず、建築物Bと建築物Cで使用するその他の熱等は、新築等を行う建築物Aに設置された自他供給型熱源機等から熱媒供給等を受けるケースの事例である。この場合、建築主aが申請者となり、建築物Aから建築物Cまでを含めた3棟の認定を受けることができる。

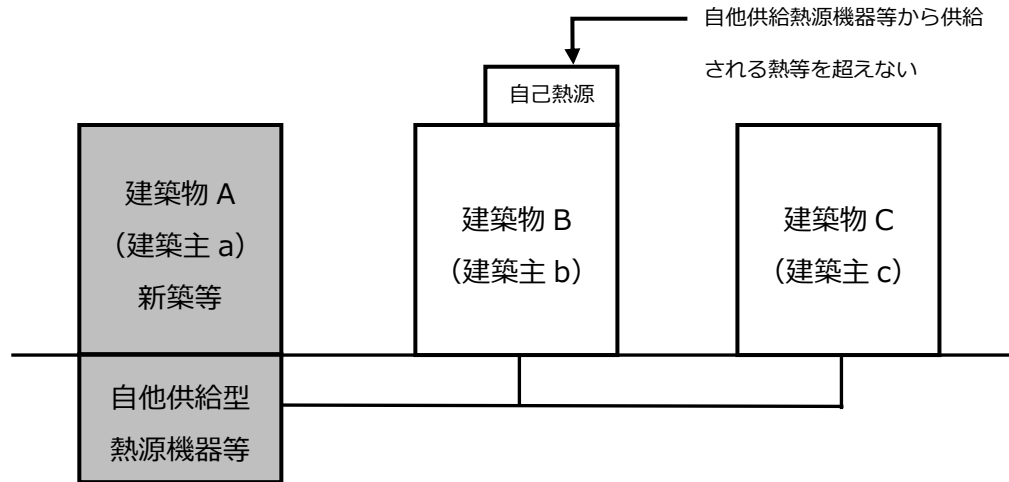


図 4-1-1 複数建築物の性能向上計画認定 1

複数建築物認定では、図 4-1-2 で示すように、申請建築物の自他供給型熱源機器等から熱・電気を供給している建築物のうち、任意の建築物（図 4-1-2 の例では建築物 C）を除いて計画の認定申請を行うことも可能である。ただし、その場合、認定申請から除かれた建築物はないものとして省エネ計算を行うことになり、過大な熱源機器等を有する計画として計算を行うため、誘導基準への適合が難しくなる可能性があることに注意する必要がある。

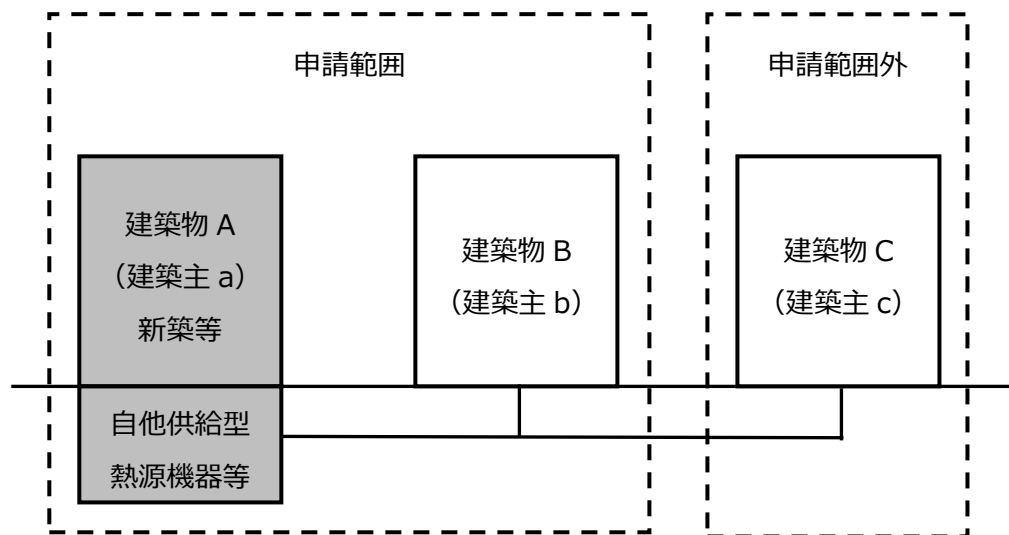


図 4-1-2 複数建築物の性能向上計画認定 2

また、図 4-1-3 に示すケースについて、建築物 A は自他供給型熱源機器等が設置されているが、既存建築物であり、新築等を伴わない場合には、建築物 D の新築等を行ったとしても、建築物 A から建築物 D までを含めた複数建築物認定の申請を行うことは出来ない。一方、既存建

建築物である建築物 A について新築等を伴う場合には、建築物 A から建築物 D までを含めた複数建築物認定の申請を行うことが可能である。なお、その際の認定の申請者は建築主 a となる。

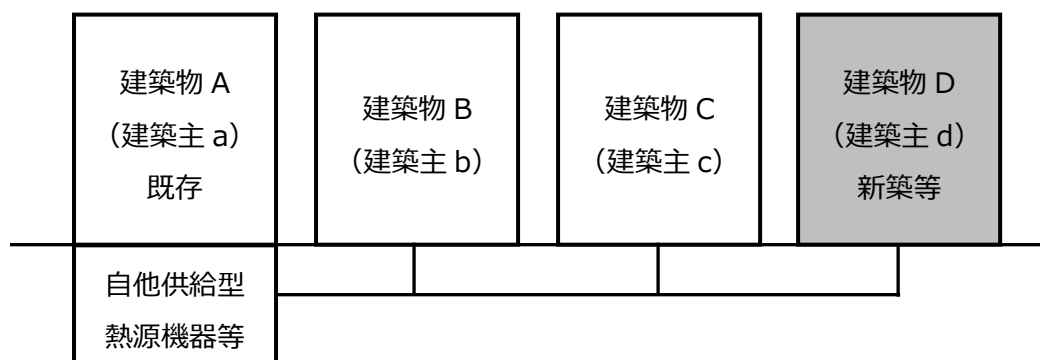


図 4-1-3 複数建築物の性能向上計画認定 3

(2) 性能向上計画認定の基準

性能向上計画認定に係る基準では、住宅あるいは非住宅の用途に関わらず、一次エネルギー消費量及び外皮性能について誘導基準への適合が求められるほか、国土交通大臣が定める「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針」（平成 28 年国土交通省告示第 609 号）の内容に照らし適切であることや、資金計画が適切さ等の確認が行われる。

適用される具体的な基準は、基準省令及び算出告示に定める内容による。

詳細な基準の内容は、第 6 章 2(1)の 2)② ii に記載する。

(3) 性能向上計画認定の取得

性能向上計画認定は所管行政庁が行うため、建築主は上記基準に適合していることが確認できる図書等を、正副 2 部所管行政庁に提出する。ただし、法第 35 条第 2 項に基づき、性能向上計画認定に併せて確認申請を行う申し出を行った場合は、確認申請書及び確認審査に必要となる図書等も併せて提出を行う必要がある。

申請は、性能向上計画認定を受けた建築物が法第 12 条第 1 項の省エネ適合性判定を受けなければならないものであった場合には、省エネ適合性判定通知書の交付を受けたものとみなすことができる（建築物の部分として認定を受けた場合は適用されない場合もあるため注意が必要である。また、複数建築物認定を受けた場合、当該認定に含まれるその他の建築物に本みなしを適用することはできない。）。また、性能向上計画認定を受けた建築物が法第 19 条第 1 項の届出をしなければならないものであった場合にも、届出をしたものとみなすことができる（ただし、複数建築物の認定を受けた場合、当該認定に含まれるその他の建築物に本みなしを適用することはできない。）。これらのみなし適用や併せての確認申請を行わない場合、性能向上計画認定の申請は、当該工事に着手するまでに所管行政庁に提出することが必要となる。

なお、技術的な基準である誘導基準への適合確認については、登録省エネ判定機関等（住宅にあっては品確法に基づく登録住宅性能評価機関。以下同じ。）が交付する性能向上計画認定に係る技術的審査適合証などを活用することも考えられるが、申請を行う際には、事前に建設地の所管行政庁で上記適合証の活用の可否について確認を行うことが必要である。

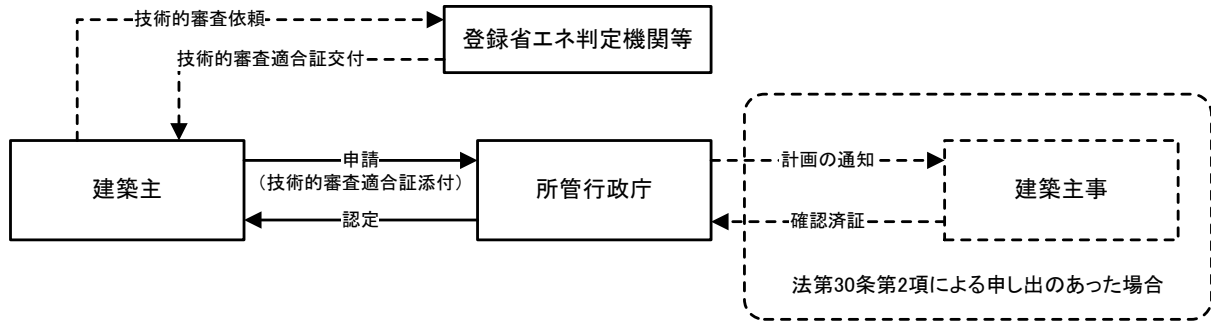


図 4-1-4 性能向上計画認定に係る手続きのフロー

1) 性能向上計画認定申請に必要な書類

性能向上計画認定申請に必要な書類は、施行規則第 23 条において、性能向上計画認定申請書の施行規則別記様式第 33 とその根拠を示す図書（正副 2 通を提出）が定められている。具体的に必要となる図書等については、届出義務において提出が必要な図書と同様の図面類となっている。また、複数建築物認定の申請を行う場合は、上記図書のほか、施行規則第 24 条の 3 第 2 項に定められる図書も併せて提出する必要がある。

なお、複数建築物認定の申請を行う場合、申請建築物及び他の建築物のいずれも誘導基準に適合していることが必要となるため、当該確認に必要となる図書の提出も必要となる。

2) 性能向上計画認定された内容に変更が生じた場合

性能向上計画認定後に建築物エネルギー消費性能向上計画の内容に変更が生じた場合（施行規則第 26 条で定める建築物省エネ法上の軽微な変更を除く。）、当該変更計画について法第 36 条に基づき所管行政庁の認定を受けることが必要となる。

その場合、施行規則別記様式第 35 に定める変更認定申請書と、当該変更に係る図面及び計算書等を正・副 2 部提出する。

なお、複数建築物認定を受けた計画において、他の建築物に係る変更が生じた場合（軽微な変更を除く）にも、上記と同様に、当該変更計画について所管行政庁の認定を受けることが必要となる。

3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更について

施行規則第 26 条では、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更を、以下のとおり定めている。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第 26 条 法第 36 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の 6 ヶ月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(同条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

上記施行規則第 26 条第一号においては、施行規則別記様式第 1 第四面において記入する工事の着手予定時期又は完了予定時期について、6 ヶ月以内の変更であれば建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更として取り扱う旨を定めている。

また、第二号では省エネ性能を向上させる変更は建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更として取り扱う旨を定めているが、建築確認申請を併せて行った場合においては、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に定める「軽微な変更」に該当していることが前提となっている。

2. 認定表示

法第 41 条では、認定申請された建築物が省エネ基準に適合していると判断できる場合、当該建築物を認定し表示する（以下「認定表示」という。）ことができることとなっている。認定を取得した場合、施行規則第 32 条で定めるとおり、当該建築物に係る広告や契約書類等において認定を受けている旨の表示を行うことができる。

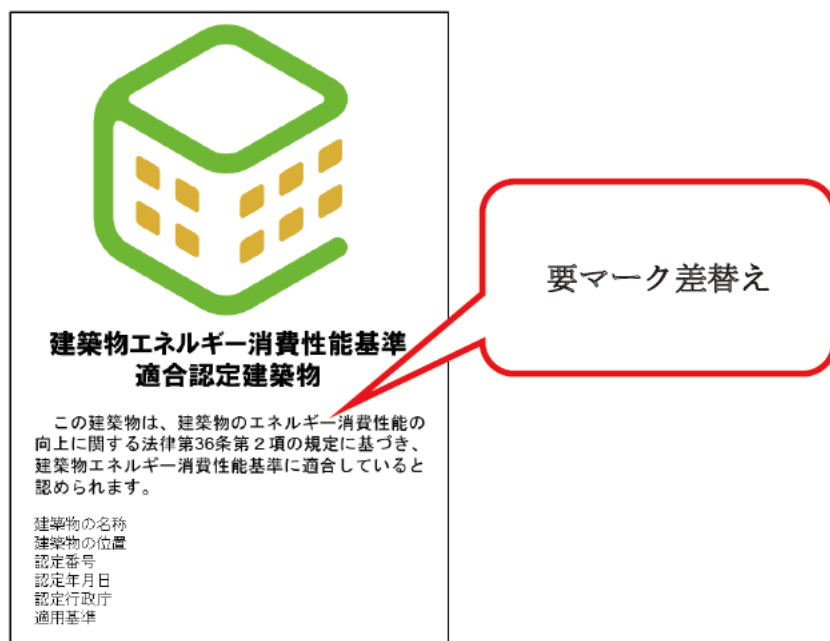


図 4-2-1 施行規則別記様式第 39 で定める 41 条適合認定マーク

なお、当該認定の取得は任意であり、認定表示を希望する建築物の所有者（申請者は建築主ではないことに注意）は所在地の所管行政庁に申請を行う必要がある。

（1）認定表示の対象

認定表示は、住宅及び非住宅のいずれの用途においてもできる。また、認定対象は、新築、増改築等の建築計画ではなく、既存建築物であることに注意が必要である。なお、認定表示は建築物全体で行うものであるため、例えば共同住宅の中の特定の住戸の部分のみや、テナント部分のみなどで認定表示をすることはできない。

※法第 7 条等に基づく第三者認証の表示例として BELS があるが、BELS については、住戸単位やテナント部分のみでの評価も可能となっている。

(2) 認定表示の基準

認定表示は、既存建築物を対象としており、その基準は省エネ基準と同一の基準となっている。（性能向上計画認定のような高い水準への適合を求める制度とはなっていない。）

認定の対象となる建築物の用途あるいは新築された時期により、適用される基準が異なっており、具体的には、表 4-2-1 に記載のとおりである。

表 4-2-1 認定表示の適用基準

対象 用途	適用基準	省エネ基準に対する適合基準の水準 ^{※1}	
		2016年4月以後に 新築された建築物	2016年4月時点で 現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2}	1.0	1.1
	外皮基準 (PAL*)	-	
住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2※3}	1.0	1.1
	外皮基準 (U _A , η _{AC})	1.0	-

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。

※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」 / 「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること。

※3 住宅の一次エネルギー消費量基準については、全住戸もしくは住棟全体（全住戸 + 共用部）の合計が表中の値以下になること。

(3) 認定表示の取得

認定表示に係る認定は所管行政庁が行うため、建築物所有者は内容が確認できる図書等を、所管行政庁に提出する必要がある。

また認定表示は、省エネ適合性判定あるいは届出と同じ水準のエネルギー消費性能であることを認定する制度であるため、①に示す登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証などが活用できるほか、②から⑤に示す書類などを活用して認定することも考えられる。申請を行う際には、事前に所在地の所管行政庁で上記適合証の活用の可否について確認を行う必要がある。

- ① 登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証
- ② 法第 12 条第 3 項に規定する省エネ適判通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し
- ③ 法第 34 条に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し

- ④ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し
- ⑤ 住宅の品確確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 もしくは等級 5 ※に適合していること）の写し

※2016 年 4 月時点で現に存する建築物については、等級 3 も可。

なお、上記②は、非住宅部分のみの建築物において活用可能であり、⑤は住宅部分のみの建築物において活用可能である。また、それ以外の書面についても、共同住宅の共用部が含まれているか否かについては注意する必要がある。

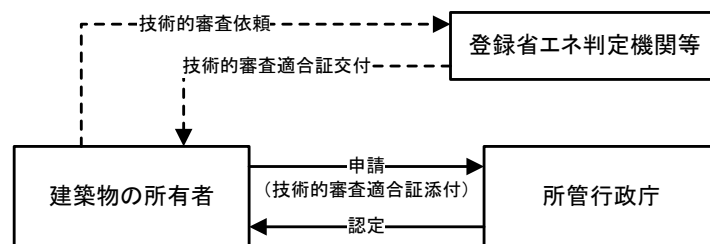


図 1-5-3 適合認定に係る手続きのフロー

なお、本認定は、基準適合認定建築物が省エネ基準に適合しなくなったと所管行政庁が認められた場合に取り消されることとなるほか、令第 14 条に定めるところにより、所管行政庁が報告の徴収や立入検査などを行うことも可能となっている。

1) 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、施行規則第 30 条において施行規則別記様式第 37 による申請書とその根拠を示す図書（正副 2 通を提出）が定められている。具体的に必要となる図書等については、基準等への適合が確認できる計算書や図面など、申請書等の法定様式を除き、届出に必要な図書と同様となっている。

2) 認定表示された建築物に係る認定の取消し、報告及び検査等

所管行政庁は、認定表示建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、当該認定の取消しを行うことができる。また、取消しに際し、必要な限度において報告を求めるあるいは検査することも可能となっている。

第5章

エネルギー消費性能等の計算方法

建築物省エネ法の省エネ基準に基づく外皮性能及び一次エネルギー消費性能に係る計算方法は、建築物の用途や計算結果の精度等に応じ、複数の方法が用意されている。以下では、建築物の用途に応じた計算方法の構成とその概要について記載する。

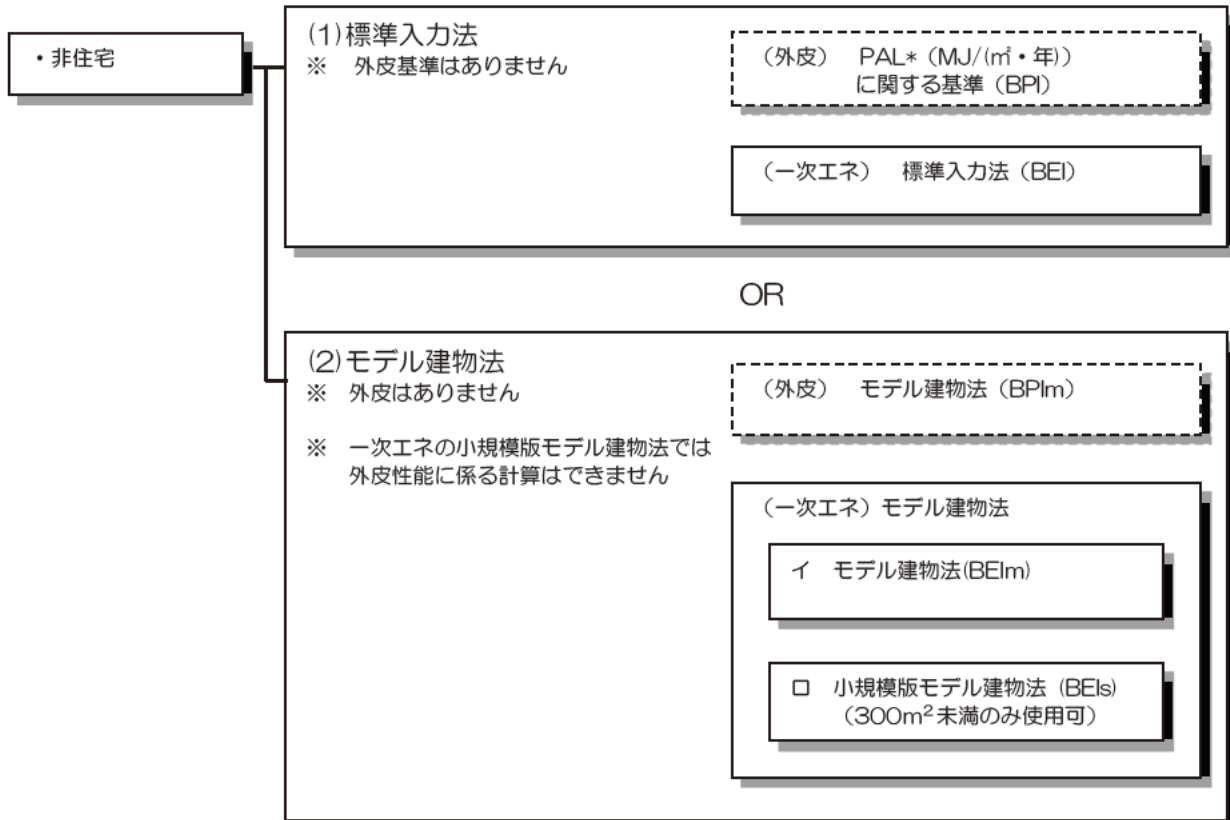
なお、本マニュアルでは、基準省令及び関連告示で定める計算方法について記載を行い、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法についての記載は行っていない。

1. 非住宅に係る計算方法等の概要

非住宅に係る建築物省エネ法に基づく省エネ基準及び計算方法は、基準省令及び関連告示で定められている。

以下に、非住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量の評価に係る計算方法の構成の概要等を示す。

《非住宅に係る計算方法の概要》



上記の各計算方法は、その入力する情報の詳細さが異なっており、一般的に①標準入力法、②モデル建物法、③小規模版モデル建物法の順に精度の高い計算方法となる。

また、適合義務及び届出義務で適用される省エネ基準では、外皮性能に関する基準は定められていないが、性能向上計画認定で適用される誘導基準では、外皮性能に関する基準が定められているため、当該認定に係る審査では確認を行うこととなる。

なお、今回の法改正に伴い、主に説明義務に用いることを想定した小規模版モデル建物法の追加が行われるが、当該計算法では外皮基準への適否判断を行うことは出来ない。

いずれの規制措置等においても審査事項となる一次エネルギー消費量の適合確認は、図 5-1-1 に示すとおり、実際の設計仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計（設計一次エネルギー消費量、図右側部分）が、標準的な仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計（基準一次エネルギー消費量、図左側部分。）を、超えないことを確認することにより行う。

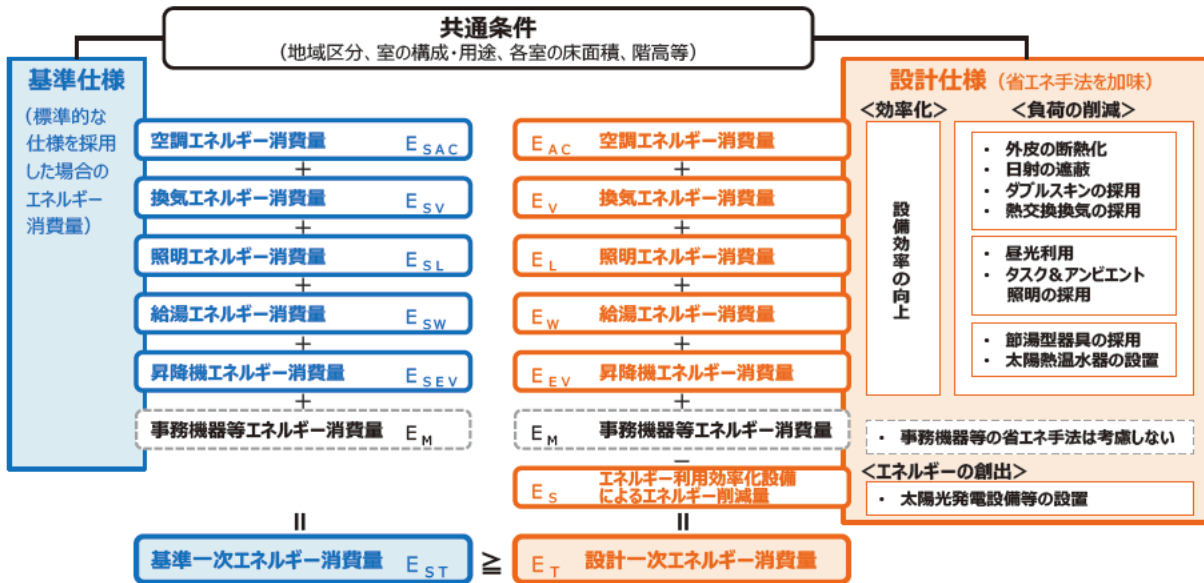


図 5-1-1 非住宅における一次エネルギー消費量計算の構成

非住宅に係る外皮性能及び一次エネルギー消費量の計算は、いずれも手計算で行うことは困難であり、計算及び適合の確認は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）ホームページ上に設けられた専用 Web プログラム（以下「非住宅用 Web プロ」という。）である、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）（標準入力法で用いる計算プログラム。以下「非住宅判定プログラム」という。）、モデル建物法入力支援ツール（以下「モデル建物法判定プログラム」という。）もしくは小規模モデル建物法入力支援ツール（以下「小規模版モデル建物法判定プログラム」という。）により行う。

以下に、各計算法の概要を記載する。

（１）標準入力法について

基準省令第1条第1項第1号イによる方法である。算出告示第1の1に定める計算方法により算出した設計一次エネルギー消費量が、同告示第1の2に定める計算方法により算出した基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法となっており、本マニュアルでは「標準入力法」として記載している。

「標準入力法」は、建築物に設ける全ての室単位で床面積、外皮性能、設置設備機器等の情報を基に計算を行う最も詳細な計算法となっている。

なお、今回の法改正に伴い、複数建築物に係る性能向上計画認定に対応するため、プログラムの改修が行われている。

（２）モデル建物法について

基準省令第1条第1項第1号ロによる方法である。標準入力法と比較すると、より簡易に評価を行うことが可能な計算法となっているが、適用可能な面積に応じ、以下の2つの計算法に分けることができる

イ モデル建物法

評価対象の建築物と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法となっており、本マニュアルでは「モデル建物法」として記載している。

「モデル建物法」は、室単位ではなく建築物全体としての外皮性能や主たる設備機器等の情報を入力する計算法となっており、省エネ適合性判定では最も利用されている計算法となっている。

ロ 小規模版モデル建物法

イと同様に、評価対象の建築物と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないことを確認することにより基準への適合を確認する方法である。モデ

ル建物法に比べると入力事項が限定されているため、より簡易に省エネ基準への適否が確認できる方法となっている。本マニュアルでは「小規模版モデル建物法」として記載している。ただし、本計算法の適用対象は300m²未満の非住宅建築物であるため、説明義務あるいは一部の届出のみに利用できる計算方法となっている。

省エネ適合性判定等の審査においては、非住宅用 Web プロからの出力シート（プログラムに入力した内容等が出力されたもの。）の記載内容が、図面等と整合していることを確認することにより行うこととなる。

モデル建物法入力支援ツール(平成28年省エネ基準用)による計算結果				
1. 計算結果及び評価結果				
(1) 建築物の名称	新規建物			
(2) 床面積	2,400.00	XML ID/再出力コード		
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域	891f918c-2d20-420a		
(4) モデル建物	事務所モデル	PUA*-MSXW-GYFY-RWJE		
(5) 評価結果				
年間熱負荷係数	【BPIm】	0.93	<p>一次エネルギー消費 量基準への適合、不 適合の確認</p>	
一次エネルギー消費量	【BEIm】	1.64		
空調調和設備	【BEIm/AC】	1.80		
機械換気設備	【BEIm/V】	1.31		
照明設備	【BEIm/L】	1.28		
給湯設備	【BEIm/HW】	3.64		
昇降機	【BEIm/EV】	2.00		
太陽光発電		なし		
(6) 判定	BPIm ≤ 1.00	達成	BEIm > 1.00	未達成
2. 当該建築物の仕様				
(1) 外皮の仕様				
外皮項目		外皮の仕様		
A. 建設計画	階数 / 階高の合計	4階 / 20.0m		
	非空調コア部の方位	南		
	建物の外周長さ	100.0m (そのうち、非空調コア部長さ 10.0m)		
B. 外壁仕様	外壁面積	北側 420.00m ² 東側 280.00m ² 南側 420.00m ² 西側 280.00m ² 屋根 600.00m ² 外気に接する床 0.00m ²		
	平均熱貫流率	外壁 1.00W/(m ² K) 屋根 0.50W/(m ² K) 外気に接する床 0.50W/(m ² K)		
C. 窓仕様	窓面積	北側 180.00m ² 東側 120.00m ² 南側 180.00m ² 西側 120.00m ² 屋根面 0.00m ²		
	平均熱貫流率	外壁 4.20W/(m ² K) 屋根面 -		
	平均日射熱取得率	外壁 0.421 屋根面 -		
(2) 空調調和設備の仕様				
設備項目		設備の仕様		
A. 熱源	熱源機種(冷房)	ウォーターチリングユニット(空冷式)		
	個別熱源比率(冷房)	0%		

図 5-1-2 モデル建物法判定プログラム出力シート

(参考)

省エネ適判申請において、最も利用されている計算法は、モデル建物法となっている。改正建築物省エネ法においても従前と同様に利用可能であると共に、今後施行が予定される小規模建築物における建築士による説明義務に用いることも可能である。

以下に、モデル建物法で選択可能な建物用途等の情報を記載する。

表 5-1-1 モデル建物法における「モデル建物」の選択肢

1	事務所モデル	2	ビジネスホテルモデル
3	シティホテルモデル	4	総合病院モデル
5	福祉施設モデル	6	クリニックモデル
7	学校モデル	8	幼稚園モデル
9	大学モデル	10	講堂モデル
11	大規模物販モデル	12	小規模物販モデル
13	飲食店モデル	14	集会所モデル※ ※さらに表 5-1-2 の計算対象室用途を選択
15	工場モデル		

表 5-1-2 集会所モデルにおける「計算対象室用途」の選択肢

1	アスレチック場	2	体育館
3	公衆浴場	4	映画館
5	図書館	6	博物館
7	劇場	8	カラオケボックス
9	ボーリング場	10	ぱちんこ屋
11	競馬場又は競輪場	12	社寺

モデル建物法では用途選択をより簡易にするため、用途区分コード（建築基準法施行規則別表の用途を示す記号。以下同じ。）に応じた適用モデルを選択することを基本としているが、建物の使われ方を加味して使われ方の近いモデルを選択しても良い。

具体的には表 5-1-3 のとおりとなるが、用途区分コード「08990 その他」については、エネルギーの使用状況等を鑑み、表 5-1-1 のいずれの用途に該当するかを判断することが必要となる。

表 5-1-3 建築基準法における建築物用途とモデル建物法における「モデル建物」の選択肢

用途区分 コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢 ※1
08010	一戸建ての住宅	住宅基準による
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舎	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
08070	幼稚園	幼稚園モデル
		講堂モデル※2
08080	小学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08082	義務教育学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08100	特別支援学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
		講堂モデル※2
08120	専修学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08130	各種学校	学校モデル
		講堂モデル※2
08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル

08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
		講堂モデル
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（浴場施設）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	総合病院モデル
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	クリニックモデル
08260	病院	総合病院モデル
08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅+事務所モデル（複合建築物）
08280	公衆電話所	－
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	事務所モデル
08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	－
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣	－

	の指定するもの。)		
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの		事務所モデル
08340	工場（自動車修理工場を除く。）		工場モデル
08350	自動車修理工場		工場モデル
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		工場モデル
08370	ボーリング場		集会所モデル（ボーリング場）
	スケート場		集会所モデル（体育館）
	水泳場		集会所モデル（体育館）
	スキー場		集会所モデル（体育館）
	ゴルフ練習場		集会所モデル（体育館）
	バッティング練習場		集会所モデル（体育館）
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）		集会所モデル（体育館）
08390	マージャン屋		小規模物販モデル
	ばちんこ屋		集会所モデル（ばちんこ屋）
	射的場		小規模物販モデル
	勝馬投票券発売所		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	場外車券売場その他これらに類するもの		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	カラオケボックスその他これらに類するもの		集会所モデル（カラオケボックス）
08400	ホテル	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
	又は旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
08410	自動車教習所		学校モデル
08420	畜舎		－
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は－）
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		小規模物販モデル
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル

	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	飲食店モデル
08452	食堂又は喫茶店	飲食店モデル
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模物販モデル
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	小規模物販モデル
08470	事務所	事務所モデル
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル（体育館）

08490	自動車車庫	—
08500	自転車駐車場	—
08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
08530	劇場、演芸場	集会所モデル（劇場）
	映画館	集会所モデル（映画館）
08540	観覧場	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
08550	公会堂	集会所モデル（劇場）
	集会場	集会所モデル（体育館）
08560	展示場	集会所モデル（体育館）
08570	料理店	飲食店モデル
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル
08590	ダンスホール	集会所モデル（アスレチック場）
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル
	ヌードスタジオ	集会所モデル（劇場）
	のぞき劇場	集会所モデル（劇場）
	ストリップ劇場	集会所モデル（劇場）
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデル
	その他これらに類するもの	（上記いずれか）
08610	卸売市場	工場モデル
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設	工場モデル
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	工場モデル
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	工場モデル
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000 m ² 以上 小規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満 小規模物販モデル
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産され	飲食店モデル

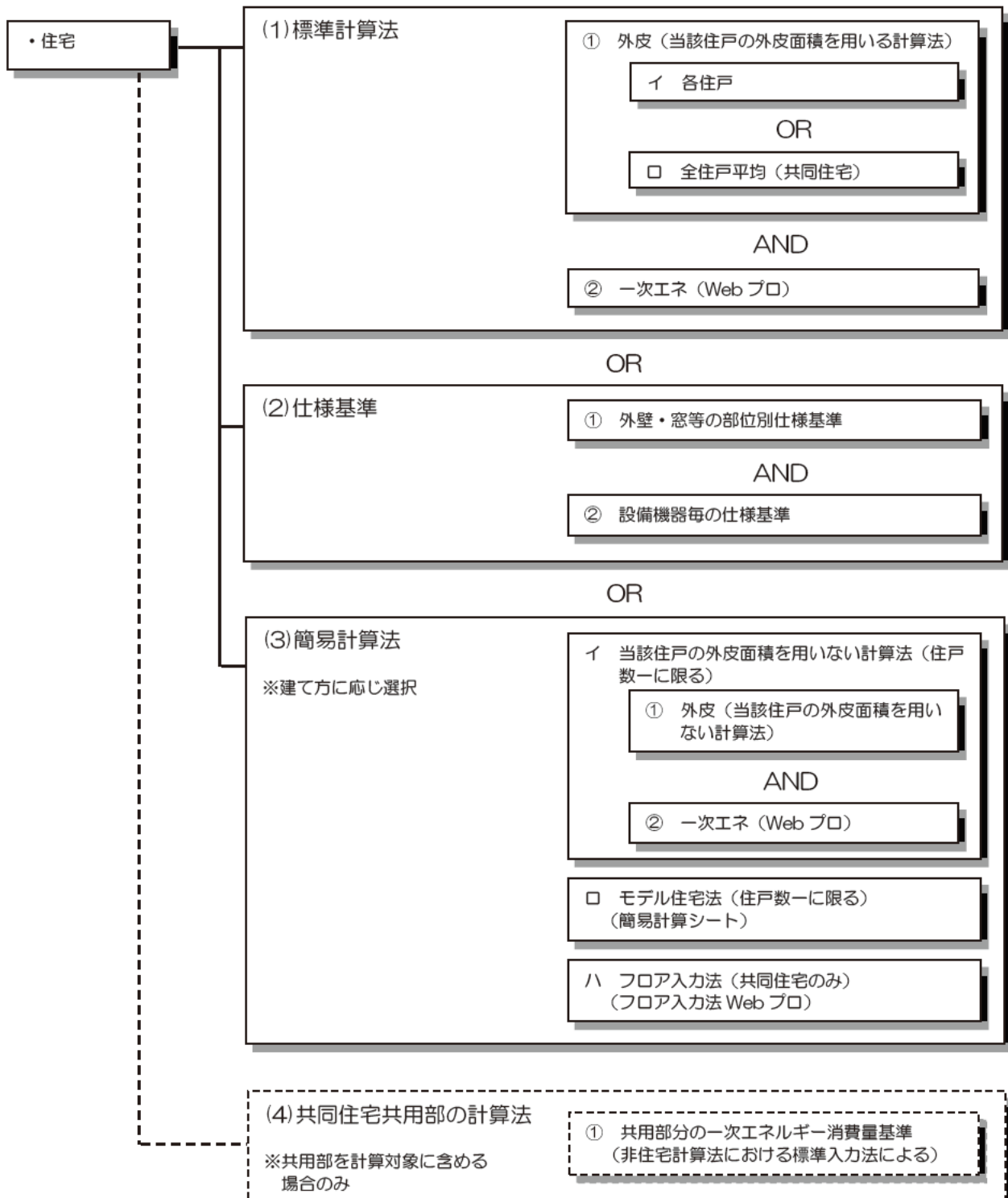
	た農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	
	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	小規模物販モデル
08990	その他	
<p>※1 「モデル建物」の選択肢における「-」は、適用除外建築物用途と定められる予定。</p> <p>※2 講堂あるいはそれに類する用途に供する部分を有する場合、当該部分は講堂モデルを適用する。</p>		

複数の建物用途が混在する建築物の計算を行う場合、全ての建物用途ごとにモデル建物法判定プログラムで計算を行い、同プログラム上で集計を行うことができる。建物用途ごとの計算は、単一用途での計算と同様であるが、複数用途で共有する部分（エントランス、廊下など）については、どの建物用途に含めて計算すべきかを判断した上で、漏れなく計算対象となっていることを確認することが必要である。なお、小規模版モデル建物法における複数の建築用途を有する建築物の取り扱いについては、現在検討中であり、決まり次第、入力マニュアル等に反映するので、ご確認頂きたい。

2. 住宅に係る計算方法等の概要

住宅に係る建築物省エネ法に基づく省エネ基準及び計算方法は、基準省令及び関連告示で定められている。

《住宅に係る計算方法の概要》



各計算法の適用に際しては、(1)、(2)もしくは(3)の計算法を選択した上、共同住宅の一次エネルギー消費量の計算対象に共用部を含める場合には(4)の計算を行うこととなる。

(1)から(3)のいずれの計算法でも基本的な考え方は同一であるが、非住宅に係る計算法と同様に、入力する情報の詳細さに応じて各計算法が設けられている。(そのため、外皮性能と一次エネルギー消費量の計算を、各計算法等で混在して使用することはできない。)

外皮性能に関しては、非住宅と異なり、届出義務等で適用される省エネ基準においても基準が定められている。具体的には、断熱構造とする外皮部分(外壁、屋根、床及び開口部等。以下同じ。)の、面積、仕様(性能)が審査対象となる。なお、簡易計算法では面積の確認を不要とするなどの簡易化が図られている。

一方、一次エネルギー消費量基準への適合確認は、図 5-2-1 に示すとおり、実際の設計仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計(設計一次エネルギー消費量、図右側部分)が、標準的な仕様を基に計算した各設備機器の一次エネルギー消費量の合計(基準一次エネルギー消費量、図左側部分。)を、超えないことを確認することにより行う。

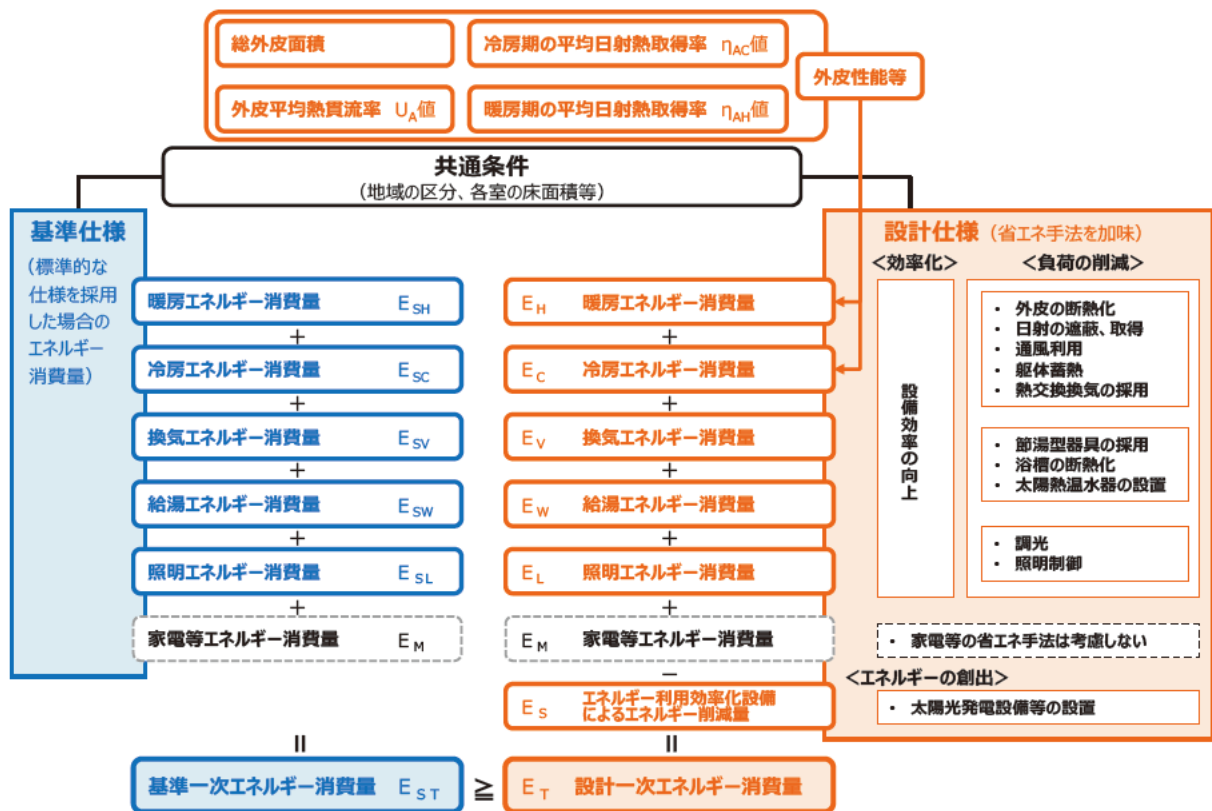


図 5-2-1 住宅における一次エネルギー消費量計算の構成

以下に、各計算法の概要を記載する。

(1) 標準計算法について

標準計算法は、外皮部分の面積や仕様(性能)等を基に計算を行う、住宅の建て方や構造種

別などの与条件に関わらず適用可能な計算方法となっており、これまで一般的に広く用いられている方法となっている。具体的には外皮性能及び一次エネルギー消費量について、以下の計算等を行うこととなる。

1) 外皮性能について

基準省令第1条第1項第2号イ(1)に基づき、算出告示第2の1に定める計算方法により、住戸単位で部位の面積や層構成に応じて算出した外皮平均熱貫流率 (U_A 値) 及び冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値) が、基準省令で定める基準値以下であることを確認することにより、基準への適合確認を行う方法となっている。

外皮平均熱貫流率を求める具体的な計算方法は、窓、外壁、屋根などの熱的境界に該当する各部位あるいは構造熱橋部などの貫流熱損失を求め、その合計した値を全体の外皮面積で除することにより算出する。また、冷房期の平均日射熱取得率は、計算で方位を考慮する必要があるが、基本的な計算手順等は外皮平均熱貫流率計算と同様である。

以下図 5-2-2 において、標準計算法による外皮平均熱貫流率算出の基本的な流れを示す。

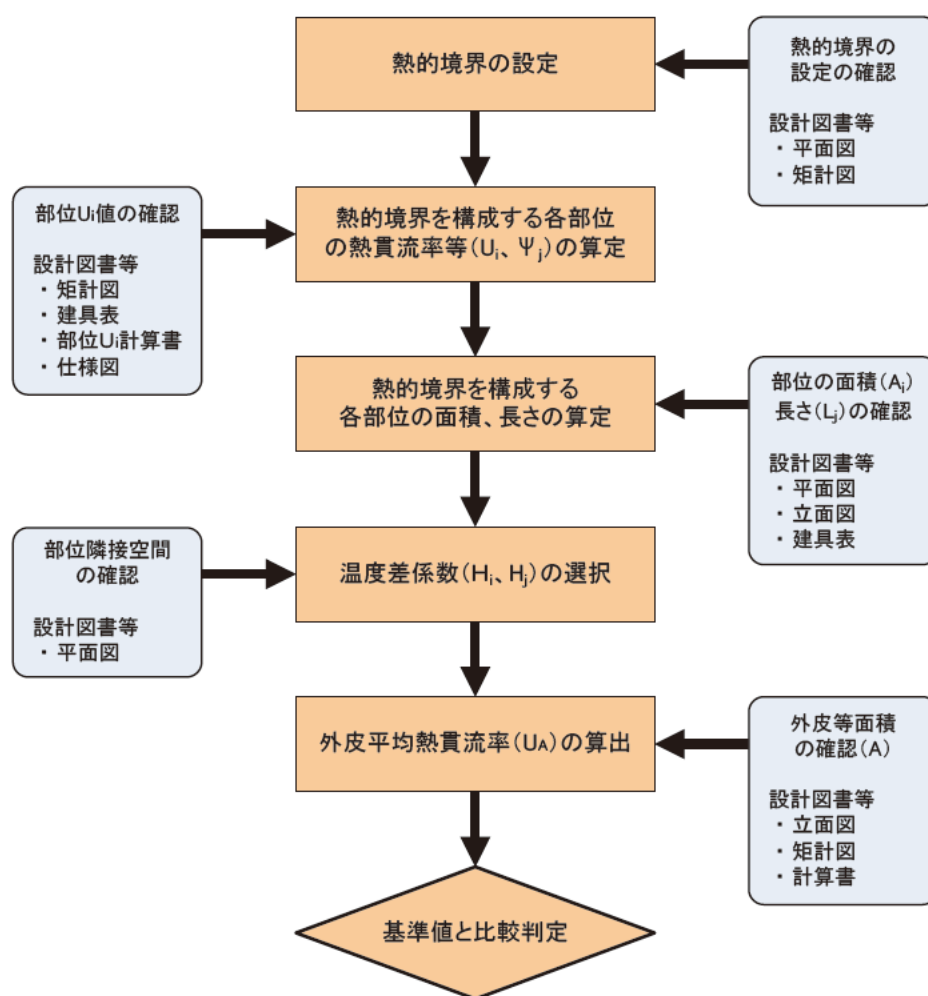


図 5-2-2 外皮平均熱貫流率 (U_A 値) の計算の流れ

図 5-2-2 において、各部位の面積、長さ等の算定には、標準計算法として住戸毎に算出する方法（以下本マニュアルにおいて「当該住戸の外皮面積を用いる計算法」という。）と、簡易計算法として既に定められた値を用いる方法（戸建て住宅限定。以下本マニュアルにおいて「当該住戸の外皮面積を用いない計算法」という。）の2種類が用意されている。

また、共同住宅においては、上記により算出した各住戸の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）を、(i)各住戸単位で基準値と比較、もしくは、(ii)全住戸の平均値で基準値と比較する、いずれの方法で適合確認しても良いこととなっている。なお、全住戸の平均値により基準への適合確認を行う場合、各住戸と別の基準値が設けられている（表 5-2-1 参照。）ことに注意する必要がある。

表 5-2-1 共同住宅における外皮基準値

地域の区分	各住戸の基準値		全住戸の平均の基準値	
	U_A 値	η_{AC} 値	U_A 値	η_{AC} 値
1 地域	0.46	—	0.41	—
2 地域	0.46	—	0.41	—
3 地域	0.56	—	0.44	—
4 地域	0.75	—	0.69	—
5 地域	0.87	3.0	0.75	1.5
6 地域	0.87	2.8	0.75	1.4
7 地域	0.87	2.7	0.75	1.3
8 地域	—	6.7	—	2.8

なお、これらの計算は、図面をもとに四則演算により手計算で行うことも可能となっているが、Web 上では様々な外皮計算用エクセルシート（以下「外皮計算シート」という。）などが無料で用意されているため、それらを活用することも可能である。

届出義務の審査においては、外皮計算シートに記載された面積あるいは部位の熱貫流率の算定のもととなる仕様などが、図面に記載された内容と一致していることを確認することが主な審査事項となっている。

2) 一次エネルギー消費性能について

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)に基づき、1)で算出した各住戸の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）などを基に、各住戸で使用する設備機器等の仕様や性能に応じて、各住戸単位で設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費

量の算出を行い、基準への適合確認を行う方法である。

なお、これらの計算は、算出告示において計算方法を定めているが、建設地の気象条件や生活スケジュール等を踏まえた計算となっており、実質手計算で行うことは困難となっている。このため、計算及び適合確認は、建築研究所ホームページ上に設けられた、住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「住宅用途判定プログラム」という。）により行う。

具体的な審査は、計算結果が省エネ基準に適合していることを確認するとともに、申請図書として提出される住宅用途判定プログラムから出力されるシート（プログラムに入力した内容等が出力されたもの。図5-2-3参照。）の記載内容が、図面等と整合していることの確認を行う。

建築物エネルギー消費性能基準 [H28年4月以降] 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)				
1. 住宅/住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等				
(1)住宅/住戸(タイプ)の名称(建て方)	〇〇〇〇邸(戸建住宅)			
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計
	29.81㎡	51.34㎡	38.93㎡	120.08㎡
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域		*****	
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次エネルギー[MJ]	基準一次エネルギー[MJ]
	暖房設備		13935;	13383
	冷房設備		6036;	5634
	換気設備		4583;	4542
	給湯設備		27637;	25091
	照明設備		10855;	10763
	その他の設備		21241;	21241
	発電設備の発電量のうち自家消費分*1		---	--
	コージェネレーション設備の売電量に係る控除量*2		---	--
	合計		4288;	80653
	(5)判定	一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]		84.3
結果		未達成		
(6)BEI	一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]		65.1	59.5
	BEI		1.07	
<small>本計算結果は、当該住戸が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。 (4)の各用途内訳を足した値と合計は四捨五入の関係で一致しないことがあります。(5)の値は小数点以下一位未満の端数を切り上げているため、(4)の合計と一致しないことがあります。 *1:発電設備にはコージェネレーション設備および太陽光発電設備が含まれます。*2:コージェネレーション設備が発電した電力を発電するために要した一次エネルギー</small>				
2. 住宅/住戸(タイプ)の仕様				
(1) 暖冷房仕様				
外皮/設備項目		外皮/設備の仕様		
A. 外皮	評価方法	当該住戸の外皮面積の合計を用いて評価する		
	総外皮面積	307.51㎡		
	外皮平均熱貫流率	0.87 W/㎡K		
	平均日射熱取得率	暖房期ηAH: 4.3 冷房期ηAC: 2.8		
	通風の利用	主居室: 通風を利用しない その他の居室: 通風を利用しない		

図 5-2-3 住宅用途判定プログラム（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版））からの出力シート例

(2) 住宅仕様基準について

住宅仕様基準は、基準省令第1条第1項第2号イ(3)に基づく基準であり、住宅用途判定プログラム等を用いることなく、部位や設備機器等の性能がそれぞれの基準値以上であることを確認することにより、省エネ基準への適合確認を行う方法である。

具体的には、外皮及び一次エネルギー消費性能について、以下のとおりとなる。

1) 外壁・窓等の部位別仕様基準について

屋根、外壁、開口部等の外皮を構成する各部位の熱貫流率等の設計値が、地域の区分や開口部比率（外皮面積に対する窓等の開口部の割合をいう。以下同じ。）に応じて定められた基準値以下となっていることを確認することにより、基準適合を確認する方法である。

ここで各部位の熱貫流率等は、以下のいずれかの方法により算出することが可能となっている。

イ 建築研究所の技術情報で定める方法により、部位の層構成等に応じ、計算により熱貫流率を求める方法

ロ 算出告示別表に定める仕様に応じた熱貫流率の値を用いる方法

届出等の審査においては、外皮の仕様に応じて算出された熱貫流率あるいは熱抵抗値が基準値以下となっていることを確認するとともに、当該仕様を用いていることを図面上で確認することが主な審査事項となる。

2) 設備仕様基準について

住宅仕様基準告示により、暖房・冷房設備、換気設備、給湯設備及び照明設備のそれぞれについて、地域の区分等に応じ定める機器ごとに必要な性能値を、設置した設備機器等の性能が上回っていることを確認することにより基準適合を確認する方法である。

(3) 簡易計算法について

簡易計算法の「モデル住宅法」と「フロア入力法」は、今回の建築物省エネ法の改正に伴い、新たに設けられた計算法である。「モデル住宅法」は住戸数が一（以下「戸建て住宅等」という。）用、「フロア入力法」は住戸数が二以上（以下「共同住宅等」という。）用の計算法である。

1) モデル住宅法について

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に基づき、戸建て住宅等に適用可能な計算方法である。具体的には、あらかじめ定められたモデル住宅で定める係数等を用いることにより、各部位や開口部の断熱性能等に関する情報のみで外皮基準への適否の判定を行うことができる。同様に、一次エネルギー消費性能に関しても、当該外皮性能を用いて、使用する設備機器の種別のみを選択することで基準への適否判断を行うことが可能である。

上記簡易法は、地域の区分や機器種別の組合せ等により用いる係数等が異なるため、これらの組合せごとの計算シートが用意されている。これら計算シートを総称して「モデル住宅

法」とここでは呼んでいる。

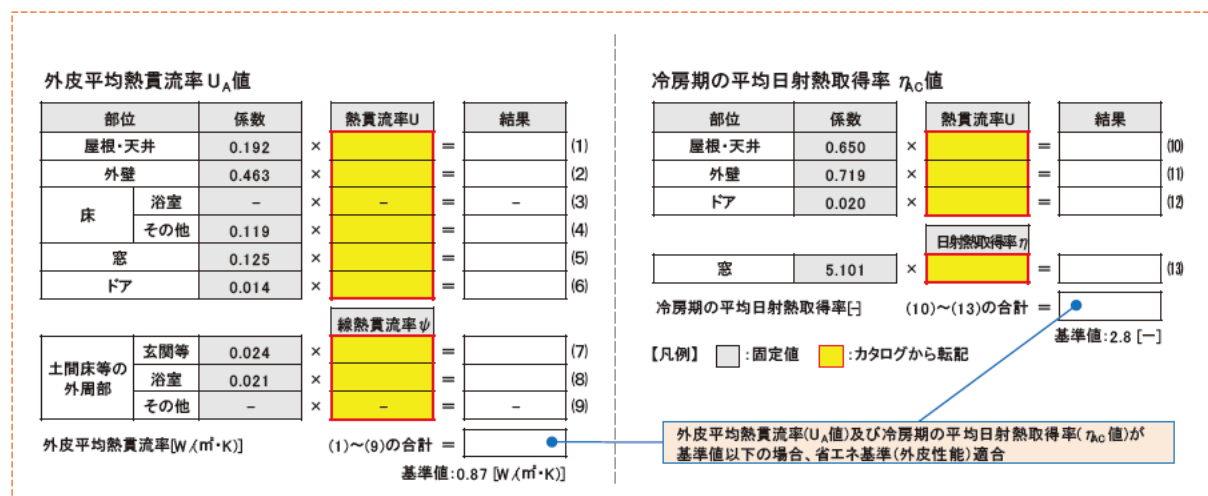


図 5-2-4 簡易計算シートのイメージ (外皮)

2) フロア入力法について

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に基づき、複数住戸を有する共同住宅等に適用可能な計算方法である。具体的には1)と同様に、あらかじめ定められたモデル住宅で定める係数等を用いることにより、階ごとに外周長や住戸数等の必要となる情報を入力することで、外皮基準への適否の判定を行うものである。なお、本計算法の適用に際しては、メゾネットタイプなど一部の共同住宅は適用できないケースもあるため注意する必要がある。

上記簡易計算法は、建築研究所ホームページに用意された専用プログラム（専用 EXCEL ファイル）を使用することで計算可能となっている。なお、同様の専用 Web プログラムについては、2021年4月頃に建築研究所ホームページに公開する予定である。

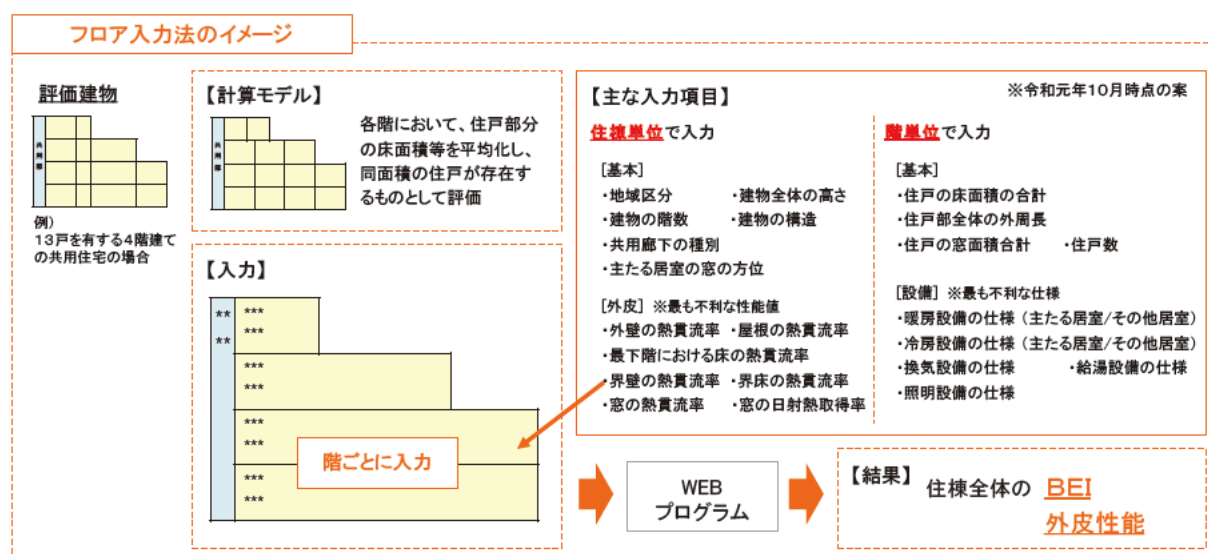


図 5-2-5 フロア入力法のイメージ

(4) 共同住宅の共用部に係る一次エネルギー消費量の計算について

共同住宅の共用部に係る一次エネルギー消費量については、建築物全体の一次エネルギー消費量計算に含めるか含めないかを選択できることとなった。

上記選択において含めることとした場合については、これまでと同様に、当該部分の一次エネルギー消費量は非住宅における標準入力法により計算を行う（非住宅におけるモデル建物法で、共同住宅共用部の計算を行うことはできない。）こととなる。また、当該部分については外皮性能に係る基準は適用されないことも、これまでと同様である。

なお、ここで記載する各計算方法に基づく一次エネルギー消費量計算では、いずれも設置する個別の設備機器等に係る種別もしくは性能値等の情報が必要となっている。当該性能値等については、建築研究所の技術情報に定められた JIS 等の規格に基づく性能値であることが確認できるカタログ等を活用することも可能となっている。他にも、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」という。）ホームページ上では、各設備機器に係る計算上必要となる性能値に関するポータルサイト（図 5-2-6 参照。）が開設されており、当該性能値を利用することもできる。



図 5-2-6 評価協会 HP 上の設備機器等ポータルサイト

3. 各計算法の適用について

1 及び 2 で記載した各計算法は、建築物省エネ法に基づく各制度において、適用の可否が分かれています。表 5-3-1 にその適用関係を記載する。

表 5-3-1 建築物省エネ法の各制度における計算法の適用可否一覧

用途	計算法※		省エネ適判	届出	説明義務	住宅TR	性能向上計画	認定表示	
非住宅	外皮	標準計算	標準入力法	/	/	/	/	○	/
		簡易計算	モデル建物法	/	/	/	/	○	/
	一次エネ	標準計算	標準入力法	○	○	○	/	○	○
		簡易計算	モデル建物法	○	○	○	/	○	○
			小規模版モデル建物法	×	○	○	/	×	○
戸建住宅	外皮	標準計算	当該住戸の外皮面積を用いる計算法	/	○	○	○	○	○
		簡易計算	当該住戸の外皮面積を用いない計算法	/	○	○	○	○	○
		仕様基準		/	○	○	×	×	○
	一次エネ	標準計算・簡易計算	Web プロ	/	○	○	○	○	○
		仕様基準		/	○	○	×	×	○
	外皮・一次エネ	簡易計算	モデル住宅法(簡易計算シート)	/	○	○	×	×	○
	共同住宅等	外皮	標準計算	各住戸計算	/	○	○	○	○
全住戸平均				/	○	○	○	○	○
仕様基準			/	○	○	×	×	○	
一次エネ		標準計算	Web プロ	/	○	○	○	○	○
		仕様基準		/	○	○	×	×	○
外皮・一次エネ		簡易計算	フロア入力法	/	○	○	×	×	○
※ 各計算法の適用は以下のとおりとする。 ① 非住宅用途における小規模版モデル建物法は、床面積が 300m ² (高い開放性を有する部分を除く。) 未満の場合に限る。 ② 共同住宅等における全住戸平均及びフロア入力法は、 <u>複数住戸を有する共同住宅の場合に限る。</u> ③ 共同住宅等における全住戸平均は、外皮基準への適合確認のみに用いることができ、当該平均値を用いて各住戸の一次エネ詳細計算を行うことはできない。 ④ 戸建住宅におけるモデル住宅法は、 <u>他用途を有さない戸建て住宅の場合に限る。</u> ⑤ 共同住宅の共用部を計算の対象に含める場合、当該部分の一次エネルギー消費量は非住宅用途の標準入力法による。									

また、当該計算法を準用する、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定における適用は、表 5-3-2 のとおりである。

表 5-3-2 他法令の各制度における計算法の適用可否一覧

用途	計算法※		住宅性能表示制度	低炭素建築物認定	
非住宅	外皮	標準計算	標準入力法	○	
		簡易計算	モデル建物法	○	
	一次エネ	標準計算	標準入力法	○	
		簡易計算	モデル建物法 小規模版 モデル建物法	○ ×	
戸建住宅	外皮	標準計算	当該住戸の外皮面積を用いる計算法	○	
		簡易計算	当該住戸の外皮面積を用いない計算法	○	
		仕様基準		○（等級4のみ）	×
	一次エネ	標準計算・簡易計算	Web プロ	○	○
		仕様基準		○（等級4のみ）	×
	外皮・一次エネ	簡易計算	モデル住宅法（簡易計算シート）	×	×
共同住宅等	外皮	標準計算	各住戸計算	○	○
			全住戸平均	×	×
		仕様基準		○（等級4のみ）	×
	一次エネ	標準計算	Web プロ	○	○
		仕様基準		○（等級4のみ）	×
外皮・一次エネ	簡易計算	フロア入力法	×	×	
※ 各計算法の適用は、表 5-3-1 と同一とする。					

4. 既存住宅・建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方等について

適合義務もしくは届出義務の対象となる建築物の増改築を行う場合、増改築に係る部分以外の既存部分も含めた建築物全体で省エネ性能を評価し、省エネ計画を提出することが必要となる。

既存建築物（非住宅建築物）の増改築時においては、以下の方法により省エネ性能の算定ができる。なお、適合義務対象となる増改築に対してこの算定方法を用いる場合、完了検査時において既存部分の確認は不要（既存部分の平面図、立面図、断面図などの面積等を確認するための最低限の図面の提出は必要。）となる。

①既存部分の BEI は、当分の間、デフォルト値として 1.2 と設定可能とする。

②建築物全体の BEI は、既存部分の BEI と増改築部分の BEI の面積按分で算出可能とする。

⇒ 建築物全体の BEI は、 $1.2 \times \frac{\text{既存面積}}{\text{延べ面積}} + \text{増改築部分の BEI} \times \frac{\text{増改築面積}}{\text{延べ面積}}$ で算定可能。

2016 年 4 月時点で現に存する建築物の増改築については、建物全体で $\text{BEI} \leq 1.1$ となれば良いので、適合義務対象となる非住宅部分の増改築面積が増改築後の非住宅部分の全体面積の $1/2$ 超の増改築の場合、結果として、増改築部分の BEI が 1.0 以下（新築と同等の基準）であれば基準に適合する。

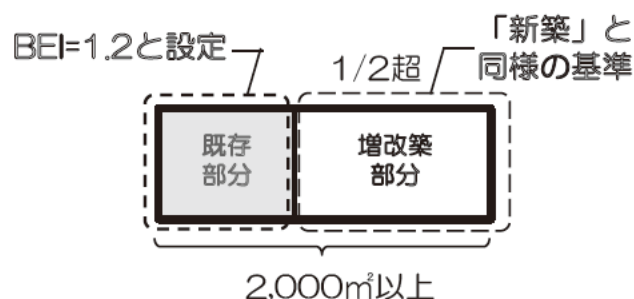


図 5-4-1 適合義務対象となる増改築における BEI 算定の考え方

あわせて、WEB プログラムにおいて、既存部分をデフォルト値として計算するルートを構築している。（増築部分について通常のケースと同様に必要項目を入力し、既存部分については床面積を入力することで、建物全体の BEI を算出することができる。）

なお、既存部分の仕様を精査し、建物全体で BEI の算定を行うことにより、既存部分を 1.2 以外の数値に設定することも可能であるが、この場合、既存部分についても完了検査の対象となる。

5. 認定等を受けた住宅・建築物の取扱いについて

建築主は、特定建築行為等に該当する新築、増築及び改築を行う場合、適合義務や届出義務などに係る手続きが必要となるが、建築物省エネ法では、以下で記載する認定を取得している場合、手続きあるいは基準上の緩和措置などが用意されている。以下では、各認定における取扱い等について記載を行う。

(1) 大臣認定を受けた建築物の取扱い

国土交通大臣は、河川水を利用した暖冷房設備など、通常の省エネ基準では評価ができない特殊な設備等を設置する建築物が、省エネ基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有することについて、個別に認定することができる。

当該認定を取得した建築物については、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされ、また、認定建築物が届出の必要な建築物の場合には、届出をしたものとみなされる。

(2) 性能向上計画認定を受けた建築物の取扱い

建築物省エネ法では、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合している建築物について、所管行政庁による認定を取得することができることとなっている。

当該認定を取得した建築物について、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされ、また、認定建築物が届出の必要な建築物の場合には、届出をしたものとみなされる。なお、複数建築物による性能向上計画認定を受けた場合、本みなしの対象は申請建築物（自他供給型熱源機器等を有する建築物）のみであり、他の建築物に適用することはできないことに注意が必要である。

(3) 低炭素認定を受けた建築物の取扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律では、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合している建築物について、所管行政庁による認定を取得することができる。

当該認定を受けた建築物は、認定建築物が省エネ適判を受ける必要がある建築物の場合には省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされ、また、認定建築物が届出の必要な建築物の場合には、届出をしたものとみなされる。

(4) 気候風土適応住宅の届出及び説明義務における取扱い

基準省令附則第2条では、法第19条の届出義務や法第27条の説明義務に係る住宅について、地域の気候及び風土に応じた住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）であることにより外皮基準（同省令第1条第1項第2号イで定める基準）に適合させることが困難であるものとして、令和元年国土交通省告示第786号で定める以下の基準に適合するものについては、外皮基準の規定は適用しないこととしている。

- | |
|--|
| <p>1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。</p> <p>一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること</p> <p>イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること</p> <p>ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に該当すること</p> <p>(1)外壁について、次の(i)から(iii)のいずれかに該当すること</p> <p>(i)片面を真壁造とした土塗壁であること</p> <p>(ii)片面を真壁造とした落とし込み板壁であること</p> <p>(iii)過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること</p> <p>(2)屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)のいずれかに該当すること</p> <p>(i)屋根が化粧野地天井であること</p> <p>(ii)床が板張りであること</p> <p>(iii)窓の過半が地場製作の木製建具であること</p> <p>二 所管行政庁が、その地方の自然的社会条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること</p> <p>2 所管行政庁は、その地方の自然的社会条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。</p> |
|--|

これらの基準に適合する気候風土適応住宅については、外皮基準が適用されない上、一次エネルギー消費量基準に関しても算出告示附則第2項に基づき基準が合理化されることとなっている。

具体的には、基準一次エネルギー消費量を算出する際に考慮する外皮性能について、標準的な外皮性能による値ではなく、当該住宅の外皮性能による値を用いることが可能とされている

(下記式参照。)。この場合、一次エネルギー消費量に係る計算は建築研究所ホームページ上に設けられた「気候風土適応住宅版」の Web プログラムを使用することとなる。

	<基準一次エネルギー消費量>	<設計一次エネルギー消費量>
通常の住宅	: 標準の外皮性能+標準設備仕様	≥ 当該住宅に外皮性能+当該住宅の設計設備仕様
気候風土適応住宅	: 当該住宅の外皮性能+標準設備仕様	

また、気候風土適応住宅の取扱いに際しては、同告示第1項第二号及び第2項で定めるとおり、所管行政庁が別途要件を定めている場合もあるほか、届出義務や説明義務の対象となる住宅のみが対象であり、性能向上計画認定や認定表示で用いることはできないことなどに注意が必要である。

第6章

規制措置、誘導措置に係る手続き

1. 規制措置に係る手続き

(1) 建築確認・適合義務等に係る手続き

1) 全体の流れ

建築確認及び省エネ適判に係る手続き全体の流れの概要は、図6-1-1のとおりとなっている。

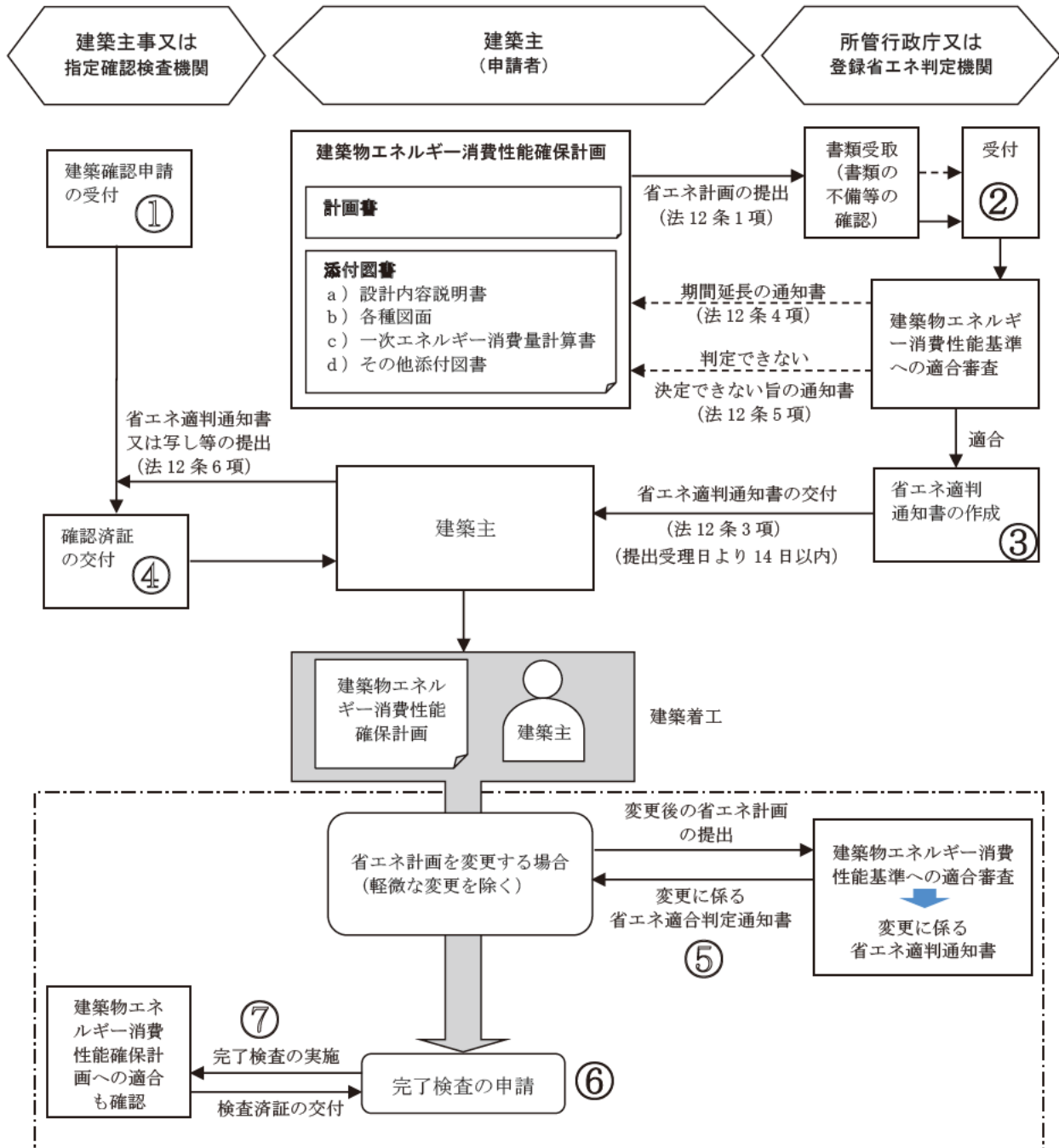


図 6-1-1 建築確認及び省エネ適判に係る手続きの基本的な流れ

適合義務は、法第 11 条第 2 項に基づき建築基準関係規定として位置付けられているが、計画が基準に適合しているかどうかの確認は、図 6-1-1 に示すとおり所管行政庁又は登録省エネ判定機関が行い、建築確認に係る審査を実施する建築主事又は指定確認検査機関は、省エネ適判通知書等の有無により、形式的に基準適合を確認する。

一方、完了検査においては、建築主事又は指定確認検査機関による省エネ基準適合に係る検査が行われる。

このように、建築確認及び省エネ適判に係る手続きは密接に関係しており、以下では、図 6-1-1 に示す手続きの流れを①から⑦の段階に分け、その具体的な手続きを記載している。

2) 具体的な手続き

① 建築確認の申請（建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関）

i 申請に必要な図書等

建築主は、建築基準法に基づく確認申請の手続きにおいて、建築基準法施行規則第 1 条の 3 に基づく図書等を提出する。

建築主事又は指定確認検査機関は確認申請書第二面【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】欄及び図面等との整合等により適合義務対象かどうかを審査する。

このため、建築主は、通常の確認申請に必要な図面と併せて、開放部分の床面積等などが判るように、確認申請書の様式に必要事項を記載し、その根拠を床面積求積図や各階平面図などに明示し提出する必要がある。詳細な明示事項は、「第 4 章 1. (2) [手順 1]①-1 適合義務対象であることの確認」を参照。

ii 審査内容の概要

省エネ適判通知書を受理するまでの建築確認における審査事項は、主に以下の点となる（省エネ適判通知書を受理した後の建築確認における審査事項は④のとおり）。

・適合義務対象かどうかの審査

i の図書等により、適合義務対象となる用途・規模等の建築物であるかの確認を行う。詳細な確認内容は、「第 7 章 1. (1) [手順 1]①-1 適合義務対象であることの確認」を参照。

なお、建築主は申請する建築物の適合義務の有無について不明な点がある場合、事前に建築主事又は指定確認検査機関に確認を行うことが望ましい。

② 省エネ計画の提出（建築主 ⇒ 所管行政庁又は登録省エネ判定機関）

i 必要な図書等

建築主は、特定建築行為（特定増改築を除く）をしようとするときは、その工事に着手する前に省エネ計画を提出し、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ適判を受ける

必要がある。

省エネ計画の提出に際しては、施行規則で定める以下の図書を正副2部、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出する。

<申請に必要な図書>

- a. 計画書（正本及び副本）
- b. 添付図書2部
 - ・設計内容説明書
 - ・各種図面、計算書
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

上記bで記載する、提出に必要となる具体的な図面等は、表6-1-1で記載する図書等となる。

なお、添付図書においては、表6-1-1で記載する断熱材の仕様、窓の熱貫流率、各設備の能力等の明示事項を記載することが必要であるとともに、省エネ基準への適合が建築基準関係規定となったことに伴う、作成した建築士の責任を明確化するための建築士の記名・押印が必要である。

表 6-1-1 省エネ適判に必要な図書等

イ 建築物の構造等に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ

	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

ロ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数

空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	
空気調和設備	縮尺
	空気調和設備の有効範囲
	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺
	照明設備の位置
給湯設備	縮尺
	給湯設備の位置
	配管に講じた保温のための措置
昇降機	縮尺
	位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺
	位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法

空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法

表 6-1-1 中にある「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」及び「エネルギー消費性能確保設備」とは、具体的には以下のような設備機器を指している。

イ) 「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」とは、空気調和設備等以外の建築設備で、エネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいい、基準省令第2条に規定する「エネルギー効率化設備」と同義である。

例：太陽光発電設備、コージェネレーション設備

ロ) 「エネルギー消費性能確保設備」とは、空気調和設備等（空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機をいう。）及びイ) 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいう。

ii 省エネ適判に係る基準

省エネ適判に係る基準は、特定建築行為を行う非住宅建築物もしくは建築物の非住宅部分を対象とした一次エネルギー消費量に係る基準のみとなっており、計算は5章1(2)①及び②で記載した以下の2つの計算方法のいずれかにより行うこととなっている。

(イ) 標準入力法

(ロ) モデル建物法

なお適合が求められる省エネ基準の水準は、対象となる建築物が新築された時期に応じて、表 6-1-2 のとおり定められている。

表 6-1-2 適合義務に係る適合基準の水準

対象用途	適用基準	適合基準の水準 ^{※1}	
		2016年4月1日以降に 新築された建築物	2016年4月1日時点で 現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準	1.0	1.1
※1 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること。			

iii 審査内容の概要

一次エネルギー消費量に係る計算の審査では、計算で用いた設備機器等の性能や仕様の確認が中心となる。よって、図面などに当該事項をもれなく明示するとともに、その明示した値などが適切な方法で試験・担保されたものであることを、以下のような観点で確認することが必要となる。

(イ) 省エネ基準で計算可能な設備機器等であること（設備機器等の特定）

現在、全ての設備機器等が省エネ基準において評価可能であるわけではない。特殊の構造又は設備を用いており、当該設備の性能を評価した計算を行う場合は法第23条に基づく大臣認定等を取得する必要がある。

(ロ) 当該設備機器の性能が規定された条件で適切に測定もしくは試験された値であること（試験品質等の確保）

一次エネルギー消費量に係る計算においては、設備機器等に係る性能値を入力して計算を行う必要がある。ただし、当該性能値については製造者が独自の方法で求めた値ではなく、一定の JIS や業界規格に基づき試験等により求めた値であるとともに、当該試験等が適切に行われていることが必要である。

具体的には、図面に記載された性能値が、一次エネルギー消費量計算に用いることができる規格等に基づく値が示されていることが必要である。例えば、空調熱源機種におけるウォーターリングユニット（空冷式）の定格能力の場合は、冷却能力●kW（JIS B 8613に基づく定格冷却能力▲kW）と記載するなど、あらかじめ定められた規格等に基づく値であることの明示が必要となる。

なお、実際には設計段階で使用する機器の種別等が明確に決定していないことも想定される。その場合は、設計図面において機器種別、性能値及び性能値を求めた試験規格などを明示（例えば JIS●●に基づく定格冷却能力●以上など。）し、完了検査の段階で当該性能を有する機種が設置されていることを示すこととなる。（※詳細は、第8章2参照。）

③ 省エネ適判通知書の交付（所管行政庁又は登録省エネ判定機関 ⇒ 建築主）

i 省エネ適判通知書の交付

審査が終了し、省エネ計画が省エネ基準に適合すると認めた場合、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から省エネ適判通知書が交付される。この場合、審査済の書類であること及び交付日が判別できる押印等（以下「最終版確認印等」という。）が行われた、計画書の副本及びその添付図書が返却される。

計画書の提出後、その提出を行った日から14日以内に省エネ適判の結果を記載した通知書の交付が受けられることとなるが、提出された省エネ計画の内容等に疑義がある場合、その期間が28日の範囲内において延長されることもある。その場合、所管行政庁又は登録省

エネ判定機関から「延長する旨とその理由を記載した通知書」の交付が行われ、建築主は疑義に対する訂正あるいは追加資料等を提出し適否の判断を受けることとなる。また、もし28日の期間内に修正等が終わらない場合などには、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」の交付が行われることとなるが、当該交付の際に、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の判断により期限を定めて添付図書の補正又は追加説明書の提出を求めた上で、適合性判定の継続を行うことも可能となっている。

下記の図6-1-2において、省エネ適判の結果を記載した通知書の取得までの基本的な流れを示す。

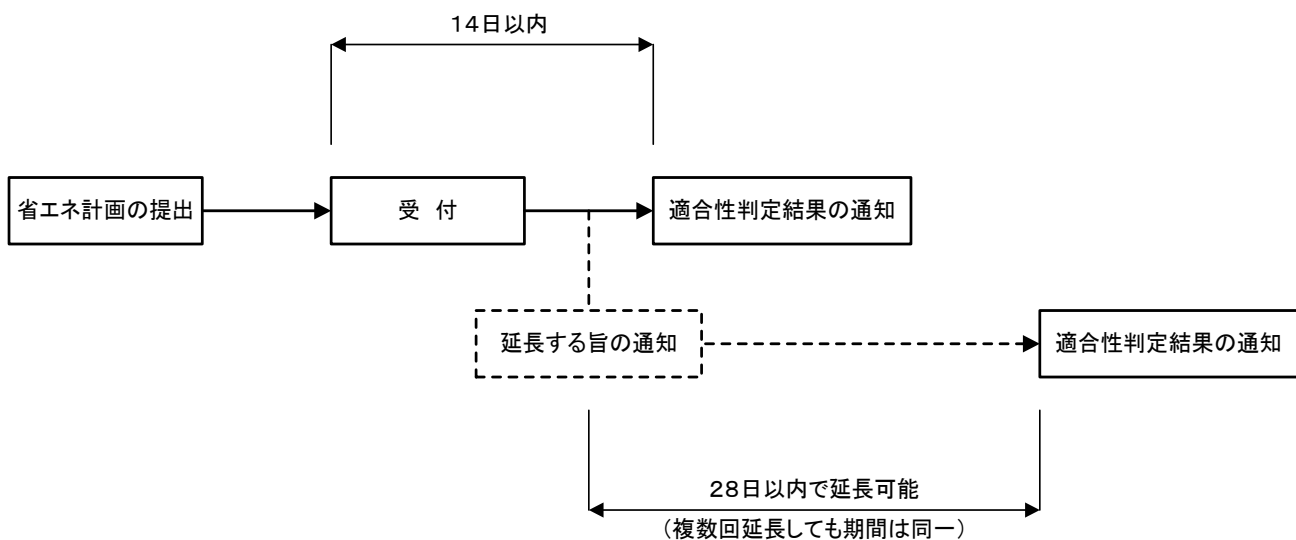


図 6-1-2 省エネ適判結果の通知までの流れ

ii 省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる場合

大臣認定、性能向上計画認定又は低炭素認定を取得した場合、当該認定の対象となった建築物は、省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる。この場合、②で示した省エネ適判に係る手続き等は不要となる。

なお、複数建築物の性能向上計画認定の場合、当該みなしの対象となるのは法第34条第3項に規定する申請建築物のみであり、同項に規定する他の建築物は、当該みなしの対象とはならないことに留意する必要がある。

④ 確認済証の交付（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

建築主事又は指定確認検査機関は、建築確認に係る審査が終了した場合、建築主に対して確認済証の交付を行うこととなるが、確認済証の交付を行うためには、建築主から以下の書類の提出を受けることが必要となる。

a. 省エネ適判通知書等及び計画書

※特殊な構造又は設備を用いる場合の大臣認定、性能向上計画認定又は低炭素認定を取得した場合、これらの書類に代えて、以下の書類の提出を受けることが必要となる。

- ① 大臣認定書及び別添（又はそれらの写し）
- ② 性能向上計画認定通知書及び性能向上計画認定申請書（又はそれらの写し）
- ③ 低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素認定申請書（又はそれらの写し）

建築主事又は指定確認検査機関は、上記書類の受領後、省エネ適判を受けた建築物の計画と建築確認申請が出された建築物の計画が整合していることの確認を行う。

建築主は、建築主事に確認申請を行う場合にあっては、建築基準法第6条第4項の期間（期間が延長された場合にあっては当該延長後の期間）の末日の3日前までに上記書類の提出を行うことが必要となるため注意する必要がある。

⑤ 計画変更時の手続き（建築主 ⇒ 所管行政庁又は登録省エネ判定機関、建築主事又は指定確認検査機関）

i 省エネ適判に係る手続き

適合判定の通知を受けた後、省エネ計画に記載されている内容について変更を行う場合（軽微な変更該当する場合は除く。）、建築主は変更後の工事に着手する前に、その変更後の計画の提出を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して行う必要がある。

変更を行う場合の手続き等は②と同じ手順となる。直前に省エネ適判を受けた所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して計画を提出する場合、申請添付図書等は以下のとおりとなる。

<申請に必要な図書等>

- a. 変更計画書（正本及び副本）
- b. 添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

変更に係る審査が完了した後、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から変更に係る省エネ適判通知書の交付が行われ、最終版確認印等を行った変更計画書の副本及びその添付図書も返却される。

なお、省エネ基準に係る計画変更が必要ない建築物省エネ法上の軽微な変更とは、変更後も省エネ基準に適合することが明らかな変更であり、具体的には、以下のA～Cとなる。

A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更

以下に該当する変更

- ・建築物高さ又は外周長の減少
- ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ・空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係るのうち、次の内容に該当する変更

・空気調和設備

次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（い）外壁の平均熱貫流率の 5%を超えない増加であって、窓の平均熱貫流率の 5%を超えない増加

（ろ）熱源機器の平均効率の 10%を超えない低下

・機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（い）送風機の電動機出力の 10%を超えない増加

（ろ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る）

・照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明器具の消費電力の 10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

・給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯機器の平均効率の 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

・太陽光発電

次の（い）又は（ろ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（い）太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少

（ろ）パネルの方位角の 30 度を超えない変更であって、傾斜角の 10 度を超えない変更

C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）

再計算によって基準適合が明らかな変更で、以下に記載するような計画の根本的な変更を除く。

・建築基準法上の用途の変更

- ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ・評価方法の変更（標準入力法⇔モデル建物法）

なお、上記Cに該当する軽微な変更については、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から「軽微変更該当証明書」の交付を受ける必要があり、完了検査申請時に当該「軽微変更該当証明書」とその内容が分かる図書一式を併せて提出する。

ii 建築確認に係る手続き

建築主は、省エネ計画の変更を実施した場合で、かつ、同時に建築確認においても計画変更に係る確認申請を行う場合、変更後の省エネ計画に係る省エネ適判通知書及び変更に係る計画書の写しを、建築主事又は指定確認検査機関に提出する必要がある。この場合においても、建築主は、建築主事に計画変更に係る確認申請を行う場合にあっては、建築基準法第6条第4項の期間（期間が延長された場合にあっては当該延長後の期間）の末日の3日前までに省エネ適判通知書等を提出する必要がある。

なお、変更後の省エネ計画について省エネ適判が必要な場合であっても、他の建築基準関係規定に係る変更が行われていない場合や、変更内容が建築基準法施行規則第3条の2に定める軽微な変更該当する場合にあっては、計画変更に係る確認申請を行うことは不要となる。したがって、この場合の変更後の省エネ計画に係る省エネ適判通知書等は、確認申請に用いることはないが、完了検査申請時に、建築基準法施行規則第3条の2に定める軽微な変更該当することの説明書類として建築主事又は指定確認検査機関に提出する必要がある。

一方で、計画変更に係る確認申請が必要な場合であっても、省エネ計画に関しては、変更が無い場合又は変更内容が施行規則に定める軽微な変更である場合には、省エネ適判を受ける必要はない。この場合、建築主は、計画変更に係る確認申請の際に、変更前の省エネ計画に係る省エネ適判通知書及び変更前の省エネ計画に係る計画書の写しを、建築主事又は指定確認検査機関に提出する必要がある。

⑥ 完了検査の申請（建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関）

建築主は、確認申請を行った建築物の工事が完了した際に、建築主事又は指定確認検査機関に対し建築基準法に基づく完了検査を申請する。検査では建築基準法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合も検査を受けることとなる。

完了検査の申請に際しては、通常完了検査に必要な図書と併せて、以下の書類を添付する必要がある。

<通常完了検査申請添付図書以外に必要な図書等>

- i 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書^{※1}）
- ii 以下のいずれかの図書

- ・当初の省エネ適判に要した図書
 - ・当初の大臣認定に要した図書
 - ・当初の性能向上計画認定に要した図書（複数建築物の認定の場合、完了検査の対象となる申請建築物の図書のみで可。）
 - ・当初の低炭素認定申請に要した図書
- iii 以下のいずれかの図書（省エネ計画等に係る計画変更手続を行っている場合）
- ・変更後の計画の省エネ適判に係る省エネ適判通知書^{※2}、当該省エネ適判に要した図書
 - ・変更後の計画の大臣認定に係る認定書^{※2}、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の性能向上計画認定に係る認定通知書^{※2}、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の低炭素認定に係る認定通知書^{※2}、当該認定に要した図書
- iv 軽微な変更説明書^{※3}（建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合）
- ※1 様式例は「建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理マニュアル」を参照。
 - ※2 建築確認の変更申請時に既に建築主事又は指定確認検査機関に提出している場合は不要。
 - ※3 完了検査申請書第3面の「確認以降の軽微な変更の概要」を補完する任意様式。具体の様式は、「第9章1 様式等記入例」を参照。

⑦ 完了検査の実施（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

建築主事又は指定確認検査機関は、通常の完了検査に係る検査事項に加え、⑥で提出を受けた図書等により、直前の省エネ適判等に要した図書通りに施工されていることを確認する。

建築主は、建築主事又は指定確認検査機関による検査の結果、工事が直前の省エネ適判等に要した図書通りに行われていることが確認された場合、検査済証が交付される。

(2) 建築確認・適合義務等に係る手続き（300m²以上の住宅部分を含む特定建築物の場合）

1) 全体の流れ

床面積（外気に対して高い開放性を有する部分を除いた床面積。以下3.において同じ。）が300m²以上の住宅部分を含む特定建築物の省エネ適判を登録省エネ判定機関で行う場合、建築確認及び省エネ適判に係る手続き全体の流れの概要は図6-1-3、この場合の書類の流れは図6-1-4のとおりとなる。

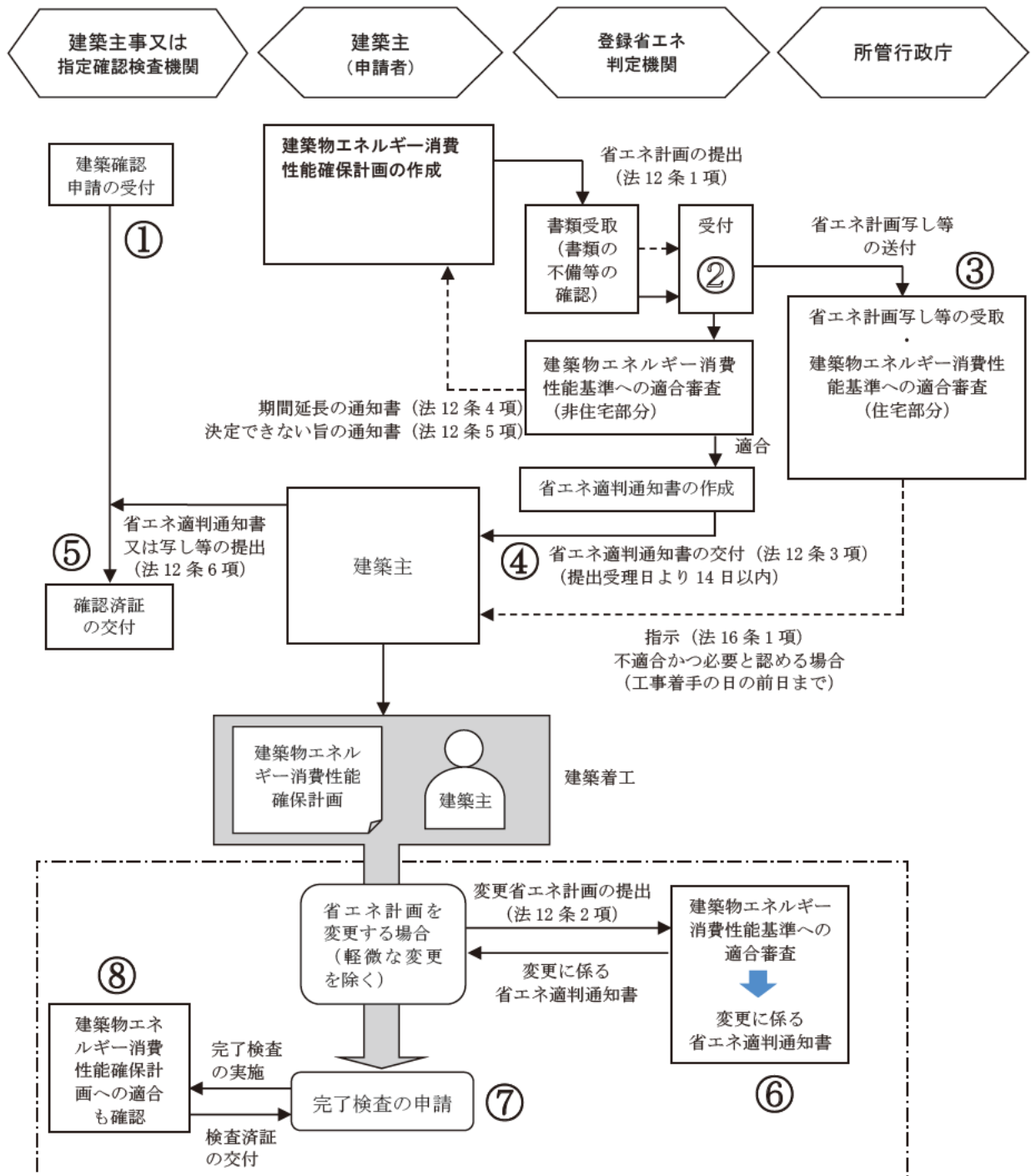


図 6-1-3 建築確認及び省エネ適判に係る手続きの基本的な流れ

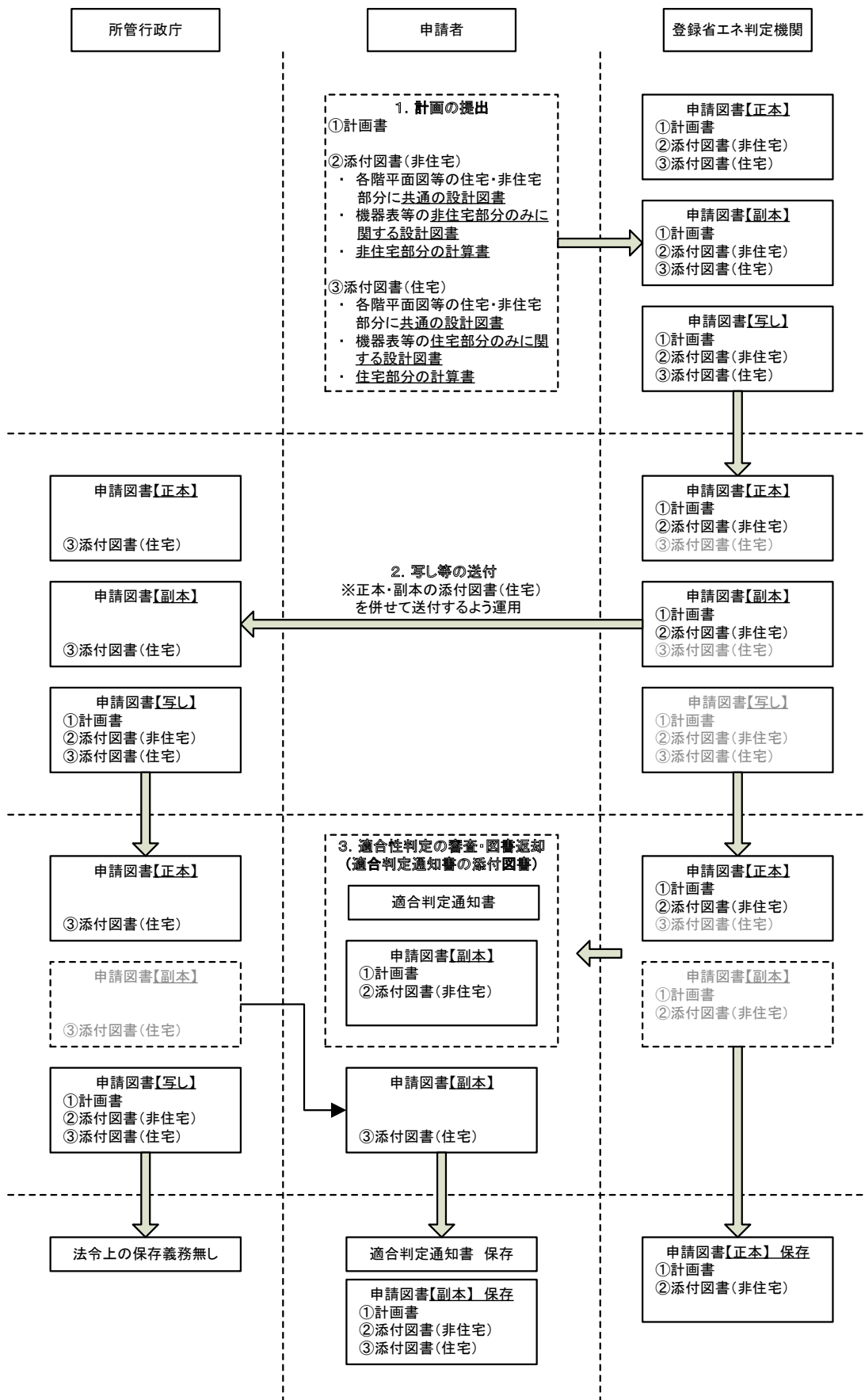


図 6-1-4 図書及び書類の流れ

登録省エネ判定機関は、床面積が 300m² 以上の住宅部分を含む特定建築物に係る省エネ計画の提出を受けた場合、法第 15 条第 3 項に基づき、当該省エネ計画の写し等を遅滞なく所管行政庁に送付する必要がある。

以下では、図 6-1-3 に示す手続きの流れを①から⑦の段階に分け、その具体の手続きを記載する。

2) 具体的な手続き

① 建築確認の申請 (建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関)

建築確認の申請については、(1)の 2) ①で記載した内容と同一である。

② 省エネ計画の提出 (建築主 ⇒ 登録省エネ判定機関)

i 必要な図書等

床面積が 300m² 以上の住宅部分を含む特定建築物の省エネ計画の提出に際しては、施行規則で定める以下の図書を、正本 1 部・副本 1 部・正本の写しの合計 3 部、登録省エネ判定機関に提出する必要がある。なお、住宅部分の床面積が 300m² 未満の場合、住宅部分の省エネ性能の記載等は不要である。

<申請に必要な図書>

- a. 計画書 (正本、副本及び正本の写し)
- b. 添付図書 2 部、写し 1 部

【非住宅部分に関する図書】

- ・非住宅部分に関する設計内容説明書
- ・非住宅部分に関する計算書
- ・各種図面

各階平面図等の非住宅部分・住宅部分に共通するもの
機器表等の非住宅部分のみに関係するもの

【住宅部分に関する図書】

- ・住宅部分に関する設計内容説明書
- ・住宅部分に関する計算書
- ・各種図面

各階平面図等の非住宅部分・住宅部分に共通するもの
機器表等の住宅部分のみに関係するもの

- c. その他必要な書類 (所管行政庁が必要と認める図書)

上記 b 【非住宅部分に関する図書】は、具体的には、通常省エネ適判を要する場合と同様に、表 6-1-1 に示す図書となる。

また、上記b【住宅部分に関する図書】は、具体的には、表6-1-3に示す図書が必要となる。これらの図書は、登録省エネ判定機関から所管行政庁に送付されるものであるため、上記b【非住宅部分に関する図書】とは分けて提出する必要がある。

なお、住宅もしくは非住宅の用途に関わらず共通で用いる図書(各階平面図など)を除き、登録省エネ判定機関から所管行政庁に送付される図書において【非住宅部分に関する図書】は不要であるとともに、登録省エネ判定機関で用いる図書において【住宅部分に関する図書】は不要となる。よって、住宅・非住宅の用途に応じて記載する事項を省略するなど、上記bに定める図書は審査上差し支えない範囲で合理化することも可能と考えられる。ただし、【非住宅部分に関する図書】であっても、単位住戸に接する非住宅部分に設けられる開口部や空気調和設備等の図書で、住宅部分の審査上必要となる図書は省略することができないので注意が必要である。

表 6-1-3 住宅部分に関する図書

イ 住宅部分の構造等に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅部分のエネルギー消費性能の説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	エネルギー消費性能確保設備の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別及び内容
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ

	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	住宅部分のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

ロ 住宅用途部分のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

ii 省エネ適判等に係る基準

省エネ適判に係る非住宅部分の基準は、表 6-1-2 に記載した内容と同一である。また、指示・命令等に係る住宅部分の基準は、表 6-1-4 のとおりである。

表 6-1-4 300m²以上の住宅部分の適合基準の水準

対象用途	適用基準	適合基準の水準 ^{※1}	
		2016年4月1日以降に新築された建築物	2016年4月1日時点で現に存する建築物
住宅	一次エネルギー消費量基準 <small>※2※3</small>	1.0	1.1
	外皮基準 (U _A 、η _{AC})	1.0	—

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。
 ※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること。
 ※3 一次エネルギー消費量基準については、住戸部分もしくは住棟（住戸部分＋共用部）全体の合計が表中の値以下になること。

iii 審査内容の概要

省エネ適判に係る審査内容は、(1)の2)②iiiで記載した内容と同一である。また、所管行政庁の行う住宅部分の審査内容は、届出に係る審査内容に準じて行う。

③ 省エネ計画写し等の送付（登録省エネ判定機関 ⇒ 所管行政庁）

i 送付の対象となる条件

登録省エネ判定機関は、省エネ適判に係る図書等の受付において、計画書第六面【2】に記載された住宅部分の床面積が表 6-1-5 に該当する場合、当該計画の写し等を遅滞なく建設地の所管行政庁に送付する必要がある。

表 6-1-5 所管行政庁への送付が必要となる条件

対象工事	住宅部分の床面積に係る条件
新築	床面積が 300m ² 以上
増改築	増改築部分の床面積が 300m ² 以上

ii 送付を行う図書等

所管行政庁に対しては、(2)の2)②iで登録省エネ判定機関が受付けた図書等のうち、申請に必要な図書等の正本の写し、添付図書のうち住宅部分に関する図書の正本及び副本を送付する。

iii 所管行政庁による確認

登録省エネ判定機関からの送付を受けた所管行政庁は、当該住宅部分に係る省エネ計画を確認し、省エネ基準に適合せず、かつ、当該住宅部分のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の前日までの間に限り、建築主に対し省エネ計画の変更、その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記に係る指示は、計画書を提出した登録省エネ判定機関を経由してではなく、所管行政庁から申請者に対して直接行われる。

④ 省エネ適判通知書の交付（登録省エネ判定機関 ⇒ 建築主）

省エネ適判通知書の交付については、(1)の 2) ③ i で記載した内容と同一である。なお、省エネ適判通知書に併せて返却される添付図書（副本）は、【非住宅部分に関する図書】のみであり、【住宅部分に関する図書】は含まれない。

※ 添付図書（副本）のうち、【住宅部分に関する図書】については、所管行政庁から返却される。

⑤ 確認済証の交付（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

確認済証の交付については、(1)の 2)④に記載した内容と同一である。

⑥ 計画変更時の手続き（建築主 ⇒ 登録省エネ判定機関、建築主事又は指定確認検査機関）

i 省エネ適判に係る手続き

省エネ適判通知書の交付を受けた後、省エネ計画に記載されている内容について工事の変更を行う場合（軽微な変更該当する場合は除く。）、建築主はその工事に着手する前に、その変更後の省エネ計画を登録省エネ判定機関に対して提出する必要がある。

ここで、変更が行われた場合は(1)の 2)⑤ i に記載したとおり申請に必要な図書等（正本及び副本）と正本の写しを提出する。登録省エネ判定機関は、表 6-1-6 のとおり、変更計画書の第一面に記載された変更の対象に応じて当該省エネ計画の写し等を所管行政庁に送付する必要がある。

表 6-1-6 変更対象に応じた所管行政庁に送付する書類

変更内容	登録省エネ判定機関が所管行政庁に送付する書類
非住宅部分を含む	申請に必要な図書等の正本の写し、正本及び副本の添付図書のうち住宅部分に関する図書（住宅部分の省エネ性能に影響がない非住宅部分のみの変更（軽微な変更は除く。）については、所管行政庁に書類を送付する必要はない。）

住宅部分のみ	申請に必要な図書等の正本の写し、正本及び副本の添付図書のうち住宅部分に関する図書（住宅部分のみの変更（軽微な変更は除く。軽微な変更の内容は、届出における軽微な変更と同一となる。）については、建築主は、変更後の省エネ計画の提出を、直接所管行政庁に行えばよい。）
--------	---

ii 建築確認に係る手続き

建築確認に係る手続きについては、(1)の2)⑤iiで記載した内容と同一である。

⑦ 完了検査の申請（建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関）

完了検査の申請については、(1)の2)⑥で記載した内容と同一である。なお、完了検査申請時には、省エネ適合性判定で用いられていない【住宅部分に関する図書】を添付する必要はない。

⑧ 完了検査の実施（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

完了検査の実施については、(1)の2)⑦で記載した内容と同一である。なお、住宅部分については、義務化対象ではないため省エネに関する内容については検査の対象とはならない。

(3) 届出義務に係る手続き

1) 全体の流れ

届出に係る手続き全体の流れは、図 6-1-5 のとおりとなっている。

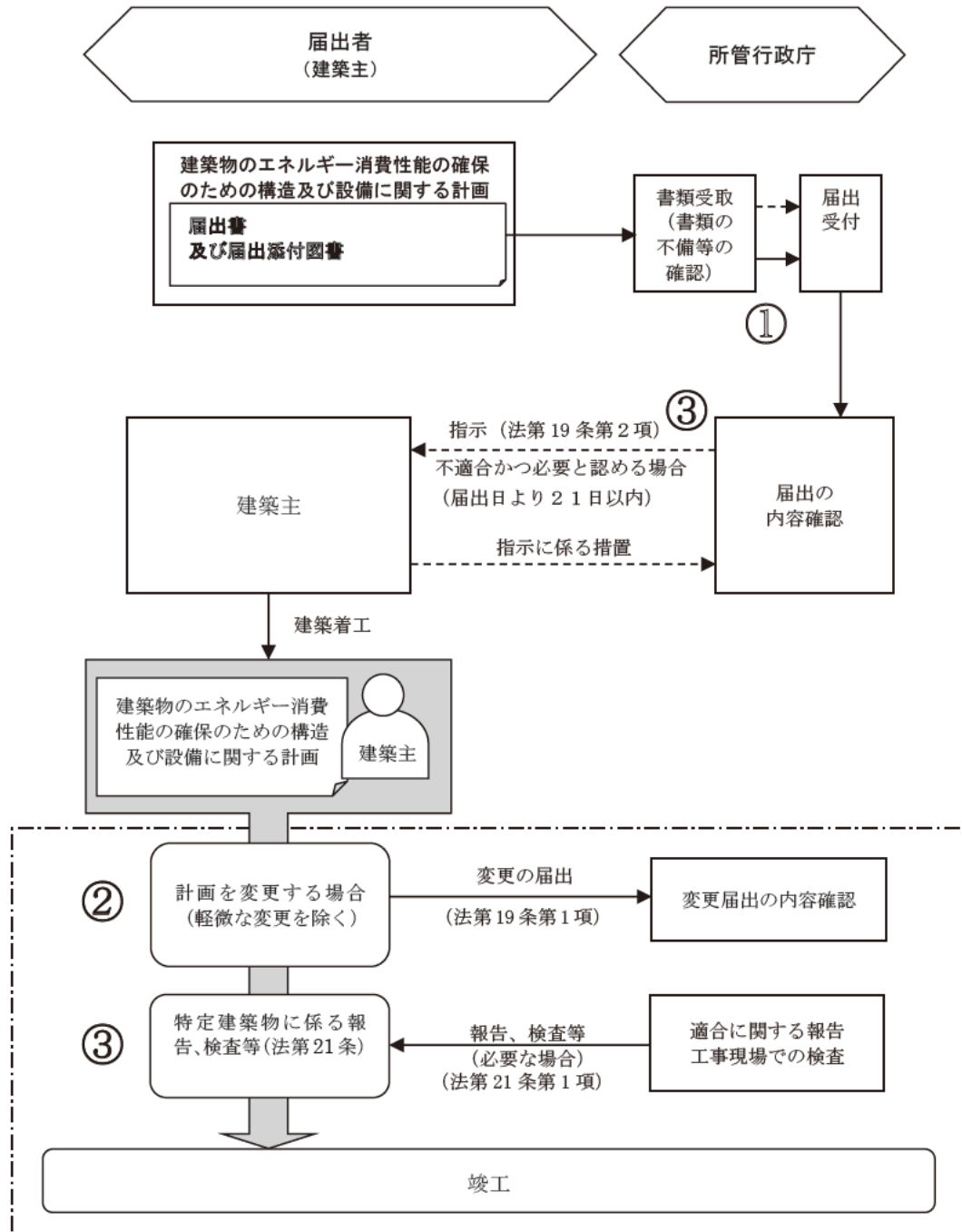


図 6-1-5 届出に係る手続きの基本的な流れ

省エネに係る届出は、法第 19 条に基づき行われ、届出内容の確認は、図 6-1-5 に示すとおり所管行政庁が行う。

以下では、図 6-1-5 に示す手続きの流れを①から③の段階に分け、その具体の手続きを記載する。

2) 具体的な手続き

① 届出（建築主等 ⇒ 所管行政庁）

i 必要な図書

建築主は、法第 19 条に定める行為をしようとするときは、その工事に着手する日の 21 日前までに、所管行政庁に届出を行う必要がある。ただし、届出に併せて、民間審査機関の評価書（設計住宅性能評価書や BELS 評価書等。省エネ基準に適合しているものに限る。）を提出する場合、届出の期限が工事着手の 3 日前までに短縮され、届出に添付する図書が一部省略される。

届出に際しては、施行規則に定める提出書面に応じた以下の図書を添付する必要がある。施行規則別記様式第 22 第 4 面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができ、下記 URL のとおり、参考様式を用意しているため適宜活用されたい。なお、増改築案件において、既存部分を含む建築物全体で省エネ基準に適合していない場合にあっては、届出書の第 3 面 18 欄において、増改築部分の省エネ性能を記載する必要がある。

<参考様式 URL>

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/files/co_exhibit.xlsx

<届出に必要な図書>

- a. 届出書（正本及び副本）
- b. 添付図書 2 部
 - ・各種図面、計算書
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

上記 b で記載する、提出の際に必要な具体的な図面等は、表 6-1-7 のイ及びロの図書（計画に住戸が含まれる場合は、当該住戸については、ロに代えてハの図書）のとおりである。ただし、届出に併せて、民間審査機関の評価書を提出する場合は、表 6-1-8 の図書を添付することとなる。なお、省エネ適判と異なり、建築士の記名・押印は必要ない。

表 6-1-7 届出に必要な図書

イ 建築物の構造等に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	エネルギー消費性能確保設備の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

ロ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	
空気調和設備	縮尺
	空気調和設備の有効範囲
	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺
	照明設備の位置

給湯設備	縮尺
	給湯設備の位置
	配管に講じた保温のための措置
	節湯器具の位置
昇降機	縮尺
	位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺
	位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法

ハ 住宅用途部分のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

表 6-1-8 届出に必要な図書（民間審査機関の評価書を提出する場合）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

ii 届出に係る基準

届出の対象となる建築物は、適合義務対象となる特定建築行為を除く一定規模以上の住宅及び非住宅建築物の新築等である。適用される基準は用途によって異なり、住宅にあっては外皮及び一次エネルギー消費量に係る基準、非住宅にあっては一次エネルギー消費量に係る基準のみとなっている。

届出で用いることができる計算方法等は、第5章に記載のとおり、住宅にあっては一定の計算を伴う住宅性能基準と住宅仕様基準、非住宅にあっては適合義務（適合性判定）で用いることができる計算方法と同一となっている。ただし、複合建築物については、届出の場合においてのみ、複合建築物全体で一次エネルギー消費量に係る基準に適合するかどうかを判断することができる。

なお適合基準の水準は、対象となる建築物が新築された時期に応じ、表 6-1-9 のとおり定められている。

表 6-1-9 届出に係る適合基準の水準

対象用途	適用基準	適合基準の水準 ^{※1}	
		2016年4月1日以降に 新築された建築物	2016年4月1日時点で 現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2}	1.0	1.1
住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2※3}	1.0	1.1
	外皮 (U_A , η_{AC})	1.0	—

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。
 ※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）(BEI)」が表中の値以下になること。
 ※3 一次エネルギー消費量基準については、住戸部分もしくは住棟（住戸部分+共用部）全体の合計が表中の値以下になること。

iii 審査の概要

届出における審査事項は、主に以下の2点である。

- 届出の必要性の有無と、適合義務対象となる特定建築行為に該当しないことの確認
 - i で記載した図書等により、届出が必要な用途・規模等の建築物であるかの確認を行うとともに、適合義務対象となる特定建築行為に該当する建築物でないことを確認する。
- 省エネ基準への適合の確認
 - 省エネ基準に適合していることを、所管行政庁が確認を行う。

iv 届出を行ったこととみなされる手続き

大臣認定、性能向上計画認定又は低炭素認定を取得した場合、当該認定の対象となった建築物は、届出を行ったものとみなされる。よって、その場合は届出に係る手続き等は不要となる。

なお、複数建築物の性能向上計画認定の場合、当該みなしの対象は申請建築物のみであり、法第34条第3項に規定する他の建築物は、当該みなしの対象とはならないことに留意する必要がある。

② 計画変更時の手続き（建築主 ⇒ 所管行政庁）

届出後に、届出に係る省エネ計画に記載されている内容について変更を行う場合（建築物省エネ法上の軽微な変更には該当する場合は除く。）、建築主はその変更に係る届出を所管行政庁に対し行う必要がある。

変更の届出を行う場合の手続き等は①と同じ手順となるが、この場合に必要となる図書等は以下のとおりである。

<申請に必要な図書等>

- a. 変更届出書
- b. 添付図書のうち、当該変更に係るもの

なお、変更後も省エネ基準に適合することが明らかな変更は軽微変更として取扱うこととなるが、非住宅用途に関しては、その考え方等については適合義務と同様となっている。

以下に、住宅用途に関する変更後も省エネ基準に適合することが明らかな変更の一例を記載する。これらの変更については、届出における建築物省エネ法上の軽微な変更として取扱い、変更の届出は不要となる。

○ 住宅部分について、以下に該当する変更

・外皮断熱性能の向上

外皮断熱性能の向上は空調負荷の軽減となり、省エネ性能の向上につながるため軽微な変更とみなすことができる。

・設備機器の効率向上・損失低下となる変更

設置する計算対象設備の省エネ性能を向上させ、エネルギー損失を低下させる変更、あるいは各設備における評価の優先順位の高い設備から低い設備への種別変更は軽微な変更とみなすことができる。

・設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更

設備機器の制御方法等の効率向上・損失低下となる変更は省エネ性能の向上につながるため軽微な変更とみなすことができる。例えば、給湯栓の手元止水機能の追加などが該当する。

・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設

太陽光発電などのエネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設なども、省エネ性能の向上につながるため軽微な変更とみなすことができる。

③ 是正指示等（所管行政庁 ⇒ 建築主）

所管行政庁は、届出に係る計画の内容について、必要に応じ以下の措置を行うことができる。下記の措置に従わない場合、建築物省エネ法に基づく罰則が科せられる場合もあるため注意する必要がある。

i 届出に係る変更の指示等

届出の内容について明らかな虚偽が認められた場合や、省エネ基準に適合せず、かつ、届出のあった建築物のエネルギー消費性能の確保のため所管行政庁が必要と認めた場合、その届出を受理した日から 21 日以内に限り、建築主に届出に係る計画の変更などの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、所管行政庁における省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する指示等の参考となるよう、指示等の対象とする住宅や指示等の内容の考え方等について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条各項の規定による届出義務制度における指示等のガイドライン」が国土交通省において策定されているので、参照して頂きたい。

ii 指示に係る措置の実施の命令

所管行政庁は、i に係る指示を行った後、建築主が正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかった場合、相当の期限を定めて、その指示に係る措置を実施することを命ずることができる。

iii 報告等

所管行政庁は、i 及び ii で記載した指示又は命令に係る規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し省エネ基準への適合に関する事項について、報告を求めるあるいはその職員に工事現場の検査をさせることができる。

(4) 説明義務に係る手続き

令和3年4月より、小規模の建築物（第3章1(4)参照。）について、建築士から建築主に対し省エネ基準への適合状況等に係る説明義務が課されることとなった。

説明義務の対象及びその内容については、以下のとおりである。

1) 説明義務の対象

説明義務の施行日以降に委託（設計業務委託）を行った小規模建築物が説明義務の対象となる。建築主が省エネ性能に関する評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合、省エネ性能に関する評価及び説明を行うことは不要となる。

2) 説明の内容

説明義務制度では、小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行い、その結果（適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためにとるべき措置を含む。）について書面を交付して説明する必要がある。

<省エネ基準に適合している場合>

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要		作成日	○年○月○日
建築物の所在地	○○県○○市○○○		
建築物の名称及び用途	○○邸（住宅）		
建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置			
評価実施者	建築士種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	
	建築士登録番号	(○○) 登録 第 ○○○○ 号	
	氏名	○○ ○○	
	所属事務所名	○○○建築設計事務所	
	建築士事務所登録番号	(○○) 知事登録 第 ○○○○ 号	

■建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）
建築物の備えるべきエネルギー消費性能について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき国が定める基準です。

<省エネ基準に不適合の場合>

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要		作成日	○年○月○日
建築物の所在地	○○県○○市○○○		
建築物の名称及び用途	○○邸（住宅）		
建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 不適合		
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階リビングの窓のサッシについて、フル窓から断熱窓に変更する ・ 2階廊下の照明について、蛍光灯からLEDに変更する 以上の措置に必要な概算費用は約○○万円		
評価実施者	建築士種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	
	建築士登録番号	(○○) 登録 第 ○○○○ 号	
	氏名	○○ ○○	
	所属事務所名	○○○建築設計事務所	
	建築士事務所登録番号	(○○) 知事登録 第 ○○○○ 号	

■建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）
建築物の備えるべきエネルギー消費性能について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき国が定める基準です。

図 6-1-6 説明に用いる書面のイメージ

2. 誘導措置に係る手続き

(1) 性能向上計画認定に係る手続き

1) 全体の流れ

性能向上計画認定に係る手続き全体の流れの概要は、図 6-2-1 のとおりとなっている。

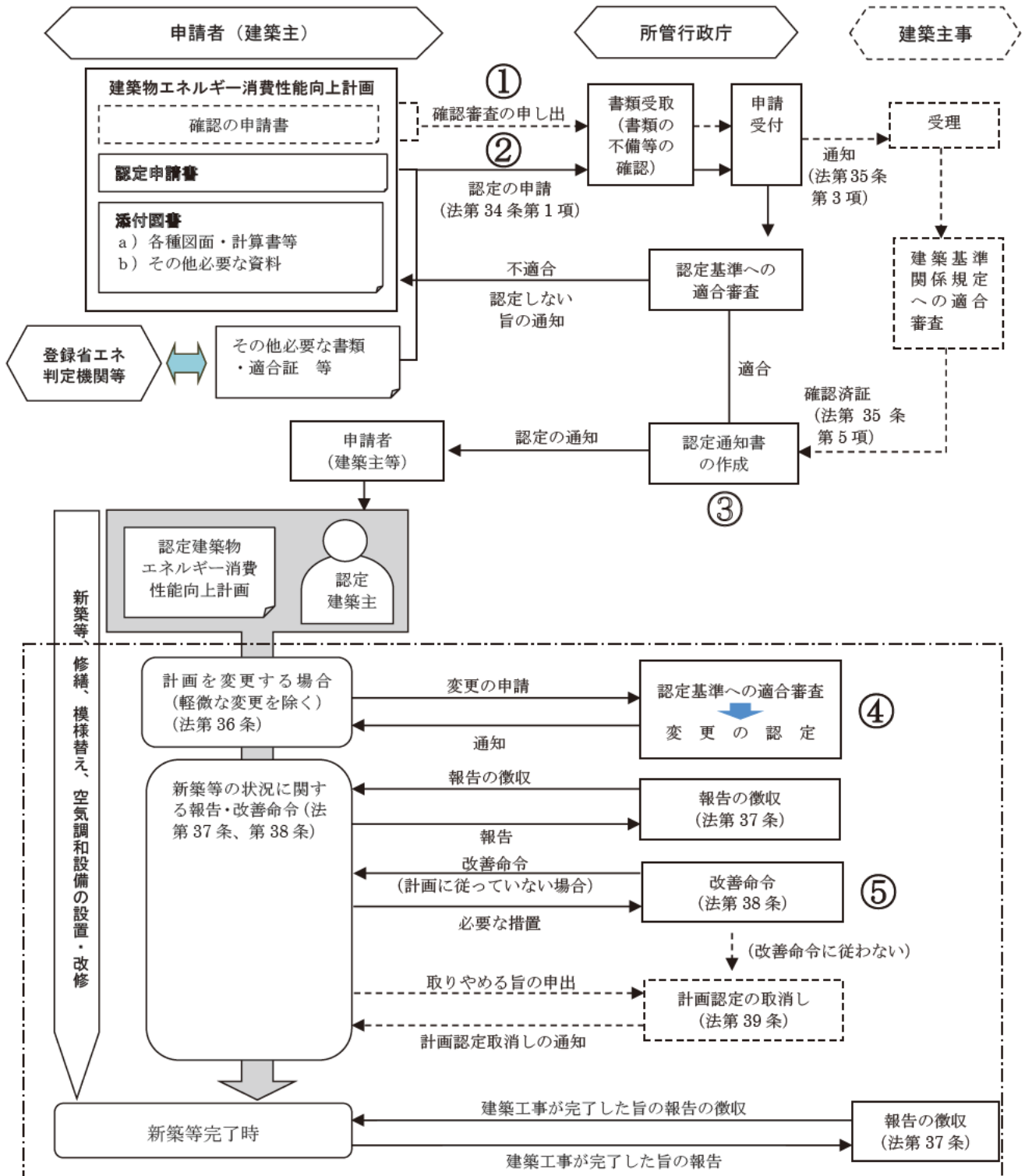


図 6-2-1 性能向上計画認定手続きの一般的な流れ

性能向上計画認定では、所管行政庁に認定申請を行う際に、併せて建築確認の申請を行うことも可能となっている。また、登録省エネ判定機関等による技術的審査適合証の活用なども考えられるが、図 6-2-1 はそれらを踏まえた基本的な手続きフローとなっている。以下では、図 6-2-1 の手続きの流れを①から⑤の段階に分け、その具体的手続きを記載する。

2) 具体的な手続き

① 建築確認の申請（建築主 ⇒ 所管行政庁 ⇒ 建築主事）

i 申請に必要な図書等

建築主は、性能向上計画認定の申請において、申請建築物に係る建築確認の審査を併せて受ける（所管行政庁より建築主事に通知される。）ことができる。この場合、通常の性能向上計画認定に必要な図書等と併せ、建築確認申請書などの必要な図書等を併せて提出することが必要となる。

ii 審査内容の概要

確認申請に係る審査の内容は、通常の建築確認と同様である。

② 性能向上計画認定の申請（建築主 ⇒ 所管行政庁）

i 必要な図書等

建築主は、性能向上計画認定の申請をしようとするときは、原則、その新築等に係る工事に着手する前に、性能向上計画認定の申請書を所管行政庁に提出することが必要となる。

性能向上計画の提出に際しては、以下の図書を正副 2 部、所管行政庁に提出する。

<申請に必要な図書>

- a. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書（正本及び副本）
- b. 添付図書 2 部
 - ・設計内容説明書
 - ・各種図面、計算書
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

上記 b で記載する、提出の際に必要な具体的な図面等は、適合義務の添付図書と同様の図書等である。ただし、複数建築物の認定を受ける際は、他の建築物についても同様の添付図書に加え、申請建築物に設置される自他供給熱源機器等から他の建築物に熱・電気を供給するために必要な導管の配置状況を記載した図面等の提出が必要となる。

ii 性能向上計画認定に係る基準

性能向上計画認定に係る基準は、法第 35 条において以下の a から d が定められている。

- a. 誘導基準に適合するものであること。
- b. 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切であること。

- c. 資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。
- d. 複数建築物の認定を取得する場合、他の建築物についても、誘導基準に適合するものであること。

上記 a 及び d が技術基準となっており、認定の対象となる建築物の用途に関わらず、外皮及び一次エネルギー消費量のいずれの基準にも適合することが求められる。計算方法は、適合義務あるいは届出で用いることができる計算方法と同一であるが、適合が求められる誘導基準の性能は、表 6-2-1 に記載のとおりである。

表 6-2-1 性能向上計画認定の適用基準

対象用途	適用基準	省エネ基準に対する誘導基準の水準 ^{※1}	
		2016年4月施行後に新築された建築物	2016年4月施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2}	0.8	1.0
	外皮基準 (PAL*)	1.0	—
住宅	一次エネルギー消費量基準 ^{※2※3}	0.9	1.0
	外皮基準 (U _A , η _{AC})	1.0	—

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。

※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること。

※3 住宅の一次エネルギー消費量基準については、認定の対象に応じ、住棟全体（全住戸＋共用部の合計）又は申請する住宅部分が表中の値以下になること。

複数建築物の認定における上記基準の適用に際しては、d に記載するとおり性能向上計画に記載される全ての建築物が、誘導基準に適合することが必要となる。

b については、国土交通大臣が定める「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針」（平成 28 年国土交通省告示第 609 号）の内容に照らし適切であることを確認することとなり、c については省エネ化設備等を導入することを前提とした資金計画が適切になされていることを、申請書により確認を行うこととなる。

iii 審査内容の概要

性能向上計画認定に係る審査内容は、技術基準である誘導基準への適合審査と、その他要件への適合審査に分けることができる。

誘導基準への適合審査の流れは、概ね届出における審査方法と同一であるが、表 6-2-1 に示すとおり、基準の適用範囲や水準が異なっている点に注意が必要となる。その他要件に関しては、ii b 及び c で記載した、基本方針に照らした計画の適切さや、資金計画の適切さ等

を確認するものとなっている。

③ 性能向上計画認定通知書の交付（所管行政庁 ⇒ 建築主）

i 性能向上計画認定通知書の交付

審査が終了し、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合すると認めた場合、所管行政庁から性能向上計画認定通知書が交付される。この場合、審査済の書類であること及び交付日が判別できる押印等（以下「最終版確認印等」という。）が行われた、認定申請書の副本及びその添付図書も返却される。

ii 確認済証の交付

性能向上計画認定の申請と併せて建築確認の申し出を行った場合、建築主事により建築基準関係規定への適合確認後、所管行政庁経由の上、申請者に確認済み証等も返却される。

④ 性能向上計画変更等の手続き（建築主 ⇒ 所管行政庁）

性能向上計画認定を受けた後、性能向上計画に記載されている内容について変更を行う場合（軽微な変更該当する場合は除く。）、その変更の計画について、所管行政庁による変更の認定を受ける必要がある。

変更の認定を受ける場合の手続き等は②と同じ手順である。その際の申請添付図書等は以下のとおりである。

<申請に必要な図書等>

- a. 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書（正本及び副本）
- b. 添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

変更に係る審査が完了した後、所管行政庁から性能向上計画認定の変更の認定通知書が交付され、最終版確認印等を行った変更性能向上計画の副本及びその添付図書も返却される。

⑤ 報告の徴収、改善命令（所管行政庁 ⇒ 建築主）

所管行政庁は、性能向上計画認定を受けた建築物の新築等の状況について、必要に応じ以下の措置を行うことができる。

i 報告の徴収

所管行政庁は、性能向上計画認定を受けた建築物の新築等の状況について、認定建築主に対し報告を求めることができる（複数建築物の認定の場合、他の建築物に関する報告は、認定建築主を通じて求めることになる。）。

ii 改善命令

所管行政庁は、認定を受けた建築物が、性能向上計画に従った新築等を行っていないと認める場合、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を実施することを命ずることができる。命令に従わない場合、性能向上計画認定の取り消しとなる場合もあるため注意する必要がある。

(2) 表示認定に係る手続き

1) 全体の流れ

表示認定に係る手続き全体の流れの概要は、図 6-2-2 のとおりとなっている。

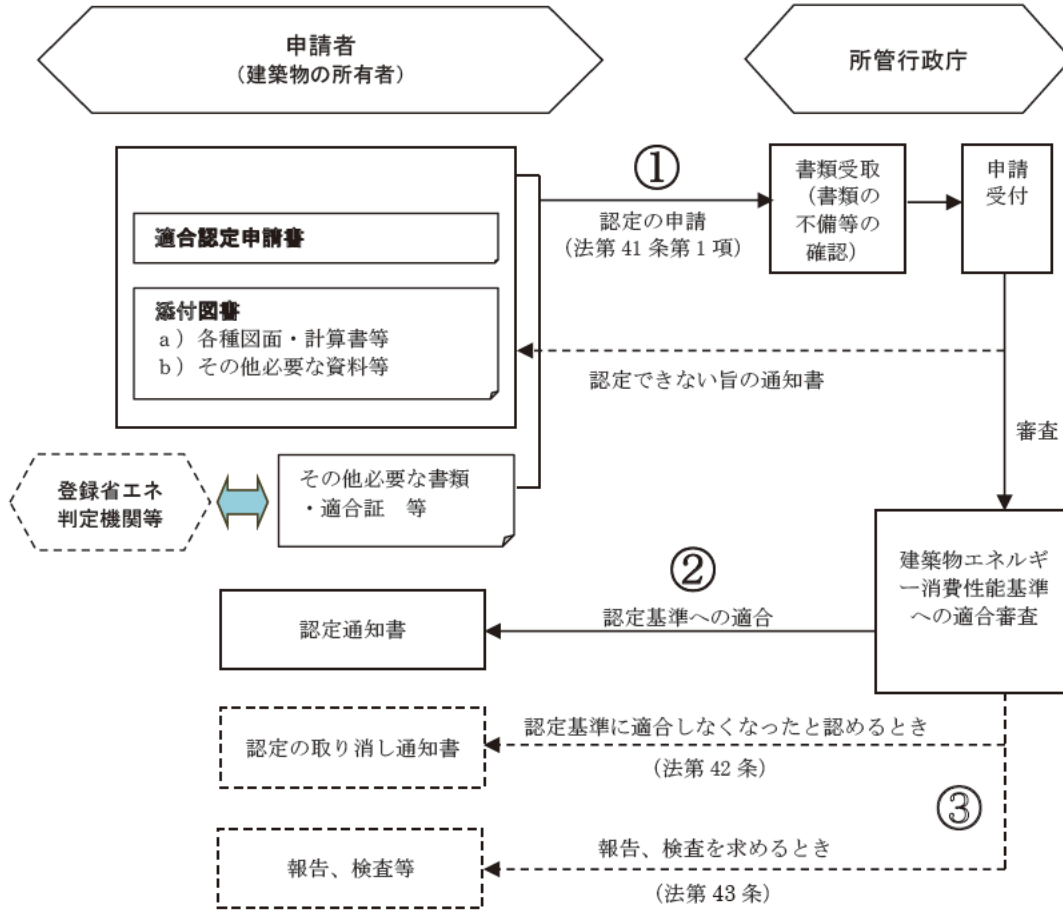


図 6-2-2 表示認定の手続きの流れ

表示認定の基本的な手続きフローは図 6-2-2 のとおりである。以下では、図 6-2-2 の手続きの流れを①から③の段階に分け、その具体的手続きを記載する。

2) 具体的な手続き

① 表示認定の申請 (建築主 ⇒ 所管行政庁)

i 必要な図書等

建築物の所有者は、表示認定の申請をしようとするときは、認定申請書を所管行政庁に提出する必要がある。

認定申請書の提出に際しては、以下の図書を正副 2 部、所管行政庁に提出する。

<申請に必要な図書>

- a. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書（正本及び副本）
- b. 添付図書2部
 - ・設計内容説明書
 - ・各種図面、計算書
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

上記bの図書は、適合義務の添付図書と同様の図書等となる。

ii 表示認定に係る基準

表示認定に係る基準は、建築物エネルギー消費性能基準（表 6-1-9 参照。）となっている。

iii 審査内容の概要

審査内容は、基本的には届出と同一であるが、第4章2(2)で示す各種証明書等を活用した申請も可能である。

② 建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書の交付（所管行政庁 ⇒ 建築主）

審査が終了し、表示認定基準に適合すると認めた場合、所管行政庁から建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書の交付が行われる。この場合、審査済の書類であること及び交付日が判別できる押印等（以下「最終版確認印等」という。）が行われた、認定申請書の副本及びその添付図書も返却される。

③ 報告、検査等（所管行政庁 ⇒ 建築主）

所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた者（以下「認定取得者」という。）に対し、必要に応じ以下の措置を行うことができる。

i 報告

所管行政庁は、認定取得者に対し、表示認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し、報告を求めることができる。

ii 検査

所管行政庁は、その職員に、表示認定建築物もしくはその工事現場に立ち入り、当該表示認定建築物、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査することができる。

iii 認定の取消し

所管行政庁は、表示認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取消すことができる。

第7章

所管行政庁又は登録省エネ判定機関による審査の手順

本章では、規制措置あるいは誘導措置に係る、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による審査の手順の流れを記載する。

なお、省エネ性能を算定する際の外皮あるいは設備機器等の入力内容に係る具体的な確認事項は、建築研究所ホームページ上の入力マニュアルや、Web プログラム上の入力注意事項などを参照して頂きたい。

1. 規制措置に係る審査の手順

(1) 省エネ適判に係る審査の手順

1) 基本的な審査手順

省エネ適判に係る審査は、省エネ計画の提出がされた建築物あるいは非住宅部分が、適合義務の対象となる特定建築行為に該当すること及び適用除外建築物に該当しないことの確認を行うことが、最初の審査事項となる。

図 7-1-1 では、適合義務対象であると判断された後、新築の場合における申請建築物の用途等に応じた基準の適用の考え方を整理している（増改築の場合における、申請建築物の新築の時期に応じた適合基準の水準の考え方については第 6 章 1(1)表 6-1-2 を参照。）。

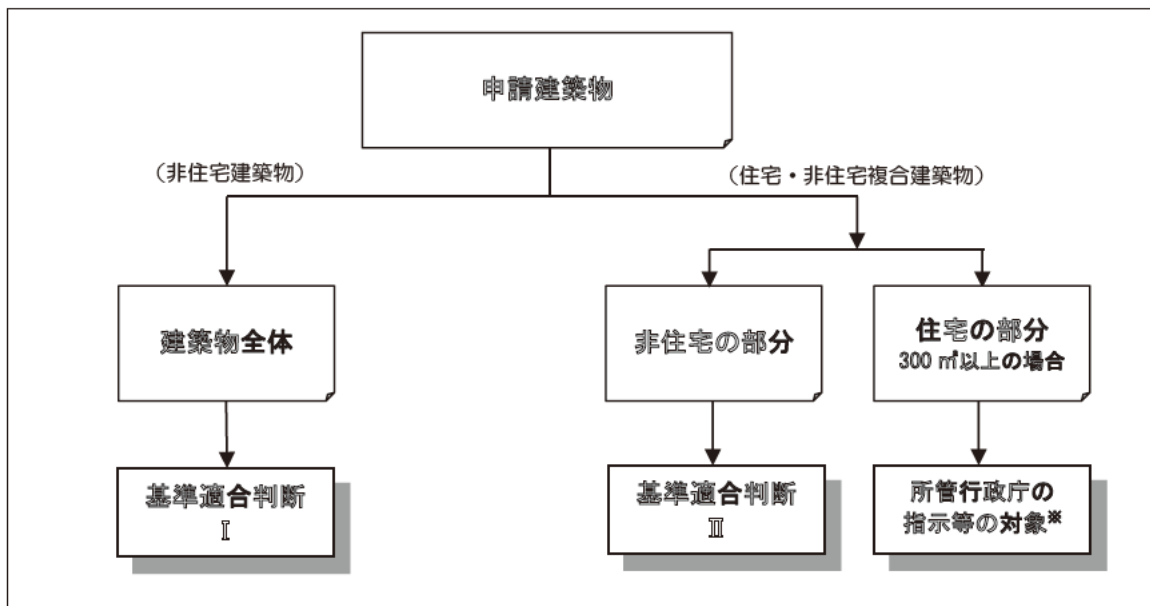


図 7-1-1 省エネ適合性判定における基準適合判断

【基準適合判断Ⅰ※】

○非住宅建築物

適合判断 ・省エネ適判対象となる建築物における一次エネルギー消費量について、
〔標準入力法〕 Σ (各非住宅用途の設計値) の合計 \leq Σ (各非住宅用途の基準値) の合計
又は
〔モデル建物法〕 $BEI_m \leq 1.0$

まず、基準適合判断Ⅰ（非住宅建築物）では、建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が、基準値以下となることが必要となる。

【基準適合判断Ⅱ※】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断 ・省エネ適判対象となる建築物の部分における一次エネルギー消費量について、
〔標準入力法〕 Σ (各非住宅用途の設計値) の合計 \leq Σ (各非住宅用途の基準値) の合計
又は
〔モデル建物法〕 $BEI_m \leq 1.0$

次に、基準適合判断Ⅱ（住宅部分を含む複合建築物）の省エネ適判の場合、各住戸及び住戸専用の共用部を除いた、非住宅部分のみの一次エネルギー消費量の設計値が、非住宅部分のみの一次エネルギー消費量の基準値以下となる必要がある。

※基準適合判断Ⅰ及びⅡにおいて、2016年4月時点において現に存する建築物の増改築に係る適合判断は、以下により実施。2) 審査手順の解説においても同様。

〔標準入力法〕 Σ (各非住宅用途の設計値)の合計 \leq Σ (各非住宅用途の基準値)の合計 $\times 1.1$
又は

〔モデル建物法〕 $BEI_m \leq 1.1$

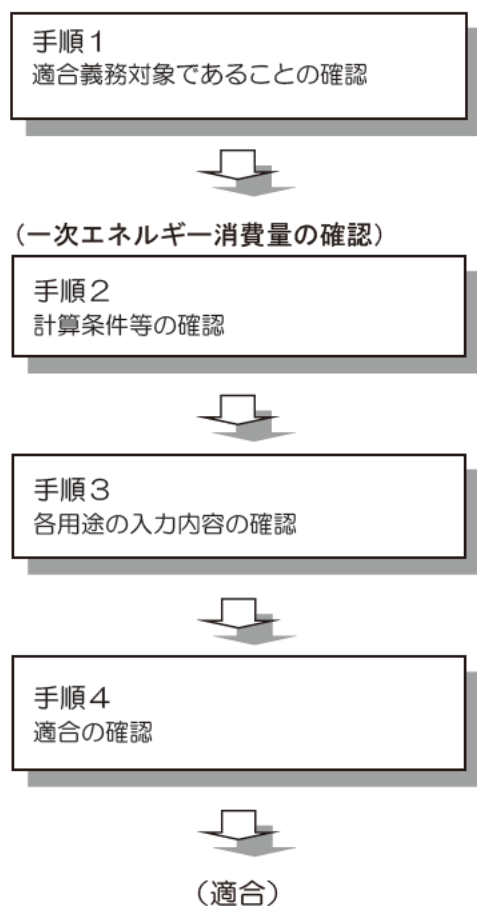
既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方については、第5章4を参照。

2) 審査手順の解説

図 7-1-1 に示す基準適合判断Ⅰ及び基準適合判断Ⅱは、それぞれ以下の手順により審査を行う。

【基準適合判断Ⅰ】非住宅建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 適合義務対象であることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 各用途の入力内容の確認	共通 非住宅
手順4 適合の確認	総括 非住宅

2) 各手順の解説

〔手順1〕：適合義務対象であることの確認

- ① 住宅部分がないことを確認する。
- ② 省エネ適判を受けることが必要となる建築行為に該当していること及び適用除外建築物に該当しないことを確認する。

チェックシート 総括表

工事の種別	確認内容
新築	高い開放性を有する部分※を除いた非住宅部分※が 300 m ² 以上かどうか
2017 年 4 月以後に新築された建築物の増改築	高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の増改築の規模が 300 m ² 以上であるかどうか。
2017 年 4 月時点で現に存する建築物の増改築	上記に加え、増改築に係る非住宅部分の床面積の増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る）の延べ面積に対する割合が 1 / 2 を超えるかどうか

※「非住宅部分」・「高い開放性を有する部分」の考え方については、第 3 章 1(1)を参照。なお、所管行政庁又は登録省エネ判定機関においては、計画書に記載の高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積により省エネ適判の要否を判断。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順2〕：計算条件等の確認

建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、提出された建築物の内容と整合していることを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：各用途の入力内容の確認

- ① 標準入力法又はモデル建物法による計算であるのかを確認する。
 - イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
 - ロ モデル建物法による場合は、各建築物用途に応じた適切なモデル建物を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ③ 当該非住宅建築物で使用している設備機器等を確認し、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共通条件

チェックシート 非住宅

〔手順4〕：適合の確認

標準入力法による場合は、建築物全体の設計一次エネルギー消費量の合計が、基準一次エネルギー消費量の合計以下であることを確認する。

モデル建物法による場合は、建築物全体の $BEI_m \leq 1.0$ であることを確認する。

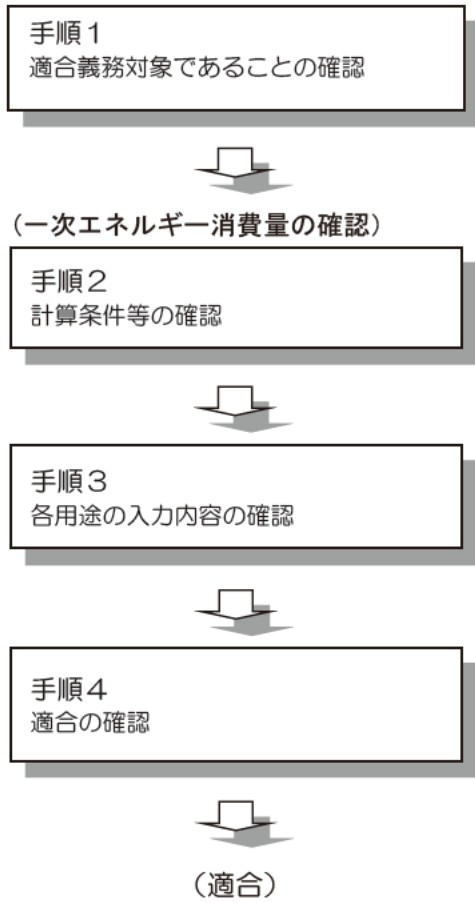
チェックシート 総括表

チェックシート 非住宅

【基準適合判断Ⅱ】住宅・非住宅複合建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 適合義務対象であることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 各用途の入力内容の確認	共通 非住宅
手順4 適合の確認	総括 非住宅

2) 各手順の解説

〔手順1〕：適合義務対象であることの確認

- ① 省エネ適判を受けることが必要となる建築行為に該当していること及び適用除外建築物に該当しないことを確認する。

チェックシート 総括表

工種の種別	確認内容
新築	高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分が300㎡以上かどうか
2017年4月以後に新築された建築物の増改築	高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の増改築の規模が300㎡以上であるかどうか。
2017年4月時点で現に存する建築物の増改築	上記に加え、増改築に係る非住宅部分の床面積の増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る）の延べ面積に対する割合が1/2を超えるかどうか

※住宅部分のうち高い開放性を有する部分を除いた部分の面積が300㎡以上の場合、当該住宅部分は所管行政庁による指示等の対象となり、特に、省エネ計画の提出先が登録省エネ判定機関である場合は、登録省エネ判定機関は、速やかに、当該省エネ計画の写し等を所管行政庁に送付することが必要となる。なお、所管行政庁による住宅用途部分の審査の手順については、「2. 届出に係る審査の手順」の「(2) 審査手順の解説」に記載の内容に準じる。

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順2〕：計算条件等の確認

建設地の地域の区分、住宅用途を除く建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請建築物の内容と整合していることを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：各用途の入力内容の確認

- ① 標準入力法又はモデル建物法による計算なのかを確認する。
- イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
 - ロ モデル建物法による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅用途で使用している設備機器等を確認し、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）等に入力した設備機器等と一致

チェックシート 共通条件

チェックシート 非住宅

することを確認する。

〔手順4〕：適合の確認

標準入力法による場合は、非住宅用途部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、基準一次エネルギー消費量の合計以下であることを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 非住宅

モデル建物法による場合は、非住宅用途部分の $BEI_m \leq 1.0$ であることを確認する。

(2) 届出に係る審査の手順

1) 基本的な審査手順

届出に係る審査は、届け出られた建築物あるいは建築物の部分が、建築物省エネ法で定める届出の対象に該当すること及び適用除外建築物に該当しないことの確認を行うことが、最初の審査事項となる。ただし、特定増改築に該当する場合、適合義務ではなく届出の対象となることもあるため注意する必要がある（第3章1(1)表3-1-2及び表3-1-3参照。）。

図7-1-2では、届出の対象であると判断された後、新築の場合に届け出られた建築物の用途等に応じた基準の適用の考え方を整理している（増改築の場合における、対象建築物の新築の時期に応じた適合基準の水準の考え方については第6章1(1)表6-1-2を参照。）。

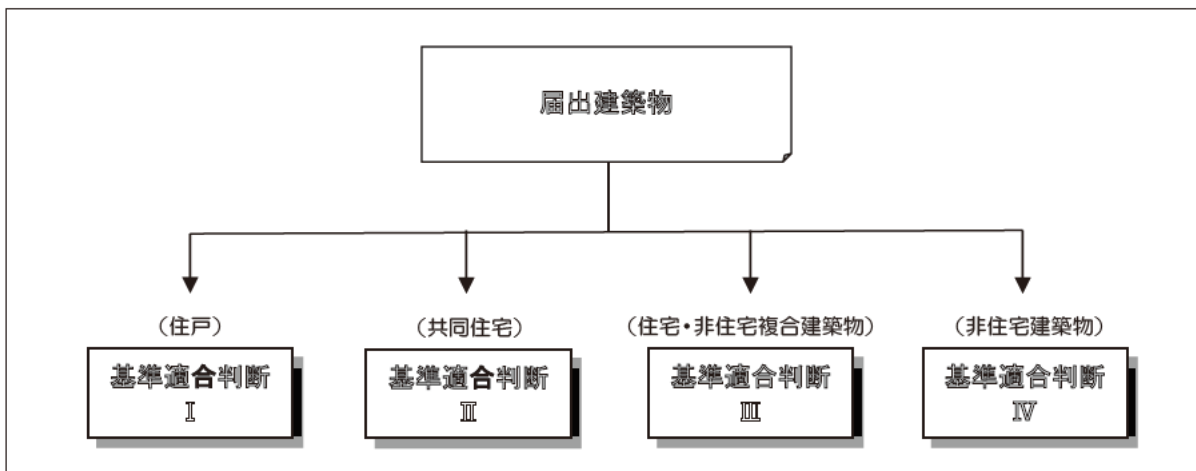


図7-1-2 届出における建築物の用途に応じた適用基準

【基準適合判断Ⅰ】

○住戸

適合判断

- ・住戸における外皮性能について、
 U_A 値設計値 \leq U_A 値基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 \leq η_{AC} 値基準値
又は
外皮の住宅仕様基準に適合
又は
適合性判定に準ずる書面による外皮基準への適合確認
- ・住戸における一次エネルギー消費量について、
住戸設計値 \leq 住戸基準値
又は
設備毎の住宅仕様基準に適合
又は
適合性判定に準ずる書面による一次エネ基準への適合確認

まず、基準適合判断Ⅰ（届出の対象となる 300m²以上の一戸建ての住宅又は一の住宅の部分（以下「住戸」という。））では、外皮性能の設計値が基準値以下であること及び住戸における一次エネルギー消費量の設計値が基準値以下であること、もしくは住宅仕様基準（外皮及び一次エネ）に適合していることの確認が必要となる。

なお、今回の法改正により、適合性判定に準ずる書類を活用し、省エネ基準への適合確認を行えることとなった。適合性判定に準ずる書類の種類や、その確認内容については、第3章3の2)を参照。

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅

適合判断 ・各住戸（又は全住戸の平均）における外皮性能について、

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \text{ かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$

又は

各住戸の外皮の住宅仕様基準への適合

又は

適合性判定に準ずる書面による外皮基準への適合確認

・届出建築物における一次エネルギー消費量について、

$$\Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸基準値})\text{の合計}$$

+

\leq

+

$$(\Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計}) \leq (\Sigma(\text{共用部基準値})\text{の合計}) *$$

又は

各住戸の設備毎の住宅仕様基準への適合

又は

適合性判定に準ずる書面による共同住宅の一次エネ基準への適合確認

※ 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を計算対象とする場合に限る。

次に、基準適合判断Ⅱ（共同住宅）では、各住戸の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各住戸の基準値の合計以下であることと、住戸の外皮性能の設計値が基準値以下となることの確認が必要となる。ただし、共同住宅における U_A 値及び η_{AC} 値の適合すべき基準値は、今回の建築物省エネ法の改正に伴い、採用する評価方法（各住戸で適合の確認を行うもしくは全住戸の平均で適合の確認を行う）により異なる値（基準値の詳細は、第6章1(2)表6-1-5参照。）となるため、注意する必要がある。

なお、届出において共用部を含めて評価を行う場合、共用部における一次エネルギー消費量に関しても、審査の対象に含むこととなる。この場合、適合性判定に準ずる書面を活用する際は、共用部を含めた共同住宅全体が適合性判定に準ずる書類により省エネ基準に適合していることの確認ができなければ、工事着手前の届出期間の緩和は受けられないこととなる。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断 ・届出建築物において（イ）かつ（ロ）又は（イ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・各住戸（又は全住戸の平均）の外皮性能について

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \text{ かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$

又は

各住戸の外皮の住宅仕様基準への適合

又は

適合性判定に準ずる書面による外皮基準への適合確認

（ロ）

・届出対象建築物における一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{ の合計} \quad \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{ の合計}$$

+

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{ の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{ の合計}$$

+

$$(\Sigma(\text{共用部設計値}) \text{ の合計} \quad \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{ の合計}) \text{ ※}$$

（ハ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{ の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{ の合計}$$

又は

$$BEI_m \leq 1.0$$

又は

$$BEI_s \leq 1.0$$

（高い開放性を有する部分を除く非住宅部分の床面積が 300 m²未満の場合に限る）

又は

適合性判定に準ずる書面による非住宅部分の一次エネ基準への適合確認

・住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{ の合計} \quad \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{ の合計}$$

+

$$(\Sigma(\text{共用部設計値}) \text{ の合計} \quad \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{ の合計}) \text{ ※}$$

又は

各住戸の設備の住宅仕様基準への適合

又は

適合性判定に準ずる書面による住宅部分の一次エネ基準への適合確認

※ 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を届出の対象とする場合に限る。

基準適合判断Ⅲ（住宅部分を含む複合建築物）では、各住戸及び非住宅部分における一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各住戸及び非住宅部分の基準値の合計以下であることと、各住戸の外皮性能の設計値が基準値以下となることの確認が必要となる。なお、住宅共用部を含む場合の考え方は、基準適合判断Ⅱと同様であると共に、工事着手前の届出期間の緩和を受けるためには、非住宅及び住宅（住宅共用部を含める場合は当該部分に関して）の両方につ

いて、適合性判定に準ずる書面を用いることが必要となる。

なお、高い開放性を有する部分を除く非住宅用途の床面積が 300m²未満の場合、当該非住宅用途の一次エネ計算においては、小規模版モデル建物法を活用することも可能となっている。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅建築物

適合判断 ・届出建築物における一次エネルギー消費量について

〔標準入力法〕 Σ (各非住宅用途の設計値) の合計 \leq Σ (各非住宅用途の基準値) の合計
又は

〔モデル建物法〕 $BEIm \leq 1.0$
又は

適合性判定に準ずる書面による非住宅部分の一次エネ基準への適合確認

基準適合判断Ⅳ（非住宅建築物）では、各非住宅用途における一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各非住宅用途における基準一次エネルギー消費量の合計以下であることの確認が必要となる。適合性判定に準ずる書面を活用する場合、届出建築物の全ての非住宅用途を対象とした書面であれば、工事着手前の届出期間の緩和を受けることができる。

※ 2016年4月時点において現に存する建築物の増改築に係る審査は、以下により実施。2) 審査手順の解説においても同様。

- 上記の住戸基準値、 Σ (各住戸基準値)、 Σ (共用部基準値)、 Σ (非住宅基準値)のそれぞれに、1.1を乗じる。また、「 $BEIm \leq 1.1$ 」とする。
- 住宅に係る外皮基準は適用しない。

既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方については、第5章4を参照。

なお、この考え方により、既存部分のBEIを1.2とし、建築物全体のBEIを、既存部分のBEIと増改築部分のBEIとの面積按分で算出する場合にあって、増改築部分の床面積の増改築後の延べ面積に対する割合が1/2未満の場合、建物全体で基準を満たさないケースが発生する。このケースであっても、増改築部分が新築の基準に適合していれば、指示等の必要性は低いと考えられる。このため、建物全体で基準を満たさないケースについては、届出書の備考欄において、増改築部分の省エネ性能を記載することが必要である。

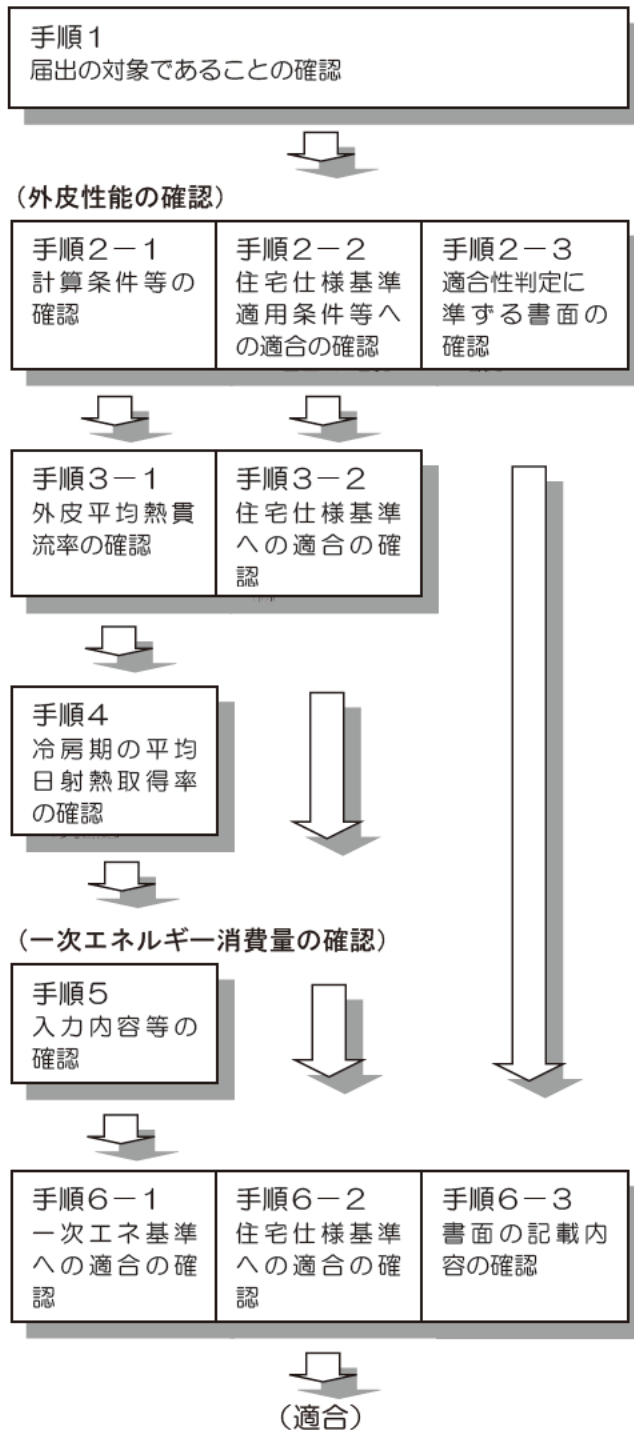
2) 審査手順の解説

図 7-1-2 に示す基準適合判断 I から基準適合判断IVに示す各ルートについて、以下の手順により審査を行う。

【基準適合判断 I】住戸に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 届出の対象である ことの確認	総括
手順2-1 計算条件等の確認	共通
手順2-2 住宅仕様基準適用 条件等への適合の 確認	住宅(住戸)
手順2-3 適合性判定に準ず る書面の確認	住宅(住戸)
手順3-1 外皮平均熱貫流率 の確認	住宅(住戸)
手順3-2 住宅仕様基準への 適合の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射 熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5 入力内容等の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-1 一次エネ基準への 適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-2 住宅仕様基準への 適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-3 書面の記載内容の 確認	総括 住宅(住戸)

2) 各手順の解説（住戸審査）

<p>〔手順1〕：届出の対象であることの確認</p> <p>① 届出された住戸が届出の対象規模であること※を確認する。 ※高い開放性を有する部分を除いた部分が300 m²以上かどうか</p> <p>② 届出事項（新築、改築、増築もしくは左記に係る届出内容の変更）及び届出に用いた計算法の種別（標準・仕様・簡易）を確認する。</p> <p>－外皮性能の確認－</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2-1〕：計算条件等の確認</p> <p>性能基準（U_A値、η_{AC}値。以下同じ。）を用いる場合にあっては、計算法の種別（標準計算法・簡易計算法）や、建設地の地域の区分等の計算諸条件が、届出された住戸の内容と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認</p> <p>住宅仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分、鉄筋コンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切であることを確認する（8地域は除く。）。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順2-3〕：適合性判定に準ずる書面の確認</p> <p>適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面が以下に該当する種別の書面であることと、届出された住戸の書面であることを確認する。</p> <p>① 設計住宅性能評価書</p> <p>② BELS 評価書</p> <p>③ 登録住宅性能評価機関もしくは登録省エネ判定機関が交付する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の3に規定する評価の結果」</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。</p> <p>① 当該住戸の外皮平均熱貫流率U_Aが、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 当該住戸の外皮平均熱貫流率U_Aが、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>

- ・標準計算法にあつては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
- ・モデル住宅法にあつては、地域の区分等に応じた正しい計算シートが用いられていることを確認する。

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住宅仕様基準を用いる場合にあつては、住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分に対し、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様（性能）が適合していることを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

性能基準を用いる場合にあつては、以下の事項を確認する。

- ① 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあつては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・モデル住宅法にあつては、地域の区分等に応じた正しい計算シートが用いられていることを確認する。

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5〕：入力内容等の確認

住宅用途判定プログラムを用いる場合にあつては、用いる外皮性能が標準計算法により算出された値であることを確認の上、エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 住宅(住戸)

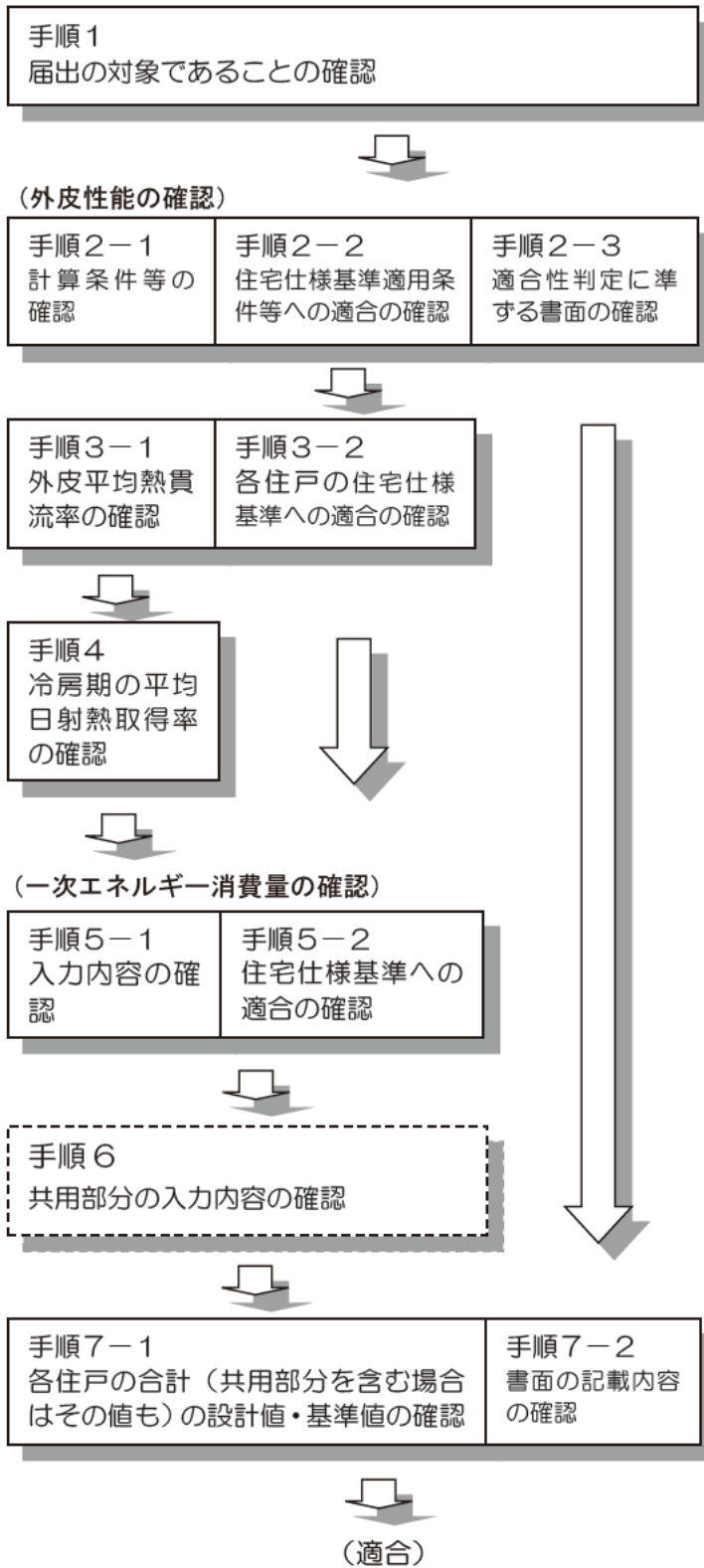
また、モデル住宅法を用いる場合にあつては、用いる外皮性能がモデル住宅法により算出された値であることを確認の上、地域の区分や使用する設備機器の種別等に応じた正しい計算シートを用いていることを確認する。

<p>〔手順6-1〕：一次エネ基準への適合の確認</p> <p>住宅用途判定プログラムを用いる場合は、住戸の設計一次エネルギー消費量の値が、基準一次エネルギー消費量の値以下であることを確認する。</p> <p>また、モデル住宅法を用いる場合にあっては、計算シートの計算結果が基準値以下であることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順6-2〕：住宅仕様基準への適合の確認</p> <p>仕様基準を用いる場合は、住宅仕様基準で定める運転方式や機器性能に応じた設備機器等の仕様(性能)が、当該住戸で用いる設備機器等の仕様(性能)と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順6-3〕：書面の記載内容の確認</p> <p>適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面の種別に応じ、以下の記載内容となっていることを確認する。</p> <p>① 設計住宅性能評価書</p> <p> 5-1 断熱等性能等級 等級4</p> <p> 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4以上</p> <p>② BELS 評価書</p> <p> 星2以上</p> <p>③ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の3に規定する評価の結果</p> <p> 本書面の有無</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>

【基準適合判断Ⅱ】共同住宅に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 届出の対象である ことの確認	総括
手順2-1 計算条件等の確認	共通
手順2-2 住宅仕様基準の適用 条件等への適合 の確認	住宅(住戸)
手順2-3 適合性判定に準ず る書面の確認	住宅(住戸)
手順3-1 外皮平均熱貫流率 の確認	住宅(住戸)
手順3-2 各住戸の住宅仕様 基準への適合の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射 熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5-1 入力内容の確認	総括 住宅(住戸)
手順5-2 住宅仕様基準への 適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6 共用部分の入力内 容の確認	総括 住宅(共用)
手順7-1 各住戸の合計の設 計値・基準値の確認	総括 住宅(住戸)
手順7-2 書面の記載内容の 確認	総括 住宅(住戸)

2) 各手順の解説（共同住宅）

<p>〔手順1〕：届出の対象であることの確認</p> <p>① 届出された共同住宅が届出の対象規模であること※を確認する。 ※高い開放性を有する部分を除いた部分が 300 m²以上かどうか</p> <p>② 届出された共同住宅の計算対象となる共用部分の有無と、当該共用部分を評価の対象としていることを確認する。</p> <p>① 届出事項（新築、改築、増築もしくは左記に係る届出内容の変更）を確認し、住戸部分における届出に用いた基準（標準・仕様・簡易）を確認するとともに、簡易計算法（以下、本ルートにおいて「フロア入力法」という。）を用いる場合は、届出対象が複数の住戸を有し、メゾネットタイプ・スキップフロア・混構造等のフロア入力法が適用できない共同住宅でないことを確認する。なお、フロア入力法の適用範囲については、最新のマニュアルを参照すること。</p> <p>－外皮性能の確認－</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2-1〕：計算条件等の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、計算法の種別（各住戸あるいは全住戸の平均の別に応じた標準計算法・フロア入力法）や、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、届出された共同住宅の内容と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認</p> <p>住宅仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分、鉄筋コンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切であることを確認する（8地域を除く。）。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順2-3〕：適合性判定に準ずる書面の確認</p> <p>適合性適判に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面が以下に該当する種別の書面であることと、届出された共同住宅の書面であること（共用部分を含む届出の場合は当該部分も含まれていること。）を確認する。</p> <p>① 設計住宅性能評価書</p> <p>② BELS 評価書</p> <p>③ 登録住宅性能評価機関もしくは登録省エネ判定機関が交付する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 3 に規定する評価の結果」</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>

〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認

性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する（全住戸の平均値を算出する場合に限る。）。

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住宅仕様基準を用いる場合にあっては、各住戸の住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分において、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様（性能）が適合していることを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等のが適切であることを確認する（全住戸の平均値を算出する場合に限る。）。

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5-1〕：入力内容の確認

住戸部分に住宅用途判定プログラムを用いる場合にあっては、各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順5-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住戸部分に住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める運転方式や機器性能に応じた設備機器等の仕様（性能）が、各住戸で用いる設備機器等の仕様（性能）と適合していることを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順6〕：共用部分の入力内容の確認

住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(共用)

〔手順7-1〕：各住戸の合計の設計値・基準値の確認

各住戸の住宅用途判定プログラムの出力結果により、各住戸の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認（住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）の出力結果による設計値及び基準値をそれぞれに加算する。）する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順7-2〕：書面の記載内容の確認

適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面の種別に応じ、以下の記載内容となっていることを確認する。

- ① 設計住宅性能評価書
 - 5-1 断熱等性能等級 等級4
 - 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4以上
- ② BELS 評価書
 - 星2以上
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果
 - 本書面の有無

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

2) 各手順の解説（住宅・非住宅複合建築物）

<p>〔手順1〕：届出の対象であることの確認</p> <p>① 届出された建築物が届出の対象規模であること※を確認する。 ※高い開放性を有する部分を除いた部分が300㎡以上かどうか</p> <p>② 届出された住宅・非住宅複合建築物において、計算対象となる住宅部分に供する共用部分の有無と、当該共用部分を届出の対象としていることを確認する。</p> <p>③ 届出された建築物の非住宅用途部分の規模が、特定建築行為に該当しないことを確認する。なお、特定増改築に該当する場合は、省エネ適判ではなく届出の対象となるため注意する必要がある。</p> <p>④ 届出事項（新築、改築、増築もしくは左記に係る届出内容の変更）を確認し、住戸部分における届出に用いた基準（標準・仕様・簡易法）と、非住宅部分における届出に用いた基準（標準・モデル）を確認する。</p>	チェックシート 総括表
－外皮性能の確認（住戸部分のみ）－	
<p>〔手順2-1〕：計算条件等の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、計算法の種別（各住戸あるいは全住戸の平均の別に応じた標準計算法・フロア入力法）や、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、届出された共同住宅の内容と適合していることを確認する。</p>	チェックシート 共通条件
<p>〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認</p> <p>住宅仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住戸の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分、鉄筋コンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切であることを確認する（8地域を除く。）。</p>	チェックシート 住宅(住戸)
<p>〔手順2-3〕：適合性判定に準ずる書面の確認</p> <p>適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面が以下に該当する種別の書面であることと、届出対象住宅・非住宅複合建築物の書面であることを確認する。</p> <p>① 設計住宅性能評価書</p> <p>② BELS 評価書</p> <p>③ 登録住宅性能評価機関もしくは登録省エネ判定機関が交付する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の3に規定する評価の結果」</p>	チェックシート 住宅(住戸)

〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認

性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する全住戸の平均値を算出する場合に限る。)

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分において、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様が適合していることを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等のが適切であることを確認する全住戸の平均値を算出する場合に限る。)

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認

住戸部分に住宅用途判定プログラムを用いる場合にあつては、住戸部分の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した住戸部分の設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順5-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住戸部分に住宅仕様基準を用いる場合にあつては、住宅仕様基準で定める運転方式や機器性能に応じた設備機器等の仕様(性能)が、住戸部分で用いる設備機器等の仕様(性能)と適合していることを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順5-3〕：非住宅の入力内容等の確認

建設地の地域区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認するとともに、以下の事項の確認を行う。

チェックシート 総括表
チェックシート 非住宅

- ① 標準入力法又はモデル建物法による計算であるのかを確認し、それぞれの計算方法に応じて以下の事項を確認する。
 - イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
 - ロ モデル建物法による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
 - ハ 小規模版モデル建物法による場合は、非住宅用途部分の高い開放性を除いた床面積が300m²未満であることを確認の上、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順6〕：住宅共用部分の入力内容の確認

共同住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(共用)

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順7-1〕：建築物の合計の設計値・基準値の確認

住戸部分及び非住宅部分に用いる基準に応じ、以下のとおり確認を行う。

- ① 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分（住宅共用部分を含める場合は当該部分も含む。以下同じ。）に標準入力法を用いる場合、住戸部分及び非住宅部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認する。
- ② 住戸部分に住宅仕様基準を用い、非住宅部分（住宅共用部分を含める場合は当該部分も含む。以下同じ。）に標準入力法を用いる場合、非住宅部分の一次エネルギー消費量が、基準値以下となっていることを確認する。
- ③ 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分にモデル建物法を用いる場合、住戸の一次エネルギー消費量（住宅共用部分を含める場合は、当該部分を標準入力法で計算した値を含む。）が、基準値（住宅共用部分を含める場合は、当該部分の基準値との合計）以下となっていることを確認する。併せて非住宅部分が、BEIm (BEIs) ≤ 1.0 であることを確認する。
- ④ 住戸部分に住宅仕様基準を用い、非住宅部分にモデル建物法を用いる場合、非住宅部分が、BEIm (BEIs) ≤ 1.0 であることを確認する。

チェックシート 総括表

〔手順7-2〕：書面の記載内容の確認

適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面の種別に応じ、以下の記載内容となっていることを確認する。

- ① 設計住宅性能評価書
 - 5-1 断熱等性能等級 等級4
 - 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4以上
- ② BELS 評価書
 - 星2以上
- ③ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果
 - 本書面の有無

チェックシート 総括表

2) 各手順の解説（非住宅建築物）

〔手順1〕：届出の対象であることの確認

- ① 届出の対象となる非住宅が届出の対象規模であるか※を確認する。
※高い開放性を有する部分を除いた部分が 300 m²以上かどうか
- ② 届出された建築物の用途の全てが建築物省エネ法で定める適用除外建築物に該当しないことを確認する。
- ③ 届出された建築物の規模が、特定建築行為に該当しないことを確認する。なお、特定増改築に該当する場合は、省エネ適判ではなく届出対象となるため注意する必要がある。
- ④ 届出事項（新築、改築、増築もしくは左記に係る届出内容の変更）を確認し、届出に用いた基準（標準・モデル）を確認する。

チェックシート 総括表

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順2-1〕：計算条件等の確認

建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、届出された建築物の内容と整合していることを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順2-2〕：適合性判定に準ずる書面の確認

適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあっては、提出された書面が以下に該当する種別の書面であることと、届出された非住宅建築物の書面であることを確認する。

チェックシート 非住宅

- ① BELS 評価書
- ② 登録住宅性能評価機関もしくは登録省エネ判定機関が交付する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 3 に規定する評価の結果」

〔手順3〕：入力内容の確認

- ① 標準入力法又はモデル建物法による計算なのかを確認し、それぞれの計算方法に応じ以下の事項を確認する。
 - イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
 - ロ モデル建物法による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 非住宅

〔手順4-1〕：適合の確認

用いる計算法に応じ、以下の事項の確認を行う。

- ① 標準入力法を用いる場合、各非住宅部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認する。
- ② モデル建物法を用いる場合、各非住宅部分の合計 BEIm \leq 1.0 であることを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 非住宅

〔手順4-2〕：書面の記載内容の確認

適合性判定に準ずる書面の提出を受けた場合にあつては、提出された書面の種別に応じ、以下の記載内容となっていることを確認する。

- ① BELS 評価書
星2以上
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の3に規定する評価の結果
本書面の有無

チェックシート 総括表

チェックシート 非住宅

2. 誘導措置に係る審査の手順

(1) 性能向上計画認定に係る審査の手順

性能向上計画認定では、6章2(1)2)②iiで記載したとおり、技術基準である誘導基準以外にも幾つかの他の基準に適合する必要がある。

認定申請は、新築、増築、改築もしくは修繕等の工事を実施する場合に行うことができる（第4章1参照。）が、以下では上記工事を実施すると判断された後、性能向上計画認定の申請単位（建築物の部分もしくは単体建築物全体（以下「単体建築物等」という。）あるいは複数建築物）に応じた誘導基準の適用の考え方を整理している。

なお、民間審査機関が性能向上計画認定に係る技術的審査をあらかじめ行う場合においては、事前に、申請者に対し当該建設地の所管行政庁が民間審査機関による技術的審査適合証を受け付けていることを確認する必要がある。

1) 基本的な審査手順（単体建築物等）

申請対象が単体建築物等である場合の、基準適用の考え方を整理すると、図7-2-1のとおりとなる。

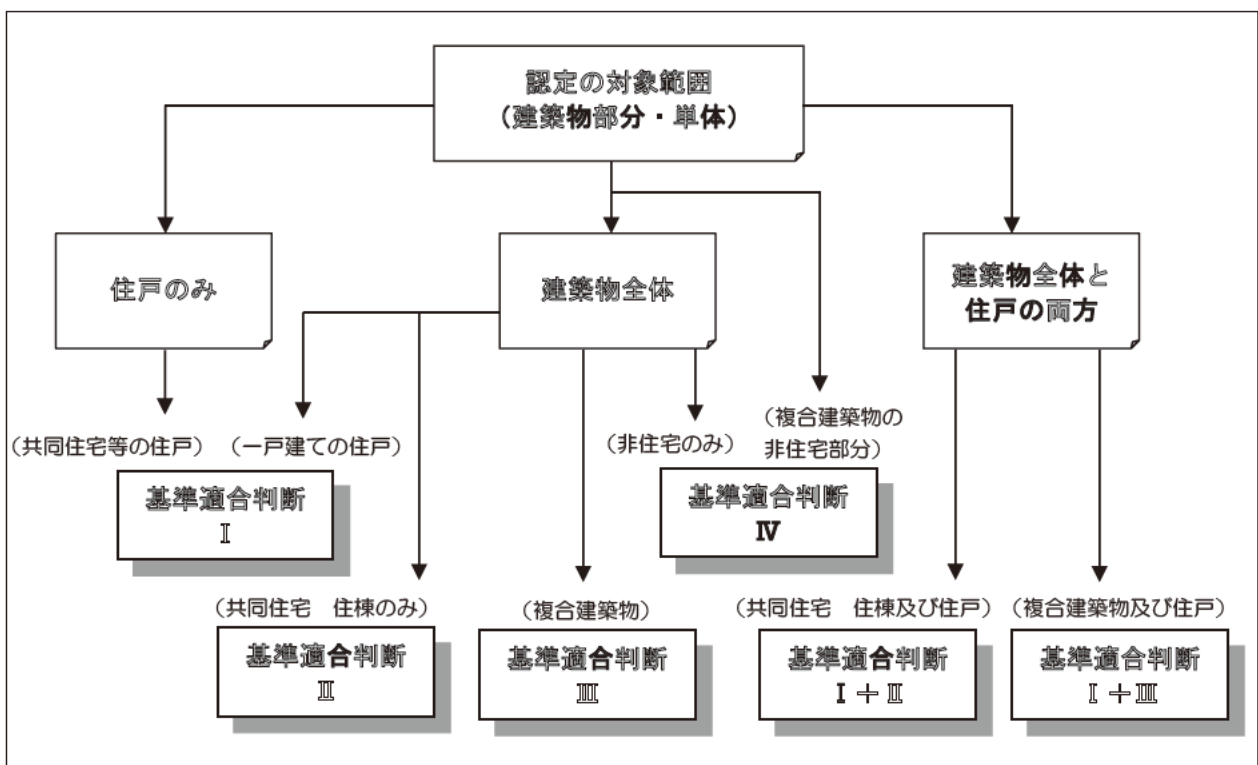


図7-2-1 性能向上計画認定における基準適合判断（単体建築物等）

性能向上計画認定における外皮基準に関しては、2016年4月の時点で現に存する建築物については、住宅及び非住宅の用途を問わず適用されないこととされている。

また、性能向上計画認定においては、住宅用途におけるモデル住宅法、フロア入力法及び住宅仕様基準、非住宅用途における小規模版モデル建物法を活用した申請を行うことは出来ないため注意する必要がある。

【基準適合判断Ⅰ】

<u>○一戸建ての住宅、共同住宅の住戸</u>	
適合判断	<ul style="list-style-type: none"> 各住戸における外皮性能について、 $U_A \text{ 値設計値} \leq U_A \text{ 値基準値} \text{ かつ}$ $\eta_{AC} \text{ 値設計値} \leq \eta_{AC} \text{ 値基準値}$ 各住戸における一次エネルギー消費量について、 $\text{住戸設計値} \leq \text{住戸誘導基準値}$

基準適合判断Ⅰ（住戸のみの認定）では、各住戸における一次エネルギー消費量及び外皮性能について、設計値が基準値以下となることが必要となる。なお、一戸建ての住宅は、建築物全体の認定を受けることで建築物全体及び住戸での認定を受けることと同様の取扱いがなされる。

【基準適合判断Ⅱ】

<u>○共同住宅 住棟のみ</u>	
適合判断	<ul style="list-style-type: none"> 各住戸（各住戸の平均）における外皮性能について、 $U_A \text{ 値設計値} \leq U_A \text{ 値基準値} \text{ かつ}$ $\eta_{AC} \text{ 値設計値} \leq \eta_{AC} \text{ 値基準値}$ 認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、 $\begin{matrix} \Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{ の合計} & & \Sigma(\text{各住戸誘導基準値}) \text{ の合計} \\ + & & + \\ (\Sigma(\text{共用部設計値}) \text{ の合計}) & \leq & (\Sigma(\text{共用部誘導基準値}) \text{ の合計}) \end{matrix}$ <p>注 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を認定の対象とする場合に限る。</p>

基準適合判断Ⅱ（共同住宅の場合の建築物全体での認定）では、一次エネルギー消費量について各住戸の設計値の合計（共用部分を含める場合は当該部分の設計値も含む。）が、各住戸の誘導基準値の合計（共用部分を含める場合は当該部分の誘導基準値も含む。）以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となることが必要となる。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断

・認定対象建築物について(イ)又は(ロ)かつ(ハ)に適合すること。

(イ)

・非住宅部分の一次エネルギー消費量

$$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計} \quad \text{又は}$$

$$\text{BEIm} \leq \text{非住宅誘導基準値}$$

・住宅部分の一次エネルギー消費量

$$\Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸誘導基準値})\text{の合計}$$

$$+$$

$$(\Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計}) \leq (\Sigma(\text{共用部誘導基準値})\text{の合計})$$

(ロ)

$$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計}$$

$$+$$

$$\Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸誘導基準値})\text{の合計}$$

$$+$$

$$(\Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計}) \leq (\Sigma(\text{共用部誘導基準値})\text{の合計})$$

注 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を認定の対象とする場合に限る。
 なお、上記において、住宅部分と非住宅部分の設計一次エネルギー消費量を合計して比較する場合、それぞれの部分で設計一次エネルギー消費量がそれぞれ省エネ基準値以下であることが前提となる。

(ハ)

・各住戸（各住戸の平均）における外皮性能について、

$$U_A\text{値設計値} \leq U_A\text{値基準値} \quad \text{かつ}$$

$$\eta_{AC}\text{値設計値} \leq \eta_{AC}\text{値基準値}$$

・非住宅部分の外皮性能について、

$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)} \quad \text{又は}$$

$$\text{BPIm} \leq 1.0$$

基準適合判断Ⅲ（住宅部分を含む複合建築物全体の認定）では、一次エネルギー消費量について各住戸及び非住宅部分における設計値の合計（共用部分を含める場合は当該部分の設計値も含む。）が、各住戸及び非住宅部分における基準値の合計（共用部分を含める場合は当該部分の誘導基準値も含む。）以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となることが必要となる。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅のみ

適合判断

・認定対象建築物における一次エネルギー消費量及び外皮性能について、

$$\Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計}$$

$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)}$$

又は

$$\text{BEIm} \leq \text{非住宅誘導基準値}$$

$$\text{BPIm} \leq 1.0$$

基準適合判断Ⅳ（非住宅建築物全体もしくは非住宅用途部分の認定）の場合、一次エネルギー消費量について各用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能につ

いて設計値が基準値以下となることが必要となる。

また、建築物全体と住戸の両方の認定においては、共同住宅等の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅱに、住宅部分を含む複合建築物の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅲの組合せで基準適用がされるほか、一部分の住戸の認定と非住宅部分の認定では基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅳの組合せも考えられるなど、申請の内容に応じ各ルートの組合せにより判断を行う。

また、2016年4月の時点で現に存する建築物とそれ以後に新築された建築物で適用基準が異なる。具体的には一次エネルギー消費量に関して、建築物省エネ法施行の際現に存する建築物か否かに応じて、誘導基準の水準が以下のように取り扱われる。

<非住宅における誘導基準の水準：設計値（OA機器等を除く）/基準値（OA機器等を除く）>

- ・2016年4月の時点で現に存する建築物：1.0
- ・2016年4月以後に新築された建築物：0.8

<住宅における誘導基準の水準：設計値（家電等を除く）/基準値（家電等を除く）>

- ・2016年4月の時点で現に存する建築物：1.0
- ・2016年4月以後に新築された建築物：0.9

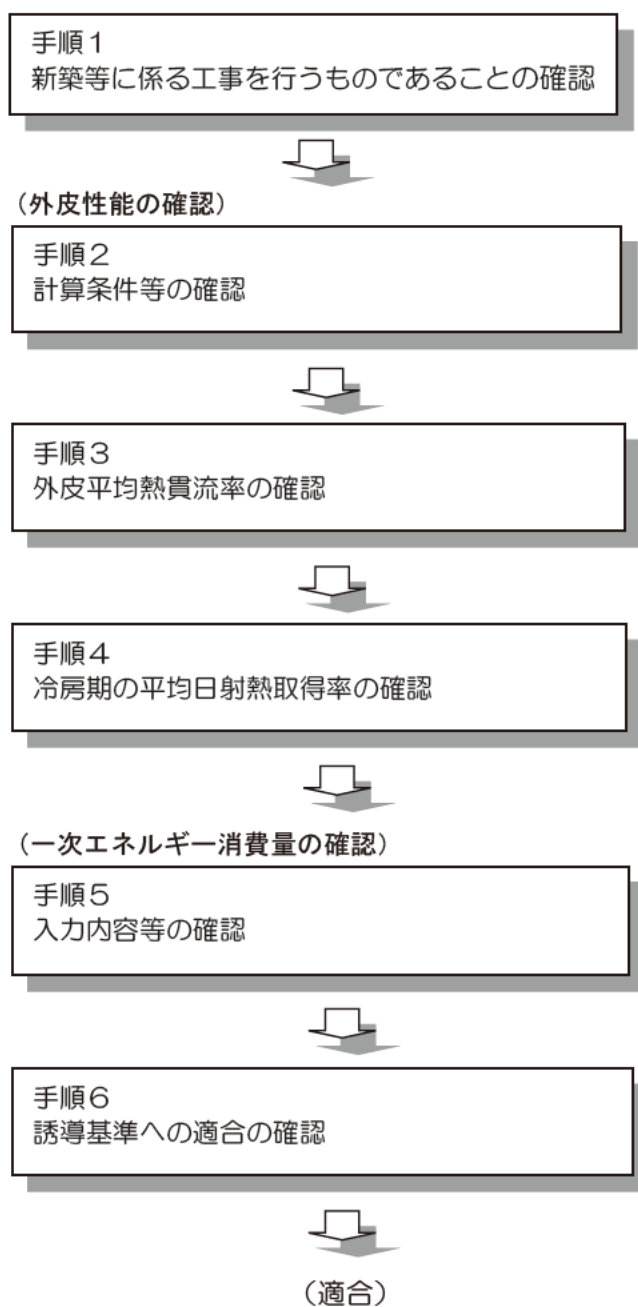
2) 審査手順の解説（単体建築物等）

図 7-2-1 に示す基準適合判断 I から基準適合判断IVに示す各ルートについて、以下の手順により審査を行う。なお、登録省エネ判定機関等の交付する技術的審査適合証を用いた場合、当該適合証を活用し審査を行うことも考えられる。

【基準適合判断 I】一戸建ての住宅、共同住宅の住戸に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5 入力内容の確認	総括 住宅(住戸)
手順6 誘導基準への適合の確認	総括 住宅(住戸)

2) 各手順の解説（一戸建ての住宅、共同住宅の住戸）

〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認

申請対象建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。

チェックシート 総括表

－外皮性能の確認－

〔手順2〕：計算条件等の確認

標準計算法を用いていることを確認の上、建設地の地域の区分等の計算諸条件が、申請された住戸の内容と適合していることを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：外皮平均熱貫流率の確認

以下の事項を確認する。

- ① 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が、適切に計算されていることを確認する。
 - ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあつては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

以下の事項を確認する。

- ① 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、適切に計算されていることを確認する。
 - ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・標準計算法にあつては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

－一次エネルギー消費量の確認－

〔手順5〕：入力内容等の確認

住宅用途判定プログラムを用い、計算された外皮性能等が正しく入力さ

チェックシート 総括表

れていることを確認する。また、当該住戸の基本情報及び使用している設備機器等を図面等により確認し、住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順6〕：誘導基準への適合の確認

住宅用途判定プログラムの出力結果（誘導基準適合確認用出力シート）により、住戸の一次エネルギー消費量の設計値が、当該住戸の誘導基準値以下となっていることを確認する。

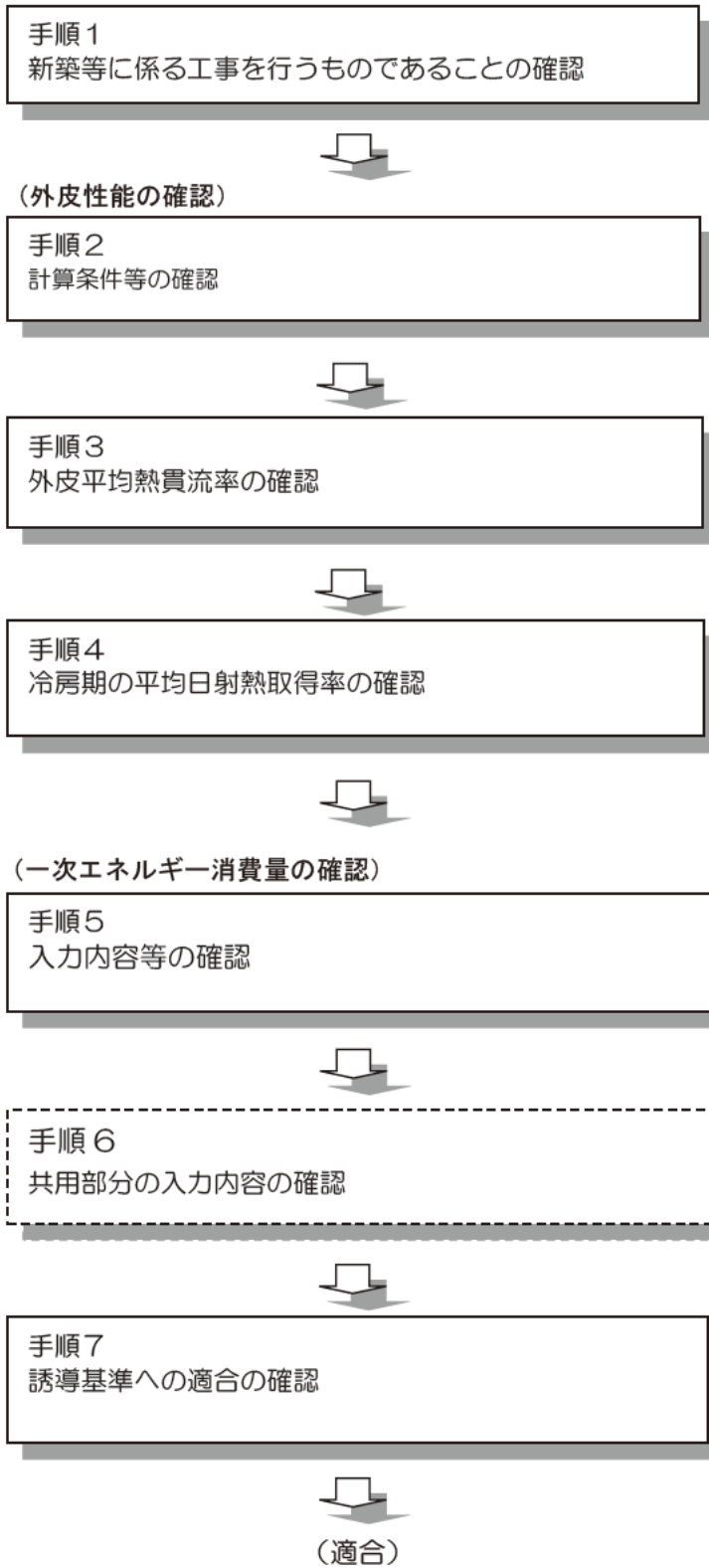
チェックシート 総括表

チェックシート 住宅(住戸)

【基準適合判断Ⅱ】共同住宅（住棟）に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5 入力内容等の確認	総括 住宅(住戸)
手順6 共用部分の入力内容の確認	総括 住宅(共用)
手順7 誘導基準への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（共同住宅・住棟）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p>	
<p>申請対象建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p> <p>－外皮性能の確認－</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p>	
<p>標準計算法を用いていることを確認の上、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、申請された各住戸の内容と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順3〕：外皮平均熱貫流率の確認</p>	
<p>住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <p>① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、適切に計算されていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、8地域においてU_Aの基準値は設けられていない。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p>	
<p>住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <p>① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率η_{AC}が、適切に計算されていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、1地域から4地域においてη_{AC}の基準値は設けられていない。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>－一次エネルギー消費量の確認－</p>	
<p>〔手順5〕：入力内容等の確認</p>	
<p>各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判</p>	<p>チェックシート 総括表 チェックシート 住宅(住戸)</p>

定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。

〔手順6〕：共用部分の入力内容の確認

住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 住宅(共用)

〔手順7〕：誘導基準への適合の確認

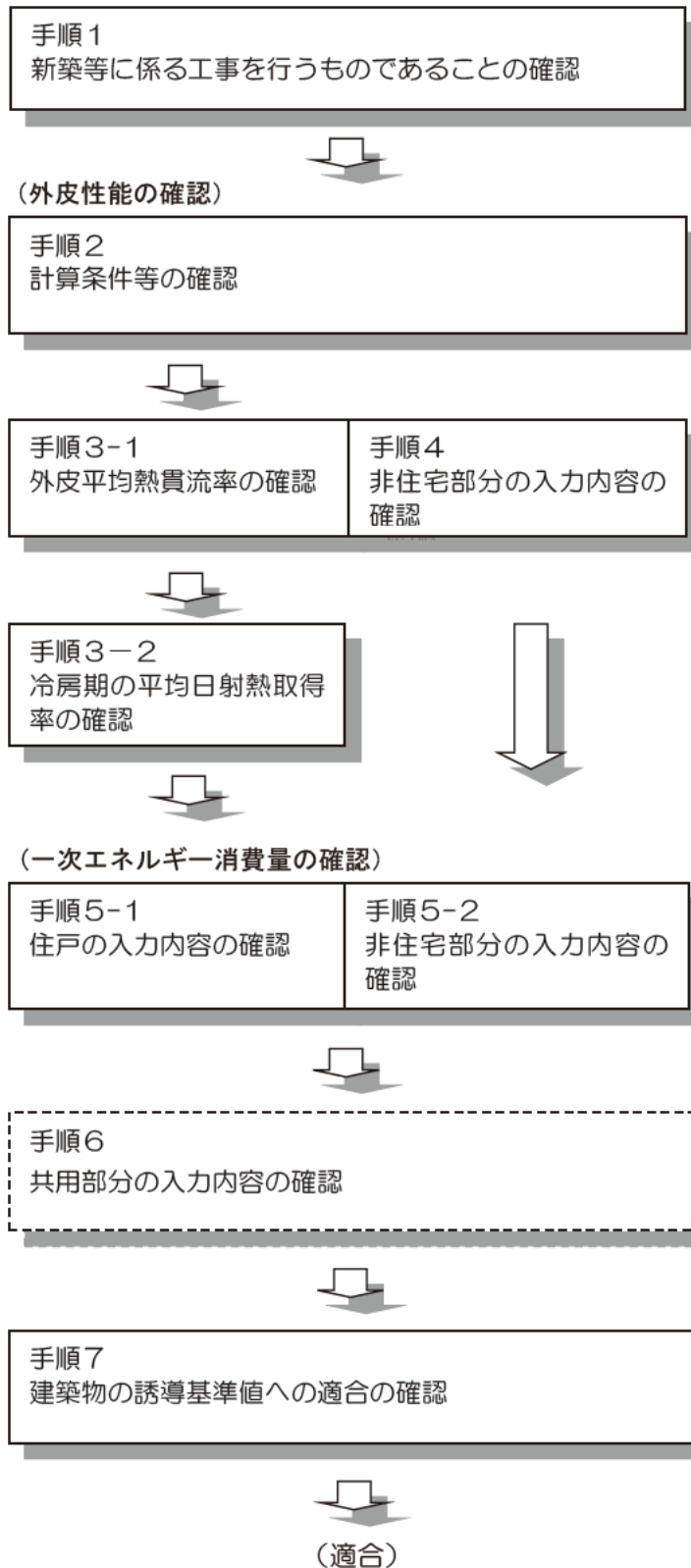
各住戸の住宅用途判定プログラムの出力結果により、各住戸の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認（住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、非住宅用途判定プログラムの出力結果による設計値及び誘導基準値をそれぞれに加算する。）する。

チェックシート 総括表

【基準適合判断Ⅲ】 住宅・非住宅複合建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3-1 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順3-2 冷房期の日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順4 非住宅部分の入力内容等の確認	非住宅
手順5-1 住戸の入力内容の確認	総括 住宅(住戸)
手順5-2 非住宅部分の入力内容の確認	総括 非住宅
手順6 共用部分の入力内容等の確認	住宅(共用)
手順7 建築物の誘導基準値への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（住宅・非住宅複合建築物）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p>	
<p>申請対象建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>－外皮性能の確認－</p>	
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p>	
<p>建設地の地域の区分等の計算諸条件を確認すると共に、住戸部分については、標準計算法を用いていることや、住戸位置等が申請された各住戸の内容と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認</p>	
<p>住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。 ② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、適切に計算されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、8地域においてU_Aの基準値は設けられていない。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順3-2〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p>	
<p>住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。 ② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率η_{AC}が、適切に計算されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、1地域から4地域においてη_{AC}の基準値は設けられていない。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順4〕：非住宅部分の入力内容の確認</p>	
<p>非住宅用途判定プログラム（標準入力法・モデル建物法）において、外皮性能（PAL*・BPI_m）に係る入力情報が、申請された非住宅用途部分</p>	<p>チェックシート 非住宅</p>

の内容と適合していることを確認する。

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認

各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順5-2〕：非住宅部分の入力内容の確認

建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認するとともに、以下の事項の確認を行う。

チェックシート 総括表
チェックシート 非住宅

- ① 標準入力法又はモデル建物法による計算であるのかを確認し、それぞれの計算方法に応じ以下の事項を確認する。
 - イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
 - ロ モデル建物法による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順6〕：共用部分の入力内容の確認

住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

チェックシート 住宅(共用)

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラム(標準入力法)に入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順7〕：建築物の誘導基準値への適合の確認

住戸部分及び非住宅部分に用いる計算法に応じ、以下のとおり確認を行う。

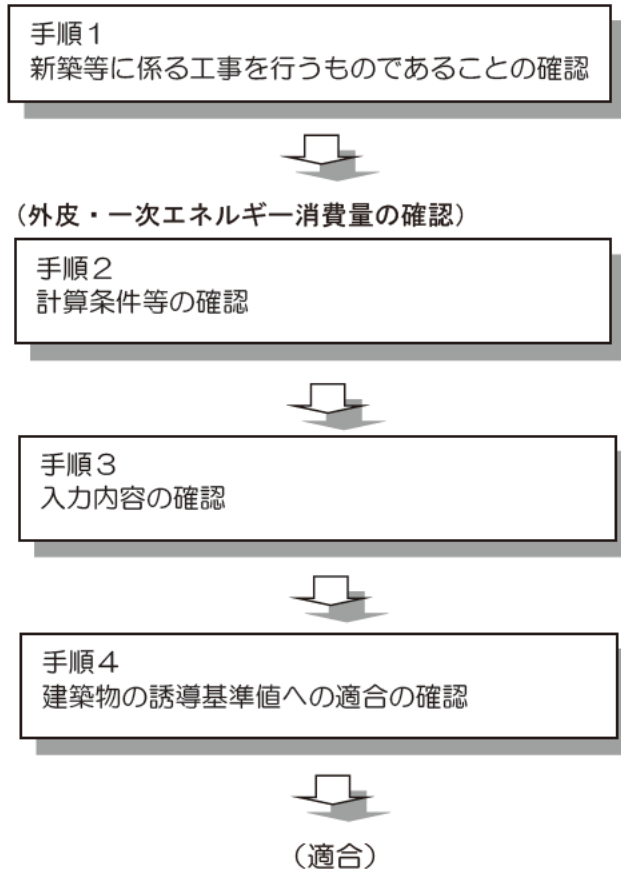
チェックシート 総括表

- ① 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分(住宅共用部分を評価対象に含める場合は当該部分も含む。以下同じ。)に標準入力法用いる場合、住戸部分及び非住宅部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認する。

- ② 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分にモデル建物法を用いる場合、住戸の一次エネルギー消費量（住宅共用部分を評価対象に含める場合は、当該部分を標準入力法で計算した値を含む。）が、誘導基準値（住宅共用部分を評価対象に含める場合は、当該部分の基準値との合計）以下となっていることを確認する。併せて非住宅部分が、 $BEIm \leq 0.8$ であることを確認する。
- ③ 住戸部分及び非住宅部分のそれぞれが、通常の省エネ基準に適合していることを確認する。
- ④ 非住宅用途判定プログラムの出力結果により、非住宅部分の外皮性能が誘導基準に適合していることを確認する。

【基準適合判断Ⅳ】非住宅建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 入力内容の確認	総括 非住宅
手順4 建築物の誘導基準値への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（非住宅建築物）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p> <p>申請対象建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p> <p>－外皮・一次エネルギー消費量の確認－</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p> <p>建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順3〕：入力内容の確認</p> <p>① 標準入力法又はモデル建物法による計算なのかを確認し、それぞれの計算方法に応じ以下の事項を確認する。</p> <p>イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>ロ モデル建物法（一次エネルギー消費量）による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 非住宅</p>
<p>〔手順4〕：建築物の誘導基準値への適合の確認</p> <p>用いる計算法に応じ、以下の事項の確認を行う。</p> <p>① 標準入力法を用いる場合、各非住宅部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認する。</p> <p>② モデル建物法を用いる場合、各非住宅部分の合計 $BEI_m \leq 0.8$ であることを確認する。</p> <p>③ 非住宅用途判定プログラムの出力結果により、非住宅部分の外皮性能が誘導基準に適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p>

3) 基本的な審査手順（複数建築物）

認定対象が複数建築物である場合の、基準適用の考え方を整理すると、図 7-2-2 のとおりとなる。

なお、複数建築物認定を受けるためには、申請対象建築物及びその他の建築物に設置される自他供給型熱源機器等が一定の条件を満たしていることが必要となるが、以下では当該要件を満たした自他供給型熱源機器等が設置されていると判断された後、性能向上計画認定の建築物の用途に応じた基準の適用の考え方を整理している。

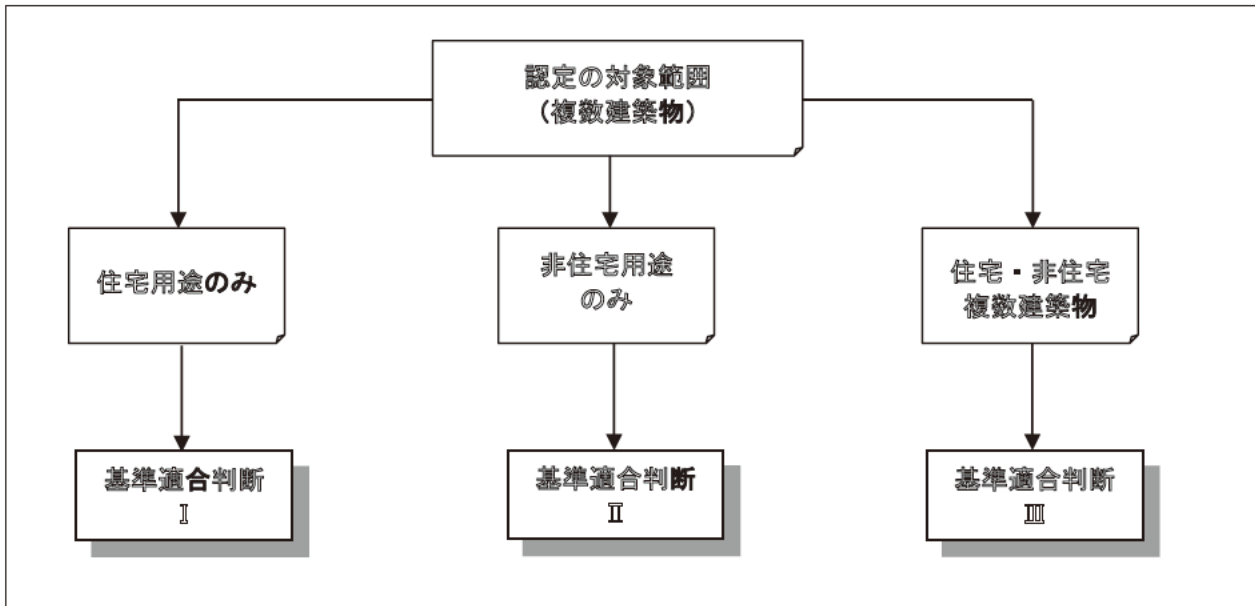


図 7-2-2 性能向上計画認定における基準適合判断（複数建築物）

複数建築物を対象とした性能向上計画認定に関しては、対象となる自他供給型熱源機器等の種別が定められている（第 4 章 1 参照。）とともに、認定対象に含まれる他の建築物には、以下に掲げる熱源機器以外の個別の熱源機器等は設置出来ない。

- 熱源機器等のうち、一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
- 熱源機器等のうち、申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

上記に掲げる熱源機器以外の個別熱源機器が設置された建築物は、申請建築物に設置された自他供給型熱源機器等から熱等の供給を受けていたとしても、複数建築物に係る性能向上計画認定の範囲から除外する必要がある。

外皮基準に関しては、単体建築物等の認定と同様に、2016 年 4 月時点で現に存する建築物については、住宅及び非住宅の用途を問わず適用されない。

【基準適合判断Ⅰ】

○住宅用途のみ

- 適合判断
- ・ 自他供給型熱源機器等について（イ）及び（ロ）に適合すること。
（イ） 自他供給型熱源機器等の種別が規則第 24 条の 2 第 1 項に該当
（ロ） 他の建築物に設置される熱源機器等が規則第 24 条の 2 第 2 項に該当
 - ・ 各住棟における一次エネルギー消費量について、
$$\begin{array}{ccc} \Sigma(\text{各住戸設計値})\text{の合計} & & \Sigma(\text{各住戸誘導基準値})\text{の合計} \\ + & \leq & + \\ (\Sigma(\text{共用部設計値})\text{の合計} & & \Sigma(\text{共用部誘導基準値})\text{の合計}) * \end{array}$$

※ 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を評価の対象とする場合に限る。
 - ・ 各住棟の各住戸（各住戸の平均）における外皮性能について、
$$\begin{array}{ccc} U_A\text{値設計値} & \leq & U_A\text{値基準値} \quad \text{かつ} \\ \eta_{AC}\text{値設計値} & \leq & \eta_{AC}\text{値基準値} \end{array}$$

基準適合判断Ⅰ（住棟のみの認定）では、複数建築物認定の前提となる自他供給型熱源機器等の内容を確認した後、各住宅用途建築物が、一次エネルギー消費量に係る各住戸の設計値の合計（共用部分を評価対象に含める場合は当該部分の設計値も含む。）が、各住戸の誘導基準値の合計（共用部分を評価対象に含める場合は当該部分の誘導基準値も含む。）以下となること、外皮性能について各住戸もしくは各住戸の平均の設計値が、それぞれの基準値以下となる必要がある。

【基準適合判断Ⅱ】

○非住宅用途のみ

- 適合判断
- ・ 自他供給型熱源機器等について（イ）及び（ロ）に適合すること。
（イ） 自他供給型熱源機器等の種別が規則第 24 条の 2 第 1 項に該当
（ロ） 他の建築物に設置される熱源機器等が規則第 24 条の 2 第 2 項に該当
 - ・ 各非住宅用途建築物における一次エネルギー消費量について、
$$\begin{array}{ccc} \Sigma(\text{非住宅設計値})\text{の合計} & \leq & \Sigma(\text{非住宅誘導基準値})\text{の合計} \\ \text{外皮性能設計値 (PAL*)} & \leq & \text{外皮性能基準値 (PAL*)} \end{array}$$

基準適合判断Ⅱ（非住宅用途のみの認定）では、複数建築物認定の前提となる自他供給型熱源機器等の内容を確認した後、各非住宅用途建築物が、一次エネルギー消費量に係る各用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となる必要がある。

なお、非住宅用途に係る複数建築物認定を行う場合、より省エネ性能の高い水準の誘導基準への適合を求めていることから標準入力法を用いて計算することを想定している。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複数建築物

適合判断

- ・ 自他供給型熱源機器等について（イ）及び（ロ）に適合すること。
（イ） 自他供給型熱源機器等の種別が規則第 24 条の 2 第 1 項に該当
（ロ） 他の建築物に設置される熱源機器等が規則第 24 条の 2 第 2 項に該当

- ・ 各建築物について（イ）又は（ロ）かつ（ハ）に適合すること。
（イ）

- ・ 非住宅部分の一次エネルギー消費量
 Σ （非住宅設計値）の合計 \leq Σ （非住宅誘導基準値）の合計

- ・ 住宅部分の一次エネルギー消費量
 Σ （各住戸設計値）の合計 \leq Σ （各住戸誘導基準値）の合計
+ \leq +

- （ Σ （共用部設計値）の合計 \leq Σ （共用部誘導基準値）の合計）

- （ロ）
 Σ （非住宅設計値）の合計 \leq Σ （非住宅誘導基準値）の合計
+ \leq +

- Σ （各住戸設計値）の合計 \leq Σ （各住戸誘導基準値）の合計
+ \leq +
（ Σ （共用部設計値）の合計 \leq Σ （共用部誘導基準値）の合計）

注 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を評価の対象とする場合に限る。
なお、上記において、住宅部分と非住宅部分の設計一次エネルギー消費量を合計して比較する場合、それぞれの部分で設計一次エネルギー消費量がそれぞれ省エネ基準値以下であることが前提となる。

（ハ）

- ・ 各住戸（各住戸の平均）における外皮性能について、

$$U_A \text{ 値設計値} \leq U_A \text{ 値基準値} \text{ かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{ 値設計値} \leq \eta_{AC} \text{ 値基準値}$$

- ・ 非住宅部分の外皮性能について、

$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)}$$

基準適合判断Ⅲ（住宅・非住宅複数建築物の認定）では、一次エネルギー消費量について各住戸及び非住宅部分における設計値の合計（共用部分を評価対象に含める場合は当該部分の設計値も含む。）が、各住戸及び非住宅部分における基準値の合計（共用部分を評価対象に含める場合は当該部分の誘導基準値も含む。）以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となる必要がある。

上記住宅・非住宅複数建築物の認定においては、事務所棟と住宅棟など建築物単位で用途が分かれるケースもあれば、事務所棟と店舗＋共同住宅棟など、建築物単位で複合するケースなど様々な場合が想定される。基本的に建築物単位の誘導基準適合の確認は、これまでの建築物単体での性能向上計画認定と同様となるが、複数建築物の認定と対象となり得る自他供給型熱源機器等かの判断に際しては、注意する必要がある。

規則第 24 条の 2 第 1 項では、対象とする「自他供給型熱源機器等」を熱源機器、発電機もしくは太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器と定めているが、当該定義に該当する自他供給型熱源機器等から熱供給を受けていても、自他供給型熱源機器等以外の熱源機（以下「その他熱源機器」という。）が他の建築物に設置されている場合、その他熱源機が規則第 24 条の 2 第 2 項で定める「エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等（下記①または②に該当する熱源機器等。）」であることを確認することが必要となる。

- ① 熱源機器等のうち、一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
- ② 熱源機器等のうち、申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

特に上記②については、様々なケースが想定されるが、建築物に設置された熱源機器等の能力の集計及び比較等により確認を行うことが必要になると考えられる。基本的な考え方のイメージは図 7-2-3 のとおりである。

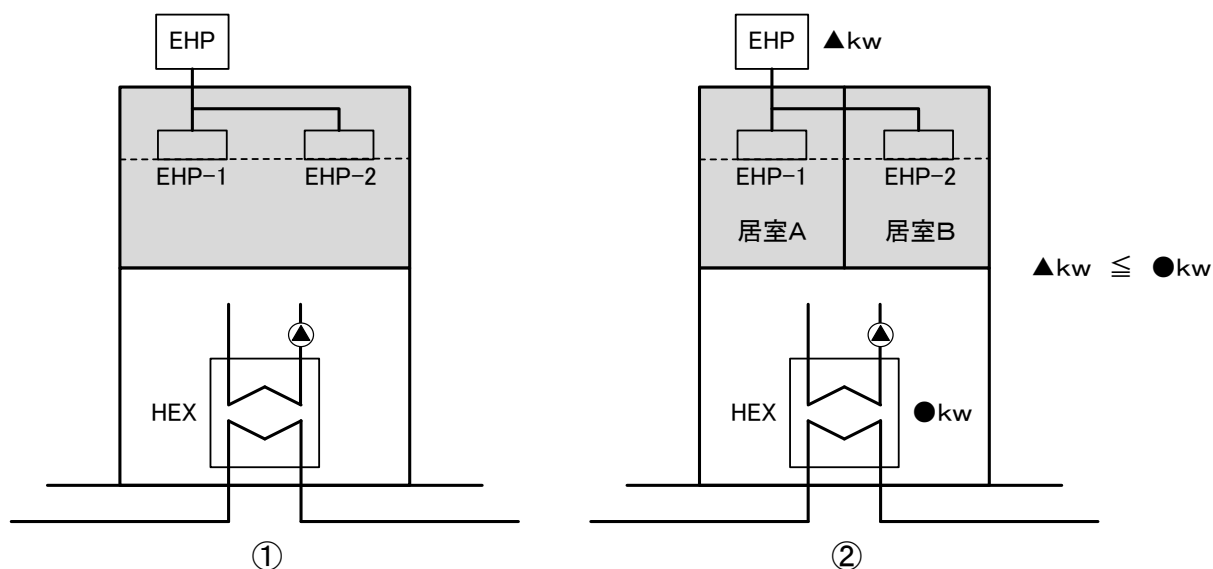


図 7-2-3 エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない熱源機器等の例

上記の他、認定対象となる複数建築物の中に、新築と既存建築物が混合する場合なども想定される。その際は単体建築物の性能向上計画認定と同様に、2016 年 4 月の時点で現に存する建築物と施行後に新築された建築物で適用基準が異なることとなる。

また、複数建築物認定においては、様々な用途や使用設備機器等が混在することが想定されるため、具体の申請等の際は、事前に建設地の所管行政庁に相談を行うことが望ましい。

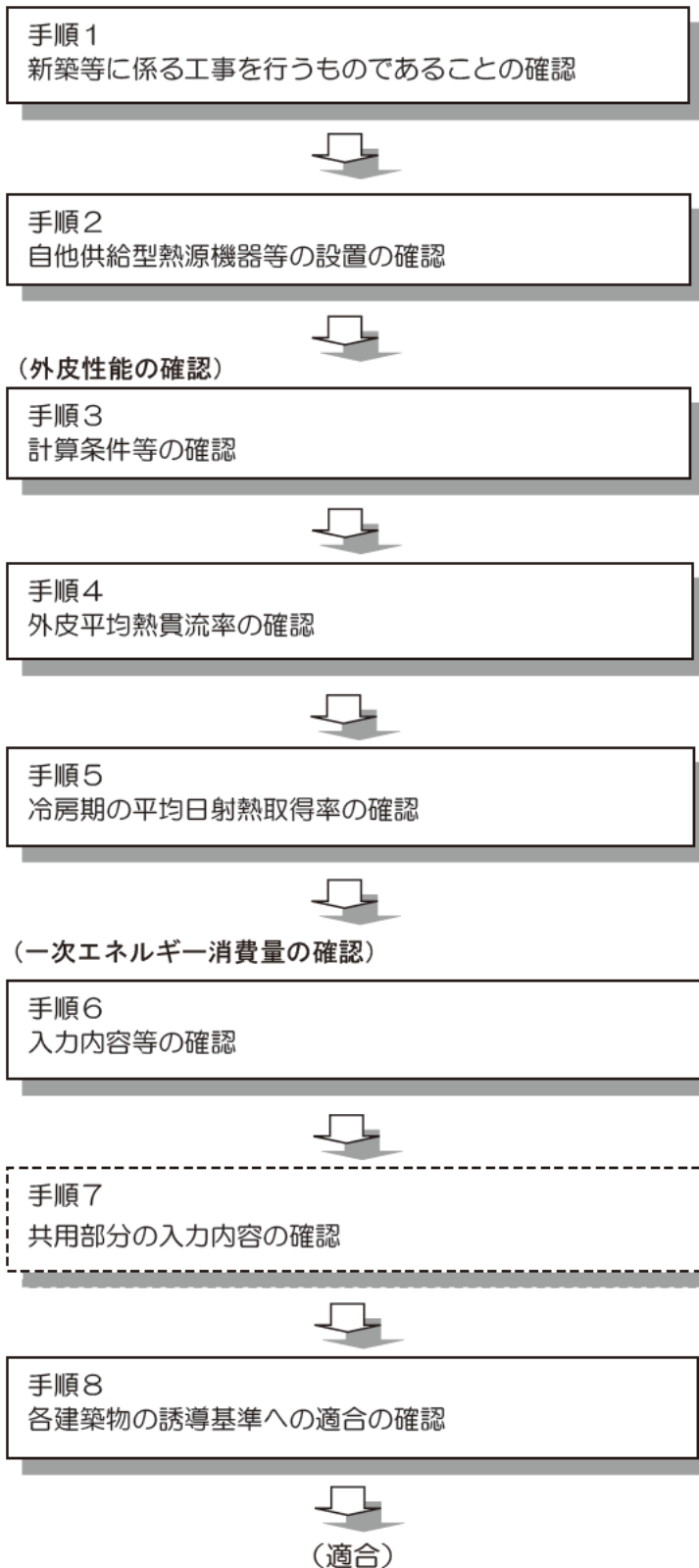
4) 審査手順の解説（複数建築物）

図 7-2-2 に示す基準適合判断Ⅰから基準適合判断Ⅲに示す各ルートについて、以下の手順により審査を行う。なお、登録省エネ判定機関等の交付する技術的審査適合証を用いた場合、当該適合証を活用し審査を行うことも考えられる。

【基準適合判断 I】住宅部分のみに関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 自他供給型熱源機器等の設置の確認	総括
手順3 計算条件等の確認	共通
手順4 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順5 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順6 入力内容等の確認	総括 住宅(住戸)
手順7 共用部分の入力内容の確認	住宅(共用)
手順8 各建築物の誘導基準への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（住宅用途のみ）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p> <p>申請建築物（自他供給型熱源機器等が設置された建築物。以下複数建築物認定に係る手順において同じ。）が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p>	チェックシート 総括表
<p>〔手順2〕：自他供給型熱源機器等の設置の確認</p> <p>申請建築物に設置された自他供給型熱源機器等について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 複数建築物認定に含まれる他の建築物の空気調和設備機器等において、自他供給型熱源機器等から供給された熱等を使用している。② 他の建築物に熱源機器等を設置している場合、当該熱源機器等は一の居室のみに係る空気調和設備等に供している、もしくは、自他供給型熱源機器等から供給される熱等（の能力）を上回っていないこと。	チェックシート 共通条件
<p>－外皮性能の確認－</p>	
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、標準計算法を用いていることを確認の上、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、申請された各住戸の内容と適合していることを確認する。</p>	チェックシート 共通条件
<p>〔手順3〕：外皮平均熱貫流率の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 各住戸あるいは住棟ごとの全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、それぞれの地域の区分等に応じた基準値以下であることを確認する。② 各住戸あるいは住棟ごとの全住戸の平均の外皮平均熱貫流率U_Aが、適切に計算されていることを確認する。<ul style="list-style-type: none">・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、8地域においてU_Aの基準値は設けられていない。</p>	チェックシート 住宅(住戸)
<p>〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、以下の事項を確認す</p>	チェックシート 住宅(住戸)

る。

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
 - ② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、適切に計算されていることを確認する。
 - ・ 部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・ 部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
- ※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5〕：入力内容等の確認

申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表
チェックシート 住宅(住戸)

〔手順6〕：共用部分の入力内容の確認

申請建築物及び他の建築物のそれぞれについて、住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラム(標準入力法)に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住宅(共用)

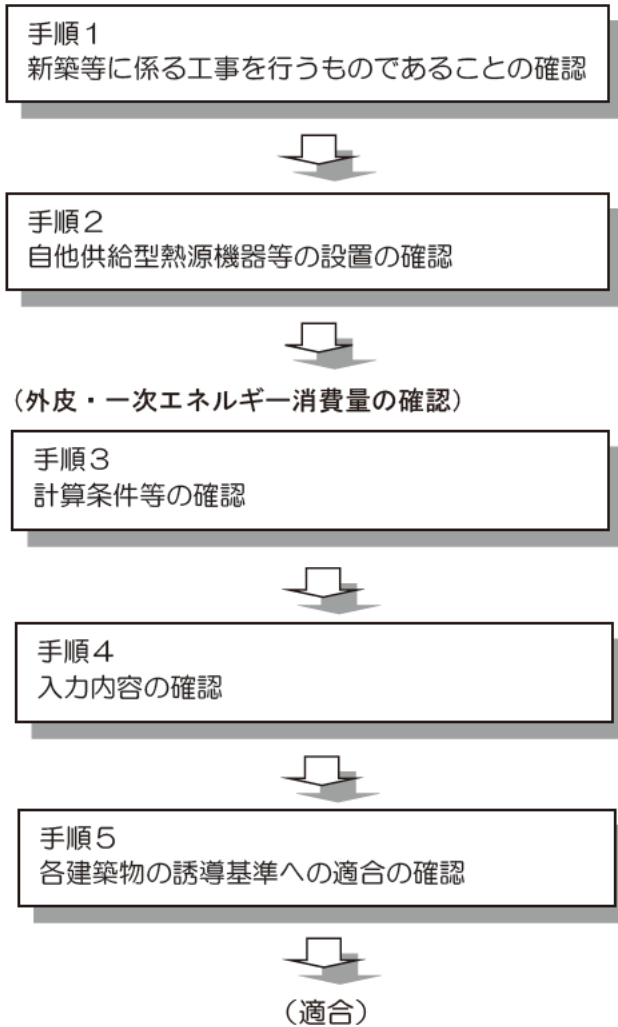
〔手順7〕：各建築物の誘導基準への適合の確認

申請建築物及び他の建築物のそれぞれについて、各住戸の住宅用途判定プログラムの出力結果により、各住戸の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認(住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、非住宅用途判定プログラムの出力結果による設計値及び誘導基準値をそれぞれに加算する。)する。

チェックシート 総括表

【基準適合判断Ⅱ】非住宅用途のみに関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

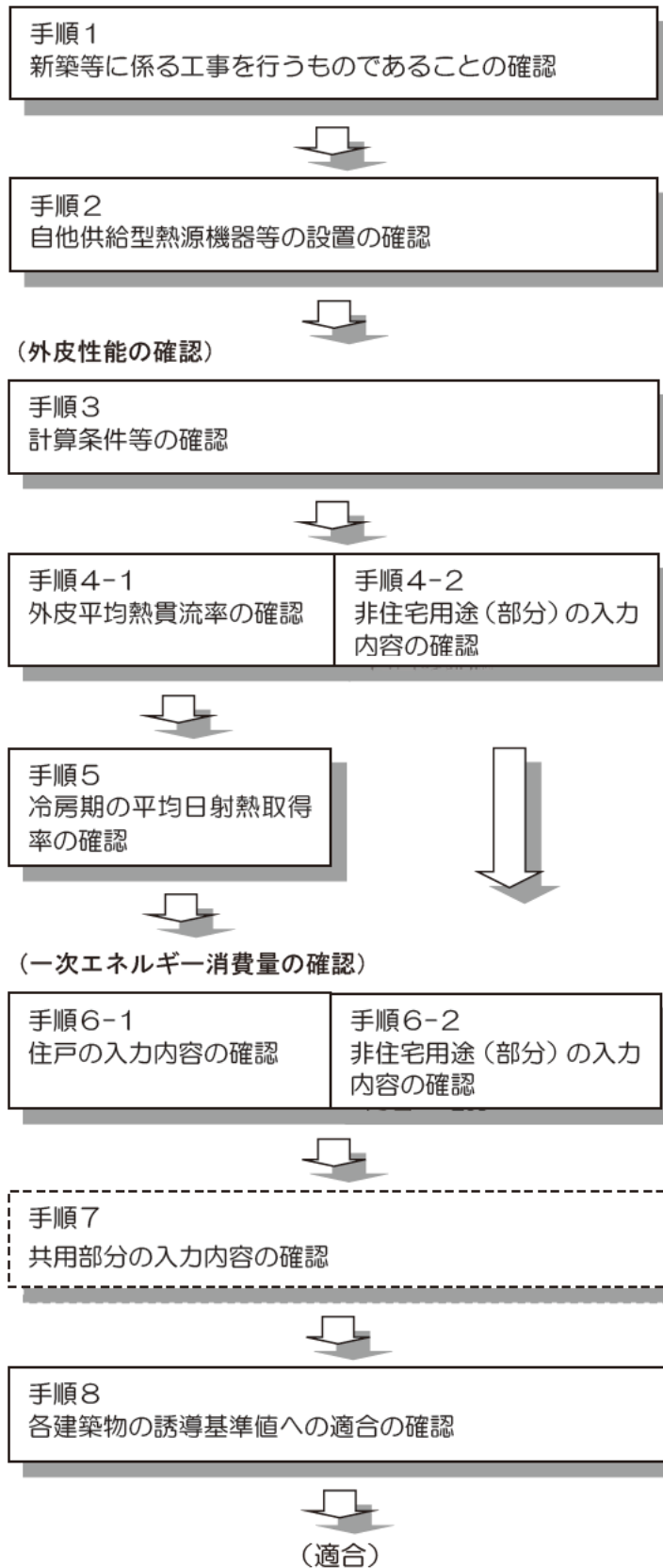
手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 自他供給型熱源機器等の設置の確認	総括
手順3 計算条件等の確認	共通
手順4 入力内容の確認	総括 非住宅
手順5 各建築物の誘導基準への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（非住宅用途のみ）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p> <p>申請建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：自他供給型熱源機器等の設置の確認</p> <p>申請建築物に設置された自他供給型熱源機器等について、以下の事項を確認する。</p> <p>① 複数建築物認定に含まれる他の建築物の空気調和設備機器等において、自他供給型熱源機器等から供給された熱等を使用している。</p> <p>② 他の建築物に熱源機器等を設置している場合、当該熱源機器等は一の居室のみに係る空気調和設備等に供している、もしくは、自他供給型熱源機器等から供給される熱等（の能力）を上回っていないこと。</p> <p>－一次エネルギー消費量の確認－</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物のそれぞれについて、建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された各建築物の内容と整合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順3〕：入力内容の確認</p> <p>① 複数建築物の計算（標準入力法を想定）を行っていることを確認した上、以下の事項を確認する。</p> <p>イ 申請建築物について、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>ロ 他の建築物について、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>② 申請建築物及び他の建築物のそれぞれについて、当該建築物で使用している設備機器等を確認し、標準入力法に入力した設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 非住宅</p>
<p>〔手順4〕：各建築物の誘導基準への適合の確認</p> <p>① 各建築物の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認する。</p> <p>② 各建築物が外皮基準（PAL*）に適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 非住宅</p>

【基準適合判断Ⅲ】 住宅非住宅複数建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 新築等に係る工事を行うものであることの確認	総括
手順2 自他供給型熱源機器等の設置の確認	総括
手順3 計算条件等の確認	共通
手順4-1 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順4-2 非住宅用途(部分)の入力内容等の確認	非住戸
手順5 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順6-1 住戸の入力内容の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-2 非住宅用途(部分)の入力内容の確認	総括 非住宅
手順7 共用部分の入力内容等の確認	共用部
手順8 建築物の誘導基準値への適合の確認	総括

2) 各手順の解説（住宅非住宅複数建築物）

<p>〔手順1〕：新築等に係る工事を行うものであることの確認</p> <p>申請建築物が、新築、増築、改築もしくは修繕等に係る工事を実施するものであることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：自他供給型熱源機器等の設置の確認</p> <p>申請建築物に設置された自他供給型熱源機器等について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 複数建築物認定に含まれる他の建築物の空気調和設備機器等において、自他供給型熱源機器等から供給された熱等を使用している。 ② 他の建築物に熱源機器等を設置している場合、当該熱源機器等は一の居室のみに係る空気調和設備等に供している、もしくは、自他供給型熱源機器等から供給される熱等（の能力）を上回っていないこと。 	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>－外皮性能の確認－</p>	
<p>〔手順3〕：計算条件等の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物のそれぞれについて、基本情報等より計算諸条件を確認すると共に、住宅用途の住戸部分については、標準計算法を用いていることや、住戸位置等が申請された各住戸の内容と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順4-1〕：外皮平均熱貫流率の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、以下の事項を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各住戸あるいは住棟ごとの全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、それぞれの地域の区分等に応じた基準値以下であることを確認する。 ② 各住戸あるいは住棟ごとの全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、適切に計算されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・ 部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順4-2〕：非住宅用途（部分）の入力内容の確認</p> <p>申請建築物及び他の建築物の非住宅部分について、複数建築物の計算</p>	<p>チェックシート 非住宅</p>

(標準入力法を想定)を行っていることを確認した上、各建築物の外皮性能(PAL*)に係る入力情報が、申請された内容と適合していることを確認する。

〔手順5〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

申請建築物及び他の建築物の住戸部分について、以下の事項を確認する。

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、適切に計算されていることを確認する。
 - ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

－一次エネルギー消費量の確認－

〔手順6-1〕：住戸の入力内容の確認

住宅用途の各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順6-2〕：非住宅用途(部分)の入力内容の確認

非住宅用途(部分)の建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認するとともに、以下の事項の確認を行う。

- ① 複数建築物の計算(標準入力法を想定)を行っていることを確認した上、各建築物の計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅用途(部分)で使用している設備機器等を確認し、①で計算した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 非住宅

〔手順7〕：共用部分の入力内容の確認

住宅用途の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。

チェックシート 共用部

- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順8〕：建築物の誘導基準値への適合の確認

住戸部分及び非住宅部分に用いる計算法に応じ、以下のとおり確認を行う。

チェックシート 総括表

- ① 住宅用途の住戸部分（住宅共用部分を評価対象に含める場合は当該部分も含む。以下同じ。）及び非住宅用途（部分）のそれぞれが、通常の省エネ基準に適合していることを確認する。
- ② 住宅用途の住戸部分及び非住宅用途（部分）の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、誘導基準値の合計以下となっていることを確認する。
- ③ 非住宅用途判定プログラムの出力結果により、各建築物の非住宅部分の外皮性能が誘導基準に適合していることを確認する。

(2) 認定表示に係る審査の手順

認定表示は、既存建築物を対象として、省エネ基準に適合していることの審査を行う。以下では、認定表示の申請用途に応じた基準の適用の考え方を整理している。

なお、民間審査機関が認定表示に係る技術的審査を行う場合においては、事前に、申請者に対し当該建設地の所管行政庁が民間審査機関による技術的審査適合証を受け付けていることを確認する必要がある。

1) 基本的な審査手順

申請対象建築物の用途別に、基準適用の考え方を整理すると、図 7-2-4 のとおりとなる。申請対象建築物の新築の時期に応じた適合基準の水準の考え方については、第 4 章 2(1)表 4-2-1 を参照して頂きたい。

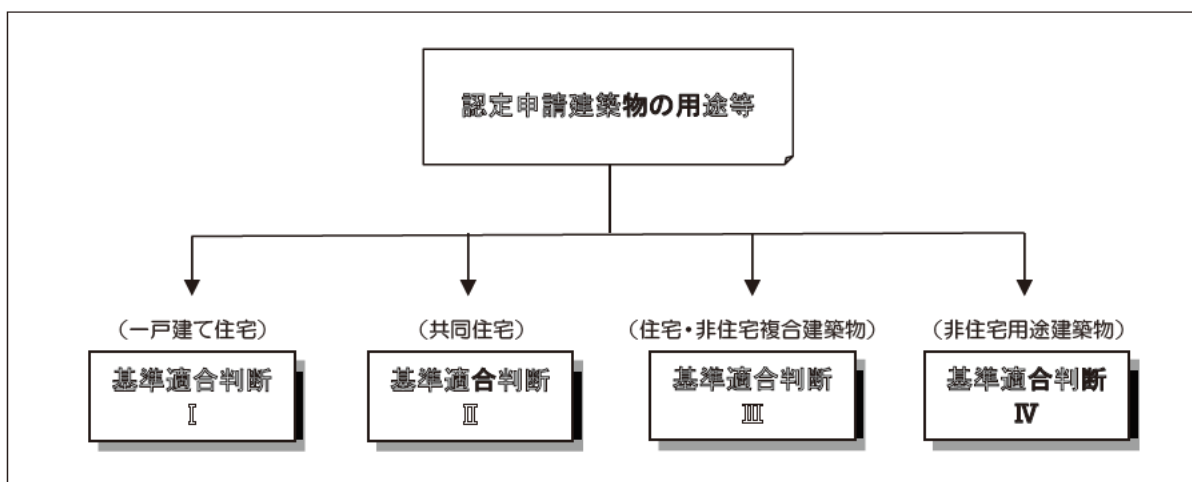


図 7-2-4 認定表示における申請の用途に応じた適用基準

認定表示における基準の性能レベルは、省エネ基準と同一となっている。よって、適合義務や届出、あるいは説明義務で用いることが可能な計算方法等については、本制度においても全て用いることが可能となっている。

なお、認定表示は性能向上計画認定と異なり、部分による認定申請は行えないため、建築物単位での申請が必要となる。

外皮基準に関しては、性能向上計画認定と同様に、2016年4月時点で現に存する建築物については、住宅及び非住宅の用途を問わず適用されない。

【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建て住宅

- 適合判断
- ・認定対象一戸建て住宅について(イ) から (ハ) のいずれかに適合すること。
(イ)
 - ・外皮性能について、
 U_A 値設計値 \leq U_A 値基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 \leq η_{AC} 値基準値
 - ・一次エネルギー消費量について、
住戸設計値 \leq 住戸基準値
 - (ロ)
 - ・外皮性能及び一次エネルギー消費量について、
住宅(外皮及び設備)仕様基準に適合
 - (ハ)
 - ・外皮性能及び一次エネルギー消費量について、
モデル住宅法(簡易計算シート)への適合確認

まず、基準適合判断Ⅰ(一戸建ての住宅)では、外皮性能の設計値が基準値以下であること及び住戸における一次エネルギー消費量の設計値が基準値以下であること、告示で定める住宅仕様基準に適合していること、もしくは今回新たに設けられたモデル住宅法(簡易計算シート)により省エネ基準に適合していることの確認が必要となる。

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅

- 適合判断
- ・認定対象共同住宅について(イ) から (ハ) のいずれかに適合すること。
(イ)
 - ・各住戸(又は全住戸の平均)における外皮性能について
 U_A 値設計値 \leq U_A 値基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 \leq η_{AC} 値基準値
 - ・共同住宅全体における一次エネルギー消費量について、
 Σ (各住戸設計値)の合計 \leq Σ (各住戸基準値)の合計
+ \leq +
(Σ (共用部設計値)の合計) \leq (Σ (共用部基準値)の合計) ※
 - (ロ)
 - ・外皮性能について、
外皮仕様基準に適合
 - ・一次エネルギー消費量について、
各住戸の設備毎の仕様基準への適合
 - (ハ)
 - ・外皮性能について、
フロア入力法により省エネ基準への適合確認(住戸数1を除く。)
 - ・共同住宅全体における一次エネルギー消費量について、
 Σ (各住戸設計値)の合計 \leq Σ (各住戸基準値)の合計
+ \leq +
(Σ (共用部設計値)の合計) \leq (Σ (共用部基準値)の合計) ※

※ 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を申請の対象とする場合に限る。

次に、基準適合判断Ⅱ（共同住宅）では、各住戸の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各住戸の基準値の合計以下であることと、住戸（各住戸の平均）の外皮性能の設計値が基準値以下となることの確認が必要となる。また、住宅仕様基準への適合による確認ルートもあるほか、今回新たに設けられたフロア入力法により省エネ基準への適合を確認することも可能（住戸数が1の場合を除く。）となっている。

【基準適合判断Ⅲ】

○住宅・非住宅複合建築物

適合判断 ・認定対象建築物において（イ）かつ（ロ）又は（イ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・各住戸（全住戸の平均）における外皮性能について

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \quad \text{かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$

又は

各住戸の外皮の仕様基準への適合

又は

フロア入力法により省エネ基準への適合確認（住戸数1を除く。）

（ロ）

・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計}$$

+

$$+ \Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計} \quad *$$

+

$$\Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計} \quad *$$

（ハ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{の合計}$$

又は

$$BEI_m \leq 1.0$$

又は

$$BEI_s \leq 1.0$$

（高い開放性を有する部分を除く非住宅用途の床面積が300m²未満の場合に限る）

・住宅部分の一次エネルギー消費量について

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計}$$

+

$$\leq \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計}$$

+

$$\Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計}$$

又は

各住戸の設備の仕様基準への適合

※ 上記のうち共用部に係る括弧書き部分は、住宅共用部を届出の対象とする場合に限る。

基準適合判断Ⅲ（住宅部分を含む複合建築物）では、各住戸及び非住宅部分における一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各住戸及び非住宅部分の基準値の合計以下であることと、各住戸の外皮性能の設計値が基準値以下となることの確認が必要となる。なお、住宅部分については仕様基準やフロア入力法の活用も可能であるとともに、住宅共用部を含む場合の考え方は、基準適合判断Ⅱと同様である。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅建築物

適合判断 ・届出対象建築物における一次エネルギー消費量について

〔標準入力法〕 Σ （各非住宅用途の設計値）の合計 \leq Σ （各非住宅用途の基準値）の合計

又は

〔モデル建物法〕 $BEI_m \leq 1.0$

又は

$BEI_s \leq 1.0$

（高い開放性を有する部分を除く非住宅用途の床面積が 300m²未満の場合に限る）

基準適合判断Ⅳ（非住宅建築物）では、各非住宅用途における一次エネルギー消費量の設計値の合計が、各非住宅用途における基準一次エネルギー消費量の合計以下であることの確認が必要となる。高い開放性を有する部分を除く非住宅用途の床面積が 300m²未満の場合、小規模版モデル建物法を活用することも可能である。

なお、上記基準適合判断ⅠからⅣにおいて、2016年4月時点で現に存する建築物については、第4章2(2)表4-2-1に記載するとおり、適合基準の水準が異なることとなるため注意する必要がある。

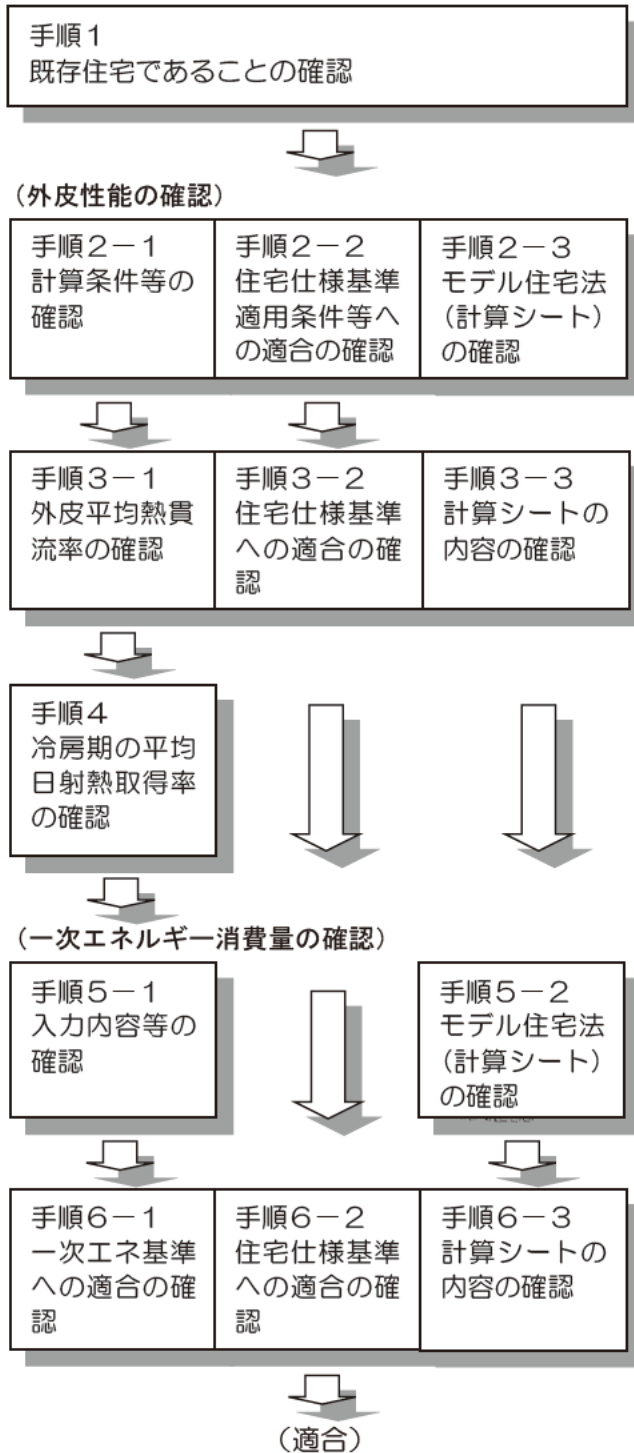
2) 審査手順の解説

図 7-2-4 に示す基準適合判断 I から基準適合判断IVに示す各ルートについて、以下の手順により審査を行う。

【基準適合判断 I】一戸建て住宅に関する審査の手順

1) 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 既存住宅であること の確認	総括
手順2-1 計算条件等の確認	共通
手順2-2 住宅仕様基準適用 条件等への適合の 確認	住宅(住戸)
手順2-3 モデル住宅法(計 算シート)の確認	住宅(住戸)
手順3-1 外皮平均熱貫流率 の確認	住宅(住戸)
手順3-2 住宅仕様基準への 適合の確認	住宅(住戸)
手順3-3 計算シートの内容 の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射 熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5-1 入力内容等の確認	総括 住宅(住戸)
手順5-2 モデル住宅法(計 算シート)の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-1 一次エネ基準への 適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-2 住宅仕様基準への 適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6-3 計算シートの内容 の確認	総括 住宅(住戸)

2) 各手順の解説（一戸建ての住宅）

〔手順1〕：既存住宅であることの確認	
申請対象建築物が、既存の建築物であることと併せ、2016年4月時点で現に存する住宅であることの確認を行う。	チェックシート 総括表
－外皮性能の確認－	
〔手順2-1〕：計算条件等の確認	
性能基準（ U_A 値、 η_{AC} 値。以下同じ。）を用いる場合にあっては、計算法の種別（標準計算法・簡易計算法）や、建設地の地域の区分等の計算諸条件が、申請された住戸の内容と適合していることを確認する。	チェックシート 共通条件
〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認	
仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分が適切であることを確認する。	チェックシート 住宅(住戸)
〔手順2-3〕：モデル住宅法(計算シート)の確認	
モデル住宅法（計算シート）を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、適切な計算シートを用いていることを確認する。	チェックシート 住宅(住戸)
〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認	
性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。 ① 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。 ② 当該住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。 ・部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する（各計算法共通）。 標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 ※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。	チェックシート 住宅(住戸)
〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認	
住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分に対し、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様が適合していることを確認する。	チェックシート 住宅(住戸)

<p>〔手順3-3〕：計算シートの内容の確認</p> <p>計算シート（外皮）を用いる場合にあっては、各部位の仕様等に応じた適切な熱貫流率を用いた計算を行い、基準値に適合していることを確認する。</p>	チェックシート 住宅(住戸)
<p>〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。</p> <p>① 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する（モデル住宅法にあっては開口部のみ）。 ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 <p>※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。</p>	チェックシート 住宅(住戸)
<p>—一次エネルギー消費量の確認—</p>	
<p>〔手順5-1〕：入力内容等の確認</p> <p>住宅用途判定プログラムを用い、計算された外皮性能等が正しく入力されていることを確認する。また、当該住戸の基本情報及び使用している設備機器等を図面等により確認し、住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-2〕：計算シートの内容の確認</p> <p>計算シート（一次エネルギー消費量）を用いる場合にあっては、使用している設備機器等の種別を確認するとともに、適切な計算シートを用いていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順6-1〕：一次エネ基準への適合の確認</p> <p>住宅用途判定プログラムの出力結果により、住戸の一次エネルギー消費量の設計値が、当該住戸の基準値以下となっていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順6-2〕：住宅仕様基準への適合の確認</p> <p>住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める運転方式</p>	チェックシート 総括表

や機器性能に応じた設備機器等の仕様（性能）が、住宅で用いる設備機器等の仕様（性能）と適合していることを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順6-3〕：計算シートの内容の確認

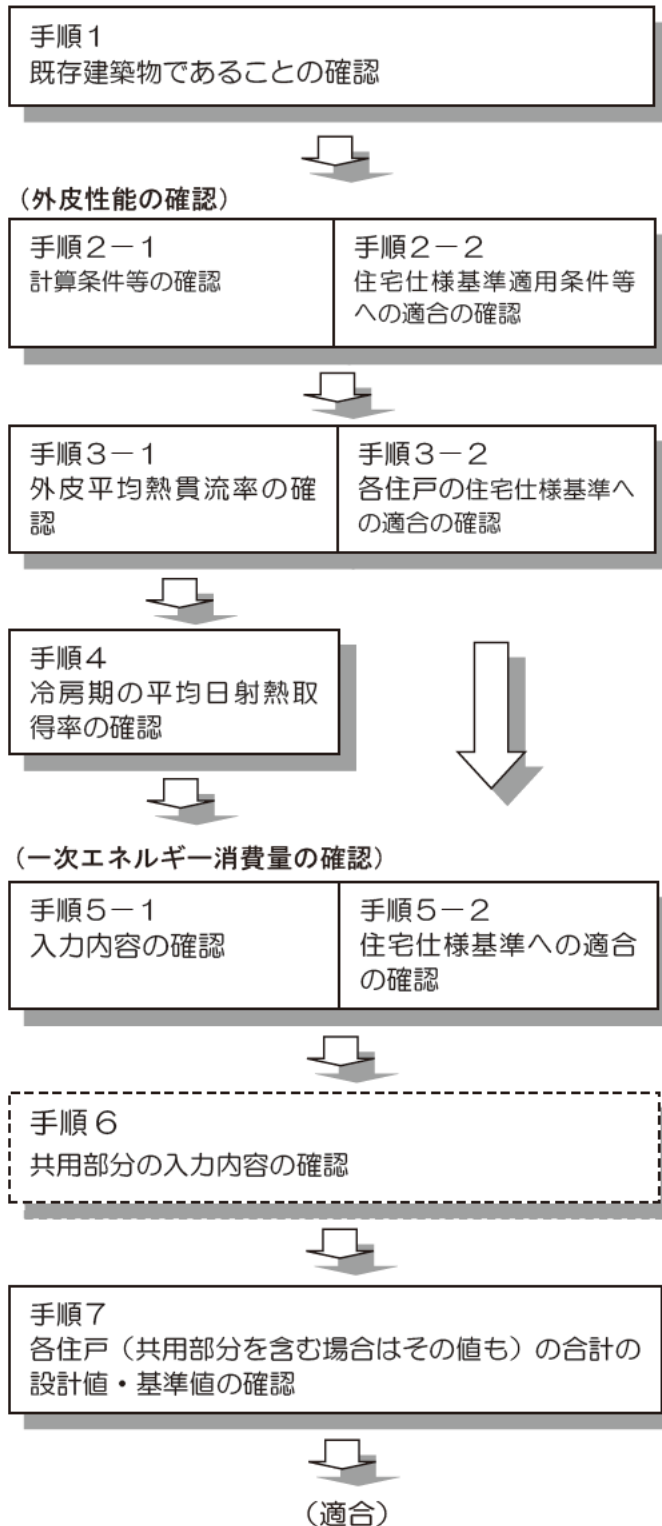
計算シート（一次エネルギー消費量）を用いる場合にあっては、使用している設備機器等の種別を確認するとともに、種別に応じた計算を行い、基準値に適合していることを確認する。

チェックシート 総括表

チェックシート 住宅(住戸)

【基準適合判断Ⅱ】共同住宅に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 届出の対象であることの確認	総括
手順2-1 計算条件等の確認	共通条件
手順2-2 住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認	住宅(住戸)
手順3-1 外皮平均熱貫流率の確認	住宅(住戸)
手順3-2 各住戸の住宅仕様基準への適合の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住宅(住戸)
手順5-1 入力内容の確認	総括 住宅(住戸)
手順5-2 住宅仕様基準への適合の確認	総括 住宅(住戸)
手順6 共用部分の入力内容の確認	住宅(共用)
手順7 各住戸の合計の設計値・基準値の確認	総括 住宅(住戸)

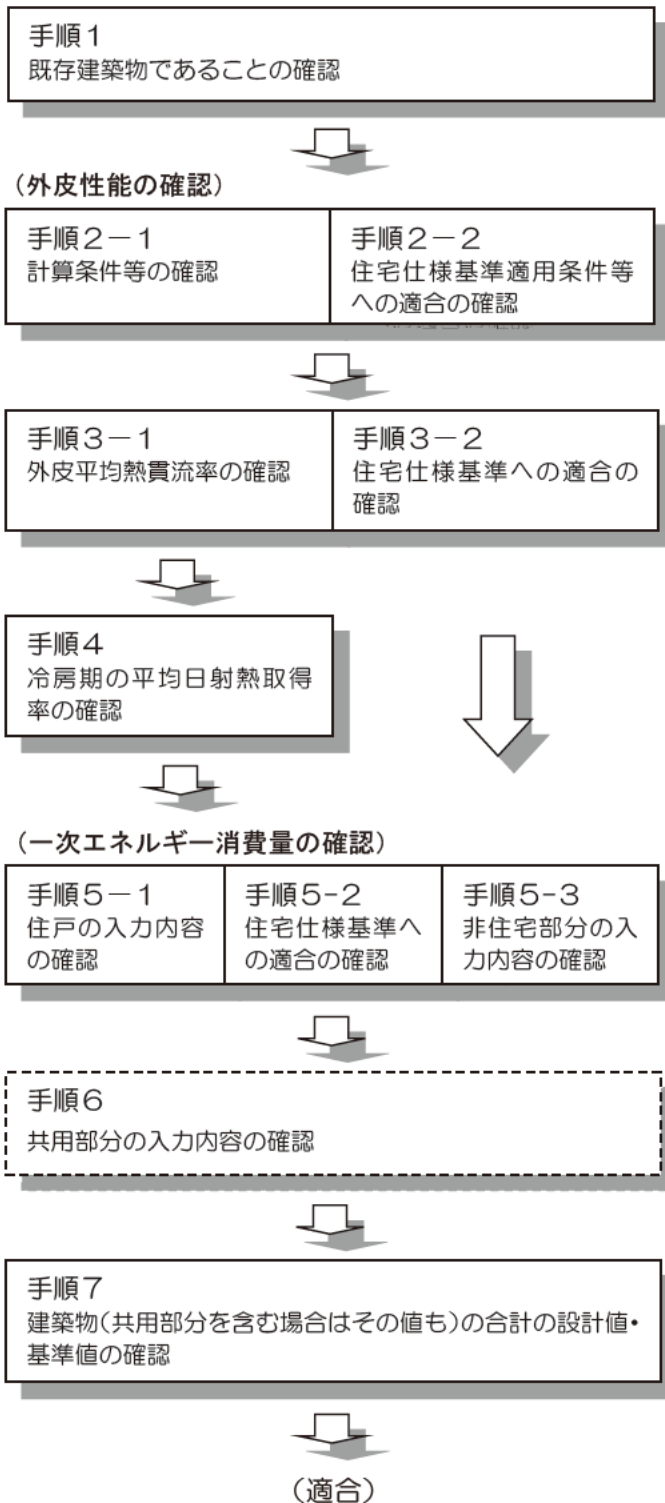
2) 各手順の解説（共同住宅）

〔手順1〕：既存建築物であることの確認	
申請対象建築物が、既存の建築物であることと併せ、2016年4月時点で現に存する建築物であることの確認を行う。	チェックシート 総括表
-外皮性能の確認-	
〔手順2-1〕：計算条件等の確認	
性能基準を用いる場合にあっては、計算法の種別（標準計算法・フロア入力法）や、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、申請された共同住宅の内容と適合していることを確認する。	チェックシート 共通条件
〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認	
住宅仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住宅の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分、鉄筋コンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切であることを確認する（8地域を除く。）。	チェックシート 住宅(住戸)
〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認	
性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。 ① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。 ② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。 ・ 部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・ 標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 ・ フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する。 ※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。	チェックシート 住宅(住戸)
〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認	
住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分において、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様（性能）が適合していることを確認する。	チェックシート 住宅(住戸)

<p>〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。</p> <p>① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する。 <p>※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。</p> <p>—一次エネルギー消費量の確認—</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-1〕：入力内容の確認</p> <p>住戸部分に住宅用途判定プログラムを用いる場合にあっては、各住戸の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した各住戸の設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表 チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-2〕：住宅仕様基準への適合の確認</p> <p>住戸部分に住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める運転方式や機器性能に応じた設備機器等の仕様（性能）が、各住戸で用いる設備機器等の仕様（性能）と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表 チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順6〕：共用部分の入力内容の確認</p> <p>住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。</p> <p>① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。</p> <p>② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 住宅(共用)</p>
<p>〔手順7〕：各住戸の合計の設計値・基準値の確認</p> <p>各住戸の住宅用途判定プログラムの出力結果により、各住戸の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認（住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、非住宅用途判定プログラムの出力結果による設計値及び基準値をそれぞれに加算する。）する。</p>	<p>チェックシート 総括表 チェックシート 住宅(住戸)</p>

【基準適合判断Ⅲ】 住宅・非住宅複合建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 既存建築物であること の確認	総括
手順2-1 計算条件等の確認	共通
手順2-2 住宅仕様基準の適用 条件等への適合の確 認	住宅(住戸)
手順3-1 外皮平均熱貫流率の 確認	住宅(住戸)
手順3-2 住宅仕様基準への適 合の確認	住宅(住戸)
手順4 冷房期の平均日射熱 取得率の確認	住宅(住戸)
手順5-1 住戸の入力内容の確 認	総括 住宅(住戸)
手順5-2 住宅仕様基準への適 合の確認	総括 住宅(住戸)
手順5-3 非住宅部分の入力内 容の確認	総括 非住宅
手順6 共用部分の入力内容 の確認	住宅(共用)
手順7-1 建築物の合計の設計 値・基準値の確認	総括

2) 各手順の解説（住宅・非住宅複合建築物）

〔手順1〕：既存建築物であることの確認

申請対象建築物が、既存の建築物であることと併せ、2016年4月時点で現に存する建築物であるかどうかの確認を行う。

チェックシート 総括表

－外皮性能の確認（住戸部分のみ）－

〔手順2-1〕：計算条件等の確認

性能基準を用いる場合にあっては、計算法の種別（標準計算法・フロア入力法）や、建設地の地域の区分や住戸位置等の計算諸条件が、申請された共同住宅の内容と適合していることを確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順2-2〕：住宅仕様基準の適用条件等への適合の確認

住宅仕様基準を用いる場合にあっては、建設地の地域の区分、住戸の構造種別、断熱工法等を確認するとともに、開口部比率（外皮等面積に占める開口部面積の割合）の区分、鉄筋コンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切であることを確認する（8地域を除く。）。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順3-1〕：外皮平均熱貫流率の確認

性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。

- ① 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、それぞれの地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。
- ② 各住戸あるいは全住戸の平均の外皮平均熱貫流率 U_A が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。
 - ・ 部位の熱貫流率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。
 - ・ 標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。
 - ・ フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する。

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

チェックシート 住宅(住戸)

〔手順3-2〕：住宅仕様基準への適合の確認

住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める断熱構造とする部分において、住宅仕様基準で定める躯体及び開口部の断熱性能等の仕様（性能）が適合していることを確認する。

チェックシート 住宅(住戸)

<p>〔手順4〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認</p> <p>性能基準を用いる場合にあっては、以下の事項を確認する。</p> <p>① 各住戸あるいは全住戸の平均の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が、地域の区分に応じた基準値以下であることを確認する。</p> <p>② 各住戸あるいは全住戸の平均の平均日射熱取得率 η_{AC} が、各計算法に応じて適切に行われていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部位の日射熱取得率が正しく計算又は仕様表等から選択されていることを確認する。 ・標準計算法にあっては、部位の面積などが正しく計算されていることを確認する。 ・フロア入力法にあっては、計算に用いる部位等の性能や、外周長等の値が適切であることを確認する。 <p>※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。</p> <p>—一次エネルギー消費量の確認—</p>	<p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認</p> <p>住戸部分に住宅用途判定プログラムを用いる場合にあっては、住戸部分の基本情報及び使用している設備機器等を確認し、住宅用途判定プログラムに入力した住戸部分の設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-2〕：住宅仕様基準への適合の確認</p> <p>住戸部分に住宅仕様基準を用いる場合にあっては、住宅仕様基準で定める運転方式や機器性能に応じた設備機器等の仕様(性能)が、住戸部分で用いる設備機器等の仕様(性能)と適合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 住宅(住戸)</p>
<p>〔手順5-3〕：非住宅の入力内容等の確認</p> <p>建設地の地域区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認するとともに、以下の事項の確認を行う。</p> <p>① 標準入力法又はモデル建物法による計算であるのかを確認し、それぞれの計算方法に応じ以下の事項を確認する。</p> <p>イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>ロ モデル建物法(一次エネルギー消費量)による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。</p>	<p>チェックシート 非住宅</p>

- ハ 小規模版モデル建物法による場合は、非住宅用途部分の高い開放性を除いた床面積が 300m² 未満であることを確認の上、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。
- ② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順6〕：住宅共用部分の入力内容の確認

共同住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、以下の事項の確認を行う。

チェックシート 共用部

- ① 計算対象となる共用部分の範囲を確認する。
- ② 共用部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

〔手順7〕：建築物の合計の設計値・基準値の確認

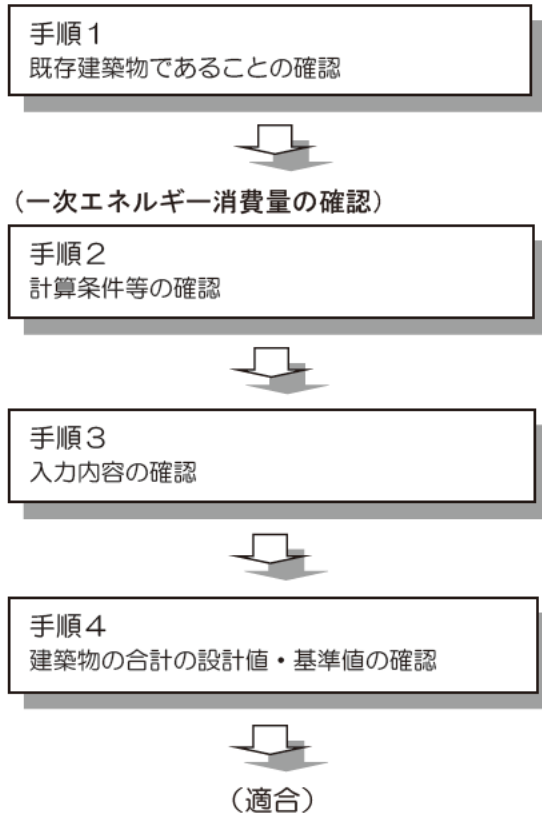
住戸部分及び非住宅部分に用いる基準に応じ、以下のとおり確認を行う。

チェックシート 総括表

- ① 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分（住宅共用部分を含める場合は当該部分も含む。以下同じ。）に標準入力法を用いる場合、住戸部分及び非住宅部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認する。
- ② 住戸部分に住宅仕様基準を用い、非住宅部分（住宅共用部分を含める場合は当該部分も含む。以下同じ。）に標準入力法を用いる場合、非住宅部分の一次エネルギー消費量が、基準値以下となっていることを確認する。
- ③ 住戸部分に住宅用途判定プログラムを用い、非住宅部分にモデル建物法を用いる場合、住戸の一次エネルギー消費量（住宅共用部分を含める場合は、当該部分を標準入力法で計算した値を含む。）が、基準値（住宅共用部分を含める場合は、当該部分の基準値との合計）以下となっていることを確認する。併せて非住宅部分が、BEIm（又は BEIs） ≤ 1.0 であることを確認する。
- ④ 住戸部分に住宅仕様基準を用い、非住宅部分にモデル建物法を用いる場合、非住宅部分が、BEIm（又は BEIs） ≤ 1.0 であることを確認する（住宅の共用部分を評価対象に含めている場合、当該部分を標準入力法で計算した一次エネルギー消費量の設計値が、基準値以下となっていることを確認する。）。

【基準適合判断Ⅳ】非住宅建築物に関する審査の手順

1) 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 既存建築物である ことの確認	総括
手順2 計算条件等の確認	共通
手順3 入力内容の確認	総括 非住宅
手順4 建築物の合計の設 計値・基準値の確認	総括

2) 各手順の解説（非住宅建築物）

<p>〔手順1〕：既存建築物であることの確認</p> <p>申請対象建築物が、既存の建築物であることと併せ、2016年4月時点で現に存する建築物であるかどうかの確認を行う。</p> <p>—一次エネルギー消費量の確認—</p>	<p>チェックシート 総括表</p>
<p>〔手順2〕：計算条件等の確認</p> <p>建設地の地域の区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
<p>〔手順3〕：入力内容の確認</p> <p>建設地の地域区分、建築物の用途及びその用途ごとの範囲などの計算条件が、申請された建築物の内容と整合していることを確認するとともに、以下の事項の確認を行う。</p> <p>① 標準入力法又はモデル建物法による計算なのかを確認し、それぞれの計算方法に応じ以下の事項を確認する。</p> <p>イ 標準入力法による場合は、計算対象となる全ての室の内容がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>ロ モデル建物法（一次エネルギー消費量）による場合は、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>ハ 小規模版モデル建物法による場合は、非住宅用途部分の高い開放性を除いた床面積が300m²未満であることを確認の上、各用途に応じた適切なモデル建物用途を選択し、必要な事項がもれなく入力されていることを確認する。</p> <p>② 当該非住宅部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の非住宅用途判定プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p> <p>チェックシート 非住宅</p>
<p>〔手順4-1〕：適合の確認</p> <p>用いる計算法に応じ、以下の事項の確認を行う。</p> <p>① 標準入力法を用いる場合、各非住宅用途部分の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、基準値の合計以下となっていることを確認する。</p> <p>② モデル建物法を用いる場合、建築物全体のBEIm（又はBEIs）≤ 1.0であることを確認する。</p>	<p>チェックシート 総括表</p>

3. 基準毎のチェックシート

表 7-3-1 チェックシート一覧

1	総括 チェックシート/総括表	総括
2	共通条件	共通条件
3	住宅（住戸）チェックシート	住宅（住戸）
4	住宅（共用部）チェックシート	住宅（共用）
5	非住宅 チェックシート	非住宅

1 総括 チェックシート/総括表 (1/2) 総括

確認項目		適・否	適・否
共通条件	共通条件が適切であることの確認 →チェックシート 共通条件①	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
適合義務 (適合性判定)	(1) 適合義務対象であることの確認 →以下①のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	(2) 適用計算方法の確認 →チェックシート 共通条件②	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 一次エネルギー消費量基準への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
届出	(1) 届出対象であることの確認 →以下②のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	(2) 適用計算方法等の確認 →チェックシート 共通条件②	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 外皮基準（住戸部分のみ）への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(4) 一次エネルギー消費量基準への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
性能向上計画認定	(1) 性能向上計画認定の対象であることの確認 →以下③のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	(2) 適用計算方法の確認 →チェックシート 共通条件②	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 外皮基準への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(4) 一次エネルギー消費量誘導基準への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(5) その他の基準への適合の確認 →以下⑥のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
認定表示	(1) 認定表示の対象であることの確認 →以下④のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	(2) 適用計算方法の確認 →チェックシート 共通条件②	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(3) 外皮基準（住戸部分のみ）への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	(4) 一次エネルギー消費量基準への適合の確認 →以下⑤のチェックを行う	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

チェックの結果⇒ 適 否

※ 各制度の住宅共用部は、申請等の対象としている場合に限る。

①適合義務対象であることの確認

適用除外の該当	<input type="checkbox"/> 適用除外用途に該当 <input type="checkbox"/> 適用除外用途に非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
工事種別の確認	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
特定増改築への該当	・平成29年4月施行の際 <input type="checkbox"/> 現に存する建築物 <input type="checkbox"/> その他 ・特定増改築への該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
除外部分の有無	<input type="checkbox"/> 住宅用途部分 <input type="checkbox"/> 高い開放性を有する部分	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象規模の確認	・上記を除く床面積 <input type="checkbox"/> 300m ² 以上 <input type="checkbox"/> 300m ² 未満	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

①のチェックの結果⇒ 適 否

②届出対象であることの確認

適用除外の該当	<input type="checkbox"/> 適用除外用途に非該当 <input type="checkbox"/> 適用除外用途に該当	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
工事種別の確認	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
適合性判定対象	・適合性判定の要否 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
除外部分の有無	<input type="checkbox"/> 高い開放性を有する部分	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象規模の確認	・上記を除く床面積 <input type="checkbox"/> 300m ² 以上 <input type="checkbox"/> 300m ² 未満	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

②のチェックの結果⇒ 適 否

③性能向上計画認定の対象であることの確認

工事種別の確認	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 空調設備設置・改修	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
建築年	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存（平成28年4月以降） <input type="checkbox"/> 既存（平成28年4月時点で現存）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
複数建築物認定	<input type="checkbox"/> 複数建築物認定の対象となる自他供給型熱源機器等が設置されている	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

③のチェックの結果⇒ 適 否

④認定表示の対象であることの確認

建築物の種別	<input type="checkbox"/> 既存建築物	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
建築年	<input type="checkbox"/> 平成28年4月以降 <input type="checkbox"/> 平成28年4月時点で現存	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

④のチェックの結果⇒ 適 否

1 総括 チェックシート/総括表 (2/2) 総括

⑤省エネ（誘導）基準への適合の確認

外皮基準	(1) 住戸部分の基準への適合	⇒チェックシート 住宅(住戸)	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	(2) 非住宅部分の基準への適合（誘導基準のみ）	⇒チェックシート 非住宅	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
一次エネルギー	(1) 住戸部分の基準への適合	⇒チェックシート 住宅(住戸)	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	(2) 住宅共用部分の基準への適合	⇒チェックシート 住宅(住戸)	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	(3) 非住宅部分の基準への適合	⇒チェックシート 非住宅	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	(4) 各用途の合計による基準への適合		
	・各用途の基準一次エネルギー消費量の合計	全用途Σ基準値 = []	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
	・各用途の設計一次エネルギー消費量の合計	全用途Σ設計値 = []	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
⑤のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			

⑥その他の基準への適合の確認（性能向上計画認定のみ）

基本方針	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第1条に基づく基本方針とに照らして適切である	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
資金計画	<input type="checkbox"/> 建築物の新築等を確実に遂行するための資金計画が適切である	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
⑥のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

2 共通条件

①基本事項

項目	確認項目	適・否
建築物の名称		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
建築物の所在地		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 <input type="checkbox"/> CLT工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 住宅・非住宅複合	
階数 (計算対象部分)	・地上 () 階 地下 () 階	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
面積	・敷地面積 () m ² ・建築面積 () m ² ・延べ面積 () m ²	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
地域の区分 <input type="checkbox"/> 新地域区分 <input type="checkbox"/> 旧地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
年間日射地域区分 <input type="checkbox"/> 新日射区分 <input type="checkbox"/> 旧日射区分	<input type="checkbox"/> A1地域 <input type="checkbox"/> A2地域 <input type="checkbox"/> A3地域 <input type="checkbox"/> A4地域 <input type="checkbox"/> A5地域 ※太陽光発電等を用いる場合のみ選択	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

②適用計算方法等の確認

項目	確認項目	適・否	
適合義務 (適合性判定)	<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
届出	住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> モデル住宅法 <input type="checkbox"/> フロア入力法 <input type="checkbox"/> 当該住戸の外皮面積を用いない計算法 <input type="checkbox"/> 規則第13条の2第1項の評価結果
	非住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> 小規模モデル建物法 <input type="checkbox"/> 規則第13条の2第1項の評価結果
性能向上計画認定	住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 当該住戸の外皮面積を用いない計算法
	非住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 標準入力法 (複数建築物) <input type="checkbox"/> モデル建物法
認定表示	住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> モデル住宅法 <input type="checkbox"/> フロア入力法 <input type="checkbox"/> 当該住戸の外皮面積を用いない計算法
	非住宅用途		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> 小規模モデル建物法

3 住宅（住戸）チェックシート（1/2）

住宅 I

該当する住戸グループ：

(1)住戸部分の適合の確認

項目	確認項目	適・否
適用する計算方法等	<input type="checkbox"/> 標準計算法 →以下1) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 当該住戸の外皮面積を用いない計算法 →以下1) のチェックを行う <input type="checkbox"/> モデル住宅法 →以下2) のチェックを行う <input type="checkbox"/> フロア入力法 →以下3) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 住宅仕様基準 →以下4) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 適合性判定に準ずる書面（届出のみ） →以下5) のチェックを行う	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

1) 標準計算法又は当該住戸の外皮面積を用いない計算法

①外皮性能の確認

i 外皮平均熱貫流率	1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計 $U_A \leq$ 住戸用の基準 U_A <input type="checkbox"/> 住宅（全住戸の平均）の設計 $U_A \leq$ 住宅用の基準 U_A
	0.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認
ii 冷房期の平均日射熱取得率	1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計 $\eta_{AC} \leq$ 住戸用の基準 η_{AC} <input type="checkbox"/> 住宅（全住戸の平均）の設計 $\eta_{AC} \leq$ 住宅用の基準 η_{AC}
	0.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根等の対象部位の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根等の部位の日射熱取得率の確認
i 及び ii のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

②一次エネルギー消費性能の確認

1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計一次エネの合計 \leq 住戸の（誘導）基準一次エネの合計
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 居室構成、床面積等の入力の確認 <input type="checkbox"/> 外皮性能等の入力の確認 <input type="checkbox"/> 計算対象設備機器の種別、性能等の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
①及び②のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

2) モデル住宅法

i 計算シートの選択等の確認		<input type="checkbox"/> 戸建て住宅である <input type="checkbox"/> 地域の区分、構造種別、断熱工法等に応じた適切な計算シートの選択の確認 <input type="checkbox"/> 地域の区分、空調機の運転方式等に応じた適切な計算シートの選択の確認
ii 外皮計算シート	0.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計 $U_A \leq$ 住戸用の基準 U_A <input type="checkbox"/> 住戸の設計 $\eta_{AC} \leq$ 住戸用の基準 η_{AC}
	0.入力内容等の確認	<input type="checkbox"/> 壁、屋根、床等の部位の熱貫流率の計算の確認 <input type="checkbox"/> 仕様表等に定める値を用いている
iii 一次エネ計算シート	0.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計一次エネ \leq 住戸用の基準一次エネ
	0.入力内容等の確認	<input type="checkbox"/> U_A 値等の外皮性能の入力の確認 <input type="checkbox"/> 使用している設備機器等の種別に応じた適切な選択の確認
i、ii 及び iii のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

3) フロア入力法

①外皮性能の確認

1.計算法の適用条件の確認	<input type="checkbox"/> 住戸数が2以上の共同住宅である <input type="checkbox"/> 適用除外建物形式（メソネットなど）となっていない
0.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住宅（全住戸の平均）の設計 $U_A \leq$ 住宅用の基準 U_A
0.入力内容等の確認	<input type="checkbox"/> 各階外周長等の入力情報の確認 <input type="checkbox"/> 壁、屋根等の入力対象部位の選択と熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 窓の性能値等の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②一次エネルギー消費性能の確認

1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の設計一次エネ \leq 住戸の基準基準一次エネ
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 居室構成、床面積等の入力の確認 <input type="checkbox"/> 住戸位置に応じた外皮性能等の入力の確認 <input type="checkbox"/> 計算対象設備機器の種別、性能等の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
①及び②のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

3 住宅（住戸）チェックシート（2/2）

住宅 I

4) 住宅仕様基準

1.仕様基準の適用条件等の確認	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造等で過半の床が外気等に接していない（8地域を除く） <input type="checkbox"/> 開口部比率の計算の確認
0.外皮仕様等の確認	<input type="checkbox"/> 壁、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 開口部の熱貫流率、日射熱取得率、付属部材等の確認
ハ.設備機器性能等の確認	<input type="checkbox"/> 使用している設備機器等の種別、性能等の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

5) 適合性判定に準ずる書面（届出のみ）

①住戸部分の確認

1.設計住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> 5-1断熱等性能等級が等級4（新築のみ） <input type="checkbox"/> 5-2一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5
0.BELS評価書	<input type="checkbox"/> 全ての住戸部分が含まれたBELS評価書であることの確認 <input type="checkbox"/> 外皮基準適合の記載がある（新築のみ） <input type="checkbox"/> ☆2以上の評価 <input type="checkbox"/> ☆1以上の評価（既存のみ）
ハ.規則第13条の2第1項の評価結果	<input type="checkbox"/> 住戸部分の外皮（新築のみ）及び一次エネが省エネ基準に適合していることの記事
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②非住宅用途部分の確認

1.BELS評価書	<input type="checkbox"/> 全ての非住宅部分が含まれたBELS評価書であることの確認 <input type="checkbox"/> ☆2以上の評価 <input type="checkbox"/> ☆1以上の評価（既存のみ）
0.規則第13条の2第1項の評価結果	<input type="checkbox"/> 非住宅部分の一次エネが省エネ基準に適合していることの記事
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
①から③のチェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

4 住宅（共用部）チェックシート

住宅Ⅱ

該当する共用部：

(2)住宅共用部の適合の確認

項目	確認項目	適・否
適用する計算方法等	<input type="checkbox"/> 標準入力法 →以下1) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 適合性判定に準ずる書面（届出のみ） →以下2) のチェックを行う	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

1) 標準入力法の確認

項目	確認項目	適・否
1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 共用部分の設計一次エネ ≤ 共用部分の（誘導）基準一次エネ	
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 計算対象となる共用部の範囲の確認 <input type="checkbox"/> 共用部室用途の入力が適切かつもれなく行われている <input type="checkbox"/> 計算対象設備機器の種別、性能等の確認	
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

2) 適合性判定に準ずる書面（届出のみ）

1.BELS評価書	<input type="checkbox"/> 住宅共用部分が含まれたBELS評価書であることの確認 <input type="checkbox"/> ☆2以上の評価	
0.規則第13条の2第1項の評価結果	<input type="checkbox"/> 住宅共用部分の一次エネが省エネ基準に適合していることの記載	
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

該当する非住宅用途:

(3) 非住宅部分の適合の確認

項目	確認項目	適・否
適用する計算方法等	<input type="checkbox"/> 標準入力法 →以下1) のチェックを行う <input type="checkbox"/> モデル建物法 →以下2) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 小規模モデル建物法 →以下3) のチェックを行う <input type="checkbox"/> 適合性判定に準ずる書面 (届出のみ) →以下4) のチェックを行う	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

1) 標準入力法

①一次エネルギー消費性能の確認

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 非住宅部分の設計一次エネ≦非住宅部分の(誘導)基準一次エネ
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 計算対象室がもれなく入力されていることの確認 <input type="checkbox"/> 外皮仕様等の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 計算対象室の計算対象設備機器等がもれなく入力されていることの確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②外皮性能の確認 (性能向上計画認定のみ)

1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> 非住宅部分のPAL*≦1.0
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 非空調ゾーンの設定の確認 <input type="checkbox"/> 非空調ゾーンの外皮仕様等の入力の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

①及び②のチェックの結果⇒ [適 否]

2) モデル建物法

①一次エネルギー消費性能の確認

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> BE _M : 設計値 / (誘導) 基準値 ≦ (0.8) 1.0
0.選択モデル建物の確認	<input type="checkbox"/> 事務所モデル <input type="checkbox"/> ビジネスホテルモデル <input type="checkbox"/> シティホテルモデル <input type="checkbox"/> 総合病院モデル <input type="checkbox"/> 福祉施設モデル <input type="checkbox"/> クリニックモデル <input type="checkbox"/> 講堂モデル <input type="checkbox"/> 大規模物販モデル <input type="checkbox"/> 小規模物販モデル <input type="checkbox"/> 飲食店モデル <input type="checkbox"/> 集会所モデル <input type="checkbox"/> 工場モデル <input type="checkbox"/> 幼稚園モデル <input type="checkbox"/> 大学モデル ※以下集会所モデル選択時のみ計算対象室用途を選択 <input type="checkbox"/> アスレチック場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> 映画館 <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> ボーリング場 <input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 競馬場又は競輪場 <input type="checkbox"/> 社寺
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積、外周長等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 開口部、断熱等の外皮仕様の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

②外皮性能の確認 (性能向上計画認定のみ)

1.計算結果等の確認	<input type="checkbox"/> BPI _M : 設計値 / 基準値 ≦ 1.0
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

①及び②のチェックの結果⇒ [適 否]

3) 小規模モデル建物法

1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> BE _S : 設計値 / 基準値 ≦ 1.0である
0.選択モデル建物の確認	<input type="checkbox"/> 事務所モデル <input type="checkbox"/> ビジネスホテルモデル <input type="checkbox"/> シティホテルモデル <input type="checkbox"/> 総合病院モデル <input type="checkbox"/> 福祉施設モデル <input type="checkbox"/> クリニックモデル <input type="checkbox"/> 講堂モデル <input type="checkbox"/> 大規模物販モデル <input type="checkbox"/> 小規模物販モデル <input type="checkbox"/> 飲食店モデル <input type="checkbox"/> 集会所モデル <input type="checkbox"/> 工場モデル <input type="checkbox"/> 幼稚園モデル <input type="checkbox"/> 大学モデル ※以下集会所モデル選択時のみ計算対象室用途を選択 <input type="checkbox"/> アスレチック場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> 映画館 <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> ボーリング場 <input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 競馬場又は競輪場 <input type="checkbox"/> 社寺
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積、主たる居室等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 開口部、断熱の外皮仕様の選択等の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器の選択等の確認
チェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	

該当する非住宅用途：

4) 適合性判定に準ずる書面 (届出のみ)

1. BELS評価書

- 全ての非住宅部分が含まれたBELS評価書であることの確認
- ☆2以上の評価
- ☆1以上の評価 (既存のみ)

2. 規則第13条の2第1項の評価結果

- 非住宅部分の一次エネが省エネ基準に適合していることの記載

チェック結果⇒ [適 否]

第8章

建築確認・完了検査に係る審査手順について

1. 建築確認に係る審査手順

建築物省エネ法第11条において、建築主が基準適合義務の対象となる特定建築行為をしようとするときは、当該建築物を省エネ基準に適合させなければならないこととされている。また、同条第2項において当該適合義務を建築基準関係規定とみなしていることから、建築基準法上の建築確認や完了検査の審査対象となっている。

以下では、建築確認における省エネ基準への適合状況に係る審査手順を記載する。

(1) 審査の流れ

〈手順1〉 確認申請書の受理・審査

- ① 申請対象の建築物が適合義務対象であることを確認



〈手順2〉 省エネ適判通知書等の受理・審査

- ② 省エネ適判通知書等が添付されていることを確認
- ③ 省エネ適判を受けた建築物の計画と建築確認申請が出された建築物の計画が同一のものであることを確認



(確認済証の交付)

(2) 審査手順の解説

[手順1] 確認申請書の受理・審査

①-1 適合義務対象であることの確認

工事の種別に応じた確認内容は、以下のとおり。

〈新築〉

非住宅部分[※]の床面積（高い開放性を有する部分[※]を除いたもの）が300m²以上のものが適合義務対象。

※「非住宅部分」・「高い開放性を有する部分」の考え方については、「第3章1(1)適合義務（適合性判定）、届出及び説明義務の対象」を参照。

具体的な確認手順は次のとおり。

i 明らかに適合義務対象とならないものを確認

- ・確認申請書様式から「住宅の新築」又は「延べ面積300m²未満の建築物の新築」のいずれかに該当することを確認。

⇒適合義務対象外。

ii 省エネ計画の提出状況を確認

・確認申請書様式第2面の「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」欄の選択状況を確認。

⇒「提出済」又は「未提出」の場合、適合義務対象。

iii 適合義務対象とならない事由を確認

・確認申請書様式第2面の「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」欄で「提出不要」が選択されている場合、適合義務対象とならない事由に応じ、下表の記述等を確認。

表 8-1-1 適合義務対象とならない事由に応じた確認内容（新築）

義務対象とならない事由	記述内容	必要な図書等
①適用除外用途に該当	○左欄の事由	○左欄の用途であることを示す図書等※1
②複合建築物で非住宅部分の床面積（A）が300m ² 未満	○左欄の事由 ○住宅部分・非住宅部分の床面積	○住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等）
③高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積（A-a）が300m ² 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 ※複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等※2） ※複合建築物は、②も必要
④2020年度（予定）中に省エネ法に基づく届出を実施（2,000m ² 以上は従前どおり。）	○左欄の事由	○受理印が押印された省エネ届出書の副本

※1：確認申請書や添付図書において明らかな場合にあつては、不要。

※2：床面積や常時外気に開放された開口部の面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や開口部の面積算定根拠資料等の書類を求める。

※3：住宅部分・非住宅部分の床面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や住宅・非住宅の共用部分の判断に係る根拠資料等の書類を求める。

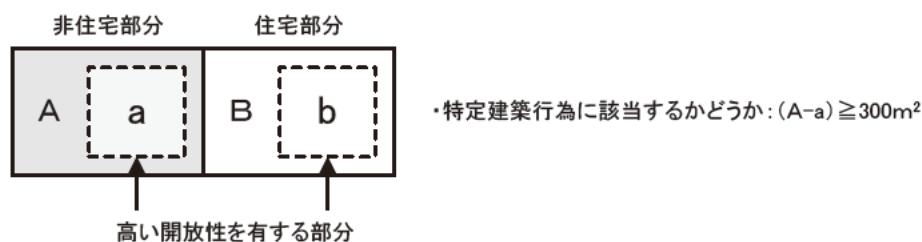


図 8-1-1 適合義務対象となる建築物の新築の考え方

〈増改築〉

増改築に係る非住宅部分[※]の床面積[※]が 300m^2 以上、もしくは、増改築後に非住宅部分[※]の床面積[※]が 300m^2 以上となるものが適合義務対象。

ただし、義務化施行（2017年4月1日）の際に現に存する建築物の増改築については、上記の条件に加え、「増改築に係る非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分を除かないもの）」の「増改築後の非住宅部分の床面積（高い開放性を有する部分を除かないもの）」に対する割合が $1/2$ を超えるもの（特定増改築）が適合義務対象。

※「非住宅部分」・「床面積」の考え方については、第3章1(1)「適合義務、届出及び説明義務の対象」を参照。

建築物の増改築に係る具体的な確認手順は次のとおり。

- i 明らかに適合義務対象とならないものを確認
 - ・確認申請書様式から「住宅の増改築」、「増改築後の延べ面積が 300m^2 未満の建築物の増改築」又は「増改築後の非住宅部分の床面積が 300m^2 未満となる建築物の増改築」のいずれかに該当することを確認。
 - ⇒適合義務対象外。

- ii 確認申請書様式に記載されている「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」におけるチェック状況を確認
 - ⇒「提出済」又は「未提出」にチェックされている場合、適合義務対象。

- iii 適合義務対象とならない事由を確認
 - ・確認申請書様式第2面の「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」欄で「提出不要」が選択されている場合、適合義務対象とならない事由に応じ、下表の記述等を確認。

表 8-1-2 適合義務対象とならない事由に応じた確認内容（増改築）

義務対象とならない事由	記述内容	必要な図書等
①適用除外用途に該当	○左欄の事由 ○具体の用途名称	○左欄の用途であることを示す図書等 ^{※1}
②複合建築物で増改築後の非住宅部分の床面積(A+A')が300m ² 未満	○左欄の事由 ○住宅部分・非住宅部分の床面積	○住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等 ^{※3} ）
③-1 高い開放性を有する部分を除いた増改築後の非住宅部分の床面積(A-a+A'-a')が300m ² 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 ※複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等 ^{※2} ） ※複合建築物は、②も必要
③-2 高い開放性を有する部分を除いた増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積(A-a)が300m ² 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 ※複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等 ^{※2} ） ※複合建築物は、②も必要
④「増改築後の非住宅部分の延べ面積 ^{※4} (A+A')」に対する「増改築部分(非住宅部分に限る)の床面積 ^{※4} (A)」の割合が1/2以下 ^{※5}	○左欄の事由（特定増改築に該当する旨） ○複合建築物については、増改築後の非住宅部分の延べ面積、増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積	○複合建築物については、住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書（各階平面図・床面積求積図等 ^{※3} ） ※複合建築物以外は、不要
⑤2020年度（予定）中に省エネ法に基づく届出を実施（2000m ² 以上は従前どおり。）	○左欄の事由	○受理印が押印された省エネ届出書の副本

※1：確認申請書や添付図書において明らかな場合にあつては、不要。

※2：床面積や常時外気に開放された開口部の面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や開口部の面積算定根拠資料等の書類を求める。

※3：住宅部分・非住宅部分の床面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や住宅・非住宅の共用部分の判断に係る根拠資料等の書類を求める。

※4：「高い開放性を有する部分」を除かない面積。

※5：2017年4月1日時点で現に存する建築物についてのみ適用。

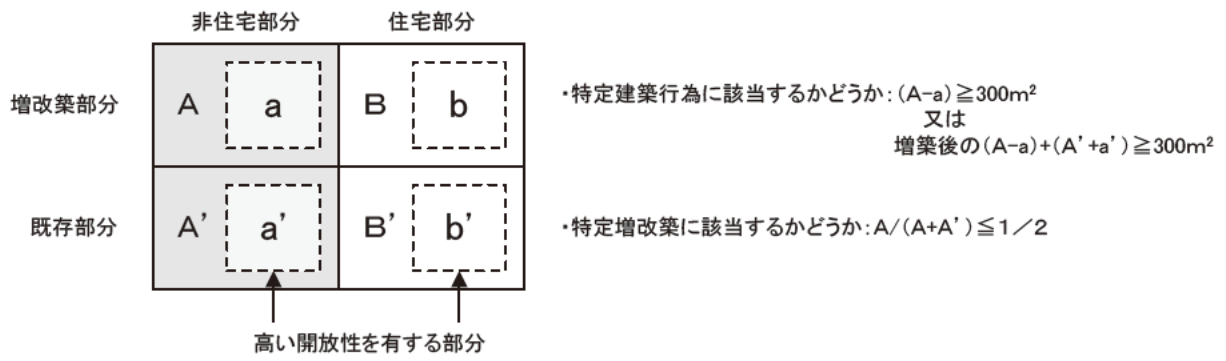


図 8-1-2 適合義務対象となる建築物の増改築の考え方

①-2 施行日に係る適用の対象であることの確認

床面積の合計が 300m² 以上 2,000 m²未満の非住宅用途に関しては、中規模義務化施行日（2021 年 4 月 1 日予定）以後に確認申請を行うものが義務化の適用対象となる。中規模義務化施行日前に確認申請が行われたものについては、中規模義務化施行日以後に計画変更に係る確認申請を行ったものについても適用対象外となるが、2,000m²以上の大規模非住宅用途については従前どおり適合義務が生ずる。

また、中規模義務化施行日前に建築物省エネ法に基づく届出が行われた中規模非住宅用途については、中規模義務化施行日以後に確認申請や計画変更に係る確認申請を行うものについても適用対象外となる。中規模義務化施行日前に建築物省エネ法に基づく届出を行い、義務化施行日以後に確認申請を行う案件に関しては、確認申請書に建築物省エネ法に基づく届出書（添付の図書や書類を含まない。）の写しを添付することとしており、当該書類により適用対象外となるかどうかを確認する（表 8-1-1④、表 8-1-2⑤参照）。

[手順 2] 省エネ適判通知書等の受理・審査

②省エネ適判通知書等が添付されていることの確認

以下のいずれかの書類が添付されていることについて確認。

- i 省エネ適判通知書（又はその写し）
- ii 大臣認定書（又はその写し）
- iii 性能向上計画認定通知書（又はその写し）
- iv 低炭素建築物新築等計画認定通知書（又はその写し）

③省エネ適判を受けた建築物の計画と建築確認申請が出された建築物の計画が同一のものであることの確認

確認申請書（添付の図書や書類を含まない。）と以下のいずれかの書類とが整合していることについて確認。

- i 計画書（省エネ適合性判定申請書）
- ii 大臣認定書の別添の一部
- iii 性能向上計画認定申請書
- iv 低炭素認定申請書

確認内容は、対象建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、用途、構造等とする。具体的には、「第 9 章 様式等記入例」を参照。

2. 完了検査に係る審査手順

以下では、完了検査における省エネ基準への適合状況に係る審査手順を記載する。

(1) 審査の流れ

〈手順1〉完了検査申請書の受理・審査

- ① 申請書類の確認
- ② 省エネ基準に係る計画変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に規定する「軽微な変更」であることを確認
- ③ 省エネ適判等に要した図書通りに施工されていることを書類検査・現場検査により確認



(検査済証の交付)

(2) 審査手順の解説

[手順1] 完了検査申請書の受理・審査

①申請書類の確認

完了検査申請時に、通常の完了検査申請に必要な図書と併せ、以下の書類が添付されていることを確認する。

- i 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書
(省エネ基準工事監理報告書^{※1})
- ii 以下のいずれかの図書
 - ・当初の省エネ適判に要した図書
 - ・当初の大臣認定に要した図書
 - ・当初の性能向上計画認定に要した図書
 - ・当初の低炭素認定申請に要した図書
- iii 以下のいずれかの図書 (省エネ基準に係る計画変更手続を行っている場合)
 - ・変更後の計画の省エネ適合性判定に係る省エネ適判通知書^{※2}、当該省エネ適判に要した図書
 - ・変更後の計画の大臣認定に係る認定書^{※2}、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の性能向上計画認定に係る認定通知書^{※2}、当該認定に要した図書
 - ・変更後の計画の低炭素認定に係る認定通知書^{※2}、当該認定に要した図書
- iv 軽微な変更説明書^{※3} (建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合)

※1 様式例は「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照。

- ※2 建築確認の変更申請時に既に建築主事又は指定確認検査機関に提出している場合は不要。
- ※3 完了検査申請書第3面の「確認以降の軽微な変更の概要」を補完する任意様式。様式は、「第9章 様式等記入例」を参照。

②省エネ基準に係る計画変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に規定する「軽微な変更」であることを確認

直前の省エネ適判後に省エネ基準に係る計画変更が行われている場合にあっては、「省エネ基準に係る計画変更の内容が建築物省エネ法上の軽微な変更」に該当することの確認又は「変更後の計画について省エネ適合性判定等を受けていることの確認」を行う必要がある。

建築物省エネ法上の「軽微な変更」は、以下のA～Cが該当。（詳細は「2 建築確認・省エネ適合判定等に係る手続き」を参照）なお、省エネ基準への適合性の確認を大臣認定により行い、大臣認定取得後に、大臣認定書に記載されている仕様等に該当しないこととなる省エネ基準に係る計画変更を行っている場合は、大臣認定においては「軽微な変更」が存在しないため、変更後の計画により、再度、大臣認定を取得する必要があるため注意する必要がある。

- A 省エネ性能が向上する変更
- B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
- C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）

上記A又はBに該当する建築物省エネ法上の軽微な変更については、完了検査申請時に提出される別添の「軽微な変更説明書」と当該変更に係る図面や仕様書等の根拠資料により、建築物省エネ法上の軽微な変更」に該当していることを確認する。

また、上記Cに該当する建築物省エネ法上の軽微な変更については、完了検査申請時に提出される別添の「軽微な変更該当説明書」に、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」とその申請図書一式が添付されていることを確認する。

上記A、B、Cいずれにも該当しない場合、建築主は変更後の計画により、完了検査申請時まで、再度、省エネ適合性判定等を受ける必要がある。

以上を踏まえ、確認内容は、変更内容に応じ、下表のとおり整理される。

変更内容	確認内容
①建築物省エネ法における軽微変更ルート A 又は B に該当する変更	「軽微な変更説明書」に記載の内容がルート A・ルート B の変更内容の範囲におさまっていること
②建築物省エネ法における軽微変更ルート C に該当する変更	「軽微変更該当証明書」及びその申請図書一式が添付されていること
③変更後の計画について省エネ適合性判定等を受ける変更	変更後の計画に係る省エネ適合判定通知書等及び当該省エネ適合性判定等に要した図書が添付されていること

例えば、ルート B の変更内容を超える変更であるにも関わらず、ルート B に該当する変更として完了検査の申請がなされた場合、建築主事又は指定確認検査機関は、建築主に対し、「軽微変更該当証明書」又は変更後の計画について所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ適合性判定等を受けるよう指摘することとなる。

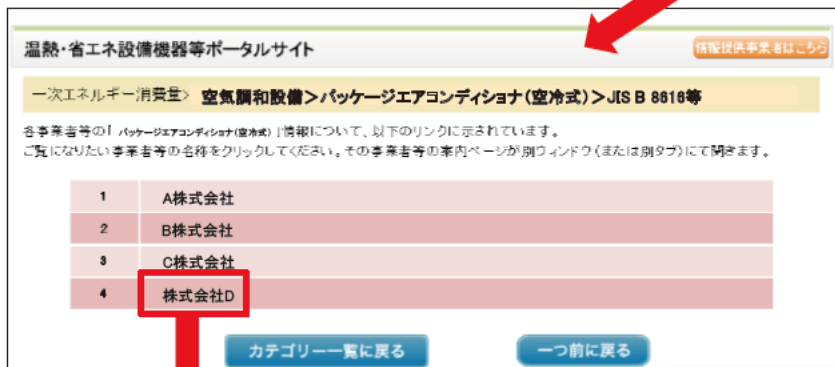
③省エネ適合性判定等に要した図書どおりに施工されていることを確認

建築物が、省エネ適判等に要した図書どおりに施工されている（前述の建築物省エネ法上の軽微な変更に係る部分を除く）ことについて、工事監理の実施状況の確認や現地検査により確認を行う。

工事監理の実施状況については、完了検査申請時に提出される「省エネ基準工事監理報告書」により確認を行う。また、必要に応じ、工事監理者が確認した書類の検査も行う。特に、断熱材の仕様や熱源機器の仕様等の性能値の確認が必要な項目については、必要に応じ、所定の性能を有していることを証明する書類（第三者認証に係る書類や自己適合宣言書）を求める。なお、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられている「温熱・省エネ設備機器等ポータル」では、省エネ基準で計算対象となる各設備機器等のメーカーごとの型番と計算上必要となる性能値の一覧が掲載されており、また、所定の性能を有していることを証明する書類を入手あるいは入手するための各メーカーの製品情報へのポータルサイトとなっており、完了検査等において活用可能である。

さらに、窓や設備機器の設置状況といった目視による施工後の現地確認が実施可能な項目に関し、必要に応じ、現地検査（設備機器に記載の型番と納入仕様書の型番の照合等）を行う。

現場検査の際には、工事監理者が確認した書類を現場に備え付けておく。具体的な図書の内容については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照。



※検索結果に表示される事業者様名の順序はアクセスの度にランダムに入れ変わります。

①性能証明書類（第三者認証書、自己適合宣言書）にアクセスできるため、工事監理等において活用可能です。

各事業者のホームページへ

型番	①定格能力(冷房) kW/台	②定格能力(暖房) kW/台	③定格能力(冷房) kW/台	④定格能力(暖房) kW/台	⑤定格能力(冷房) kW/台	⑥定格能力(暖房) kW/台	生産品質・試験品質による区分

モデル建物法の入力に必要な性能値が整理され記載されているため、
 ②省エネ計算において活用可能です。
 ③製品納入等の際、このページを納入仕様書等に添付して、性能値を明示可能です。

図 8-2-1 「温熱・省エネ設備機器等ポータル」活用のイメージ

なお、物販店舗や飲食店等のテナントの照明や空気調和設備等の工事については、完了検査時点で工事完了していないケースが想定されるが、省エネ適判等において当該設備等が設置されていないものとして評価を行っている場合にあっては、当該設備が設置されていない状態で完了検査を実施することとなる。一方で、完了検査時点において、省エネ適判等において設置しないものとした設備等が設置されていた場合、建築主は省エネ基準に係る計画変更もしくは軽微な変更に係る手続きを行うこととなる。

(参考) 検査済証交付までの流れ

完了検査実施後の、検査済証交付までの手続きの流れは、従前からの建築基準法における手続きの流れと同様である。図 8-2-2 に、一般的な完了検査申請の受付から検査済証交付に至る手続き等の流れを示す。

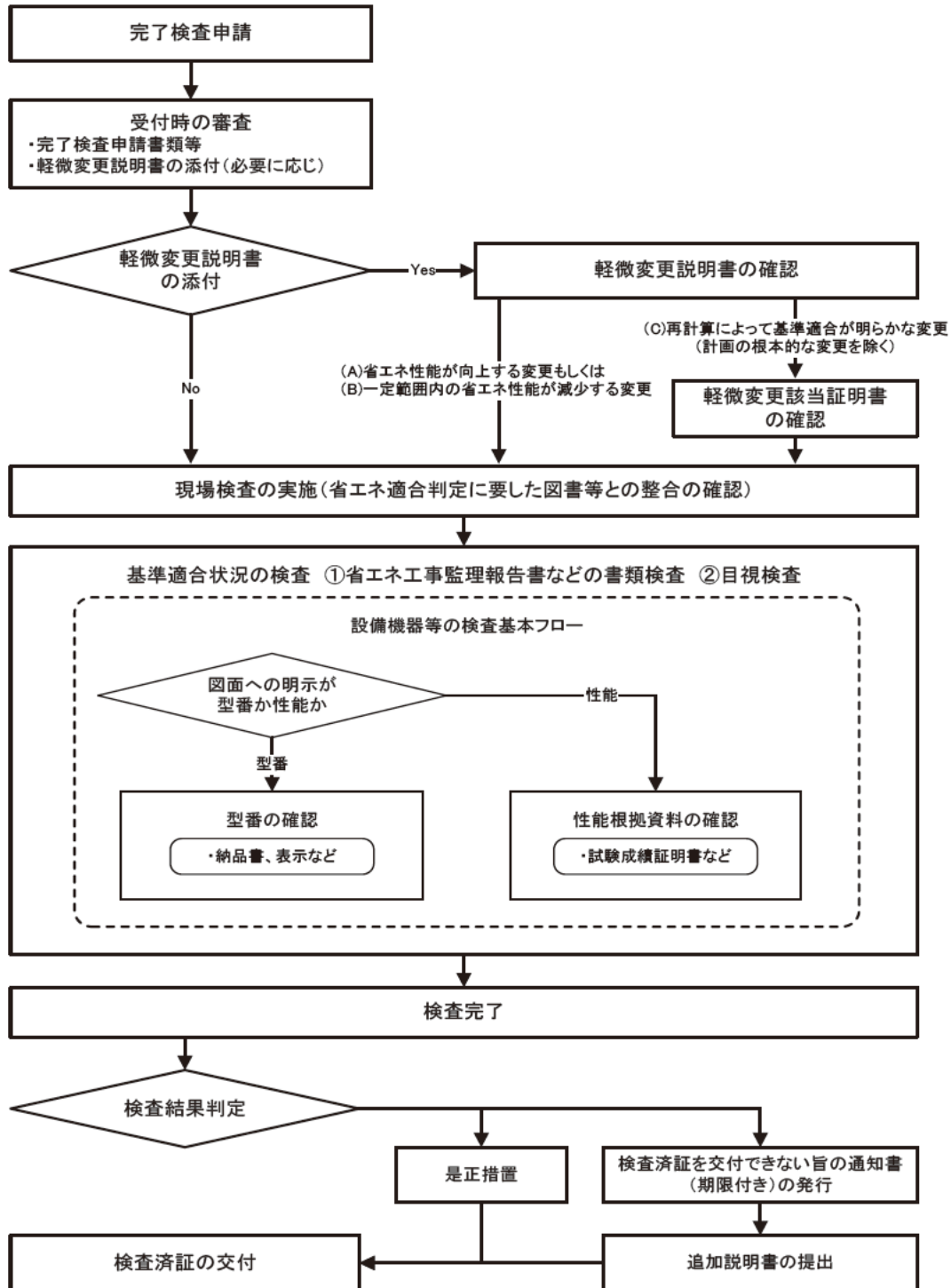


図 8-2-2 省エネに係る一般的な完了検査手続きの流れ

3. 工事監理者による省エネ基準工事監理

今回新たに省エネ基準への適合義務の対象となる中規模非住宅建築物の設計を行う建築士は、省エネ適合性判定に必要となる設計図書において、省エネ基準適合に係る建材や設備の仕様等を明示することが必要となる。

また、義務対象建築物の工事監理者である建築士は、設計図書に明示された省エネ基準適合に係る建材や設備の仕様等のとおりにより工事が実施されていることを確認することが必要となる。

2003年から開始された旧省エネ法に基づく届出の義務化や2017年以降の大規模非住宅建築物に係る適合義務化など、建築物の省エネ措置に係る工事は、既に一定の工事監理が実施されているが、今後は中規模非住宅建築物に関しても、それら工事監理に関する情報・資料等を整理し、完了検査の際に検査員に必要な応じ滞りなく提示できるよう準備することが重要となる。

特に、一次エネルギー消費量基準への適合について、標準入力法もしくはモデル建物法のいずれの計算方法を用いるかに応じ、工事監理すべき事項が異なるため、あらかじめ設計者等と十分な打合せを行っておくことが望ましい。

工事監理の確認項目と確認方法の具体例については、「建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理マニュアル」を参照して頂きたい。

第9章

申請書等記入例

1. 様式記入例（規制措置関係）

（1）適合義務・適合性判定関係

- 1) 計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））…………… 208
- 2) 適合判定通知書…………… 230
- 3) 期間を延長する旨の通知書…………… 232
- 4) 確認申請書…………… 234

（2）届出関係

- 5) 届出書（共同住宅（仕様基準））…………… 260
- 6) 届出書第四面別紙（参考様式）…………… 288
- 7) 法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果（参考様式）…………… 292
- 8) 法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果交付依頼書（参考様式）…………… 294

（3）軽微変更関係

- 9) 軽微変更説明書（参考様式）…………… 298
- 10) 軽微変更該当証明申請書（参考様式）…………… 314
- 11) 軽微変更該当証明書（参考様式）…………… 316

2. 様式記入例（誘導措置関係）

（1）性能向上計画認定関係（一戸建ての住宅（性能基準））

- 1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書…………… 318
- 2) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定書…………… 344

（2）表示認定関係（複合建築物（モデル）共同住宅（性能基準））

- 3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書…………… 346
- 4) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定書…………… 360

3. 設計図書等記載例（適合義務・適合性判定関係）

- 1) モデル建物法 設計内容説明書（参考様式）…………… 362

1. 様式記入例（規制措置関係）（1）適合義務・適合性判定関係

1) 計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名 印
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

計画書

2020年 4月 1日

(株) ●●エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

東京都千代田区●●町
1-2-3
●●株式会社
代表取締役社長
建築 エネ夫 印
設計 太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

- 申請済 ()
- 未申請 ()

【5. 備考】

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認

(記入例)

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ●●カネイシヤ タクホウトリンマリケンヤチョウ ケンチクエシ
【ロ. 氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫
【ハ. 郵便番号】 123-4567
【ニ. 住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
【ホ. 電話番号】 03-1234-5678

【2. 代理人】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
【ロ. 氏名】 設計 太郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
【ニ. 郵便番号】 234-5678
【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
【ロ. 氏名】 設計 太郎
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
【ニ. 郵便番号】 234-5678
【ホ. 所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ. 電話番号】 03-2345-6789
【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区)
未申請 ()

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 該当する地域の区分】	地域
【10. 工事着手予定年月日】	年 月 日
【11. 工事完了予定年月日】	年 月 日
【12. 備考】	

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合していることを確認

(記入例)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3		
【2. 敷地面積】	1,521.36 m ²		
【3. 建築面積】	1,180.57 m ²		
【4. 延べ面積】	9,985.94 m ²		
【5. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 2 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物	
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造		
【9. 該当する地域の区分】	6 地域		
【10. 工事着手予定年月日】	2020 年5月1日		
【11. 工事完了予定年月日】	2021 年3月1日		
【12. 備考】			

(第四面)

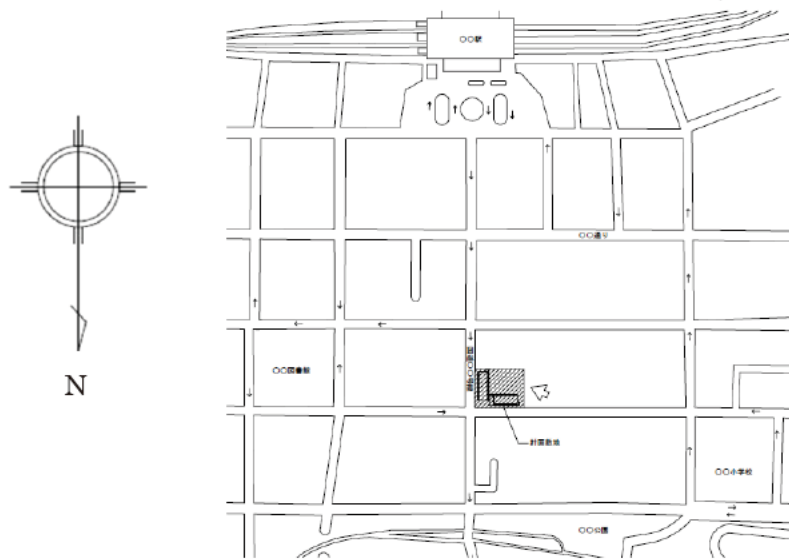
【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

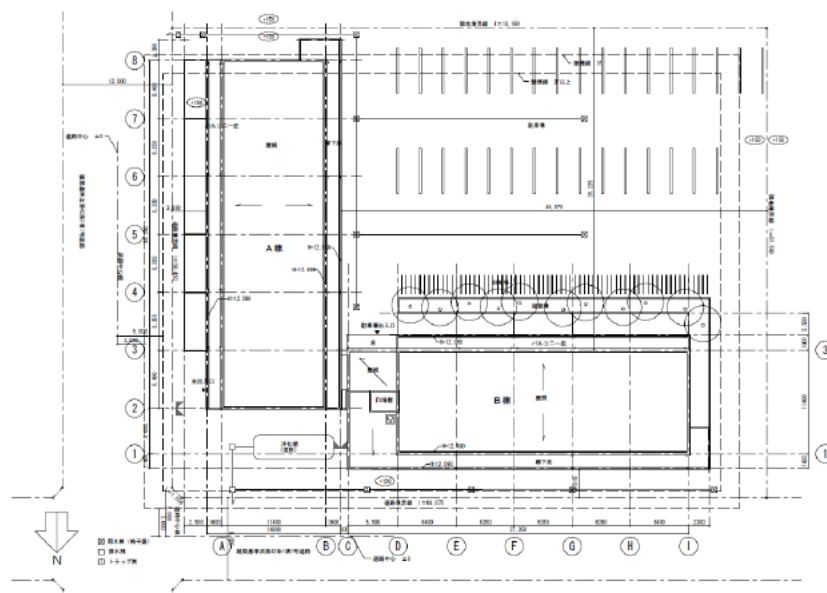
(第四面)

建築主事又は指定確認検査機関は、建築計画概要書の第三面と照らして確認

【1. 付近見取図】



【2. 配置図】



(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】

【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (m²) (m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

無

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【5. 備考】

(第五面)

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】の記載内容及び第五面の用途別床面積の各階の合計と整合していることを確認

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】 事務所

【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (7,645.22 m²) (7,145.22 m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

無

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI (0.92)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

この部分は、省エネに関する内容のため、建築主事又は指定確認検査機関による確認申請書との整合確認は不要

【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²)
	増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²)
	改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)	
<input type="checkbox"/> 無	
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】	
<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)	
<input type="checkbox"/> 無	
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準	
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値	W/(m ² ・K)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準	
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値	W/(m ² ・K)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)	
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)	
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【6. 備考】	

住宅部分を有しない非住宅建築物であっても、第六面及び第七面の提出は必要となります。

(第六面)

(記入例)

住宅部分に関する内容のため(建築基準関係規定外)、建築主事又は指定確認検査機関による確認は不要

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】 30 戸

【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (2340.72 m²) (2340.72 m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²)

【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】

有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)

無

【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

無

【5.住宅部分のエネルギー消費性能】
 に関しては、住宅部分の床面積が 300 m²未満であれば記入不要

【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【6. 備考】

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m^2

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(第七面)

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】 501

【2. 住戸の存する階】 5 階

【3. 専用部分の床面積】 78.63 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

住戸に関する内容のため(建築基準関係規定外)、建築主事又は指定確認検査機関による確認は不要。

住宅部分の床面積が300 m²未満であれば記入不要。

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 ()

【断熱性能】 建具等の種類(建具の材質・構造)

(ガラスの種類)

熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)

付属部材(南±25度に設置するもの)

(上記以外の方位に設置するもの)

ひさし、軒等

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) ()
熱貫流率 (0.43 W/(m²・K)) 熱抵抗値 ()

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (0.75 W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

5) 開口部

【開口部比率】 (0.06) 【開口部比率区分】 (ろ)

【断熱性能】 建具等の種類(建具の材質・構造 アルミサッシ)
(ガラスの種別 複層ガラスA6mm)
熱貫流率 (W/(m²・K))

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率 0.63)

付属部材 (南±25度に設置するもの)
(上記以外の方位に設置するもの)

ひさし、軒等

住戸に関する内容のため(建築基準関係規定外)、建築主事又は指定確認検査機関による確認は不要。

住宅部分の床面積が300㎡未満であれば記入不要。

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備 ()
 効率 ()

【冷房】冷房設備 ()
 効率 ()

【換気】換気設備 ()
 効率 ()

【照明】照明設備 ()

【給湯】給湯設備 ()
 効率 ()

2. 備考

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無【断熱性能】断熱補強の範囲 (450 mm) 断熱補強の熱抵抗値 (0.6 (m²・K)/W)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備 (ルームエアコン)
効率 (定格効率 5.41)【冷房】冷房設備 (ルームエアコン)
効率 (定格効率 5.14)【換気】換気設備 (第三種換気設備)
効率 (比消費電力 0.28)

【照明】照明設備 (蛍光灯設備)

【給湯】給湯設備 (ガス給湯器)
効率 (モード熱効率 90.8%)

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

2. 第一面関係

- ① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
② 提出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

- ① 建築主が 2 者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
④ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
⑥ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
② 【9. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の地域の区分をいいます。

5. 第四面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分に従い記入して下さい。
② 【2. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

- ③ 【2. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- ⑥ 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

7. 第六面関係

- ① 第六面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。
- ② 【2. 住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 又は (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1) (ii) の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

8. 第七面関係

- ① 第七面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 又は (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

- (2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3)「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4)「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第七面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

9. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合には、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

2) 適合判定通知書

様式第三（第四条第一項第一号関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
年 月 日
建築主 様
所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第三 (第四条第一項第一号関係) (日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による
適合判定通知書

第 123456789 号

2020 年 〇 月 〇 日

建築主 〇〇 〇〇 様

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 2020 年 〇〇 月 〇〇 日

2. 建築場所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

3. 建築物又はその部分の概要

用 途 事務所、共同住宅

工事種別 新築

構 造 鉄筋コンクリート造

敷地面積 1,521.36㎡

建築面積 1,180.57㎡

延べ面積 9,985.94㎡

階数 地上10階 地下2階

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

3) 期間を延長する旨の通知書

様式第五（第四条第二項関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 様

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第五（第四条第二項関係）（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 123456789 号

2020年 〇月 〇日

建築主 〇〇 〇〇 様

所管行政庁 〇〇〇〇 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 2020年 〇〇月 〇〇日

2. 建築場所

〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

(理由)

〇年〇月〇日に補正を求めた以下の点について、補正が行われていないため

- ・建築物のエネルギー消費性能に係る計算書と機器表において、空気調和設備の性能が整合していない（延長する期間）

〇〇年〇〇月〇〇日まで（〇日間）

(備考)

4) 確認申請書

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

様

年 月 日

申請者氏名

印

設計者氏名

印

※手数料欄

※受付欄

※消防関係同意欄

※決裁欄

※確認番号欄

平成 年 月 日

平成 年 月 日

第 号

第 号

係員印

係員印

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〇〇〇〇様

2020年 〇月 〇日

申請者氏名

●●株式会社

代表取締役社長 建築 エネ夫 印

設計者氏名

株式会社〇〇設計

設計 太郎 印

※手数料欄

※受付欄

平成 年 月 日

第 号

係員印

※消防関係同意欄

※決裁欄

※確認番号欄

平成 年 月 日

第 号

係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ.氏名のフリガナ】 ●●カブシカイシャ ダイエイトリシマリヤクシヤチョウ ケンチク
- 【ロ.氏名】 ●●株式会社 代表取締役社長 建築
- 【ハ.郵便番号】 123-4567
- 【ニ.住所】 東京都千代田区●●町1-2-3
- 【ホ.電話番号】 03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、計画書第二面の記載内容と整合していることを確認

【2. 代理者】

- 【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
- 【ロ.氏名】 設計 太郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
- 【ニ.郵便番号】 234-5678
- 【ホ.所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
- 【ハ.電話番号】 03-2345-6789

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 123456 号
- 【ロ.氏名】 設計 太郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 12345 号
- 【ニ.郵便番号】 234-5678
- 【ホ.所在地】 東京都新宿区●●町2-3-4
- 【ハ.電話番号】 03-2345-6789
- 【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

- 【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○号
- 【ロ.氏名】 建築 四郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
株式会社○○設計
- 【ニ.郵便番号】 100-8888
- 【ホ.所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
- 【ハ.電話番号】 03-5253-○○○○
- 【ト.作成又は確認した設計図書】 設備図書一式

- 【イ.資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○号
- 【ロ.氏名】 構造 五郎
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 ○○号
株式会社○○設計
- 【ニ.郵便番号】 100-8888
- 【ホ.所在地】 東京都千代田区霞が関○○○
- 【ハ.電話番号】 03-5253-○○○○
- 【ト.作成又は確認した設計図書】 構造図書一式

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】 構造 五朗

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 153 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】 建築 四郎

【ロ.勤務先】 株式会社〇〇設計

【ハ.郵便番号】 100-9999

【ニ.所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇

【ホ.電話番号】 03-5253-0000

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】 設備図書一式

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()

未申請 ()

申請不要

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 〇〇号
 【ロ. 氏名】 交通 二郎
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 株式会社〇〇設計
 【ニ. 郵便番号】 100-8888
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区霞が関〇〇〇
 【ヘ. 電話番号】 03-5253-〇〇〇〇
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

 申請済 () 未申請 () 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済（ ）

未提出（ ）

提出不要（ ）

【9. 備考】

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 (名称: ○○○省エネ判定機関 所在地: ○○県○○市○○町)

未提出 ()

提出不要 ()

【9. 備考】

- ・申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合（適合性判定が不要の場合）には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その根拠となる各階平面図等の図書を添付する（詳細は第4章1.（2）を参照。）。
- ・建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する。

【提出不要の場合の記載例】

延べ床面積が2,500㎡の非住宅建築物で、開放部分を除いた床面積が1,800㎡の場合、確認申請書の様式には、次のように記入する。その上で、「開放部分、その床面積及び求積に必要な寸法・算式」や「常時外気に開放された開口部の位置、その面積及び求積に必要な寸法・算式」を明示した各階平面図等を添付することが必要。

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) m²
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分)

【9. 工事種別】

- 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () ()

【ロ. 建蔽率】 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
() () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () ()

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【ヲ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () ()

【ワ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

(第三面)	
建築物及びその敷地に関する事項	
【1. 地名地番】	東京都千代田区●●町1-2-3
【2. 住居表示】	
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	
【6. 道路】	
【イ. 幅員】	〇〇m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	〇〇m
【7. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】	(1) (1,521.36㎡) () () () (2) () () () ()
【ロ. 用途地域等】	(商業地域) () () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(〇〇%) () () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(〇〇%) () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】	(1) 1,521.36 m ² (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	〇〇
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	〇〇
【チ. 備考】	
【8. 主要用途】	(区分 08470) 事務所 (事務所、共同住宅)
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【10. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	(1,180.57㎡) () (1,180.57㎡)
【ロ. 建蔽率】	〇〇 %
【11. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】	(9,985.94㎡) () (9,985.94㎡)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	() () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	() () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】	() () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	() () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】	() () ()
【ス. 宅配ボックスの設置部分】	() () ()
【ル. 住宅の部分】	(〇〇㎡) () (〇〇㎡)
【7. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	() () ()
【ワ. 延べ面積】	〇〇 m ²
【カ. 容積率】	〇〇 %

【12. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物)	
【イ. 最高の高さ】	() ()
【ロ. 階数】	地上 () ()
	地下 () ()
【ハ. 構造】	一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】	<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用
【14. 許可・認定等】	
【15. 工事着手予定年月日】	年 月 日
【16. 工事完了予定年月日】	年 月 日
【17. 特定工程工事終了予定年月日】	(特定工程)
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
【18. その他必要な事項】	
【19. 備考】	

【12. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物)	
【イ. 最高の高さ】	(00)()
【ロ. 階数】	地上 (10階)()
	地下 (2階)()
【ハ. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】	
<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用	
【14. 許可・認定等】	
【15. 工事着手予定年月日】 2020年 〇月 〇日	
【16. 工事完了予定年月日】 2021年 〇月 〇日	
【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)	
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
(第 回)	年 月 日 ()
【18. その他必要な事項】	
【19. 備考】	

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 用途】 (区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 造 一部 造

【5. 主要構造部】

耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ
に掲げる基準に適合する構造
準耐火構造 (準耐火時間: 分)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (準-1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (準-2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

延焼防止建築物
準延焼防止建築物
その他

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】
【ロ. 地階の階数】
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【10. 建築設備の種類】

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】
有 無
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第 号
【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号
【ホ. 適合する一連の規定の区分】
建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

(第四面)	
建築物別概要	
【1. 番号】	1
【2. 用途】	(区分 08470 事務所) (区分 08030 共同住宅)
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【4. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造
【5. 耐火建築物等】	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 (準耐火時間: 分) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ρ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ρ-2)
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】	<input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他
【8. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 10 階 【ロ. 地階の階数】 2 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】
【9. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 〇〇 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 〇〇 m
【10. 建築設備の種類】	〇〇
【11. 確認の特例】	【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
	(階)	()	()	()
【ロ. 合計】		()	()	()
【13. 屋根】							
【14. 外壁】							
【15. 軒裏】							
【16. 居室の床の高さ】							
【17. 便所の種類】							
【18. その他必要な事項】							
【19. 備考】							

(記入例)

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【4. 階別】 (10 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(9 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(8 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(7 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(6 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(5 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(4 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(3 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(2 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(1 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(B1 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
(B2 階)	(〇〇m ²)	()	(〇〇m ²)
【p. 合計】	(9,985.94m ²)	()	(9,985.94m ²)
【13. 屋根】	〇〇		
【14. 外壁】	〇〇		
【15. 軒裏】	〇〇		
【16. 居室の床の高さ】			
【17. 便所の種類】	〇〇		
【18. その他必要な事項】			
【19. 備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 () () ()

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

第五面は建築物の階別に作成することが必要であるが、ここでは代表的な階（1階）のみ記載例を示す。

(記入例)

建築物の階別概要		(第五面)
【1. 番号】	1	
【2. 階】	1	
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】	〇〇m	
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】		
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 有	
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08470)	(事務所)	(〇〇㎡)
【ロ.】 (08030)	(共同住宅)	(〇〇㎡)
【ハ.】 ()	()	()
【ニ.】 ()	()	()
【ホ.】 ()	()	()
【ヘ.】 ()	()	()
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

複合建築物の場合、建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請時、用途別床面積の各階の合計値により、非住宅部分の延べ床面積を確認し、適合義務の対象であるかどうかを判断

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

(第六面)	
建築物独立部分別概要	
【1. 番号】	
【2. 延べ面積】	
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	
【ロ. 最高の軒の高さ】	
【ハ. 階数】	地上 () 地下 ()
【ニ. 構造】	造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準	
<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	
<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
<input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】	
()	
【8. 備考】	

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4.第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域に

ついて記入してください。

- ④ 5 欄は、建築物の敷地が存する 3 欄及び 4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が 2 以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6 欄は、建築物の敷地が 2 メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第 52 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第 53 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合において、同条第 13 項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第 52 条第 7 項若しくは第 9 項に該当する場合又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第 7 項若しくは第 9 項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第 57 条の 2 第 4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第 53 条第 2 項若しくは同法第 57 条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第 53 条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑯ 11 欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の 3 分の 1 を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の 3 分の 1 の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。
また、建築基準法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
 - ⑰ 12 欄の建築物の数は、延べ面積が 10 平方メートルを超えるものについて記入してください。
 - ⑱ 13 欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ 2 以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
 - ⑲ 13 欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
 - ⑳ 13 欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ㉑ 13 欄の「ホ」は、建築基準法第 56 条第 7 項第 1 号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第 2 号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第 3 号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ㉒ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について 14 欄又は別紙に記載して添えてください。
 - ㉓ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに 11 欄の「カ」は、百分率を用いてください。
 - ㉔ 建築基準法第 86 条の 7、同法第 86 条の 8 又は同法 87 条の 2 の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を 18 欄又は別紙に記載して添えてください。
 - ㉕ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
 - ㉖ 計画の変更申請の際は、19 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。
5. 第四面関係
- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が 10 平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
 - ② この書類に記載する事項のうち、10 欄から 15 欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
 - ③ 1 欄は、建築物の数が 1 のときは「1」と記入し、建築物の数が 2 以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
 - ④ 2 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑤ 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ 5 欄は「耐火構造」「建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造」と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 1）」（建築基準法施行令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）又は「準耐火構造」と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 2）」（同条第 2 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお「準耐火構造」に該当する場合においては準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう）を併せて記入してください。
 - ⑦ 6 欄は「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第 21 条第 1 項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。
 - ⑧ 7 欄は「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第 136 条の 2 第 1 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第 2 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑨ 8 欄の「ハ」は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
 - ⑩ 8 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
 - ⑪ 10 欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
 - ⑫ 11 欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑬ 11 欄の「ハ」は、建築基準法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物のうち該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭ 11 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第 10 条第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また 11 欄の「ホ」は、同条第 1 号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 11 欄の「へ」は、建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第 10 条の 5 の 4 第 1 号に該当する認証型式部材等の場合にあつては 10 欄の概要、11 欄の「ニ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに 13 欄から 16 欄まで及び第五面の 3 欄から 6 欄までの事項について、同条第 2 号に該当する認証型式部材等の場合にあつては 11 欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに 13 欄から 16 欄まで及び第五面の 3 欄から 6 欄までの事項について、同条第 3 号に該当する認証型式部材等あつては 10 欄の概要及び 11 欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- ⑯ 12 欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑰ 16 欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑱ 17 欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- ⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑳ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19 欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ㉑ 計画の変更申請の際は、19 欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は 3 欄から 8 欄まで、木造以外の場合は 5 欄から 8 欄までの記載内容が同じときは、2 欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて 1 枚とすることができます。
- ③ 1 欄は、第二号様式の第四面の 1 欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3 欄及び 4 欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 6 欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9 欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1 欄は、建築物の数が 1 のときは「1」と記入し、建築物の数が 2 以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2 欄及び 3 欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が 1 のときは記入する必要はありません。
- ④ 3 欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が 1 のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4 欄、5 欄及び 6 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6 欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7 欄は、建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

(2) 届出関係

5) 届出書（共同住宅（仕様基準））

様式第二十二（第十二条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(記入例)

様式第二十二 (第十二条第一項関係) (日本工業規格A列4番)

(第一面)

届出書

2020年〇〇月〇〇日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

届出者の氏名又は名称

株式会社 省エネ不動産 印

代表者の氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項前段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【4. 備考】

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ ショウエネフドウサン 〇〇 〇〇

【ロ. 氏名】 株式会社 省エネ不動産 代表取締役 〇〇 〇〇

【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【ニ. 住所】 〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【2. 代理者】

【イ. 氏名】 〇〇 〇〇

【ロ. 勤務先】 株式会社 〇〇設計事務所

【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【ニ. 所在地】 〇〇県〇〇市〇〇町

【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 【2.代理者】と同じ

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【4. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²)
	増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²)
	改築部分 (m ²) (m ²)
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】		〇〇県〇〇市〇〇町	
【2. 敷地面積】		1092.42	m ²
【3. 建築面積】		406.60	m ²
【4. 延べ面積】		3508.73	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体	45	戸
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
【9. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(3,508.73 m ²)	(3,508.73 m ²)	
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	増築部分 (m ²)	(m ²)	
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	改築部分 (m ²)	(m ²)	
【10. 構造】	鉄筋コンクリート造	一部	造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【14. 該当する地域の区分】	6	地域	
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年		

BEI ()
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

- BEI ()
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【18. 備考】

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 2020年 〇〇月 〇〇日

【17. 工事完了予定年月日】 2021年 〇〇月 〇〇日

【18. 備考】

(第四面)

{住戸に関する事項}

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m^2

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(第四面)

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】

〇〇号室～〇〇号室

【2. 住戸の存する階】

〇階～〇階

【3. 専用部分の床面積】

〇階 〇〇 m²・・・〇階 〇〇 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)

 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)

 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()

 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(2) 空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備	()
効率	()
【冷房】冷房設備	()
効率	()
【換気】換気設備	()
効率	()
【照明】照明設備	()
【給湯】給湯設備	()
効率	()

2. 備考

(記入例)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備	(ルームエアコン)
効率	(定格効率 5.41)
【冷房】冷房設備	(ルームエアコン)
効率	(定格効率 5.14)
【換気】換気設備	(第三種換気設備)
効率	(比消費電力 0.28)
【照明】照明設備	(蛍光灯設備)
【給湯】給湯設備	(ガス給湯器)
効率	(モード熱効率 90.8%)

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体（複合建築物の場合は住宅部分全体）での数値を記載してください。
 - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。
「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数

用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

届出書（ガイド付き（赤字））

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

法第19条第1項前段の規定による届出（新築）

法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出（新築・評価書活用）

法附則第3条第2項前段の規定による届出（増改築）

法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出（増改築・評価書活用）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）（略）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

(略)

【6. 建築物の用途】

非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

(略)

【11. 法附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)
 無

【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】

有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)
 無

【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)
 無

(略)

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準 (標準計算(標準入力法等))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準 (簡易計算(モデル建物法))

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 (標準計算[住戸評価])

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 (簡易計算[住戸評価](モデル住宅法))

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (仕様確認)→別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(簡易計算(モデル住宅法))

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準(仕様確認)→別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準(標準計算[各住戸])→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準(標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準(簡易計算[全住戸の平均](フロア入力法))

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準(仕様確認)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外(H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準(標準計算)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号(共用部有) 第2号(無))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(簡易計算(フロア入力法))

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号(共用部有) 第2号(無))

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準(仕様確認)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ニ. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準(非住宅・住宅それぞれ評価)

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準(標準計算(標準入力法等))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準(簡易計算(モデル建物法))

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準(標準計算[各住戸])→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準(標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準(簡易計算[各住戸](テーム住宅法))→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準(簡易計算[全住戸の平均](フロア入力法))

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準(仕様確認)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外(H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準(標準計算)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号(共用部有) 第2号(無))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(簡易計算(テーム住宅法・フロア入力法))

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号(共用部有) 第2号(無))

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準(仕様確認)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準(非住宅・住宅統合して評価)

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号(共用部有) 第2号(無))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準(標準計算[各住戸])→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準(標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準(簡易計算[各住戸](テーム住宅法))→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準(簡易計算[全住戸の平均](フロア入力法))

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準(仕様確認)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (*H28.4.1以前の建築物の適用除外*)

(略)

[住戸に関する事項]

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準(標準計算[各住戸])

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準(簡易計算[各住戸](エネルギー住宅法))

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準(仕様確認)→別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外(H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準(標準計算)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準(簡易計算(エネルギー住宅法))

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準(仕様確認)→別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. ・ 2. (略)

6) 届出書第四面別紙 (参考様式)

※「評価方法」が「簡易計算 (フロア入力法)」の場合は、第四面の記載は不要

住戸に関する事項 (第四面別紙)								
物件概要								
物件名								
建築物の住戸の数	戸	該当する地域の区分						
評価方法	標準計算	外皮基準		一次エネ基準				
一次エネルギー消費量 集計表								
	設計一次エネルギー消費量 [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 [GJ/年]	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI			
① 住戸部分合計								
② 共用部 (ゲストルーム等)								
③ 共用部								
④ 非住宅部分								
合計 (①~④)								
外皮性能 集計表								
住戸単位	外皮基準適合戸数	戸	基準値:	$U_A =$	$\eta_{AC} =$			
全住戸平均	設計値:		住棟単位 $U_A =$	住棟単位 $\eta_{AC} =$				
	基準値:		住棟単位 $U_A =$	住棟単位 $\eta_{AC} =$				
(以下参考)								
	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】	【3. 専用部分の床面積】	外皮平均熱貫流率 (U_A)	冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC})	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	BEI
		[階]	[㎡]	[W/(㎡・K)]	[-]	[GJ/年]	[GJ/年]	
BEI 代表住戸								
BEI 最大住戸								

住戸に関する事項 (第四面別紙)								
物件概要								
物件名	(仮称)〇〇〇〇〇共同住宅新築工事							
建築物の住戸の数	43	戸	該当する地域の区分	6				
評価方法	標準計算	外皮基準	住戸単位	一次エネ基準	住戸のみ			
一次エネルギー消費量 集計表								
	設計一次エネルギー消費量 [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 [GJ/年]	設計一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	基準一次エネルギー消費量 (その他除く) [GJ/年]	BEI			
① 住戸部分合計	2,629.6	2,813.8	1,943.5	2,138.2	0.91			
② 共用部 (ゲストルーム等)								
③ 共用部								
④ 非住宅部分								
合計 (①~④)	2,629.6	2,813.8	1,943.5	2,138.2	0.91			
外皮性能 集計表								
住戸単位	外皮基準適合戸数	43	戸	基準値 :	$U_A = 0.87$ $\eta_{AC} = 2.8$			
全住戸平均	設計値 :	住棟単位 $U_A = 0.63$		住棟単位 $\eta_{AC} = 1.1$				
	基準値 :	住棟単位 $U_A = 0.75$		住棟単位 $\eta_{AC} = 1.4$				
(以下参考)								
	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】	【3. 専用部分の床面積】	外皮平均熱貫流率 (U_A)	冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC})	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	BEI
BEI 代表住戸	208	中間階	68.13	0.64	0.8	62.1	65.8	0.93
BEI 最大住戸	306	中間階	68.66	0.72	1.2	64.7	66.4	0.97

① 住戸部分

No	タイプ名	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】	【3. 専用部分の床面積】	【4. 住戸のエネルギー消費性能】								
					1. 外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する事項			2. 一次エネルギー消費量に関する事項					
					外皮平均熱貫流率 (U _A)	冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC})	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量 (その他除く)	基準一次エネルギー消費量 (その他除く)	BEI	
[W/m ² ・℃]	[-]		[GJ/年]	[GJ/年]	[GJ/年]	[GJ/年]							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													

① 住戸部分												
No	タイプ名	【1. 住戸の番号】	【2. 住戸の存する階】	【3. 専用部分の床面積】	【4. 住戸のエネルギー消費性能】							
					1. 外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する事項			2. 一次エネルギー消費量に関する事項				
					外皮平均熱貫流率 (U _A)	冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC})	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量 (その他除く)	基準一次エネルギー消費量 (その他除く)	BEI
[W/m ² ・℃]	[-]		[GJ/年 ²]	[GJ/年 ²]	[GJ/年 ²]	[GJ/年 ²]						
1	Cタイプ	101	最下階	68.66	0.58	1.1	○	59.9	66.2	43.6	49.9	0.88
2	Aタイプ	102	最下階	68.13	0.54	0.9	○	59.7	65.6	43.5	49.5	0.88
3	Aタイプ	103	最下階	68.13	0.54	0.9	○	49.5	43.5	43.5	49.5	0.88
4	Aタイプ	104	最下階	68.13	0.54	0.9	○	59.7	65.6	43.5	49.5	0.88
5	Aタイプ	105	最下階	68.13	0.51	0.9	○	58.4	65.6	42.2	49.5	0.86
6	Bタイプ	106	最下階	68.68	0.52	0.8	○	58.4	66.0	42.2	49.7	0.85
7	Aタイプ	107	最下階	68.13	0.54	0.8	○	58.8	65.6	42.7	49.5	0.87
8	Aタイプ	108	最下階	68.13	0.54	0.8	○	58.8	65.6	42.7	49.5	0.87
9	Aタイプ	109	最下階	68.13	0.54	0.8	○	58.8	65.6	42.7	49.5	0.87
10	Cタイプ	110	最下階	68.66	0.58	1.0	○	59.8	66.2	43.6	49.9	0.88
11	Cタイプ	201	中間階	68.66	0.70	1.2	○	63.1	66.4	46.9	50.1	0.94
12	Aタイプ	202	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
13	Aタイプ	203	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
14	Aタイプ	204	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
15	Aタイプ	205	中間階	68.13	0.65	0.9	○	62.9	65.8	46.7	49.6	0.95
16	Cタイプ	206	中間階	68.66	0.70	1.1	○	64.6	66.4	48.4	50.1	0.97
17	Bタイプ	207	中間階	68.68	0.67	0.9	○	62.8	66.4	46.6	49.9	0.94
18	Aタイプ	208	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
19	Aタイプ	209	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
20	Aタイプ	210	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
21	Cタイプ	211	中間階	68.66	0.70	1.1	○	63.5	66.4	47.2	50.1	0.95
22	Cタイプ	301	中間階	68.66	0.70	1.2	○	63.1	66.4	46.9	50.1	0.94
23	Aタイプ	302	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
24	Aタイプ	303	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
25	Aタイプ	304	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
26	Aタイプ	305	中間階	68.13	0.64	0.9	○	62.6	65.8	46.4	49.6	0.94
27	Cタイプ	306	中間階	68.66	0.72	1.2	○	64.7	66.4	48.5	50.1	0.97
28	Bタイプ	307	中間階	68.68	0.67	0.9	○	62.8	66.4	46.6	49.9	0.94
29	Aタイプ	308	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
30	Aタイプ	309	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
31	Aタイプ	310	中間階	68.13	0.64	0.8	○	62.1	65.8	46.0	49.6	0.93
32	Cタイプ	311	中間階	68.66	0.70	1.1	○	63.5	66.4	47.2	50.1	0.95
33	Cタイプ	401	最上階	68.66	0.67	1.6	○	61.0	66.4	44.7	50.1	0.90
34	Aタイプ	402	最上階	68.13	0.62	1.4	○	60.6	65.8	44.4	49.6	0.90
35	Aタイプ	403	最上階	68.13	0.62	1.4	○	60.6	65.8	44.4	49.6	0.90
36	Aタイプ	404	最上階	68.13	0.62	1.4	○	60.6	65.8	44.4	49.6	0.90
37	Aタイプ	405	最上階	68.13	0.62	1.4	○	60.6	65.8	44.4	49.6	0.90
38	Cタイプ	406	最上階	68.66	0.69	1.6	○	62.3	66.4	46.0	50.1	0.92
39	Bタイプ	407	最上階	68.68	0.64	1.4	○	60.2	66.1	44.0	49.9	0.89
40	Aタイプ	408	最上階	68.13	0.62	1.2	○	59.7	65.8	43.5	49.6	0.88
41	Aタイプ	409	最上階	68.13	0.62	1.2	○	59.7	65.8	43.5	49.6	0.88
42	Aタイプ	410	最上階	68.13	0.62	1.2	○	59.7	65.8	43.5	49.6	0.88
43	Cタイプ	411	最上階	68.66	0.67	1.5	○	61.0	66.4	44.7	50.1	0.90
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												

7) 法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果

(参考様式)	本様式は参考様式となります。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する 評価の結果	
第 号 年 月 日	
依頼者（建築主）	様
登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 印	
下記1の評価書交付番号に基づき、下記2及び3に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明します。	
記	
1. 評価書交付番号 第 号 ～ 第 号	
<input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> BELS評価書 <input type="checkbox"/> その他
2. 建築物の名称	
3. 地名地番	
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。また、この証明書は以下の内容について、保証するものではありません。	
・上記評価書交付番号以降の計画の変更等の内容	
・上記建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の届出の対象であること	

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する
評価の結果

第 123456789 号

2020年 月 日

依頼者（建築主） 様

登録住宅性能評価機関名or登録省エネ判定機関名 印

下記1の評価書交付番号に基づき、下記2及び3に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明します。

記

1. 評価書交付番号 第 012345678 号 ～ 第 123456789 号

設計住宅性能評価書 BELS評価書 その他

2. 建築物の名称 ○○○○マンション

3. 地名地番 ○○都○○区○丁目○○○番○、○、○、○

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。また、この証明書は以下の内容について、保証するものではありません。

- ・上記評価書交付番号以降の計画の変更等の内容
- ・上記建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の届出の対象であること

8) 法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果交付依頼書

(参考様式)

本様式は参考様式となります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する
 評価の結果交付依頼書
 (第一面)

年 月 日

登録住宅性能評価機関名 or 登録省エネ判定機関名 殿

依頼者(建築主)の氏名又は名称 印

下記1の評価書交付番号に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の届出対象となる下記2及び3に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の2第1項に規定する評価の結果の交付を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違はありません。

記

1. 評価書交付番号 第 _____ 号 ~ 第 _____ 号
 設計住宅性能評価書 BELS 評価書 その他
2. 建築物の名称
3. 地名地番

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する
評価の結果交付依頼書
(第一面)

2020年 月 日

登録住宅性能評価機関名 or 登録省エネ判定機関名 殿

依頼者（建築主）の氏名又は名称 印

下記 1 の評価書交付番号に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項の届出対象となる下記 2 及び 3 に記載の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の 2 第 1 項に規定する評価の結果の交付を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違はありません。

記

1. 評価書交付番号 第 012345678 号 ～ 第 123456789 号
設計住宅性能評価書 BELS 評価書 その他
2. 建築物の名称 ○○○○マンション
3. 地名地番 ○○都○○区○丁目○○○番○、○、○、○

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

建築主等の概要

【1. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

建築物に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【3. 建築物の用途】

非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

【4. 建築物の住戸の数】

建築物全体 戸

【5. 工事種別】 新築 増築 改築

【6. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

無 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)

【7. 該当する地域の区分】 地域

【備考】

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】 カブシキガイシャ ショウエネフドウサン 〇〇 〇〇

【氏名又は名称】 株式会社 省エネ不動産 代表取締役 〇〇 〇〇

【郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【住所】 〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-3

【電話番号】 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】 〇〇 〇〇

【氏名又は名称】 株式会社 〇〇設計事務所

【郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇

【住所】 〇〇県〇〇市〇〇町

【電話番号】 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【3. 設計者等】

【資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】 【2. 代理者】と同じ

【住所】

【電話番号】

建築物に関する事項

【1. 地名地番】 〇〇県〇〇市〇〇町

【2. 建築物の階数】 (地上) 10 階 (地下) 階

【3. 建築物の用途】

 非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

【4. 建築物の住戸の数】

建築物全体 45 戸

【5. 工事種別】 新築 増築 改築

【6. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】

 無 有 (竣工年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 竣工)

【7. 該当する地域の区分】 6 地域

【備考】

(3) 軽微変更関係 9) 軽微変更説明書 (参考様式)

本様式は参考様式となります。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

年 月 日

様

申請者氏名

印

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (計画的な抜本的な変更を除く)	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

2020年 ●月 ●日

建築主様

申請者氏名 建築 建太郎 印

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	(仮称) Aビル新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区●●町1-2-3
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	2020年 ●月 ●日 第 123456789 号
(4) 変更の内容	
<input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input checked="" type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画な抜本的な変更を除く）	
(5) 備考	
(注意)	
<p>1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。</p> <p>2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。</p>	受付欄

(参考様式)

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

- ①建築物の高さ又は外周長の減少
- ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ③空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）
- ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- その他（ ）

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- ・ 1階階高減少に伴う建築物高さの減少

・添付図書等

立面図、断面図

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)

(第三面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () ≤ ()

・変更となる設備の概要

空気調和設備
変更内容記入欄

機械換気設備
変更内容記入欄

照明設備
変更内容記入欄

給湯設備
変更内容記入欄

太陽光発電
変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(参考様式)	
(第三面)	
【B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更】	
・変更前の BEI = (0.75) < 0.9	
・変更となる設備の概要	
<input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材厚さの変更 吹付け硬質ウレタンフォームA種1 (変更前) 30mm → (変更後) 25mm 西側開口部のブラインド設置取りやめ パッケージエアコンコンディショナ機種変更 RHC-1~3 (変更前) 品番○○○ → (変更後) △△△
<input checked="" type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄	<ul style="list-style-type: none"> 送風機 機種変更 FE-1~3 (変更前) 品番●●● → (変更後) ▲▲▲
<input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	<ul style="list-style-type: none"> 2階~5階機械室 照明台数変更 品番■■■■-■■■ (変更前) 132台 → (変更後) 135台
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	<ul style="list-style-type: none"> 洗面所給湯熱源 機種変更 EH-1~2 (変更前) 品番◎◎◎ → (変更後) ×××
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄	<ul style="list-style-type: none"> アレイのシステム容量の変更
・添付図書等	
平面図、立面図、断面図、仕様書、機器表、仕様シート	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(参考様式)

(第三面 別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[空調設備関係]

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み

変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)

変更前・変更後の平均熱貫流率

変更前 (0.822) 変更後 (0.862) 増加率 (4.9) %

窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無

変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)

変更前・変更後の平均熱貫流率

変更前 (3.19) 変更後 (3.27) 増加率 (2.6) %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前 (1.39) 変更後 (1.28) 減少率 (8.0) %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前 (1.83) 変更後 (1.73) 減少率 (5.5) %

(参考様式)

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加

室用途 (便所)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 (0.41) 変更後 (0.42) 増加率 (2.5) %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加

室用途 (機械室)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 (18.72) 変更後 (19.20) 増加率 (2.6) %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 (洗面)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 (0.37) 変更後 (0.34) 減少率 (8.2) %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(参考様式)

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

下表掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

(参考様式)

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 (2.15)

変更後 システム容量の合計値 (2.11)

変更前・変更後のシステム容量減少率 (1.9) %

(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

本様式は参考様式となります。

10) 軽微変更該当証明申請書 (参考様式)

(参考様式)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

(参考様式)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

2020年 〇月 〇日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地	東京都千代田区●●町 1-2-3
申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	●●株式会社 印 代表取締役社長 建築 エネ夫
設計者氏名	設計 太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 〇〇 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】 〇〇

【軽微な変更の概要】 〇〇

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

11) 軽微変更該当証明書 (参考様式)

本様式は想定様式となります。

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日
建築主 様
所管行政庁 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

(参考様式)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 123456789 号
2020年 〇月 〇日

建築主 ●●株式会社 代表取締役社長 建築 エネ夫 様

所管行政庁 〇〇〇〇〇 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 2020年〇〇月〇〇日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

2. 様式記入例（誘導措置関係）（1）性能向上計画認定関係（一戸建ての住宅(性能基準)）

1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
- 建築物の一部（住戸の部分）
- 建築物の一部（非住宅部分）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

2020年〇〇月〇〇日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は 〇〇県〇〇市〇〇町

主たる事務所の所在地 〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名 建築 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

建築物全体

建築物全体 (建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)

建築物の一部 (住戸の部分)

建築物の一部 (非住宅部分)

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】			
【イ. 氏名のフリガナ】	●●カブシカイシャ	ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ	ケンチクエネオ
【ロ. 氏名】	●●株式会社	代表取締役社長	建築 エネ夫
【ハ. 郵便番号】	123-4567		
【ニ. 住所】	東京都千代田区●●町1-2-3		
【ホ. 電話番号】	03-1234-5678		
【2. 代理者】			
【イ. 資格】	(一級) 建築士	(大臣)	登録第 123456 号
【ロ. 氏名】	設計 太郎		
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所	(東京都)	知事登録第 12345 号
【ニ. 郵便番号】	234-5678		
【ホ. 所在地】	東京都新宿区●●町2-3-4		
【ヘ. 電話番号】	03-2345-6789		
【3. 設計者】			
(代表となる設計者)			
【イ. 資格】	(一級) 建築士	(大臣)	登録第 123456 号
【ロ. 氏名】	設計 太郎		
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所	(東京都)	知事登録第 12345 号
【ニ. 郵便番号】	234-5678		
【ホ. 所在地】	東京都新宿区●●町2-3-4		
【ヘ. 電話番号】	03-2345-6789		
【ト. 作成した設計図書】	設計図書一式		
(その他の設計者)			
【イ. 資格】	() 建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	() 建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	() 建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	() 建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	() 建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】			

【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

申請済 ()

未申請 ()

【5. 備考】

(記入例)

<p>【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p> <p>【ト. 作成した設計図書】</p>
<p>【4. 確認の申請】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>申請済 ((株) ●●指定確認検査機関 東京都千代田区)</p> <p><input type="checkbox"/>未申請 ()</p>
<p>【5. 備考】</p>

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²) 増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²) 改築部分 (m ²) (m ²)
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²) (m ²) 増築部分 (m ²) (m ²) (m ²)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3		
【2. 敷地面積】	120.42	m ²	
【3. 建築面積】	76.60	m ²	
【4. 延べ面積】	140.73	m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上)	2 階	(地下) 0 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体	1 戸	
	認定申請対象住戸	戸	
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修		
【9. 構造】	木造軸組工法 造 一部 造		
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
【12. 該当する地域の区分】	6	地域	
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	増築部分 (m ²)	(m ²)	
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	改築部分 (m ²)	(m ²)	
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(140.73 m ²)	(140.73 m ²)	(140.73 m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)

	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
B P I ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
 B P I ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
 B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 B E I ()

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 0.76 W/(m²・K) (基準値 0.87 W/(m²・K))
 冷房期の平均日射熱取得率 2.4 (基準値 2.8)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 96.6 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 94.8 GJ/年
 B E I (0.88)

誘導基準一次エネ、設計一次エネは「その他一次エネ」を含む値を記入

国土交通大臣が認める方法 ()

BEI= 設計一次エネ (その他一次エネ除き) :73.5 GJ/年 ÷ 基準一次エネ (その他一次エネ除き) :83.6 GJ/年

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

- 基準省令第10条第3号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
BPI ()
- 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))
BPI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
- 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
BEI ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- (住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

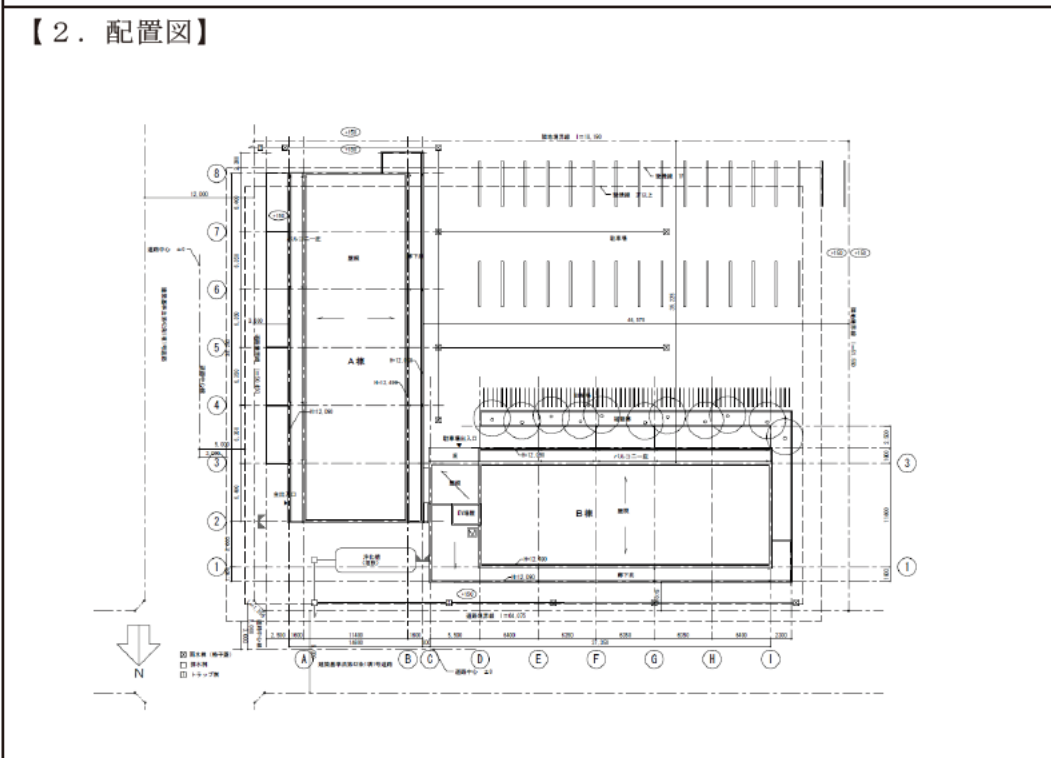
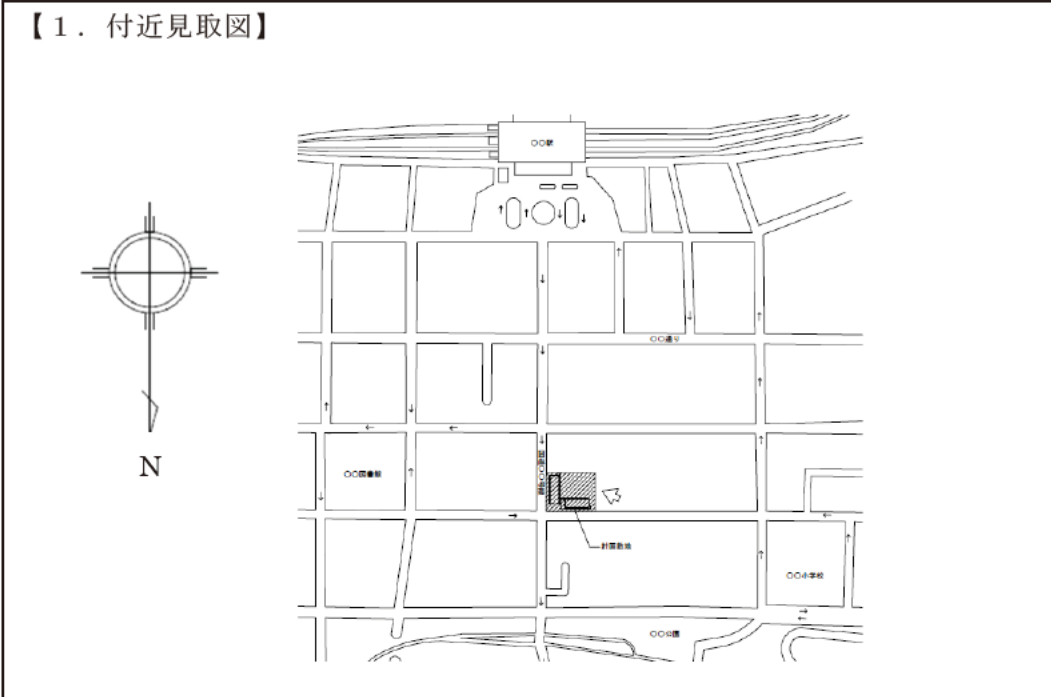
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI ()		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		()
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第3号ロの基準		
(非住宅部分)		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準		
年間熱負荷係数	MJ/(m ² ・年) (基準値	MJ/(m ² ・年))
BPI ()		
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準		
年間熱負荷係数	MJ/(m ² ・年) (基準値	MJ/(m ² ・年))
BPI ()		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI ()		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		
BEI ()		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(住宅部分)		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準		
住棟単位外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値	W/(m ² ・K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)		
基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI ()		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(複合建築物)		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(第四面)



(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準 外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K)) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(第五面)

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】			
【2. 住戸の存する階】		階	
【3. 専用部分の床面積】		m ²	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準			
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
BEI ()			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

建築に要する費用 3000万円

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	2020年	月	日
---------------	-------	---	---

[工事の完了の予定年月日]	2020年	月	日
---------------	-------	---	---

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - (3)申請建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物
 - (4)他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物
- ③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であつて建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑦ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。
- ⑦ 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」、「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1) (i) 又は同号イ(1) (ii) の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - iii) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
- ⑪ 他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。
- ⑫ 第三面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合のみ、記載してください。
- ② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

- ① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
 - ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
 - ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - ④ 【5. 住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
 - ⑤ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
7. 第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事の氏名

殿

所管行政庁

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る建築物の位置

(※) は、法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十四 (第二十五条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号 第 123456789 号
認定年月日 2020年〇〇月〇〇日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2020年〇〇月〇〇日
2. 申請者の住所
〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
3. 認定に係る建築物の位置
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

(※) は、法第30条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(2) 表示認定関係（複合建築物（モデル）共同住宅（性能基準））

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(記入例)

様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

2020年〇〇月〇〇日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は 〇〇県〇〇市〇〇町

主たる事務所の所在地 〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称 印

代表者の氏名 建築 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】			
【2. 敷地面積】		m ²	
【3. 建築面積】		m ²	
【4. 延べ面積】		m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体		戸
【8. 構造】	造	一部	造
【9. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無		
【10. 建築物の構造及び設備の概要】	別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による		
【11. 該当する地域の区分】	地域		
【12. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)		
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3																										
【2. 敷地面積】	1092.42 m ²																									
【3. 建築面積】	460.60 m ²																									
【4. 延べ面積】	3508.73 m ²																									
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階	(地下) 1 階																								
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物																									
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 47 戸																									
【8. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造																									
【9. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
【10. 建築物の構造及び設備の概要】	別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による																									
【11. 該当する地域の区分】	6 地域																									
【12. 住宅部分の床面積】	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>(床面積)</th> <th>(開放部分を除いた部分の床面積)</th> <th>(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【イ. 新築】</td> <td>(〇〇〇〇 m²)</td> <td>(〇〇〇〇 m²)</td> <td>(〇〇〇〇 m²)</td> </tr> <tr> <td>【ロ. 増築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td>【ハ. 改築】</td> <td>全体 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改築部分 (m²)</td> <td>(m²)</td> <td>(m²)</td> </tr> </tbody> </table>			(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	【イ. 新築】	(〇〇〇〇 m ²)	(〇〇〇〇 m ²)	(〇〇〇〇 m ²)	【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)	【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)		改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																							
【イ. 新築】	(〇〇〇〇 m ²)	(〇〇〇〇 m ²)	(〇〇〇〇 m ²)																							
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																							
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																							
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)																							
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)																							
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準																									

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
- BEI ()

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
- BEI ()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準
- 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
- 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
- BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【二. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

 BEI ()

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI (0.8)

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率		(基準値)
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K)
住棟単位冷房期平均日射熱取得率		(基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分	(<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量	5645.9 GJ/年
設計一次エネルギー消費量	5111.4 GJ/年

 BEI (0.89)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分	(□第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号)
BEI ()	

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

- 基準省令第1条第1項第3号ロの基準 (複合建築物)

基準一次エネ、設計一次エネは「その他一次エネ」を含む値を記入

BEI= 設計一次エネ (その他一次エネ除き) : 4110.3 GJ/年 ÷ 基準一次エネ (その他一次エネ除き) : 4644.8 GJ/年

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

(第三面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値	W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率		(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(第三面)

[住戸に関する事項] **住戸毎に作成することが基本**

【1. 住戸の番号】	201~1005		
【2. 住戸の存する階】	2~10 階		
【3. 専用部分の床面積】	2階〇〇 m ² ・・・10階〇〇m ²		
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input checked="" type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準		
	外皮平均熱貫流率	0.76 W/(m ² ・K)	(基準値 0.87 W/(m ² ・K))
	冷房期の平均日射熱取得率	2.4	(基準値 2.8)
<input type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準		
	外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値 W/(m ² ・K))
	冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準		
<input type="checkbox"/>	国土交通大臣が認める方法及びその結果	()	
<input type="checkbox"/>	基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外		
	(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input checked="" type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
	基準一次エネルギー消費量	113.4 GJ/年	
	設計一次エネルギー消費量	102.3 GJ/年	
	BEI ()	0.88	
<input type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		
	BEI ()		
<input type="checkbox"/>	基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準		
<input type="checkbox"/>	国土交通大臣が認める方法及びその結果	()	

基準一次エネ、設計一次エネは「その他一次エネ」を含む値を記入

BEI=設計一次エネ:81.0 GJ/年 (その他除き) ÷ 基準一次エネ: (その他除き) 92.1 GJ/年

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

- ① 【6. 建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 基準省令附則第 3 条又は第 4 条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【11. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)（i）又は同号イ(1)（ii）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3)【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (4)「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準」又は「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (5)「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ 第二面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1)（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載して

ください。

- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第三十八 (第三十一条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

建築 太郎 殿

所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により申請のあった建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。

1. 申請年月日

2010年〇〇月〇〇日

2. 申請者の住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

(記入例)

(参考様式)					
設計内容説明書 (モデル建物法)					
建築物の名称	●●ビル				
建築物の所在地	東京都千代田区●●1-2-3				
設計者等氏名	設計 太郎				
【設計内容】					
確認事項	確認項目	設計内容説明欄			確認欄
		項目	設計内容	図書の種類	
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅複合建築物 非住宅部分の用途 (事務所)	<input type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 面積表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		地域の区分	(6) 地域		
		階数	・地上 (8) 階、地下 (1) 階		
		床面積	・延べ面積 (2,100) m ² ・計算対象部分の床面積 (2,100) m ²		
計算条件	適用モデル建物	<input checked="" type="checkbox"/> 単一モデル建物 <input type="checkbox"/> 複数モデル建物 モデル建物の種類 (事務所モデル)			
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類及び厚みを入力 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材の熱伝導率及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 外壁等の熱貫流率を入力	<input type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 仕様表 <input checked="" type="checkbox"/> 集計表 <input checked="" type="checkbox"/> 成績書	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	窓の性能	計算手法等	<input checked="" type="checkbox"/> 建具の種類及びガラスの種類を入力 <input type="checkbox"/> 建具の種類並びにガラスの熱貫流率及び日射熱取得率を入力 <input type="checkbox"/> 窓の熱貫流率及び日射熱取得率を入力	<input type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 仕様表 <input checked="" type="checkbox"/> 集計表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
空気調和設備等の概要	各設備の性能	対象の有無	・計算対象空気調和設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象機械換気設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・計算対象照明設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象給湯設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象昇降機の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 機器表 <input checked="" type="checkbox"/> 集計表 <input checked="" type="checkbox"/> 設備図	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		太陽光発電設備	・太陽光発電設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 <input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 売電有り 年間日射地域区分 () 区分	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
結果	適否等	一次エネルギー消費量	・基準省令第1条第1項第1号ロの基準への適合 <input checked="" type="checkbox"/> 適合 (BEI _m : 0.85) <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 出力シート	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否